中にて大阪より在りし故磯山より渡—呉れとの大井が言葉より依り之れを渡したるなり(裁)被告と小松との間いどんな關係あるか(石)元來小松い布施銀行の株主なれい常に顔い見合いし居りしが其の後自分い飯田事件よて拘留の身となり明治十八年の株主總會の頃歸行せしが其の時役員等いッリ〳〵バラ〳〵よあり居り問もなく小諸銀行より縣廳へ出願することありて其事に付勘選課吏員い布施銀行へ出張し諸帳簿を調査する抔大變よありたるものから臨時株主總會議を開き小松大を頭取よ選擧し自分ハ支配人に選まれてより以來今日に至りて申す關係なり(裁)大井に謝金と渡すとい小松も亦知のとか(石)素より亦知なり(裁)小松い朝鮮計畫を大井より聞き・譯か(石)大井よ聞き・譯か(石)大井より聞しましたる事と自分い思ひ居りましたが傍聽筆記よ依りますれい話したるとがない樣です(裁)被告よりいドッか(石)話したるとあり其初めい金調の事も承諾したる樣子でありしなれども後にい其事を恐るよ樣なる邊梅でしたから遂に私借の証書を差入れる事よなりしなり(裁)千圓の証書を入れて二百圓を借りたる時の手續い如何(石)其事の紹介い自分に於て致したれども實際授受い大井と小松との間にて致したる譯です(裁)紹介せしとい(石)訴訟の事に就て何れ大井へ金子い遣らねばならぬから兎も角貸してやつて呉れと申したるなり(裁)それい何時頃か(石)七月頃です(裁)大井と小松との間に二百圓を授受せし話を其方聞きしか(石)ハイ(裁)其金い銀行の金か將た小松の私有金か(石)自分い銀行の金と思ふなり(裁)凡て金子の事は大井と銀行との關係といふ譯か(石)左樣(裁)謝金の取るべきものあるに非を措て千圓借入れるとい如何ある譯か(石)此の時いまだ謝金の全く取れるとも取れぬとも分らぬ內なれば兎に角金策さへ早く出來ればよいとの事にて事此に及びたるなり(裁)十八年十一月上旬の頃大井の意を受けて大坂に來り小林に面會せしとありや(石)ありて來れとの意にて小、石とい誰れの事か(石)小林と自分の事あり(裁)猶は磯山の證審第二光も之れい小松が金策のため大坂に行くとて身を隱せしとありし時にて卽ち自分い銀行の事にて同人よ用事もありし故旁々大坂へ參りし譯なり(裁)土屋い同鄕人のと故常に宿泊致させしが帰山い大坂へ出立の前夜一泊いたさせたり(裁)被告い磯山の潛身を大井よ報せしよ相違あるか(石)左樣相違御座りませぬ・(裁)磯山い渡航の後如何なる事をなとと云ふ事を被告の話せし事ありや(石)渡韓の後い獨立黨を助けて大黨を殺すと云ふ位の事い聞きされ其手段の如きい少しも聞かざりし(裁)磯山等が爆發物を製造したる事い知り居るか(石)少しも知らず(裁)持ち行くと云ふことい承知し居りしならん(石)知らざりし又推察もせざりし(裁)景山が長崎へ出立をる際被告の宅よ於て荷作りせし事ありや(石)有一館と被告の內とい接近し居るを以て荷造りせしかも知れず併し自分い少しも關係なし(裁)大井が景山に荷物を渡したるも知らぬか(石)左樣(裁)荷造りい知らずとも荷物い知り居るか(石)有一館へ送りたる荷物い如何ある物なりしか(石)移轉する事故鍋もありし釜もありしなり(裁)田代とい知り合ひか(石)存せず(裁)其知り合ひの樣子い如何(石)彼れい有一館の生徒なりしを以て一面識ありしのみ(裁)大井の證審第一回調書に「十一月十一日付大坂より小、石よりザキ來レ」とありと之れい磯山が千五百圓持ち居ることが小林よ知れ爲めよ兩人の間よ紛糾を生し磯山を改選せねばならぬから直ぐ來れとの意にて小、石とい誰れの事か(石)小林と自分の事あり(裁)猶は磯山の證審第二回の調書集金を記載したる內よ石塚より百圓とありと之れい大井に對し訴訟事件謝金の內か(石)左樣謝金の內あり(裁)大井に渡したる五百三十圓の內二百圓い被告の名前を以て渡したるか(石)左樣(裁)大井い此五百三十圓を何の爲に費消したるかを知るか(石)知らず(裁)小林の證審第二回の調書に「石塚の大坂に來りしい何の爲めありしや答其時い何の爲めありしかを知らざりしが後にて聞けば全く視察の爲め來りし云々」之れい大体認るか(石)認ひ(裁)景山の證審第三回調書に「問ふ政府頃發に從事する者い誰々あるや答大井、小林、石塚云々」之れも認るか(石)其文面い甚だ穩かならずと考ふ(裁)又山際七司第一回調書よ「問ふ石塚よりも朝鮮に事を勸る事を聞きたる事ありや答へ聞きたる事ありや云々」被告が答げたる事ありや(石)彼れの宅に於て朝鮮計畫も磯山の潛身も話せし事ありや(裁)然らば其手續を申立てよ(石)歸京後種々談話の末大坂よて色々因りたる事を話したる事あり(裁)被告と山際とい如何なる知りあひか(石)彼れい自由黨員ありしを以て殊よ恐懼なりし(裁)たとひ自由黨の人なり恐懼なりとて漏泄の患もあり且無益の事なるに何故話せしか(石)彼れい知り合ひの中にて快じて漏泄の患ある人でありませんから話したるにて別に他に理由のあるとあらず(裁)大井證審調書に「村野を大坂よ遣せし事ありやとの問に遣せし事あり云々又村野を遣したる手續い如何との問ひに對し磯山等の挙動視察の爲めに遣したり云々」被告と村野とい何れが先きに來坂せしか(石)村野が先きなりし(裁)被告の來坂したるい何の爲めなるや(石)自分い前々よりの事實も知る事故若し滯坂者間に爭ひの生ずる事もあらバ之れと和解せしめ兎に角決着を附ける大井よりの囑托を受け來坂したる譯なり(裁)大井の孫審第一回調書に「問ふ汝が石塚重平に話したるい金策の一事のみか否外にも段々あり第二內地改良に從事せざる可からざる事第七外郭の都合により壯士を送らねばならぬなどと言ふ事も話せり云ふ又彼れい布施銀行の役員はじめ自分い其正宿所に至り金千圓を其頃破産小松大に當りて呉れと賴みし處直樣了承致ぬ內ハ(石)其他の金ハ(石)全く知らずと言ふ呉れたり云々」之れも認るか(石)其体い相違なき(裁)加藤宗七を布施銀行に遣はしたるも如何なる譯なるや(石)加藤い大井よりの使ひとして手紙を持來たりたるを以て自分よりも手紙を藉り謝金丈けなりとも渡しやり呉れと小松に申遣はしたるなり(裁)十八年十二月廿三日稻田警部に差出したる磯山自書中に「墓金方法出金者の名前(上略)原籍不詳石塚重平より金百圓云々」猶は同人證審第十三回調書中に「資金約定を確定せしい稻垣の宅にして別に石塚の宅よ於て爲せし事なし云々」之れい相違なきか(石)左樣(裁)景山の調書よ依るに爆發物を同人が長崎よ持行きし事い磯山より被告よ頼みたるが如し如何(石)(裁)午前よ引續き訟廷を開き波越に就て事實を審問すべし辨護人星亨氏曰く夫れに先立ち石塚よ實問する事あり同人が證審第三回の調書に「田代い年長の者なりとて大井より內地よ送り居る可き譯」との傳言と受けたる事ある樣子なり其年長と言ひしい何の廉由なるか又其の傳言を受けたるい實事なるや(裁)石塚如何(石)渡韓するも費用不足あれば其儀を失ふの憂あらん故に壯士を選抜し人員を減ずるに如かずとの說ありて內地に居殘る事となり樣なり然れども此れい自分の考よて此の答へ田代のみに關し審問ありたれば斯く答へしが其他の者に捉せる居殘る者ありしやあらん(星)田代と擇せしい同人にのみ就て審問ありしなれば斯く答へたりと聞き取りて可なるか(石)然り(星)年長云々い年の若き者を渡韓せしむるとあると云ふの意か(石)然り(星)是れい大井が云ひしか如何い自からか(石)人を減ずる事い大井より相談ありしが之れを告げたるい卽ち自分より(星)內地云々い卽ち內地の計畫をなす爲めよい來ずして金調の補合よ依る者の如し果して然るか(石)固より然り(星)猶は被告が豫審第二回の調書の末に「被告が大坂より歸京し大井にいつごろ大阪へ行くかとの續きに來た金調い山來されども兎よ角行くべしと云ひいつ歸るかと問ひしよ十七日頃にい歸るべし云々」とあり此の意味に依れば同人が自分も波越の爲めよ小林、磯山と辨護人星亨氏曰く夫れに先立ち石塚よ實問する事あり同人が豫審第三回の調書に「田代い年長の者なりとて大井より內地よ送り居る可き譯」との傳言と受けたる事ある樣子なり其年長と言ひしい何の廉由なるか又其の傳言を受けたるい實事なるや(裁)石塚如何(石)渡韓するも費用不足あれば其儀を失ふの憂あらん故に壯士を選抜し人員を減ずるに如かずとの說ありて內地に居殘る事となり樣なり然れども此れい自分の考よて此の答へ田代のみに關し審問ありたれば斯く答へしが其他の者に捉せる居殘る者ありしやあらん(星)田代と擇せしい同人にのみ就て審問ありしなれば斯く答へたりと聞き取りて可なるか(石)然り(星)年長云々い年の若き者を渡韓せしむるとあると云ふの意か(石)然り(星)是れい大井が云ひしか如何い自からか(石)人を減ずる事い大井より相談ありしが之れを告げたるい卽ち自分より(星)內地云々い卽ち內地の計畫をなす爲めよい來ずして金調の補合よ依る者の如し果して然るか(石)固より然り(星)猶は被告が豫審第二回の調書の末に「被告が大坂より歸京し大井にいつごろ大阪へ行くかとの續きに來た金調い山來されども兎よ角行くべしと云ひいつ歸るかと問ひしよ十七日頃にい歸るべし云々」とあり此の意味に依れば同人が

●廿七日午後一時十五分開廷

(裁)午前よ引續き訟廷を開き波越に就て事實を審問すべし辨護人星亨氏曰く夫れに先立ち石塚よ實問する事あり同人が豫審第三回の調書に「田代い年長の者なりとて大井より內地よ送り居る可き譯」との傳言と受けたる事ある樣子なり其年長と言ひしい何の廉由なるか又其の傳言を受けたるい實事なるや(裁)石塚如何(石)渡韓するも費用不足あれば其儀を失ふの憂あらん故に壯士を選抜し人員を減ずるに如かずとの說ありて內地に居殘る事となり樣なり然れども此れい自分の考よて此の答へ田代のみに關し審問ありたれば斯く答へしが其他の者に捉せる居殘る者ありしやあらん(星)田代と擇せしい同人にのみ就て審問ありしなれば斯く答へたりと聞き取りて可なるか(石)然り(星)年長云々い年の若き者を渡韓せしむるとあると云ふの意か(石)然り(星)是れい大井が云ひしか如何い自からか(石)人を減ずる事い大井より相談ありしが之れを告げたるい卽ち自分より(星)內地云々い卽ち內地の計畫をなす爲めよい來ずして金調の補合よ依る者の如し果して然るか(石)固より然り(星)猶は被告が豫審第二回の調書の末に「被告が大坂より歸京し大井にいつごろ大阪へ行くかとの續きに來た金調い山來されども兎よ角行くべしと云ひいつ歸るかと問ひしよ十七日頃にい歸るべし云々」とあり此の意味に依れば同人が

歸京の際次版の狀況を話し次非公開盟約書類
もを送諸國の如き調査の結果なれば其
の出版の事は自然延期知れざるべし將た被告の其出版を
三日新聞紙上に於て大阪の狀況を話したるとき
事件調査部の書來ざりしも其の後金澤の出
來れるに流き出版せしならん(越)然らば出
版は如何(石)然り(星)被告の東京に居りしなら
ば自然大井より通知を爲すも容易の事ならん
よ其事いなかりしや(石)淺野と練塀町とい其
距離も僅かなれば其事も容易ならんに曾つて
通知もあかりし(星)最早問ふ事なし(越)然ら
ば波越の被告に對する事件外患の要領い明治
十八年十月中森脇直樹方にて小林樟雄に面會
し朝鮮計畫の事を聞き其資金募集の事を依囑
せられ輙ち此れに同意を表し藤井鎮治及び久
保貞三郎より金員を借り入れ磯山に渡したる
事實あるが其大体い認むるか(波越)其要点い
認れども細小の事い一々申述べん(越)被告い
蓄自由黨員あるか(波)黨員にあらず(越)大井
小林及び磯山等い自由黨員よあらずや(波)自
由い元より政治上一定の主義いあれども日本
に於て形ち造られたる政黨の内よい加盟せず
而して大井、新井、磯山等い私交社交共に之を
と雖も獨り小林い私交社交共よりし(越)
然らば此計畫の事い小林より聞きし歟(波)然
り(越)其の聞きたる計畫と云ふい(波)其の
聞きたる計畫い全体朝鮮國い充分の獨立を
所從つて支那政府が此れよ干渉し獨立黨い非
志を得ざるのみならず之れが反對ある事大激
越激の爲めよ打負け微弱の姿あれば之れを助
け朝鮮政府の内閣を獨立黨に掌せしめざる
可からずとの事なり(越)其方法手段を聞か
ざりしや(波)然り曾て來はらず(越)唯今申せ
しわけか(波)一体自分が小林より聞きし事い
非なりしを以て爰に掛念なきに
實に漠然たる事なれば其方法を尋ねしよ小林い全体我々の
事を爲すい不充分の事よして自由ある働きを
爲す事にあらざれば其計畫の見込み等い立た
ず然れ共先づ彼の在朝の六傑を驚すが主眼な
りと答へたり(越)然らば六傑を驚す事丈けい
分り居りたるも如何して是れを驚すと云ふに
至ていふらざりしや(波)夫れい機會よて申立
てたる如く小林が明言せし事にも非らず且つ
不充分云々との言葉もありたれば六傑を驚す
と い多分暗殺ならんと思へり決して謂れあき
よ妄斷を下せしよいわらず又其の實行の如き
も朝鮮い曖昧隔たりたる國故に一々指揮する
と能はず故よ磯山清兵衛に一任したるおれば
分らずと云へり(越)此の話しを爲せし場處及
び年月日い如何(波)府下安治川南通三丁目森
脇直樹方よて聞きしが其月日い十月六七日頃
と覺も(越)何故に森脇方にて小林に會し何故
に其の話を聞きしや(波)其御尋問に對しい
自分が鄭聖高知を出發して上阪せし迄の手續
を申述ぶれば自然判明なちんか自分い近年遊
べて世の中の事に疎き者の遊ぶ事あり明治十
七年歸國以來いどこへも居ず常よ郷里にあ
りて從來世人と共よ益したる主義なども拋擲
し無頓着に打過ぎたるが餘り無聊に遊之ず何
か教育の事よでも力を盡さんと思ひしかど亦
考ふるよ教育なども主意い如何(波)其懷抱する主義を簡短よ申上
げん自分い明治十六年頃大阪に滞在中朝鮮獨
立黨派の者則ち吳葉及び陳某等と頻りに相往
來して深く親密の交際を爲せし事あり即ち私
か更に珍らしき事に手を出さんと考へ我縣下
に一つの盲唖院を起さんと發起し二三の者に
謀りしよ大に賛成を得申請も自然に出來た
より京都の盲唖院に居る古川某い其教育に熟
練の人と聞き即ち明治十八年九月十七日上京
なして同院を一覽の上猶ほ同氏に就き其意の
研究をもなし大きに得る處ありしが其後製紙
の事に就き大坂よ來りしが當地にて豫て滞
在なし居たる彩もあるよりして舊識もあり郷
友もあり隨つて四方八方の話しをも致度偖い
森脇方と尋ねしに主人不在よて自分猶ほ滞在
中小林の森脇を尋ね來り豫想外にも邂逅せし
なり是れ眞よ奇遇とも云ふ可きあり(越)其
所よて聞きたるか(波)其の聞きたるも亦不思
議なり元より小林い其以前已よ朝鮮計畫の事
よ就き森脇にい金の相談を爲せしとの事なれ
ども自分い此際其事を知らず森脇も不在なり
しに就き自分が代りて面會せしなり(越)其話
を聞き賛成同意したるおるか(波)然り併しな
がら同意と云ひ賛成と云ふ文字い法律の上に
て何と云ふ可きかい知らざれども大体自分が
小林に逢ひ金の融通となしたるい自分よ於て
考ふる處と小林の考ふる處と相似たるを以て
其懷抱相合したる譯よて假令此計畫を知らず
又金の周旋もなさず又小林等に關係いなくと
も其懷抱い矢張相合と是れい機會又い奇緣よ
於ても申立て遂げり(越)其相合せしと云ふ
主意い如何(波)其懷抱する主義を簡短よ申上
げん自分い明治十六年頃大阪に滞在中朝鮮獨
立黨派の者則ち吳葉及び陳某等と頻りに相往
來して深く親密の交際を爲せし事あり即ち私

交社交共よ是れありし事にて向來日本及朝鮮
の事に就き心配したる事もあり否お國く是れ
も言へば東洋全局面の事に就き此人々等と共
見痛く危配したる事あり其要を擧げれば現
東洋今日の有樣い頗る恐る可く頗る悲しむ可
く頗る憂ふ可き境遇よ陷れりと言ふにありて
遂の憂ふ可く悲む可く恐るべき果して如何
迄言ふよ總べて我東洋い歐米諸國の爲めよ殖
民地とあるの有樣われば なり是れい只果空の
就たい非らずして一々實跡よ照して言ひし事
迄り其實跡とい即ち之れを先きにしてい英國
が印度又い香港を略取せし如き又彼の佛國が
安南を略取せし如き又彼の露國が中央亞細亞
を勁掠せし如き是れを後よしてい露國が伊利
事件に付き殖民政策を施さんとせしが如き安
南は既てい佛と清國の爲めに交渉を惹起せし
事如き事ありて總て歐州全土に現れたる優勝
劣敗い盛れて我東洋よ來らんとの感想を腦髓
に浮びし事なるが此感想い吳氏、隙氏共よ同
感なりし夫れ然り已に東洋の一半い歐州の殖
民地よ成り了らんとおれば僅かよ獨立を保て
ば支那及び日本い默して止むべき事に非らず
隨て爰に危配おからざるを得ざるなり而して
此の危配をなすい我々の義務ありと考ふるを
以て朝鮮の獨立を確かひるい實に必要の案件
なりと信じたりッコア朝鮮國い果して如何や
と金ふに最も昔の日本と同しく近年迄い鎖港
封蓋よて各國と交際を爲さず至極野蠻頑固の
域に沈淪なし居り政治上の事も是れと云ふ可
き興論則ち國是のあるとなり其施す所の政略
悉實に不都合千萬なり此故に支那政府い漫り
に關渉を試み或い朝貢を爲さしめ或い藩屏な
りと稱す然れども朝鮮國い人文未だ開けず政
治上の思想も亦未だ發達せざれば無頓着に打
過ぎたり然るに一朝々鮮政府が我が日本と條
交條約を訂結せしより或い來なり或い英あり
或い佛なり前後爭うて朝鮮と交際を偕し此際
實に朝鮮い獨立國の對面を保ち交際上殆んど
對等國となりしよも掃らず一方に於てい支那
覺い暗よ小林の感覺と相合せしものよして即
ち自分が金澤をなしたる所以なり(越)機會互
に思想の相合したるより募金に從事したると
云ふが(波)然り然かれども憑志の相合したる
と募金の事い別にして貴いたし其意志い合し
たるに相違なきも只是れが原因をあし募金を
せしまでにて此の事い飽迄も實行せざる可か
らずとの感覺い此際別よなかりしなり(越)募
金の事い小林より頼まれしか(波)然り(越)朝
鮮計畫費と云ふ事を知りしや(波)如何にも殘
分の何物たるを知らしめんと殖産機械をさへ
購求せんとするよりて其計畫を助くるに違わらず前陳の如く郷
里高知よ歸り又世の中の事よ慫慂なりしも
偶ま上阪の節偶然よ小林よ邂逅し偶然に其計
畫と聽くや其の抱く意其の思ふ處暗に相合し
たる者から遂て考ふるに我々實に政治上自
由の主義を抱く者なれば朝鮮の獨立を計るい
亦て的の宿志なりと即ち之れを是認し尚も自由
主義を抱く者い最も力を盡す可き事なりと信
じたり其後明治十七年阪京せし時い朝鮮内地
の狀況を考へ彼の金玉均等の我國に逃れ來り
しを思ひ小林等の計畫い實に宜敷事なりと思
ひ居たり併しながら此内よ加り實行者となる
か更に珍らしき事に手を出さんと考へ我縣下
に一つの盲唖院を起さんと發起し二三の者に
謀りしよ大に賛成を得申請も自然に出來た
より京都の盲唖院に居る古川某い其教育に熟
練の人と聞き即ち明治十八年九月十七日上京
なして同院を一覽の上猶ほ同氏に就き其意の
研究をもなし大きに得る處ありしが其後製紙
の事に就き大坂よ來りしが當地にて豫て滞
在なし居たる彩もあるよりして舊識もあり郷
友もあり隨つて四方八方の話しをも致度偖い
森脇方と尋ねしに主人不在よて自分猶ほ滞在
中小林の森脇を尋ね來り豫想外にも邂逅せし
なり是れ眞よ奇遇とも云ふ可きあり(越)其
所よて聞きたるか(波)其の聞きたるも亦不思
議なり元より小林い其以前已よ朝鮮計畫の事
よ就き森脇にい金の相談を爲せしとの事なれ
ども自分い此際其事を知らず森脇も不在なり
しに就き自分が代りて面會せしなり(越)其話
を聞き賛成同意したるおるか(波)然り併しな
がら同意と云ひ賛成と云ふ文字い法律の上に
て何と云ふ可きかい知らざれども大体自分が
小林に逢ひ金の融通となしたるい自分よ於て
考ふる處と小林の考ふる處と相似たるを以て
其懷抱相合したる譯よて假令此計畫を知らず
又金の周旋もなさず又小林等に關係いなくと
も其懷抱い矢張相合と是れい機會又い奇緣よ
於ても申立て遂げり(越)其相合せしと云ふ
主意い如何(波)其懷抱する主義を簡短よ申上
げん自分い明治十六年頃大阪に滞在中朝鮮獨
立黨派の者則ち吳葉及び陳某等と頻りに相往
來して深く親密の交際を爲せし事あり即ち私

然自分方に來り朝鮮計畫の事をぞこで賦付けしかぞうか小林なぞへ話し其一部分を加へて よとの賜托故乃ち其依囑を應じ自分より小林に賴み實行者の一人に加へしなるが同人の別に金も持たざれば小林より渡す處を自分の手より渡せしまでなり故に此金も小林より渡す正當あれども必ずしにしても同じとなりしよぞ斯く計らし(栽)其片岡と云ふ者の別途に渡韓する筈なりしか(波)左樣蹔蹟等の要あれば同人の別途に渡韓するとのことにて彼地よりの一所になる筈なりし(栽)被告の其旨を承知せし乎(波)ハイ(栽)厚學せし人故より別途に行く歟か(波)ハイ、是れの小林の意見なりしに就き自分より其事を移せしなり(栽)片岡の長崎まで行かざりしや(波)其點の認め難し如何となれば今回の事件の如きも自分の其局面に當らず實の巻入なれば此故に關係の白然薄く なるなを恐れ何も云はざりしが片岡も兵書を脱せしも嘗の為に云はざりし同人の金を渡せしは後へめづれへ行きしや長崎へ行きしや朝鮮へ行きしや總て自分の知らぬとあり(栽)藤井氏の森脇方にて面會し武時話せしや(波)否面會せず總て其話しなせしは自分の藤亭西照庵おなし(栽)小林と共に饗宴に行きしなるや(波)行きし(栽)所の何故ぞ る乎(波)金策をなす筈小林は約束せしにも其目的にて同行せしが此の事の目的通り久保の方にて相談整ひたる(栽)久保に面會せし處(波)萬整なりし(栽)此久保なり藤井なりに金と申して貰ふ約束をなせし相談の如何ありしや(波)其相談の簡短あるとおりし其要領い小林の云ひし通り六藝を證すとのみ相談せり(栽)此相談をなせし時久保にの藤井の此計畫の面白しとか何とか云ひたる乎(波)何も藤井の此事件を贊成とか面白しとか云ひしが是非に過るべしとの話のおかりき要するに被告が懇々の頼みを絆だされ出金せしとあり又久保とても藤井同斷自分との私交上の親密なるより出金せしものなれば本件の善いとか惡いとか云ふとよ至つて い是非の判斷なかりしとならん而して久保の不同意を表せし位あらば以て懇々の頼みを小林の其喋び處の酒を出せしにぞ自分の十二分を醉あり故を醉中戯れに詩を作り酒間の虜興となせし位故全く忘却なし居たるを豫審にて此詩の事を餘り嚴重尋ねらるゝを以て錯覺の後其著作を思ひ出せしまゝ答して差出せし晴らすよい最も恰當のものなりと信ぜり(栽)跡から作りしものにいあらざるべきか(波)然り酒間作りしものあり(栽)磯山とり書面と違いせしあぞい最も深き仔細のあるとならんと思はるゝが果して如何にや(波)自分の疑縛後如何ある譯なる共驚樣の一人の如く見做さるゝとなれば自分の考へたる此疑の如くにて これを以て藤亭を晴らさんとへどれも共じて 藤亭の如き偏に事實あるとを申立てたる譯なり(栽)磯山の渡韓れいつ知りしや(波)金を小林お渡しで同人の出宿にて告別し京都の旅館に帰へ京城の為め出さたるも金調の為め思はぬ又最初朝鮮計畫の實行者と聞きしものから別段話しもなさず只小林より金の事を云ひ其翌朝久保の方へ行き金談なさんと思ひ此事を小林まで告げんと思ひしも要用の為め行くとを果さず磯山の當時の旅宿本田い自分の方より近き故そこへ參り何うかお金の工面い付くとのとを告げ置きたり是れい磯山に告げしも全くい小林よりの金談を應ずる返答の積りなりしなり(栽)磯山と懇談いせざりしや(波)然る懇談いなさず(栽)列席に於て詩作をなし磯山に與へしと云ふい如何(波)自分い平素酒を嗜むなるが或る時京都へ赴かんと小林を導ねし處小林い其喋び處の酒を出せしにぞ自分い十二分を醉あり故を醉中戯れに詩を作り酒間の虜興となせし位故全く忘却なし居たるを豫審にて此詩の事を餘り嚴重尋ねらるゝを以て錯覺の後其著作を思ひ出せしまゝ答して差出せし晴らすよい最も恰當のものなりと信ぜり(栽)跡から作りしものにいあらざるべきか(波)然り酒間作りしものあり(栽)磯山とり書面と違いせしあぞい最も深き仔細のあるとならんと思はるゝが果して如何にや(波)自分い疑縛後如何ある譯なる共驚樣の一人の如く見做さるゝとなれば自分の考へたる此疑の如くにて これを以て藤亭を晴らさんとへどれも共じて 藤亭の如き偏に事實あるとを申立てたる譯なり(栽)磯山の渡韓れいつ知りしや(波)金を小林お渡しで同人の出宿にて告別し京都の旅館に帰へ京城の為め出さたるも金調の為め思はぬ

日子を費すなぞ意外より時日を經過しれば乃ち京都を引拂ひ大坂に歸り再び小林の旅宿を尋ねしよ被告い實に案外ある事を聞きたり其案外とい坂も區さず磯山の逃走せしとにて其逃走せし事柄い如何あるや又た其逃走中い如何なる事をなし居たるかい知らざれども小林の當時いふ處に依れば切君より對して洵とよ相濟まぬとよと口をきくとも出來ぬとのとに自分い斗い如何なるとかと尋ねしに實い言ぬと思ひなたるも斯ういふ仕儀故一應話さんが君の京都へ行くまで磯山い居りたれども其翌日踪跡分らぬとなり折角君の骨を折り周旋して與れたりし金をも持逃げたれば實以て申譯なしと語り出でたり是れい確か十一月一日のとと記憶するが自分も殆んど意外千萬なりしまぞ又小林に答ふる言葉もおく當惑の餘り失れい懇き入りし次第なりと云ひしのみなりし斯くの始末故に自分も呆れ果て小林にい何ふも言いず小林も自分に對し恥ぢ入りし風情なりしおりこれを要するに小林より熱心の話しありしが爲めに金調をおしたるなるに異身同体の磯山が其金を持逃げしたりといふに至てい小林も面を合すに慚きしものゝ如く自分も懇き入りたるより直ちに旅亭中の島西照庵に帰れり其後小林も西照庵に自分を尋ね御此上何とか工面い出來ぬかとのとなりしも宜敵院の計畫もあるとも為出來ざる旨を答へ聽て直知へ帰り其後此計畫如何なりしやトンと分らざりしよ突然高知に於て捕に就く處といなりしなり(栽)磯山の代りに新井の者頭となりしとは承知乎(波)昨今公判傍聽筆記あるものを見て初めて知りしなり(栽)明治十八年七月

る云々」相違なきや(波)相違あし(裁)被告の豫審第一回の調書中に「小林より說出すゐ自分等ゝ朝鮮の事大義を憂し獨立黨を助く云々我國より來りし金玉均等を憐み云々」とあり是れゝ如何(波)マヤ斯んものでムりませう(裁)尙は引續きゐ「久保より逢ひ朝鮮計畫の事を話し金談をなせしも同人ゝ不同意なるも君等が熱心より愛で云々」是ゝ如何(波)相違なし(裁)又其引續きゐ「是ゝ先片岡ゝ朝鮮計畫の事を聞噛ぢゝ自分に就き小林に同行のことを委囑するより小林より相談せし處小林ゝ之を危ぶみ別途渡韓のことを申したり然るゝ片岡ゝ金なきを以て手元にありし金を渡す云々」是れゝ如何乎(波)相違あし(裁)尙は右の金ゝ其止宿所則ち西照庵より渡し京都より行き歸縣の途次小林方へ立寄りし處磯山潛身のことを聞き遊人云々」是れゝ如何(波)相違なし(裁)次ゝ先刻の詩なゐが是ゝ跡から作りしものにあらざれば云々とて裁判長其七絶を讀まれ此結句ゝ如何ある意味乎(波)字句熟せざれども推雲日云々ゝ事を成したる時と云ふなり(裁)然らば其結句の爲吾好貂ニ鬼將軍ニとあるゝ(波)清正ゝ鬼將軍とまで呼ばれしも汝ゝ自由の恩人と言ゝれよとの意味あり(裁)吊をるにいあらず清正を欣慕せる樣なれども(波)ソヤ解釋して云次逆ひなり是れを飜案して申さば鬼將軍と恐怖さるゝ勿れ朝鮮國民ゝ自由の恩人あり と呼ばれよとの意を寫せしあれども詩中の戲作なれば意の通ぜると否とゝ知らず併し自分の意ゝ今申せし通りあり(裁)尙は被告が豫審第二回の調書中ゝ答へ高松に參り小林ゝ旅宿へ止め置き久保方へ行きしも不在なりし故云處もあり(裁)其事實にあらずといふゝ(波)其々是れゝ如何(波)是れも事實あり(裁)此通り調書中にゝ小林と森脇との間ゝ自分が仲裁に の話しをせし乎(波)然り併しながら話しの要點中其末ゝ變更を求めたるとあれば乎を御朗讀ありたし(裁)朝鮮政府を顚覆するにゝあらず政府一部の事大黨を云々」とあるが是れの事か(波)然り(裁)小林が豫審の調書中に「波越ゝ自分の旅宿大喜樓に來り森脇の金談ゝ見込みあき故自分に於て金調を爲すといふを以て自分ゝ計畫の事を話したりとありし是ゝ如何(波)事實ゝ相違なしといへども小林ゝ自分が進んでこれを爲したる樣申立て居り自分の鄉里高知を出發せしも上坂せしも共に目的ありしを知りながら自分ゝ大井等と共謀者の如く云ひ做し且つ此程この訟廷より申立てし如きも亦た自分ゝ大贊成より盲啞院設立の如きゝ忘れたる位なり云々といへり是れゝ自分に於て飽くまで辨せざるべからざるあり元來自分が盲啞院設立のことを小林に云ゝざりしが如きゝ同人ゝ已に身ゝ朝鮮に在ると同じく殆んども此計畫の氣違ひの樣あり居たれば話したりとて耳朶より上ぼらずと覺悟したればなり兎角自分ゝ決して飛切りしことよあらざれば此點を確かひるにゝ小林を御召喚の上對質を請されんことを望む(裁)尙は磯山が第二回の調書中に一金九百九十圓波越四郎とあり是れゝ如何や(波)其通り相違なし(裁)又同人が第四回の調書中に「波越との關係ゝ如何との問より對し波越ゝ名のみ知り居たるが大坂へ來りて後ち小林の手より金調出來ず夫れ故に云波)事實もあり又否らざる

入りし樣のともあり是れ等ゝ認むる能ゝざるとなるが其他も自分の陳述せざるとゝ一切認めざるなり(裁)今日ゝ他に都合もあり時刻も殆んども來りたれば是れにて閉廷せゝ於此一同退廷す時午後三時三十分ありき

國事犯第廿七回公判傍聽筆記

明治廿年六月廿八日午前九時十分開廷

(裁)昨日は引續き只今より公廷を開き今日も波越の被告事件は付審問致す(被告波越四郎氏)御尋問は先ち御願ひ申ますが本日の警察調書を持ち居らせぬ故弁護人より借受けたし(裁)警察署の調書は付て特別取調ふる事なし(波)それならば宜しい(裁)久保の豫審調書は問ふ「朝鮮の事を挙てるに付金五百圓を波越に渡したる事ありや答曰ひを得ずして金五百圓を與へたり云々」相違なきか(波)其申立と聊か相違する所あり即ち自分の主意は昨日申上げたる通なり然し有一館の生徒と遊る目的にて申したり(裁)尚波越「鈴木傳五郎より借り入れる事は相成り大坂セメント會社は就て聞くに同人の宿所は西照庵なる事相分り云々」此金は對し受取証を送りしか(波)はイ(裁)受取りたる金高は四百九十圓と云ひ五百圓と云ふが何れが眞か(波)金高は五百圓なるも受取高は四百九十圓なり(裁)藤井の豫審第一回調書に「問ふ汝は磯山が朝鮮の事大然を驚し支那の干渉を絶ち眞の獨立國と爲さしめんとするは付き資金は乏しき云々波越は磯山より頼まれ石炭會社に來り朝鮮に留學生を遣るは付き金千圓か千五百圓貸し呉れ云々自分は其中は立ち先方は切迫致し居る由にて困る故會社の決算相すみ餘裕あれば融通致し呉れ云々」相違なきか(波)はイ只話を致しましたし併し才慧せし據は知らず(裁)尚は「又月は慈えず依頼を受けたる後五百圓を西照庵に於て相渡し証書は受取らざりし云々」相違なきか(波)左樣(裁)鈴木傳五郎の高松警察署の調書に「其金は貯三郎は渡せしか然り其れは大坂は居る高知人波越四郎に渡せし由にて同人より証書を差送れり云々」相違なきか(波)左樣自分は其金が鈴木から出來たと云ふ事は知らず只四百九十圓受取りたる迄なり(裁)梶原登の高松警察署の調書に「十八年五月に鈴木の依頼を受け封金の儘預り大坂は居る波越に渡せり云々」相違なきか(波)はイ左樣(裁)久保の豫審調書は「問ふ昨日の審問に付金五百圓を藤井の警察署第二回調書は「問ふ今回の朝鮮計畫を聞きたる事もなし」と申し立てしが波越は金を渡したる事もなしと申し立てしが其れに相違なきか答貴は十月日は曖昧ず大坂は安治川ある森脇直樹方に波越が來り今回の資金調達の依頼を受け承諾せしも金が出來ざる故同縣人波越に三百圓セメント會社の湯浅より二百圓を借らんとせしも出來ず依て石炭會社の金五百圓を流用して貸し置きたり云々」如何(波)其れに相違なし(裁)片岡光政が大坂鎮臺軍法會議理事の審問に「汗處まで緒神を吐露せしものなれば遂一申立てゞ如何既に波越四郎に於ても明白に申し立て居れり答然らば事は深く立入りし譯はあらず此段改めて申上げん此度の事を自分の口より漏れたりと言われて甚だ殘念は付き云々波越より何程の金を貰ひしか四十圓程貰ひたり云々」相違なきか(波)其れは認めぬ所もあります同人の調書中に自分より始めて聞きたる樣申立てあれど幷は甚だ事實に相違せり尤も同人に對する自分の陳述は警察なり豫審なりに於て何れも同一徹よして敢て差違あきとなるが元來同人に於て此計畫を聞きしは自分より先きなりしと考ふ併し其果して誰れから之を聞きしかは知らず思ふに同人は他に被告を造り出さんとを恐れて左樣申せしならんか又自分は同人と西照庵に於て對面せし迄にて其陸軍の批人なるとは毫も知らざりし故は斯の如き人は事實を話すべき理由なし且つ自分は遠慮の事は申述より飛入のとなれは成る可く秘密に致し居りたるなり左れば片岡は全く自分より聞きたる風に申し立てしとあらひ(裁)片岡光政の受取りたる金は三十五圓位なりと被告は申せしも只今讀聞けたる通り四十圓あるが如何(波)自分は三十五六圓位と考へ居れり(裁)それでは波越はよろしい(波)一寸申上げ置きます昨日の陳述は錯誤せしとあり即ち小林の陳述中に賛成とか同意だとか申せしが自分は小林と同意したと云ふは朝鮮を獨立せしめねばならぬ其獨立せしひるは事大主義でいけぬ獨立主義でなければならぬと申す故其れがよいと申せし迄なり又た其節小林より其手段は事大義を廢せば宜しいのだと申せし故之は賛成を致せしも同意はなさいりし間まり此位の事はよからう拙まらまいと申せし位の事は深く立入りし譯はあらず此段改めて申上げ置く(裁)次は久保、其方に對して申し上げ置く云々波越より何程の金を貰ひしか四十圓程貰ひたり云々」相違なきか(波)其れは認めぬ所もあります同人の中大井、小林等が朝鮮計畫あるとを聞き波越四郎の頼みは依り資金として久保貯三郎は金四百九十圓藤井繁治は金五百圓を波越四郎に交附し波越は其内金九百五十圓を小林に三十圓餘を片岡光政に交附したり大体に於き認む

るか(被告久保財三郎氏)左樣認むる所もあり認めぬ所もあれど遞次御訊問の時御答へ致たさん(裁)被告ハ若自由醫員か(久)然り(裁)大井、小林等との關係如何(久)大井、小林にハ波越四郎来坂し云々」而聯絡會にて一度面會せしとあり(裁)波越四郎より朝鮮計畫を聞き資金を出だせしか(久)聞金せり(裁)其手順ハ如何(久)朝鮮の計畫を波越より聞きしも職業を閑くなぜのとハ聞かざりし(裁)計畫の事に付資金の相談を受けし譯か(久)朝鮮計畫に行く壯士が大坂に居り目下頗ぶる困難なし居れども之を救ふと出來ぬからと申せし故貸し與へたり(裁)波越が申込みの樣ハ如何(久)朝鮮計畫に付大坂迄是れ〳〵の人が來り斯〳〵〳〵の事が出來居れども資金が乏ひから貸せとの事なりし(裁)波越四郎が臣金せねばならぬ所持合せがないから波越に貸したる譯か但しハ波越が口入にして先方へ貸した譯か(久)計畫者に貸した譯なり(裁)譯判の樣を述一申し立てよ(久)朝鮮計畫のため資金に難儀致し居るから貸した譯なれば詳まり計畫者に貸したるも同樣ならん(裁)波越四郎に貸したるものなれば波越に返却を求むるか勝た大井外數名に請求するか(久)一寸相違の廉を申上げ申すが右の金ハ自分ハ波越に貸し波越が大井に貸したるものなれバ無論波越より返却を受くる筈なり(裁)前後の答辯矛盾する所あり今一應熟考して確と申し立てよ(久)何ち考へましても波越に貸したので大井にハ關しません(裁)其貸したのハ何時頃か(久)十八年十月中旬過の頃なりし(裁)其金ハ被告の所持金として貸渡せしも其償鈴木より借りし譯か(久)前以て鈴木より借るとに相成と云ふ筋柢なる事を聞きし(裁)被告の貸渡せしたる金ハ朝鮮計畫の爲なりと信じて貸渡せしか(藤)固より波越ハ偽りを申す樣な人でありきしも政府を顛覆するとハ聞かず(裁)尚ほ又「大坂表ハ都合もあれバ直ちに西照庵にて同人に渡し呉れ云々」如何なる手順か(久)それハ其通なり(裁)豫審第一回調書に「朝鮮に事を起すなるため五百圓渡越に貸與へ云々」尋常求する事あるも其まで先づ貸したる譯なり(裁)朝鮮計畫の爲の貸したるものなれば不破を舉ぐるため五百圓渡越に貸與へ云々」尋常一樣の壯士を送るためにあらずして事大業を鮮渡航に差支へるから貸せしなり(裁)差支へる壯士とハ數名か數十名か(久)そんな詳しきとハ知らず(裁)六藩を斃すとと聞きたり(裁)尚ほ「問答」「問答」とハ何樣なる事と考へ居りし(裁)然らば被告郎大業を斃すとと聞きたり(裁)尚ほ「問答」たる手順を申立てよ(鈴)大井等に對し波越りたるよ鈴木の支配人ハ一年中數回上坂するよ付それ〻頼む云々」相違なし(裁)尚豫審の申立ハ幾らず相違なきか(久)ハイ(裁)六藩を斃す手段ハ如何(久)新聞なを(裁)夫れでハ藤井はよろしい、次きには小の平和手段を以て既き論す積りなりし併し詳しきとハ知らず(裁)然らバ久保ハよろしい次に藤井、北方ハ被告事件の要領を認むるか(被告藤井警治氏)認むる点ハ只金を貸せし所のみなり(裁)被告ハ若自由醫員か(藤)否(裁)大井等ハ知るか(藤)大井ハ訴訟事件より知合ひなりしも小林より深き交際ハなし(裁)磯山、新井ハ知るか(藤)知らず(裁)只今の金員交付したる事なるが大体ハ其で認むるか(被告小松大氏)大体も認めません(裁)被告ハ若自由醫員か(小)左樣なり(小)布施銀行の役員大藏を斃し獨立藩に政權を執らしむるあり と云ふ筋柢なる事を聞きし(裁)被告の貸渡せしたる金ハ朝鮮計畫の爲なりと信じて貸渡せしか(藤)固より波越ハ偽りを申す樣な人でありて而會せり之れは訴訟事件の催促に行きたる時ハ磯山より石塚に連れられ有一館に至りて而會せり(裁)此端書(豫審第百九十号)及び豫審調書中「有一館の生徒が來り其許より大非に回さる可き金ありとの事なるが有一館に非に回さる可き金ありとの事なるが有一館に米を買ふ錢もなし云〳〵」とあり相違なきか(小)其の通りにて相違なし(裁)如何なる譯で有一館から金を回せと申來りしか(小)一体自分より端書を磯山に出せしハ乘て石塚が申し殘し置たる金を有一館の生徒磯山の命に依り受取りゐ來りしも渡を可き理由なき故之れを拒みしに其時有生徒の依頼に依り斯くハ端書を差出せしなり(裁)其生徒の名前ハ(小)壹名きゃりしや(小)其前ハ百圓丈け渡したり(裁)ハ士屋ハ今一名ハ其節姓知らず加藤宗七と云へる者なりし時ハ午前十一時三十七分にて一先づ閉廷

◎六月廿八日午後一時五分開廷

(裁)午前に引續き訟廷と開き小松を尋問せん(辨護)被告人に警察の調書を渡したしと依て其調書を小松氏に交付と(裁)只今授受したるハ警察の調書なるが其三枚目迄ハ在る大井と交際をあせしとハ相違なきか(小)左樣(裁)尚ほ第二回の調書中に「問大井より差入れし証書ハ四月廿八日付あるか答廿八日おれども手渡しをなしたるハ五月二日頃と思はる云々」是ハ如何(小)其れハ豫審ハ於て幾度を求め聞きたる答なり(裁)其譯ハ(小)証書面ハ廿八日に渡したるが故に五月二日に渡したるが故に五月二日と改めしなり(裁)尚ほ金問を大井、石塚等に知り合なるか(小)小林ハ新井、磯山等に知り合なるか(小)小林ハ大井宅に於て面會せり之れは訴訟事件の催促に行きたる時ハ磯山より石塚に連れられ有一館に至りて而會せり(裁)此端書(豫審第百九十号)及び豫審調書中「有一館の生徒が來り其許より大

れども其期限もある事なれば他の代言人に頼む(裁)猶は又警察調書中に「本官が磯山に尋ねし事を聽き居たるか云々」とあり是れ如何(小)大井が左樣に石塚に云ひしや知らず(裁)其の証書い著押になり居るか(小)警察にて示されしい其の寫しなり(裁)磯山の調書中に「百圓小松大」とあり如何(小)自分磯山に對し出金したる覺へなし(裁)猶は又磯山が警察第十六回調書中に自分の知る事にあらずと云ふい則ち是れなり而して大井より他に渡したる迄い知らず(裁)然るに佐藤源三郎と云ふ者を知るか(小)知らず(裁)然るに佐藤の調書中に東京神保町小川方に山際を尋ねし時小松に面會せりとあるい(小)確かなる記憶せず(裁)猶は同人の申立てに依れば朝鮮計畫に同意なるも大井等と共に内地に止まる樣なり云々とあり而して又同調書中に「問ふ汝直接に小松に云ひしい自分掴りにて大井方へ行けり是れい如何(小)自分い之れを知らず(裁)山際い知合あるか(小)一度見たる事あり(裁)猶は佐藤い山際を知るかとの問ひに對し内地にありて云々とあり而して同人い山際をも能く知るが如し(小)夫れい佐藤とか云ふ者が申立てし事にて自分い知らず(裁)尚は大井の警察第一回の調書に「問小松い今回の事件に就き磯山に百圓丈け出金したる事を知るか答磯山に渡せし事い知らざれ共自分は對していい承知云々」とあるい(小)夫れい事實其の通りなり(裁)總て金額に相違あるい(小)其事い自分い知らず(裁)尚は磯山の問ひに對し然り併しながら自分い小松と親しからざるを以て石塚として云々とあり此れい

(裁)猶は又警察調書中に「本官が磯山に尋ねし事を聽き居たるか云々」とあり是れい如何(小)只今申せし通りなれ共も其時の係り官いい自分の關かり知らぬ磯山の調書までも自分の調書中に書き加へられたる樣の次第なり尤も其時自分より上申する所ありしも係り官いも前の知る事にあらずとて讀み聞けの時其点を除き捺印せしめられたることあり(裁)猶は石塚の豫審調書中に「問汝が朝鮮計畫に付き大井等との交際顛末を申立てよ答自分が元と大井等と知り合の間柄なり云々」とあるい如何(小)夫れい事實無き事なし自分い段々申立てし通り訴訟の事に付き一度行きたるのみなるに石塚が何故斯の如き申立てを爲したるや(裁)猶は同調書中に其の後の手續い如何と云ふに對し内地に渡る者い多分あり其人員中石塚い布施銀行の役員にして且つ自由黨員なれば前顯の事情を小松大に申述べ金策云々との事あり如何(小)夫れい大井と石塚との關係なれば自分い知らず(裁)猶は小松よ事情を明かせしやとの問ひに對し然り併しながら自分い小松と親しからざるを以て石塚として云々とあり此れい如何(小)大井が左樣に石塚に云ひしや知らず(裁)其の証書い著押になり居るか(小)警察にて示されしい其の寫しなり(裁)磯山の調書中に「百圓小松大」とあり如何(小)自分磯山に對し出金したる覺へなし(裁)猶は又磯山が警察第十六回調書中に自分其時自分より上申する所ありしも係り官いも前の知る事にあらずとて讀み聞けの時其点を除き捺印せしめられたることあり(裁)猶は石塚の豫審調書中に「問汝が朝鮮計畫に付き大井等との交際顛末を申立てよ答自分が元と大井等と知り合の間柄なり云々」とあるい如何(小)夫れい事實無き事なし自分い段々申立てし通り訴訟の事に付き一度行きたるのみなるに石塚が何故斯の如き申立てを爲したるや(裁)猶は同調書中に其の後の手續い如何と云ふに對し内地に渡る者い多分あり其人員中石塚い布施銀行の役員にして且つ自由黨員なれば前顯の事情を小松大に申述べ金策云々との事あり如何(小)夫れい大井と石塚との關係なれば自分い知らず(裁)猶は小松よ事情を明かせしやとの問ひに對し然り併しながら自分い小松と親しからざるを以て石塚として云々とあり此れい

如何(小)大井が左樣に石塚に云ひしや知らず(裁)其の証書い著押になり居るか(小)警察にて示されしい其の寫しなり(裁)磯山の調書中に「百圓小松大」とあり如何(小)自分磯山に對し出金したる覺へなし(裁)猶は又磯山が警察第十六回調書中に自分其時自分より上申する所ありしも係り官いも前の知る事にあらずとて讀み聞けの時其点を除き捺印せしめられたることあり(裁)猶は石塚の豫審調書中に「問汝が朝鮮計畫に付き大井等との交際顛末を申立てよ答自分が元と大井等と知り合の間柄なり云々」とあるい如何(小)夫れい事實無き事なし自分い段々申立てし通り訴訟の事に付き一度行きたるのみなるに石塚が何故斯の如き申立てを爲したるや(裁)猶は同調書中に其の後の手續い如何と云ふに對し内地に渡る者い多分あり其人員中石塚い布施銀行の役員にして且つ自由黨員なれば前顯の事情を小松大に申述べ金策云々との事あり如何(小)夫れい大井と石塚との關係なれば自分い知らず(裁)猶は小松よ事情を明かせしやとの問ひに對し然り併しながら自分い小松と親しからざるを以て石塚として云々とあり此れい

係い如何答大井より石塚に話し石塚より又更に小松に話し出金云々」とあるい(小)夫れも更らに知らず(裁)磯山を尋ねたる事いなきや可し云々其の後ち小松より葉書を差し出す云々」とあるい(小)夫れい相違なし(裁)度々相違の点あるい何か磯山及び石塚と被告との間に於て斯く申立つる譯でもある事か必當りあらば申立てよ(小)磯山の如き狡い何を申立つるか知らねど石塚に於てい多分其叔父の死去せし時後事を依頼せしとのありしを其依頼よ應せざるより斯く申立るよてもあらん乎自分の想像い是れ位なり(裁)前刻澁川辯護人より請求せし証書い「金一千也右一時借用仕候に於ては謝金差引云々」とありて其末よは東京縞屋町大井寧太郎、宛名い布施銀行頭取小松大殿而して月日い十八年とありて月はおく廿八日とのみあり(被小並辯護)宜しい(裁)此の証書面よ依れば一千圓を借り入れ百圓丈けい差引も可あるが如し如何(小)其の通りあり(裁)然らば被告い復席して可あり(辯護)被告い午前に於て磯山に係る端書の事に就き何か[illegible]塚より托されし事ある樣なるが其事いありしや(裁)石塚如何(石)小松よりの申立てよりも能く考ふれば確かありし事の樣思はるゝが夫れい自分に於て小松の家計當よ裕福あれば自分が非常の事ありて金融したりと云へば多分出金するあらんと思ひ叔父が死去せる旨を以て頼みたる事あり同人い定めて此の事を云ふあらんか併しこの事い至く磯山よ話せしにい非ずして土屋なりしと覺ゆ(裁)石塚自身よ途て非常ある事を爲せしと云ひ小松に手紙でも遣りし譯か(石)先づ其樣の事なりし(辯護)宜しく(石)小松よ質問したき事あり千圓の金の事よ就きて い色々の申立てあるが全体斷訴事件よ付き自分よ旅費を送りし事あり此の邊い如何なり居る事よや(裁)小松如何(石)左樣別際七司氏)外患の事に就ては認めざれども公中よて彼れが入費を引去りしかと思ひる(裁)五百圓の事なるか(山)然り(裁)大井よりして朝鮮計五百三十圓い認める譯か(小)五百三十圓と二百五十圓い認めず唯大井に渡せし金が入用とのと故送金したる事いあり(石)銀行の事に就き一應申し上げん元來小松い十八年中よ銀行の役員とありし者にて諸事不案内なれば先刻よりの答が少しく判然しかぬる樣なるが其送金の事よ銀行よ於て同人の云ふが如く不規律なるものにいあらざるべし(小)自分い石塚に問ひ度き事あり自分の出金する事に就き同人い朝鮮計畫の事に話したるや否(石)一度い朝鮮計畫の爲めありと云ひしも小松に於て頗よる恐怖の色ありしにも態と他の入用ありとて借入れたり(裁)千圓の証書い石塚に於て承知あるか(石)然り(裁)月のおきい如何此れでも銀行にて貸借上の式にい違わぬか(石)一時小松が恐慌の色ありしより彼是遷延して時日の差違ありたる際漸く認たゆし証書なれば失れ等の順序い履まず(裁)夫れでい此れより山際七司を請求せん(辯護)本日は參考人も出廷の事なれば何卒内務省を辭りし者から自分い示等とい外交政略上の意見を異にする者なれ共亦其企圖とる所い一組を了る樣うなれば後刻召喚する事と爲さんか夫れでい山際、被告の事件は外患の一事にして大井、磯山等が朝鮮政府の事大黨を壓し獨立黨に政權を歸せしむると云ふ事を聽き其の資金調達の爲めに奔走中稲垣示より一千圓の無記名鐵道公債証書を受け取りたる者なり其大体に於てい認むるか(被告山際七司氏)外患の事に就ては認めざれども公債証書を賣却したる事は認む(裁)被告は自由黨員なるか(山)然り(裁)大井よりして朝鮮計畫の事を聽きし事はなきや(山)なし併し自分が出京せし時即ち十八年十一月十一日の事と覺ゆ自分止宿處神田淡路町に稲垣示が尋ね來り証書を賣却して呉れよとの事を頼まれし時始めて同人より之を聽たり(裁)其後道公債証書の賣却を稲垣より依頼されし手續きい如何(山)其の時の事い豫審に於ても申立てたる如くにて稲垣の訪ひ來りし時い自分が千圓の金も持合さず直ちに買取る事い出來ざりしも元來自分と稲垣とい私交親交共に之れある者なれば尚も其依頼に應せんにい其の事の詳細を聞かざる可からずと思ひし儘其れい何用に供するやと問ひしに稲垣い磯山清兵衛が壯士を引連れ朝鮮國へ渡り開化黨を助け彼の大黨閥を破り事大黨を謀殺し清國の關渉を脱し日本の輿論公議の如く爲さしめんとのことなりしに何故にや磯山い中途にして酒色に溺耽し其後行方知れざるに至り隨行の壯士等い何地にありて止宿料にさへ差支居るい實に氣の毒千萬なりとの事を聞りし者から自分い示等とい外交政略上の意見を異にする者なれ共亦其企圖とる所い一組を了る樣うなれば後刻召喚する事と爲さんか夫れでい山際、被告の事件は外患の一事に

ゑ給はれば、自由を得ざるの國と相聞えまゐらせ候。

一、新しく彼の國の帝國に對し、國交を結ぶ事。

一、彼の國の議定なる者、乃ち其國の人民、自由に我國に渡來し、商業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と交通する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と婚姻する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に學問する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に工業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に農業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に漁獵する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鑛山を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に商業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に運輸を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に土地を開墾する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に家屋を建築する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に道路を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に橋梁を架する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に堤防を築く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に港灣を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に船舶を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に汽船を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に電信を設ける事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鐵道を敷く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鐵道を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鐵道を敷く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鐵道を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に電信を設ける事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に汽船を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に港灣を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に堤防を築く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に橋梁を架する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に家屋を建築する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に道路を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に土地を開墾する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に運輸を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に商業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鑛山を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に漁獵する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に農業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に工業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に學問する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と婚姻する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と交通する事。

一、彼の國の議定なる者、乃ち其國の人民、自由に我國に渡來し、商業を營む事。

一、彼の國と帝國、國交を結ぶ事。

此日伊久遠の條約を改め、新たに左の條約を定む。

一、彼の國の議定なる者、乃ち其國の人民、自由に我國に渡來し、商業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に學問する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に工業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に農業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に漁獵する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に鑛山を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に商業を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に運輸を營む事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に土地を開墾する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に家屋を建築する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に道路を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に橋梁を架する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に堤防を築く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に港灣を開く事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に船舶を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に汽船を運轉する事。

一、彼の國の人民、我國に來り、自由に我國の人民と共に電信を設ける

恐に就成同意し被告も賛行者と為るといふにすと云ひ戰端を開くと云ひ居るが只是れい心い非ずや(辯星)今の御問い裁判長の聞定なるが(磯)否々(山)自分い内地旅行と光も然為せん乎(波)願くい胡讀ありたし(辯星)右は被告記其りし(辯星)右は被告が警察第十回の調書中に出際に關する事あるその五六の問答を朗讀ありたし(磯)書記をして朗讀せしむ(弁星)只今御朗讀の内新とい書辯の事ゑして辯りゑとい磯中の事なりとあり然るに被告の調書ゑい書と い金の誤りにて以下同断とあり是れい如何(山)其の事い警察ゑても取調べられし事あり しが自分い有一館の維持費の事かと思ひ斯く申立て置きたるが今弁護人のいふ處を聞けば是れい自分が郷里に有て俗明館といふ者を設立し書生を養ふとせし時書物を購が爲め書生ゑ命じて電報を發せしめたる事あり或いそれの事ならんか(弁星)然らば出し(磯)然らば此れより証據調べに移らんとて證第百五十二號及び百五十三號証を石塚ゑ示し同じく百六十七號百六十八號及び百六十九號証を波越ゑ示し百九十九号証を山際ゑ示し百七十一号証と久保ゑ云し三十一号証以下を石塚ゑ示し其の認や否を問ひしに石塚を除くの外い之れを認ひる旨を答も尤も其内久保い為の証書の内百圓及十圓い此の事件に關係なしといひ波越、磯山より山名一平の名を以て送りし手紙い認め ずと主唱し尚は波越い金の事ゑ就ていい磯山を召喚の上糺めたき旨を陳べたり(磯)尚は被告一同に申聞けん大井、小林、磯山等い今回の事件ゑ對し或い路を朝鮮に借り獨立の戰爭を為

ゑ思ひて受取りたり(星)警察署に於て大井が証據上に就き受取るべき金があるから受取れと申せし故受取りしといひ又自分い大井の指示でも何んでもないから左樣な金と受取りしとゑしと申立て彼是れ相違する樣なり如何(磯)夫は受取るべき金があるから受取り置き呉れよとの事ありしが右い石塚、小林両人より私借でも致した樣に聞き居れり(星)先きに石塚に深く交はらぬ樣申し立て警察署十三回調書には時々膝を交へて談合し約束し とい大に相違せり論考して確答われ(磯)夫れい有一館の維持費他の事ゑも話したる事あり(星)同調書中程に「問汝と石塚との關係い如何答書て上申せし如く外報の情況ゑ使り云々又自分い實行の事を擔當するから跡の事を都合能く致し呉れと申せしに容易く承知せり云ゑ、時々談合せしか然り左樣云々とあり」如何(磯)自分が石塚に談判致したる趣旨い單ゑ後事と依頼せり後事とい有一館の維持其他壯士養成のと及び波幕後日本より往復する等の事とを談せし迄ゑて談議の度毎ゑ列席云々とい誤りなり(星)豫審の第三回調書ゑ「答内外の事を申し聞けたるとなきも後事を依頼せり云々」申立て居れり如何(磯)左樣相違なし(星)大井が出立前兼て石塚、小林両人に金調を依頼しあるから受取り置かれよと申し遣せし故だから其維持を頼みしなり、い波幕の壯士を養成せるとか、否單に自由主義を取る所の者を養成せるとか云々」とあり如何(磯)其通りなり(星)石塚より受取りたる百圓い東京ゑ於て支

拂しか(磯)何れに於て支拂しか分らず(辯星)豫審ゑ於て爆發物い就ゑ山が女だから都合がよい故景山を使ひたりとあり過日の支那カバンを頼みしとあり只の支那カバンなれば誰でもよきものなるに殊更景山を頼び者なし(磯)成程支那カバンを預けたるも自分から見る時い爆發物を入れあり不用心に考へたから男子ゑ りい婦人がよいと思ふて頼みたるなり(辯星)過日磯山の申立にい石塚と介せしと云しと申し景山の變に申立にい石塚の頼みしい長崎に行き呉れと申せしなりとあり是等い何れが眞か(磯)其邊の鎖末な事い記憶せず警察あり豫審なりの調ゑて石塚を頼みしゑあらずやと御尋ねありしから粗漏にも左樣と申せしも今から考へると石塚を介したと い覺へず(辯星)然らば豫審にて石塚を介せしゑあらずやと云はれたる故磯山い左樣ありと申せし譯か(磯)ハイ(辯星)有一館を引拂ふにい理由がある由なるが是れい廣ろ過ぎるとか又い壯士が夫々歸國するとか漫遊するとか申すから小さくせし譯か(磯)一体自分の考を申せば今回の計畫ゑ就ての事なるも目ゑ立から左樣に申せしなり(辯星)然らば石塚ゑい其通り申せしか(磯)申せしならん引拂ひしい石塚の周施なり(辯星)表面上より言へば石塚に申せし言葉を眞なりと解してときか(磯)左樣(裁)それでい菊地(辯菊)先づ以て磯山に注意と願ひたし今日い久保の辯護のため質問致すも其結果い出金せし人ゑ關係を有し其金の用をあせしか又い他ゑ使用せしか若し出金者の目的が他ゑ變じ居れば其結果い無効ゑ屬する等の事ある故ゑ尋云ふ事い分るならん(磯)分らず(辯菊)磯山が

ゐるものにして中頃磯山が變心せし事なれば其金い何々に使ひしぞと詰問する樣思はれて困るから此邊い豫じめ注意ありたし扨て後ゑ調書ゑ金の仕拂ひあり即ち磯山の手にい三十九百七十圓内十七年十月より十八年七月下旬迄ゑ二千四百四圓仕拂ひ差引六百餘圓い當地及ひ播州ゑて私用ゑ遣ひ拂たりとあり如何(磯)豫審に於て申立てたる通りなり(裁)大体の數い三千九百圓か(磯)先づ左樣なり(裁)此内東京にて仕拂しい(磯)概略い……一ず自分の調書がれば借覽致したし(調書を熟覽す)左樣七月下旬迄の仕拂を勘定せしものゑて内譯ゑ一應示して後燒き捨てり(辯菊)二千四百四圓の内譯い爆發物の製造の爲めのみゑ仕拂ひしか將た壯士の借金とか其外磯山が私用の爲め仕拂ひしものも此内に含み居るや(磯)左樣何もかも寵り居るなり固より三四十人の生徒を養成せしものゑれば此位い必要の事あるべし併し何用あつて等ゐるか(裁判長い其理由を陳ゑ)(磯)辯護人ゑて見んとのことならん(辯菊)然らば今少し進入して申上げん出金者い其金の働きが大に違ひ居れば遂にい無効とか無能とか申すことに相成り爲めゑ辯護上の便宜を得ると謝かちざるを以て斯くいお尋ね申す次第なり(磯)自分共い固より三四十人の壯士を養ふのみならず其他に種々の入費も相嵩むと故商店の勘定の如く一々明白に答の出來ぬ事もあるなり(辯菊)勿論精密なる算用い出來さる可きも二千四百圓餘云々い小林から聞き居るならんと存じ申し遣はせしなり(弁寺)尚は藤井のためゑ尋ねるが先きに菊池辯護人の問ひに久保を知らぬと

就縛の時二百圓持ち居りしと云ふが是い矢張り朝鮮計畫ゑ用ふる積りか將た港伏後に用ふるか(磯)夫等の考い少しもなかりし(裁)再事を圖る時の用に供するか(磯)金の事なれば一日もなくてい叶はぬとなれば入用われば使用するなり(辯菊)三千九百余圓の内磯山の出金もあり其他各人の出金もあるが誰から出せしの金い公費ゑ出し難から出した金い私費に致したと云ふとい分らぬか(磯)一緒ゑはり込み手任かせゑ支拂ひたり(辯菊)もうよろしい(裁)然らば寺田(辯寺)自分い波越のため質問いたすが先程菊池辯護人が申せし如き注意を願ふ自分も磯山の失を發ぐにあらず故に磯山も虚心平氣に答へられよ十月二十日前後に波越ゑり小林に渡せし金を磯山が受取り居るが是れ二度に受取りしか又其金の支拂い如何(磯)二度に受取れり斯い十月二十一日か二三日の事にて第一い書にて四百圓第二い夜分にて近百五十圓ありし(弁寺)新井に磯山が渡せし月日い(磯)四百圓を受取し翌日ゑり(弁寺)過日磯山を御尋問の際波越ゑい朝鮮計畫を話したる事ゑしといひしが如何又磯山の所ゑ波越が來り資金の事と申せしか(磯)直接に話せしといふし併し資金の出來ると云ふ事丈けい聞きたり(弁寺)豫審第百六十九號磯山が大坂を去つて後西照庵波越宛の手紙ゑり尤も開封せぬ間ゑ引揚げられしが其中ゑ云々の語ゑり是れ如何ん(磯)過日大ゑ御苦勞云々い謝懐なり委細云々い小林から聞き居るならんと存じ申し遣はせしなり(弁寺)尚は藤井のためゑ尋ねるが先きに菊池辯護人の問ひに久保を知らぬと

申せし故藤非も知らぬと申すおらんが磯山の受取りし金い藤非なり久保なりの出金と い知らず一意波越の出金と考へ居りしか(磯)然りと久保とか藤非とか云ふ人い知らず(波)辨護人より段々質問わりしが御は磯山より自分に宛てたる手紙の文中ま同意の者が出来たれば將に決行せん云々とわり其決行する日を承りたし(磯)それ〻十一日十四日に非村智宗方に参る時加古川の宿まで認めたり(波)手紙を出せし日い既ま徒備が調ひ後途する筈なりしか(磯)そこ迄い逝び居らざりし(波)文中に一人にても此事をやる云々とありしが果してやる考なりしか(磯)手の續かん限り準備をする積うなり若し出来ざれば一人にて暗殺でも試みる考なりし(波)金の支拂い辯護人よりも尊ねしが波告に必要だから言ねたし抑も福田樓と い何處にあるか(裁)私怨い可成的申さぬがよい(波)自分い敢て磯山の私事に立入らず唯だ判官の御心証まで質問せんと思ふなり(裁)波告より心証を問かずとも本官まい他に心証を取る所あり波告の心配に及ばず(波)只今辨護人よりの說諭もあれば堀江の事い質問せざるべし且腦が痛ひから一寸出て療治致します(辨護人)磯川い大井が小松より受取るべき金を磯山が受取りしとに付き種々証を擧げて磯山に質問せり)(磯)金の性質を申せば大井が小松に頼み金調するゝなりと考へり(辨北)最前十月二十一日より三日まで二回に金を受取り新井に渡せしい第一の翌日なりと申せしが十四五日位の間違にわらずや(磯)二十二日か三日あり(辨北)先發として長崎に行きし壯士の費用い磯山より直接に壯士に渡せしか(磯)新井の宿所に居る壯士に新井の手を經て渡せり(裁)磯山いよろしい、小林出庭(裁)今日い星寺田両辨護の請求に仍り事實參考人として召喚せり(辨星)自分い石塚のため時分なれば何ぞ石塚を煩さん(辨星)其後石塚宅へ度々參りしか(景)前後三回參りたり(辨星)豫審第八回調書ま「石塚より爆發物を持ち參り呉れ云々」とあり如何(景)先刻申上たる思想で申たり(辨星)支那革盤い石塚宅にあらず有一館にありしと申し居るが何れが實か(景)品い石塚宅で請取しま相違なし(裁)景山(小)十月二十二日三日の両日なり(弁寺)整ねたきい山際に公債証書の賣却を頼むとき朝鮮計畫を明かして頼みしか(稻)朝鮮計畫に付きて別段話せし事なきも山際い推知し居るかと考ふ併し金と受取りたる後朝鮮の模樣を申せし事あり(辨星)其後話せし事なきか(稻)長崎より大井に宛て電報するときい君の所へ送るから大井へ通り呉れと頼みたり(辨星)暗号の如きものがあるか(稻)朝鮮計畫の爲め自分と大井の間に於て作り置きし者と山際に預けし譯なり(辨星)暗号が某代の受取の裏ま書きあるい如何(稻)山際の宿所にて有り合せのものに書しなり(山)電信暗号の事に付き一言尊ねますが彼の電報の暗号い君が朝鮮に行くなら一ツ書き置き呉れと東京の請求ま依り召喚せり(辨北)明治十八年四月から七月頃迄の間有一館の生徒い何人居りし

固より知らず刀劍類と同じ事と考へ係り合せもおき石塚を關係ある樣申立てしい全く相違なり(辨星)石塚が磯山を紹介の爲め景山の宿に至りし事あるか(景)石塚とい只學問上の事にて知合ひ磯山にい天野、大矢等と介したる時分なれば何ぞ石塚を煩さん(辨星)其後石塚宅へ度々參りしか(景)前後三回參りたり(辨星)豫審第八回調書ま「石塚より爆發物を持ち參り呉れ云々」とあり如何(景)先刻申上たる思想で申たり(辨星)支那革盤い石塚宅にあらず有一館にありしと申し居るが何れが實か(景)品い石塚宅で請取しま相違なし(裁)景山退廷す稻垣出廷(辨星)稻垣に尊ねたきい山際に公債証書の賣却を頼むとき朝鮮計畫を明かして頼みしか(稻)朝鮮計畫に付きて別段話せし事なきも山際い推知し居るかと考ふ併し金と受取りたる後朝鮮の模樣を申せし事あり(辨星)其後話せし事なきか(稻)長崎より大井に宛て電報するときい君の所へ送るから大井へ通り呉れと頼みたり(辨星)暗号の如きものがあるか(稻)朝鮮計畫の爲め自分と大井の間に於て作り置きし者と山際に預けし譯なり(辨星)暗号が某代の受取の裏ま書きあるい如何(稻)山際の宿所にて有り合せのものに書しなり(山)電信暗号の事に付き一言尊ねますが彼の電報の暗号い君が朝鮮に行くなら一ツ書き置き呉れと東京の請求ま依り召喚せり(辨星)石塚の爲ま質問ま乞ふ景山の豫審調書中に「石塚い一夕自ら隨分氣遣はしきから一ツ書き置き呉れと東分の宿所に遽だしく來り不日磯山が長崎ま行せしなり如何(稻)自分にい精しく覺へず(裁)」波越の出金と言ひしか(小)波越四郎の出金なり(裁)小林い宜し、景山出庭(裁)今日い星辨護の請求により召喚せり(辨星)石塚の爲ま質問を

(飯)知れり(栽)惡皆利根川へ投棄なせしや(栽)其の時爆發物を使用する事ハ聞しや(飯)硫酸ハ溶なりし(栽)少しハ殘りもありしか(飯)其の事ハ付手紙を以て問合せしともありしが大概ハ捨てし樣思えり(栽)其日ハ如何(飯)十七年十月二三日頃なり(栽)礦山より返付せよとのことを照會せし月日ハ(飯)十八年六月十日頃なりと思ひ(栽)其照合ありしが爲めに親族方へ預けたり云々とのことを答へしなるか(飯)左樣(栽)その實ハ捨てたるも斯く答へし譯か(飯)自分出京するを以てその事を手紙にて通知し廿二日に出京の上金硫黃と硫酸加里都合八九瓶を全人に返附せり(栽)その品ハ所有品なりしか(飯)然り自分仕入の內より取出せしなり(栽)次に百圓の金と刀を渡す云々との事ハ如何(飯)刀を與ふる約束ハ孫等及び警察よりの思ひ違ひの他申立てたれ共是ハ元來礦山より藥品を預る時其話と聞き廿一日に小島をして送附せしめたり而して其百圓云々ハ拔藥せし藥品の代金なりとの事なりしが此の話を爲せしハ確か七月十二三日頃と思はる(栽)夫れハ渡せしか(飯)渡さず(栽)二本の刀劍ハ(飯)此れハ渡せり(栽)礦山より如斯話ありとせば朝鮮計畫の事を聞きしならん(飯)聞けり扨ハ十八年六月廿三日午後の事なりしが礦山と共に日本橋邊を散歩の折柄西洋料理店ハ投じ此の處にて聽きたり(栽)其時の話ハ如何(飯)朝鮮ハ對し開戰の準備を爲し居れば他日日清の間に葛藤と惹き起す事ならん其の機に乘じ內地の敗亡を爲すとの事なりし(栽)左樣の大事を料理店等ハて話す筈ハあるまに(飯)他ハ客人一人も見えざりしを以てあり(栽)その續きハ人民を煽動し云々とあるハ如何(飯)是れもなき事なり(栽)七月廿一日附を以て被告より礦山に宛てし手紙あるが此れハ如何と裁判長之れを讀む(飯)その前にハ藥品を買ふの見込なきを以て金にて返さん事を約せしも其金の出來ると否とに拘らず藥品購求の事ハ兎も角盡力せよとの事なりし故なるか(栽)盡力せよといひしか(飯)然り而してその刀を賣る云々ハ小島ハ語られしとて故さら賣却する樣認めたるなり(栽)廿一日迄に山井も知れり(栽)猶ほ滋井ハ(飯)一寸逢ひし事ありし(栽)その大井と逢ひしといふハ(飯)明治(飯)左樣(栽)其出發の日ハ(飯)朝鮮計畫の爲の后ハ訴訟事件の事ハ就き會せり(栽)大井ハ(飯)有一館ありしと思ふ(栽)礦山ハ兩三度も逢ひしいとれのみにて別ハ自由主義とか朝鮮計畫の事を聞きたる事ハなきや(飯)尤も礦山より聽きし后大井を兩三度尋ねたれ共聽かざりし(栽)その譯ハ(飯)自分の意中ハて礦山の話が余り定かならざる故大井に聞かば分るかもらんと尋ねし譯なるが故らに礦山を尋ずに大井を尋ねしハ有一館ハ自分の下宿より甚た遠けれバなり(栽)その時大井ハ別段話を爲さいりしや(飯)爲さず(栽)其後ち礦山ハ逢し事あるや又其話を聞きたる事あるや(飯)兩三度も逢り併し其の時話をなしたれども有一館の生徒なるが居たる故別段此れといふ話もなかりき(栽)被告が警察第四回の調書中に(前略)輕々に同意せバ耻る處云々とあり如何(飯)其陳述ハ決して贊成せしハ非らず既ハ刀劍を與へ藥品を預りし等の場合故言葉を避るも如何(飯)その續きハ人民を煽動し云々とあるハ如何(飯)礦山ハ逢ひしハ(飯)自分の意中ハて礦山の話が余り定かならざる故大井に聞かば分るかもらんと尋ねし譯なるが故らに礦山を尋ずに大井を尋ねしハ有一館ハ自分の下宿より甚た遠けれバなり(栽)その時大井ハ別段話を爲さいりしや(飯)爲さず(栽)其後ち礦山ハ逢し事あるや又其話を聞きたる事あるや(飯)兩三度も逢り併し其の時話をなしたれども有一館の生徒なるが居たる故別段此れといふ話もなかりき(栽)被告が警察第四回の調書中に(前略)陳述ハ決して贊成せしハ非らず既ハ刀劍を與へ藥品を預りし等の場合故言葉を避るも如何(飯)やと斯く申立てしも此れハ事實ハハあらず(栽)その續きハ人民を煽動し云々とあるハ如何(飯)是れもなき事なり(栽)七月廿一日附を以て被告より礦山に宛てし手紙あるが此れハ如何と裁判長之れを讀む(飯)その前にハ藥品を買ふの見込なきを以て金にて返さん事を約せしも其金の出來ると否とに拘らず藥品購求の事ハ兎も角盡力せよとの事なりし故なるか(栽)盡力せよといひしか(飯)然り而してその刀を賣る云々ハ小島ハ語られしとて故さら賣却する樣認めたるなり(栽)廿一日迄に山井も知れり(栽)猶ほ滋井ハ(飯)一寸逢ひし事ありし(栽)その大井と逢ひしといふハ(飯)明治(飯)左樣(栽)其出發の日ハ(飯)朝鮮計畫の爲の后ハ訴訟事件の事ハ就き會せり(栽)大井ハ(飯)有一館ありしと思ふ(栽)礦山ハ兩三度も逢ひしながら何故委細の話を聞かざりしや(飯)前申通りその便宜を得ざりしなり併し多分ハその計畫の準備の爲め大坂へ行く事と思ひ居たり(栽)前に疑ありしならバ其手段等ハ聽しならん(飯)聽く迄なし(栽)何故に有一館を尋ねたるや(飯)ハの時きハハ時々尋ねる事なり(栽)何故刀を　えしや(飯)何の爲めとも思ずに併し礦山ハ於て聞る處ありと考へ(栽)實翔云ハの事を申述たる譯なり(栽)翔は十九年一月十四日千葉縣警察署ハ於て小島を訊問せし時「問刀を持行きたる事ありや答明治十八年七月廿一日出京の上持參せ」と云ハ(飯)唯(栽)被告第一回の調書中に(飯)第一回ハ第三回迄ハ礦山より藥品を預りたる事を除き申立てたり其の贈妄の事ハ第四回の警問に於て申立て置けり故にその事ハ御尋問あるも不必要ならんか併しお尋とあらばお答へ申さん(栽)只今の調書中に藥品を預りしとの問ひに對し同人ハ忙ハしく入來り二階へ通す云々とあるハ(飯)その末にある調合せハ破烈するとの事ハ礦山ハ云ハず(栽)その續きハ金硫黃と硫酸加里を持ち來り其他の赤色燐ハ當地にて買ふ云々又被告より礦山に大運動を取るかと尋ねし事ある樣ありしが如何(飯)夫れハ相違なし(栽)何その續きに藥品ハ大坂邊にて買ふ拔金を送れ云々との事ありし如何(飯)その內の刀を納せしハ礦山が自分方に來りし時にして其他ハ相違なし(栽)何故に其約束を爲せしや(飯)刀が欲しく當地方に能き物あらバ世話を頼むとの事ありしかハ自分探らん事を約せり(栽)けれども先刻讀み聞けし調書ハ依れバ忙しく入來り云々とあれバその斷する迄なかりしならん(飯)忙しくといひしハ其形容のみハして隨分暇なきにハ非ず現にその時麥酒二本許を飲みたる樣覺ゆ(栽)同調書中ハ「問刀二本ハ朝鮮擧兵の爲めに與へしや答礦山ハ云ざれ共時が時なるもある想像せり云ハ」とあるハ(飯)それハ誤て言ひしあり何となれバその刀を渡したるハ其話を聞かざる時あり(栽)藥品を初來りし時及び刀を與へ一時の感覺ハ如何(飯)朝鮮へ持ち行くとの想像ありたり(栽)尙ほその續きハ「藥品を無くしたるハ付き返附する爲め云ハ」とあるハ(飯)則ち返附する考へしか(栽)其の品を朝鮮ハ於て使用するやに考へしか(飯)否考へず只不穩のことと思えり(栽)刀を渡せしハ礦山の出發前か又藥を返せしハ何日か(飯)刀を渡せしハ前日ハよして藥十八年六月廿二日なり(栽)被告の調書中に藥品を預りしとの問ひに對し同人ハ忙ハしハ

(裁)手傳しか(霜)自分ハ磨ぐとさへ叶はず況んや其製造をや(裁)全く田代一人よて製造せしか(霜)左樣(裁)製造せし品物を他よ持行きしとあるや(霜)小梅村の示方へ送りたるハ承知なり(裁)刀ハ(霜)夫れハ知らぬ(裁)示方へ送りし品ハ鐵罐又ハ鐵片の類なりしか(霜)左樣(裁)石炭函に入れて毛布に包み持ち行しか(霜)瓶よ入れたるもわりし樣覺ふ(裁)其瓶の中にハ潦がありしとのとハ他の被告中申立しやよ覺もるが如何(霜)水瓶あれば漆抔ハ這入り居ざりしならん(裁)其水瓶の外に瓶ハなかりしや(霜)記憶せず(裁)其持行きしハ誰あるや(霜)石炭函ハ田代にて瓶と鐵片ハ自分なりし(裁)其時金硫黃等の藥品を持行かずや(霜)何か袋に入れたるものもありし(裁)どこにありし(霜)田代より自分よ渡せり(裁)土燒の瓶を持行しとハおきや(霜)夫れハ瓶の蓋にてもあらん乎(裁)藥品を何れより持來りしや(霜)知らず(裁)何故示方へ夫れを持行しや(霜)加藤の指圖により持行けり(裁)夫れハ磯山より加藤よ命せしもの乎(霜)加藤が示方にて魚住及び寺島等に話しせしとありしが此時相談せしにてもある乎(裁)被告ハ誰れに預けおきしや(霜)魚住、寺島兩人の居る處ありし(裁)加藤が話しに行し日ハ(霜)其品を送りし前日か前々日なりと覺も(裁)示ハ在宅ありしや(霜)否不在なりし(裁)其前にハ(霜)三四回行しとあれども示ハ一度も居らず(裁)被告ハ渡韓の考なりしや(霜)否少もなかりし(裁)併し磯山の命に依り爆發物等の製造をなしたるハ(霜)自分ハ渡韓せずとも彼等の爲す處ハ日本に取り利益ありと考がへたれバなり(裁)同意して之れを助んとしたるもの乎(霜)同意といふハ如何あるべき乎(裁)イヤ〳〵おがらも磯山の傳へと申せり(裁)二百個程こしらへしか(霜)先づ其れ位ゐなり(裁)藥の調合云々とハ如何(霜)其れハ田代が拵らへしを申せしなり(裁)鹽酸加里なりし併し田代ハ二階で致し居りたる故自分が想像する迄なり(裁)此義務を盡すと及び日本國よ對するの義務立ちたりと思ひしか(霜)然り(裁)次よハ磯山が此品を携へて大坂へ參り同人ハ潛身したれども新非ハ尙ほ之を長崎へまで持行きたり此事ハ承知ある乎(霜)自分ハ東京に居たるを以て生徒の出發せしとなきハ知りたるも其後のとハ當時知らざりし(裁)磯山の渡韓するとハ知りしや(霜)其事ハ想像したり(裁)過日板倉辨護人より請求せる事實參考人召喚のとハ聞屆け明日召喚す可し(辨星)當辨護人も事實參考人として磯山及び田代を召喚あらんことを望ム(被告安東)自分も同じく山本(憲)、吳山、新井、田代、橋本、小林、磯山の召喚を望む(裁)いづれも明日召喚せんと於是當日ハ閉廷となれり午時午後四時十分なりし

㊃國事犯第廿九回公判傍聽筆記

六月三十日午前九時十分開廷

(裁)昨日に引續き只今より臨庭を開き而して今日も霜嶋を尋問す(裁)霜嶋ハ明治十八年十二月廿四日付神奈川縣警察署に差出したる書面ハ覺へあるか(霜)ハイ(裁)其中に「有一館に居る時磯山が朝鮮に成す所あり云々方法を示して爆發物を製造せしめんとを勸め云々古屋三吉と詐稱し東京本所中の鄕本町廿三番地に於て鍛冶職を爲し爆發物の器具武力鏈及鐵片各二百を製造し云々」相違なきや(霜)鐵片武力ハ製造を勸められ受負ひたる如くなるが田代が製造もるを手傳ふたるなり(裁)磯山より何か話わりしか(霜)田代が製造するから手傳へと申せり(裁)二百個程こしらへしか(霜)先づ其れ位ゐなり(裁)藥の調合云々とハ如何(霜)其れハ田代が拵らへしを申せしなり(裁)鹽酸加里なりし併し田代ハ二階で致し居りたる故自分が想像する迄なり(裁)藥品ハ(霜)鹽酸加里なりし併し田代ハ二階で致し居りたる故自分が想像する迄なり(裁)何處より持ち來りたるか知らず(裁)兎よ角鹽酸加里を稻垣方に持ち行きしか(霜)ハイ(裁)誰に渡せしか(霜)警察及び豫審に於ても單よ寺嶋に渡せりと申せしも是れハ最初判事が寺嶋に渡せし事あるあらんと申されし故其通りならんと申せしも其實魚住、寺嶋の兩人に渡せしなり(裁)被告警察の第四回調書中「問十八年十二月廿八日上申書第四項よ磯山が朝鮮に向て云々魯國をして朝鮮を取らしめバ我國の不利云々金玉均等に政權を執らしめ云々方法ハ爆發物を以て要路の大臣を殺す云々」相違なきか(霜)魯國云々ハ想像あり爆發物の事ハ相違あり(裁)又「內國政事の改革ハ望み居るも之れも定りたる事なし云々」朝鮮渡航ハ賜りたり云々」如何(霜)其れハ爆發物の器具を製造し終り鍛冶屋を引き揚げたる後磯山が君も朝鮮よ行き呉れと申せしも賜りし次第なり(裁)何故朝鮮渡航ハせざるか(霜)自分ハ他よ大なる爲とべき事があるから斷んしなり(裁)田代が小田秀吉と詐稱して爆發物を製造するに付き被告ハ丁稚の体を爲し縫ひ揚げのある若物を着し古屋三吉と詐稱して手傳を爲したりと云ふ果して然るか(霜)飯を炊き又ハ使を致しやうしも爆發物の製造を手傳しよあらず(裁)尙「問如何なる品か答長さ二寸丸さ直經一寸の罐二百位鐵片一升位刀身を棒よ仕込みたるもの數本云々」相違なきや(霜)田代が拵らへしものにハ相違なきも數の多少ハ知らず(裁)田代が藥品を調合せしハ相違なきか(霜)調合せしよ非ず篩を以て撰ひ居たる迄なり(裁)製造の濟みしものを磯山の甥田崎をして稻垣の所に持行かしめしよ寺島、河村の兩人が居し樣なるが果して然るか(霜)左樣ならん(裁)豫審調書よ「稻垣に預けし品の事を云々」とあり如何(霜)判事が左樣申せし故其位ひだろうと申せしなり(裁)磯山第四回調書に「問霜島との關係ハ如何答景山、大矢等の紹介に依り云々同人の望に依り云々出立の際同館よ留め置きたり云々朝鮮計畫ハ申聞けたるならん云々」如何(霜)同人の望云々ハ相違なり(裁)猶は第三回に「田崎と監督せしめ霜嶋ハ丁稚となし置たり云々」相違なきや(霜)別に意見なし田崎も來りしならん(裁)田代の豫審第一回に「霜島に炊事等を致させ丁稚云々田崎も何かあせしか云々不自由ハなきか云々」相違なきや(霜)田代の陳述なれバ自分ハ知らず(裁)猶は又本所區中の鄕本町廿三番地に鍛冶職を開き云々、田崎ハ被告も製造せし樣申居れり如何(霜)田崎ハ如何が思ひ居るか知らず自分ハ前に申立たる通なり(裁)寺島の調書に「霜嶋が持來たれり云々其時ハ自分と魚住と居りし云〳〵」此通あるか(霜)先づ左樣あり(辨小林)被告に尋ね度事が御座ります「硫酸加里を運搬云〳〵」ハ警察及び豫審よ於ても申せしに今日ハ持行きたる樣申せしが如何(霜)持行きし樣覺もれども之れが藥であると云ふ事ハ知らざりし(辨小)被告ハ鍛冶職なるか(霜)否無職業なり(辨小)藥品の名を知居りしか(霜)別よ聞しとなし以心傳心を以て察知せり(裁)如何なる藥品で爆發物に成るものあるやハ知らず(辨小)鉄片と言ひ鐵丸と云ひしも同一物なるか(霜)左樣あり(辨小)其鐵片の効用を知り居るか(霜)爆發物よ使ふ物ある事を想像致し居りたり(辨小)被告が當時の裝ひハ如何(霜)先づ鍛冶屋の丁稚と思ひしも或ハ不細工きりしならん(辨小)五十日間よ眞の注文を受けし事ありや(霜)五德の樣な物を誂らへに來たりし者われども成るべく應せざり田代と被告との平生の辭遜ひハ如何(霜)絶せもわり(裁)植木嘉兵衛の悴と申し家請けを致せしか(田)自分の思ひ付きで致せり(裁)借家の請索ハ誰がなせしか(田)田代と自分の兩人なり(裁)何時頃より製造を始め又終はりしか(田)殆んど四五十日間と考ふ終りしハ東京出發の少し前ありし(裁)製造の入費ハ如何(田)自分ハ知らず(裁)爆發物の見廻りを致せし位ならば何程出來たといふとハ知るあらん(田)左樣ニハ知り居れり(裁)爆發物に用ふる藥品を田代が持居りしハ見ざりしか(田)藥品の事ハ一切知らず(裁)二階に昇りしとあるか(田)霜島が只今申せしより考へますと戶棚の板を放ちて二階へ昇りしとある樣に覺も(裁)大坂へハ磯山と同行せしか(田)自分ハ磯山に後れ十月三日着せり(裁)大坂への同行者ハ(田)赤羽根、久野、臣水及び自分の四人あり(裁)何か持ち來りしか

ハ相成りしハ大同小異ありませが汗ハ御尋問に從て逐次申上ん(裁)被告ハ磯山と叔姪の間柄か(田)左樣(裁)被告ハ有一館の生徒あるか(田)ハイ(裁)朝鮮計畫を聞たる事ありや(田)別よ聞しとなし以心傳心を以て察知せり(裁)同意せしか(田)固より巻き添同意せり(裁)磯山ハ朝鮮よ於て如何なる事とをるか(田)開化黨を助け事大黨を挑さにあり(裁)其方法手段ハ(田)被告の知る所にあらず(裁)爆發物あるとハ承知か(田)ハイ(裁)田代をして爆發物を製造せしめ被告ハ見廻り等を致せしか(田)磯山の命により致せり(裁)何んと云ふて命せしか(田)磯山と田代との間に於て用事の出來るとたりし者われども成るべく應せざり(裁)植木嘉兵衛の悴と申せり(裁)植木嘉兵衛の悴と申し家請けを致せしか(田)自分の思ひ付きで致せり(裁)借家の請索ハ誰がなせしか(田)田代と自分の兩人なり(裁)何時頃より製造を始め又終はりしか(田)殆んど四五十日間と考ふ終りしハ東京出發の少し前ありし(裁)製造の入費ハ如何(田)自分ハ知らず(裁)爆發物の見廻りを致せし位ならば何程出來たといふとハ知るあらん(田)左樣ニハ知り居れり(裁)爆發物に用ふる藥品を田代が持居りしハ見ざりしか(田)藥品の事ハ一切知らず(裁)二階に昇りしとあるか(田)霜島が只今申せしより考へますと戶棚の板を放ちて二階へ昇りしとある樣に覺も(裁)大坂へハ磯山と同行せしか(田)自分ハ磯山に後れ十月三日着せり(裁)大坂への同行者ハ(田)赤羽根、久野、臣水及び自分の四人あり(裁)何か持ち來りしか

(田)自分い麻の袋に入れたる鐵片を持ち來れり(裁)夫れい何程の重さでその量い(田)一貫目程にて一升ばかりなり(裁)誰より受取り誰に渡せしか(田)先發者が忘れ置きしものを持ち參りたり(裁)明けて見たか(田)明けて見ざるも皆がしますから鍋鎚と考へたり(裁)誰に預けしか(田)磯山の命よりより山本憲の宅に持ち行けり(裁)一人にて持ち行きしか又誰か渡せしぞ(田)景山と同行し憲に渡したり(裁)憲にい何とか申せしや(田)景山の紹介故別段何も言はざりし(裁)磯山が分離して身を潜めたる事を知るか(田)此事よ付てい少し申し上げん或日磯山より呼びに參り新町の旅見方に至りしに日下部も居りましたが其時磯山い自分よ向ひ少し都合があるから是迄の計畫を一變する事あるかも知れぬと申せし故自分い折角是迄焦心苦慮せしことを變するも如何なり又翻鮮い段々寒くなるから早く遂らんと申せしに磯山い決して之れが爲め遂巡するとはいおいと申しますから遂よ同意致せり然るに過日同人が當法庭よ於て僅か四人組の處置よ苦み遂に分離せし樣申し立てしが思ふに是れい彼が當法庭にて列席の非諜人に後れを取りし故ならんとい存ずれども若し是等の事が果して分離の理由ならんよい自分い實に天下公衆い勿論親戚朋友に對して慚愧に堪えざるなり故よ機會もわらばその變心の吾が志に非ざるとを公衆に表明せんと欲と就てい幸ひ今日い參考人として磯山も出庭するおれば其節直接の關係あきとおれば成可く申さぬがよい(裁)次に被告い安東方より爆發物の器具を取り出せしことありや(田)支那カバンを取り出せしことありしか(田)左樣なし(裁)其内にい藥品がありしか(田)左樣なり(裁)取り出せし手續い(田)兼て預けある支那カバンを渡し呉れと申せり(裁)其品い何なりしか(田)塩酸加里金硫黄なりし(裁)赤色燐の出所い(田)田代が持ち居りし脇の中よりし(裁)山本憲方よりの景況い如何(田)生徒が澤山參居りし故都合があるとて渡さゝりし(裁)磯山と播州に同行せしか(田)神戸より同行せり(裁)其節爆發物及び其器具を持ち行きしか(田)丁劍を持ち行きし(裁)山本憲方よ參る節景山よ逢ひしかを一變する事あるかも知れぬと申せし故自分い折角是迄焦心苦慮せしことを變するも如何なり又翻鮮い段々寒くなるから早く遂らんと申せしに磯山い決して之れが爲め遂巡するとはいおいと申しますから遂よ同意致せり然るに過日同人が當法庭よ於て僅か四人組の處置よ苦み遂に分離せし樣申し立てしが思ふに是れい彼が當法庭にて列席の非諜人に後れを取りし故ならんとい存ずれども若し是等の事が果して分離の理由ならんよい自分い實に天下公衆い勿論親戚朋友に對して慚愧に堪えざるなり故よ機會もわらばその變心の吾が志に非ざるとを公衆に表明せんと欲と就てい幸ひ今日い參考人として磯山も出庭するおれば其節直接の關係あきとおれば成可く申さぬがよい(裁)井山も浮審せしか(田)久保田い筆跡で知るも井山い二階で書き居りし故踏しく知らず(裁)何は訊問致すとあるも最早正午に近ければ一先づ是れにて閉廷致す所時午前十一時四十五分なりき

●同月廿日午後一時開廷

(裁)午前に引續き開廷す而して本日い參考人を召喚する處なれ共多人數なれば明日召喚すべし(辯護人一同)了承(辯護人板倉)引つゞき田崎を御訊問あらば質問致したきことあり同人が山本憲方へ荷物を取りよ行きし時明朝來る可しとて假りしい山本が書生よ教授中なりしに係るか又い書生の多人數居たるを彈りてのとか(田)授業中なりしよ依るなり(辯護)然らば午前に書生の多數人居たる故遠慮して立歸りしと云ふい教授中を憚つての事なりと聞き取りて可なるか(田)其の通り(裁)然らば田崎、磯山が第二回の調書中壯士を募る云々の處に渡韓者の人名ありて其内に被告の姓名もあり而して磯山が猶田崎い自分の甥なれば渡韓の後相隱の處へ使用をる云々云ひしい(田)内地に居たる時と、其の決心なりし(裁)次に同人が第三回の調書よ田崎の身の上い日下部に就きしい(田)石原鐵三宅あり(裁)被告の察調書よ福田樓に於て云々井村の内に參り云々相違なきか(田)先刻申上げしが事實にて只今御覧聞けの調書い誤りなり(裁)何は磯山のために巡査を使ひ云々神戸まで刀を持行きし(裁)被告い刀劍及び藥品等を持ち行きしか如何せしか(田)藥品及び刀劍い人目に憑らぬ所に隱せり(裁)被告い磯山と再擧を圖る積りなりしか(田)ハイ(裁)遠藤が曾根警察署に自言せしと果して然るか(田)左樣(裁)被告の捕に就きしい(田)石原鐵三宅あり(裁)被告の警察に託せり云々とあるい(田)其の通りあり(裁)井村が第二回の調書に十一月二十四日田崎が私ゐに自分よ申せしい大井、小林等い大坂に就て云々是れい(田)其の通りなり(裁)日下部が臨審第二回の調書中に田崎が尋ね來り一通の書面を携へ面白き者が加古川迄來れり君も行かずやとの事に付參りたる處大阪より爆發ものい誰か(田)久保田、井山、自分の三人なりし(裁)井山も浮審せしか(田)久保田い筆跡で知

見たる事いあれ共其他い總べて知らず(裁)又遠藤が臨審第貳回の調書中に「日下部が新聞を持ち帰り之を見せ云々」とあるい(田)其通り(裁)安〻の臨審調書第六回中に「景山より預りたる支那革匣を取り出されたる處へ何々」とあるい被告にいあらざるや(田)自分が取りに參りしものなり(裁)其の時景山の使と云ひしか(田)景山が預けしものと云ひたれば使らしく見受けしならん(裁)山本の臨審第一回の調書中に「景山より預りし荷物を呉れと云ひしも教授中に付云々」とあるい(田)相違なし(裁)景山の臨審第二回の調書中よ山本方よて田崎よ面會せし事ありやとの處及び其以下い(田)相違なし(裁)然らば田崎い宜し(田)一寸顯ひ置きたき事あり其れい磯山を召喚する事にて同人が再擧の企よ付き當時聽きたる處と當法廷よ於て云ふ處と齟齬する點あれば其の点を確め度し(裁)其の主意い(田)磯山が當時の話に今回の企てい餘り小さき故其の事業を擴張し壯士を精選して事大業を遂す云々假令大死するとも其準備となし置く可しと云ひしが果して其事をなせしやを問んとす、茲よ於て田崎氏い復席す(裁)然らば安東、被告よ對する事件い第一外患第二い爆發物取締規則違犯よて其要領い明治十八年九月中景山が持來し支那革匣及び刀劍其他の武力鑵等を自宅に預りし後ち田崎よ渡し又磯山潛身後新井が實行者となりし時金硫黄及び塩酸加里等を賣渡したる者なり其の大体い認むるか(安東)外患及び爆發物の事い共に認めず則ち自分い敢て法律規則の制裁を受く可きものよあらずと考ふるなり(裁)被告い舊自由黨員か(安)黨員なりとい(安)別よ預りしにあらず彼が携帶して來りしまり(裁)武力鑵等を見ざりしか(安)見ず左れども支那革匣と青き毛布包みとがありし(裁)其の外よ田代より何か預りし事なきや(安)おし併し景山が他出して締りし時伴ひ來りたる書生体の男が白木の長き箱を持ち來れり(裁)其書生体の人い(安)認めて置く必要も無ければ知らず(裁)其の箱い(安)凡其長け半間程ありし(と形容して寸尺と示す)(裁)景山い被告等に滞在せしか(安)然り是い其の前に山本憲が來り學問修業の爲め東京より來りたる者あれば暫く滞在を願ふとの事なりしよ依り承諾したるあるが并は九月下旬の事と覚ゆ(裁)幾か程滞在せしか(安)凡そ二週間位ありし(裁)景山滞在中の模樣い如何(安)或い新聞を讀み或い私の書籍を讀み又山本方へ行くとて外出する等のことなりし(裁)同人を尋ね來りし者あるや(安)書生体の人が尋來りし事あり(裁)今日でい誰々なるか(安)其時小杉と稱せしい田代にして同人と此の列席の田崎等なりし(裁)女い見ねざりしや(安)山本憲の内室抔い見受けり(裁)學問修業の爲め來り居るなるよ男の書生抔が訪ひ來りし事よ就てい何も感想を述さゝりしや(安)元來山本い爲實家なれば同人を信ずると共よ疑はざりし(裁)田崎が被告方より支那革匣を取出せし事あるや(安)左樣其山の使なりとて來して見るに咖か齟齬の点あり其の事と一應確かめたければ公判始末書を讀み鴉けられたし就てい磯山が潛身したる事い承知か(安)知らず(裁)一ッ家の室と室とを出入せしよて家と家との事にい非ずと云ふか(安)其通です(裁)景次に磯山が潛身したる樣思ふる(裁)警察にて御訊問の節初めて承知したり(裁)然らば新井の之れよ代りし事い(安)無論知らず

(裁)新井、小林、山本等より藥品買入れの照會なせし事あるか(安)その次第を申上げん或日大喜樓なる小林の許より下婢を以て自分を招きし故直ちに參りたるに新井より金硫黄、鹽酸加里を買ひ入れ度しとの話しありたれども同人へ餘り懇意の間柄なる非らざればすげなく答たるも此の時小林出來り新井へ自分の親友なれば忠恕おく話す可しとの事ありしがその時新井の申さるよう右の藥品を二拾圓許りと鳩麥飴の鑵とを賣て貰ひ度しとの事故自分歸宅後道修町に於て其藥品を購ひ遂に同人に渡す事となせり(裁)全く雖の注文ありや(安)新井あり(裁)何故色々その人を變更して申立つるや(安)その事へ委しく上申書にあり(裁)何故山本抔と云ひしや(安)新井へ何とする人やら知らず故に山本と云ひしが其小林と云へる紹介者あると以てなり(裁)山本の事を今一應申立てよ(安)豫審廷に於て「小林と信用せず尚ほ能く勘考の上申立てよ」と一旦退廷を命ぜられ其の後お答の時新井といふ氣の毒と思ひ山本と申立てたるなり(裁)實際新井なりしならば何故其通り申立てざるや(安)その譯へ自分が捕はれざる前に新聞を見しに新井が就縛後專ら調べを受け居る贋物の事なりとありしより全く同人を被はん爲め色々變更して申立てしなり現に加藤が長崎にて死したると聞き同人あり(甲)と申し立てしも同斷あり(裁)詰り新井に相違おきか(安)ハイ(裁)新井の買ひたるへ何の爲めか(安)その目的へ問へざりし(裁)劇藥として且つ武力鑵等もあるのに(安)貴官より見れば左樣の感覺もあらんまた袋へ五山に與へたり(裁)藥品の金額へ(安)十七圓ほどにて其小譯へ豫審調書にあるへ通なり(裁)大井、小林等に宿を周旋したる事あるや(安)山本惣の顯みに依り自分より大喜樓に照合ひ同宿へ案内したり(裁)初めより別鮮計班の事へ一切隱かさや(安)聞かず(裁)豫審第一回調書に五山の不在中荷物を持ち來りし者ありて之を預かりし樣見るが(安)夫れへ相違なし(裁)又同書中に小杉とか申す者荷物を持ち來り自分へ下よりとの荷物を二階へ押しあげ云々又五山に藥袋を與へしとあるへ(安)是れ亦相違なし(裁)亦同調書中に田代が空瓶四五本を持ち來る云々とあるへ(安)相違なし此れへ僅か「ベルモット」及び「ブランデ」等の空瓶なりと思へり(裁)何故夫れを知るや(安)自分へ之れを見て居たればなり(裁)夫れへ何處の邊より買しや(安)店の處より空瓶を買へ棚あり其北の隅より買たり(裁)夫れへ外より持來りしや(安)然り(裁)被告第三回の調書に壜酸等を買ひし事へなきやとの問に對し是れより信實を申立てんとて買に行きし事を申立てたるか如何(安)事實へ其の通り偽へ人間へ皆無根の事を申立てしに就き上申書を差出せしなり(裁)亦その第五回調書中に鹽酸を買ひたる處あるか夫れへ如何(安)此れ亦人間へ無根なり四回と五回へ殆んど無根の事のみなり(裁)亦第六回調書中「何故斯かる事を虛偽を逸ひせしやとの問に對し自分へ新井小林等は朝鮮計班に關する人なればと思ひ云々」とあり處へ(安)其事に就てへ十九年七月一日附を以て豫審判事に宛變更願を差出し被使ひしならんまた袋へ五山に與へたり(裁)藥品の金額へ(安)十七圓ほどにて其小譯へ豫審調書にあるへ通なり(裁)大井、小林等に宿を周旋したる事あるや(安)山本惣の顯みに依り自分より大喜樓に照合ひ同宿へ案内したり(裁)初めより別鮮計班の事へ一切隱かさや(安)聞かず(裁)豫審第一回調書に五山の不在中荷物を持ち來りし者ありて之を預かりしと樣見るが(安)夫れへ相違なし(裁)又同書中に小杉とか申す者荷物を持ち來り自分へ下よりとの荷物を二階へ押しあげ云々又五山に藥袋を與へしとあるへ(安)是れ亦相違なし(裁)亦同調書中に田代が空瓶四五本を持ち來る云々とあるへ(安)相違なし此れへ僅か「ベルモット」及び「ブランデ」等の空瓶なりと思へり(裁)何故夫れを知るや(安)自分へ之れを見て居たればなり(裁)夫れへ何處の邊より買しや(安)店の處より空瓶を買へ棚あり其北の隅より買たり(裁)夫れへ外より持來りしや(安)然り(裁)被告第三回の調書に壜酸等を買ひし事へなきやとの問に對し是れより信實

手紙に就て意見なし(栽)尚は豫審第七十號七十三號証を安東に示す(安)何れも相違なし(栽)朝日健太宛の手紙に相違なきか(安)相違なし(栽)此者に返事呉れ云々擴張云々とい如何(安)擴張と異なる樣なれども注文でもわらべ直ぐに端書で申し越さべ品物を送る云々と申し遣はせしなり(栽)此者とい誰か(安)頼まれて來たから用があらべ直ぐに送ると橋本に申し遣はせしなり(栽)其事柄に廻り遠きまあらずや(安)それに頼んだものから申し越すが正當にて注文主より端書などで申し送るは氣の毒なる故橋本に頼みしなり(栽)橋本に出立の節藥種商の風体を致し居りしか(安)否通例の書生風なりし(栽)書面に直接に橋本に頼みしか(栽)小林に手紙の事と頼み置きしに新井が小林の旨を受けて自分が行くからと申せし故新井に頼み新井より橋本に托したる次第なり(栽)是れより証人の調書に付取調を致す、証人小林の調書に「安東と常に取引しますから安東宅に參りし時鹽酸加里を十瓩程買呉れ」といひし故道修町の小西方にて十瓩を買求め自宅に持歸りしに安東の使者が來りし故其者に渡せり云々」相違なきか(安)故が奔走せし点に如何なるか知らざれども買求めしに相違なし(栽)証人大島清助の調書に「安東が店に來り鹽酸加里に何程かといふから四圓六十錢と申せしに四圓五十錢位に致せ云々マッチ用に供す云々即金にて支拂ひ云々」如何(安)即金に支拂に致さず又マッチ用云々に大嶋が口實ならん(栽)又安居佐七の調書に「問昨年十二月頃安東に金硫黄を賣りしか答賣れり瓶十本にて十瓩と賣り云々劇藥購求書を送出す云々」如何(安)安居に堅氣な人物もなく左樣に云々」如何(安)安居に堅氣な人物もなく左樣に証書を書いて渡せり(栽)証人宇野宗兵衛の調書に「昨年十月頃安東より武力の注文を受けしか云々色々勘考するもなし、然らば同じ頃木村条二郎に注文を受けしか受けたり云々九月十五日姓名不知の人と共に來りす注文を申されて手金五十錢を置かれ云々十月五日出來たるに付常に橋の木村に持參り云々その注文帳を見るに常に橋木村条二郎様武力五百手金五十錢請取云々」相違なきか(安)木村方に參りしとい知らざるも其姓名知らざる者と共に參り許証を受居れり被告等に於て認むるか(箱)遠見なし(田)和當の手續として免許を受けしとかざるか(安)自分い書生や醫業を致し居り職人い蹤分狡猾なるもの故に木村の方が誂へ方も上手なれべ同行致せしなり(栽)安東ッルの調書に「是れい鳩麥飴を入れる罐にて偽名せしい本人の意思より出でしか將た彌陀池の田附由三郎方に注文致し拵へ云々」相違なきか(安)ハイ(栽)証人田附由三郎の調書に「之れい自分の製造にて今橋壹丁目云々」如何(安)注文せしに相違なし(辨護人竹中)罐の事に付き安東に質問致したし豫審八十八号証の罐い新井に誂らへられて拵へたるものにいわらざるべし亦其年月日を問ふ(安)誂へしい八月下旬にして出來せしい九月上旬と存ず是れい四月に飾可を得たる藥を發賣の始めに誂へしものなり(辨竹)五百個誂へたる由なるが九十と現存せず如何(安)殘の分い空の儘通行人に賣り或ひい炭酸曹達及び染粉などを入れて賣れり(辨竹)鳩麥飴を入れる筈なるに不用になりしとい如何(安)其譯い通常の飴なれべ差支なきも自分方製造の鳩麥飴はアシュムが混交し居るから調和力強く強し液に武力の蠟が酸化し生來の鉄を蹴はし爲めに當許の鉄の分量より數倍鐵が勝ち居れば檢査の際咎められんとを恐れて斯くい不用に致せり(辨竹)然らば不用なるものにても一度は入れて見しか(安)左樣なり(栽)田崎、箱嶋のために申し試く鉄治工場の願書に「本所區中の鄉本町小田秀吉屋敷の所に於て鐵冶職營業仕度云々」警視副總官綿貫吉直殿云々」明治十八年八月廿日に免許証を受居れり被告等に於て認むるか(箱)遠見なし(田)和當の手續として免許を受けしとい承知せり(辨護人小林)箱嶋に尋ねたし本郷にて偽名せしい本人の意思より出でしか將た磯山等の申し付けに由るか(箱)鍛冶屋の丁稚にい相當の名前と存じ田代、磯山に申して偽名致せり(辨小)古山三吉とい誰が名付けしと(箱)被告自ら付けたり(箱)一言申上ます元來自分が斯る譯合になりしい畢竟磯山を信せし故の事にして今日に至りてい自ら其輕躁なるを後悔するのみなり唯だ磯山が大坂にて僅かの事より分離せしい實に慾さ入りたる次第なるが夫に就き昨日田崎い外に重大なる理由があるよしにて質問致す樣申し居りしが自分も亦親しく磯山に質したきともれべ何卒ど許されたし(栽)質したれべとて何の用にも立つまじ(箱)否社會に對し自分の名譽を保護するあり(栽)法廷で名譽を保護するとい出來ず田崎にも昨日磯山が分離せし後再擧を圖る念慮ありしや否やを尋ねるとたけい許せし儀なり(田)昨日も願置きしが本日い磯山に再擧云々を若て居りし事い近傍でお尋ね有りても分り の訊問を願ひたし(栽)それい飾す(辨護人砂川)田崎等が磯山に再擧の有無を尋ねたしと請求するい左様あらずして何故分離せしど分離の理由い如何抔といふに在るならんと存ず故に同名よりの請求い御差止めに相成る方然るべしと存ず(辨竹)田崎に御訊問を願ふ田崎が大坂に參り安東に幾度面會せしか又其狀況い如何(田)前後兩度參り始めの一度い景山にのみ過ひ二度目い夕方にて誰彼を辨せざる時なりし故昨日安東に面會せしと云ひしい誰更ありたし(栽)左すれべ誰に面會せしか(田)店の者と存ず(辨竹)當時安東の宅にい十二三の小供が二人居りしが安東とい餘程者も違ひあり如何(田)今日より考へ見れべ丈けも低かりしが十二三とい思はれざりし(辨竹)安東に尋ねたし八十三號証の朝日健太宛の手紙の事なるが其後度々書面を遣りしも更に返事おきと以て見れべ或い左樣な人いなき樣なり然るに功能書を見れべ其姓名あり如何(安)元來朝日健太にい一面識なし當地の賣藥商にて京町堀五丁目の安部德二郎い從來の懇意にて同家の風藥精氣散の賣捌書に朝日健太の名前あり尚は賣藥商の親玉とも云ふべき守田の寶丹功能書にも其名前あり故に身元のあるものと考へ懇合ひをおしたり(辨竹)安東が賣藥商營業中にも常にべラ〳〵羽織を若けてやり居りしか將又實若に商法家の体をなし居りしか聊か本件に必要を感ずるに付尋ねたし(安)明治十六年六月大坂に參り商法を始めしより始終前垂を付けてベラ〳〵どころでなく立派に縞の羽織い磯山の命令によるか(磯)自分が命せり(辨星)有一館に於て磯山い幹事なりしならべ入館せんとする者と取捨するの權ありしか(磯)左樣取捨致せり(辨小)朝鮮計畫の事を箱島に咄せしか(磯)確と分らざるも咄せし事なしと思ふ(辨小)同意者と見しか(磯)否(辨小)大坂に出發前箱島に同行せよと勧めしか(磯)左樣同行を勧めたり(辨小)其時の返答い如何(磯)差支が有るからいやと申せり(辨竹)磯山い白木の箱及び支那革匣い始めより知り居りしか(磯)知り居れり(辨竹)運送方い誰が致せしか(磯)支那革匣い景山白木の箱い土屋毛布包い田代と存ず(辨竹)右三人にて大坂に特ち參り如何ある所に置けと言ひしぞ(磯)安東及び山本へ預けよと申せし物もあり又新井、小林等に相談せよと命せし事もあり(辨竹)前以て安東宅に隈ると約束でも致し置し譯けか(磯)安東の宅が大坂に在る故使瓶せしなり(辨竹)朝鮮計畫を咄して預けよと申せしか(磯)否申せしとなし(辨砂)田崎にい何役をさせる爲め鍛冶工場へ遣りしか又其の命せし詞い如何(磯)借家の咄しを調へ呉れと命せしなり(安)磯山が自分に面會せしい何年なりしかまた安東に預けよと確言せしか(磯)安東にい十五年十七年の両度面會せりまた荷物い命せしゑ非常持行き見よと申せしなり(辨竹)安東い荷物を預かるとを確かゑ承知せりと云ひしと聞きしか(磯)安東が承知せしとい聞きさりし(辨板)十七年九月十三日に磯山が飯田方に參り二階で酒をゑみ居りし節遠たいしき樣子なりしと云ふが其時の景況い如何(磯)飯田い遠てたと見りし樣覺ふ(辨星)箱嶋を田代の手傳に遣りしより遣入りし由なるが取りしか否(磯)取らざるしかい知らねが爆發物の事い加波山事件もわ

の鳴名をなせしに鳴山(辨)の家なりて幾ばくもなきの命ぞ思代の家は(田)月分の家なりて幾ばくもなきの命ぞ思代の家は(田)月分の家なりて幾ばくもなきの命ぞ思代の家は(田)月分

るが失れい如何(景)安東い自由黨員なりと聞きし故少しい政事上の話しも出來るあらんと樂みしに只商業上の爲めに握齪として居たるが今の申立なぞい實際なきとあれば全く虚妄なり(辨竹)紙袋を貰ひしい參考人直接えせしか又い田代をして貰はしめしか(景)田代が紙袋をも貰ひたりと云ひし故乃いち自分え於て貰へり(安)警察の調書え參考人い自分方に刀劍を預けし云々のとあるが如しされば實際刀と明言せし譯か(景)否自分さへ刀劍なりと知らざりし位なれば明言い致さず(安)警察の調べの時にい景山も無根の事を申立て自分も亦無根の事を申立て居るが其内よも彼の朝日健太宛の手紙を參考人が知る樣申立て居るい如何(と安東氏い豫審第五回の調書を其辨護人竹中氏い手紙の文面を景山氏に示す)(景)最初い知らざりしが豫審廷に於て夫れを示されて初めて知り多分此文面通り貴擴めの爲めの手紙たらうと想像して申せしあり(裁)景山が安東方へ止宿せしい自ら止宿せんと思ひし譯か山本が止宿せよと云ひし譯か又磯山が荷物を預け且止宿もせよと云ひし譯か(景)自分い磯山の依頼を全ふし荷物を預けし以上い一度歸縣なし金策に奔走せんと思ひ居たるなれども遂に渡韓の運びになりて山本に紹介を頼み宿泊せし譯なり(裁)景山い最早逃廷して可なり(と是に於て橋本政次郎氏を呼入れ裁判長い前同斷の旨を述べらる)(辨竹)朝日健太宛の手紙い届けてもよし届けねともよしと調書えあるい參考人の想像か又安東が云ひし譯か(橋本)自分自らの言ひしようもあらず又安東より云ひしとにもあらず豫審判事がッでいあ入りしとあるか(石)左樣十時頃勝手元の戸しきい定めて盗賊の押入りしものならんと存しかとの問に答へ居たりしに斯く調書え記るされしものなり(辨竹)然らば酷えこは上豫審判事の指圖なるか(橋)然り(辨竹)扇くべき書面とい思ひしか(橋)安東より依頼せし時い必ず届け呉れよとのことなりしに付自分も必ず届けんと思ひ居たり且つ安東よりして當時先方え於て注文するとならば端書を送り報ち呉れとの話しさへありしとなり(裁)然らば本日い閉廷せんと是ゑ於て一同退廷せり時午后三時十分なりき

●國事犯第三十一回公判傍聽筆記

七月二日午前九時三十分開廷

(裁)昨日に引續き認廷を開き而して本日い過日辨護人の請求有し証人を召喚せり左樣心得よ就てい岡橋清三い病氣に付醫師診斷書相添へ雇人吉田健三郎森紋造并に石井秋香及其雇人森本嘉四郎も出廷せり、石井秋香出廷(裁)本日い内藤六四郎外六名に係る強盜未遂犯事件に付証人として召喚せり(証人石井)唯(裁)大和國平群郡信貴畑村千手院住職石井秋香年齢出二年ゐり(裁)供一人縛せられずありし(辨板)鐘い証人自ら撞きしか(石)自分い撞かず(辨板)然らば鐘を撞きし人い他所から來りし人か(石)左樣他の人と存ず(辨板)撞くときい他より多人數來り居りしか(石)自分い知らず(辨板)只今の樣な事い雖が知り居るか(石)森本嘉四郎に御尋ね相成れば分るあらん(辨護人澁川)答人が金を一圓差出したる時又二十圓の賽錢を授がし出したる時夫れ〳〵返せしと果して然るか(石)然り(辨澁)盗賊が二十圓の金を見當りしい鐘を撞きたると同じ時分ありしか(石)鐘を撞きたる前ありし(辨澁)賽錢箱を見當りし時い寺の者の誰か傍らに居りしや(石)縛されたる者が居りし樣に聞く(辨澤田)盗所と証人の居間とい何ほど離れ居るか(石)其間だに二た間ありて四五間ほど離れ居れり(辨澤)勝手が顔がしりしと云が其擴樣い如何(石)小供が走り來て盗賊道入たりと申せり(辨澤)又証人が寺へ歸りし時い最早賊が居らざりしか(石)居らざりし(辨澁)銅貨い各被告人に於て二百圓ほども云ひ居たるに被害者い廿圓と申立て大に相違するが如何(石)二十圓ほどなりしと考ふ(裁)其の他に金いあらざりしか(石)左樣次の間に二百圓ほどありし(裁)然らば其頃に有し金い總計二百二十圓程ありしか(石)左樣なり(裁)金を銀行へ預けしとあるならん(石)左樣なるとなし(被告氏家)自分等が押入りし時一人のものが逃げしを山本鹿造と前田が追ひしも及ばず其次に逃げしものい此証人の樣ありし又自分の手を入れて見し寐床い金箱のある間にて布團二枚と毛布が敷きありしが是れい証人の寐床か(石)自分の逃げし時い追ひ來りし間より何れの方に寐床がありしか(石)隣りの間なりし(辨板)石井が明治十八年十月四日に郡山警察署前田分署え差出したる盗難屆書に「書司ある者が逃げ出し泥棒と盗人と顔を出せし故云々」相違なきか(石)左樣なり(被告落合)此証人が逃げ出しゐる時に自分い知り居りしも傷をつけてい悪しからんと存じ逃がしたり又守札のありし間え銅貨を並べた僧侶を撞きたり此段申し上げ置く(裁)石井い宜しい、証人森本嘉四郎出廷(裁)本日い内藤六四郎外六名の強盜未遂犯事件に付証人として召喚せり就て証人の住所身分其他い如何(森)大和國平群郡南畑村二十一番城平民農森本嘉四郎十四年ゐり(編者曰く此所裁判長と証人との間に於て數十回の問答あしりも要するゐ先き石井快酉に訊問せし事を再び尋ねしものになれば冗長を厭ひ只森共ゑ熟覽して其個所ゑ符號を付せしむ)(裁)本嘉四郎が答辨せし要領のみを掲ぐ)(森)自分い千手院の雇人にして十月三日の夜自宅ゑ飯る途中夫の盗賊に出合ひピストルや棒を持ち案内せよと門前ゑ於て縛せられ此の寺えい一万圓餘の金があるならんと云われますから左樣お寺い ムりません二三千圓の貸附金いあるも証書になり居るならんと申すも鳴き入れず遂に門を明けさせたるに賊い内に押入りたり金い二十圓ばかりあるならん、自分が縛されしい翌夜の十時頃えして押入りしより引揚げし迄い三十分間程かゝりし、吃驚せし故分の顔床か(石)自分の逃げし時い追ひ來りし間より何れの方に寐床がありしと思ふ、鐘の鳴りし時い盗人氣ある樣子なりしと思ふ、鐘の音い三丁程も行きしと存ず、寺の會計上に於て自分關係せず(裁)それでい森本いよろしい、証人森紋造出廷(裁)本日い内藤六四郎外六名の強盜未遂事件に付証人として召喚す住所氏名其他い如何(森)大和國十市郡日高村三十六番地農業兼洗濯業にて年齢い卅六年なり(裁)十八年十月十日頃岡橋清三方へ強盜入りしとありや(森)有ます自分が門番せし時七人ほど夜半頃え押入りたり(裁)其節表門い明けありしや(森)左樣明けてありました(裁)如何なる風をして押入しか(森)四人さんい抜刀ゐ二人さんほどい棒を以てゐ越しになりました(裁)幾人ほど縛されしか(森)二人(曲)ゝられました(裁)証人がくゝられしい此圖面でいゝか違でありしか又盗賊が道入りし所と逃げし所とを申せ(証人に岡橋方家宅の圖面を示し弁護人と本嘉四郎が答辨せし要領のみを掲ぐ)(森)自分い千手院の雇人にして十月三日の夜自宅ゑ飯る途中夫の盗賊に出合ひピストルや棒を持ち案内せよと門前ゑ於て縛せられ此の寺えい一万圓餘の金があるならんと云われますから左樣お寺い ムりません二三千圓の貸附金いあるも証書になり居るならんと申すも鳴き入れず遂に門を明けさせたるに賊い内に押入りたり金い二十圓ばかりあるならん、自分が縛されしい翌夜の十時頃えして押入りしより引揚げし迄い三十分間程かゝりし、吃驚せし故分の顔床か(石)自分の逃げし時い追ひ來りし間より何れの方に寐床がありしと思ふ、鐘の鳴りし時い盗人氣ある樣子なりしと思ふ、鐘の音い三丁程も行きしと存ず、寺の會計上に於て自分關係せず(裁)それでい森本いよろしい、証人森紋造出廷(裁)本日い内藤六四郎外六名の強盜未遂事件に付証人として召喚す住所氏名其他い如何(森)大和國十市郡日高村三十六番地農業兼洗濯業にて年齢い卅六年なり(裁)

第一ハ外患ニ關スル事第二ハ爆發物取締則違犯にして其要領ハ磯山等が朝鮮に兵を擧げ彼の獨立黨を助けて事大黨を殺し清國の干渉を絶んとするの計畫ニ與みし磯山が大阪ニ來り後其同志と分離し被告と謀り中村猶雄をして山本憲方より荷物を取出さしめ井村方へ送致せし事件ありとす大体ハ認むるか(日下部)外患の事ハ　認めず俳し爆發物ハ手ニ觸れ目に觸れしとあり左れど是れが果して爆發物取締罰則違犯にあるやらどうやら其の邊ハ追々御尋問ニ應じて答辨すべし(裁)被告ハ是まで政黨に加ハりしとあるや(日)別に關係なし(裁)然らバ今回の被告事件となりしまでの顚末則ち履歴を聞かん(日)自分ハ警察又ハ豫審に於て未だ憲を盡さゞる處もあり又間違を申立てしともあれば尙ほ申述べんが元來自分ハ今回の事件ニハ關係なきことと信ず却説自分ハ去明治十七年二月に國を出で支那に渡り四月に一旦阪朝なしたるが支那に參りてより少し考へたる事もあれバ何分其事卽ち學校を設立する事を果さんとて夫れより東京ニ上り二三の同志ニ謀り暫く滯在の上當地へ立越せしが尋で長崎に出で直ちニ二たび支那に渡り同じ有志者なる村井と云へるに有りし樣子を語りしに同人ハ贊成なし共々盡力せんとの事故遂ニ其事ニ決しゐたる所是より先き上海の本願寺別院にて或日同縣人及び鹿兒島縣人等に逢ひしが其時ニ山口五郎太と云ふ佐賀人にも出逢ひ偶々此事を謀りしに同人も助力す可しと云ひしを以て旁々其事に取掛らんと思ひ居たりしが同人ハ二三千圓より外金なしとの事にて付左れバ一度び日本に歸り見んとて此事を同人に告げし處同人も歸朝するとの存意故共に彼地を出發して長崎へ歸着し同人ハ其故郷佐賀へ飯り自分ハ尙ほ長崎に滯在したり扨此時自分に於ていをらも同人ハ不安心のものなりと思ひしとなれども已に一旦謀りしものなれバ歸て自分のみにて其計畫の廣告を新聞紙に掲げんと思ひ居たる曉同志者の中なる鹿兒島縣人宗像等ハ已に別に委しく話さず同人も飯りたるより自分も眠ぶりに就けり其れより後ち同人が再び見舞に來り呉れしともあり しものから自分も輕快を覺えし時有馬の方を尋ねしが同人が和歌山縣の有志者にして井伊とか申者本田に居れバ夫れを尋ねんとて杖を共ニし井伊方に至り道處にて渡清の事を話せしに井伊ハ面白き事なり連れて往って呉れろと云ひたり其折ハ其儘にて歸り後日有馬を尋ねし處同人が君の爲す事ハ餘り輕舉あれバ止めよと云ひしともあり し自分ハ尙ほ其後滯坂あし再び本田ニ井伊を尋ねしとあり其時井伊ハ過日話あり し一件ハ如何なりしやと問ひたり左れども折節山口ハ上京中あれバ容子分らざるより卽ち分らずと答へしニ井伊が更らに君上京せずや と云ふ故自分ハ發ちニ山口が上京する時凡そ三十日位にて當地に立歸る可しとの話しあり しも今ハ已に六十日を經るも何の書沙汰あ けれバ一先づ九州に歸らん存意ありと云ひし に重ねて有馬ハ共に上京せずやと尋ねるよ ど有馬も上京ハ致さずと答へしに同人ハ自分を 歸さぬ方便にや先づ阪國ハ見合し和歌山にハ 自分の同志則ち元遊擊隊の者ども居れバ是ならんやと且つ語り且つ勸ひるものから自分ハ只夫れハ感服の至りなりと云ひたるまでにして學校の事を問ひしも同人ハ右の有樣あれバ耳にも止めず彼のパールセーなどにも謀りしとあり とか何とか申し其儘上京せり其後間もなく鹿兒島縣より有馬と申者來り何か面白ひと思ひしとなれども已に一旦謀りしものなれバ歸て自分のみにて其計畫の廣告を新聞紙に掲げんと思ひ居たる曉同志者の中なる鹿兒島縣人宗像等ハ已に別に委しく話さず同人も飯りたるより自分も眠ぶりに就けり其れより後ち同人が再び見舞に來り呉れしともあり しものから自分も輕快を覺えし時有馬の方を尋ねしが同人が和歌山縣の有志者にして井伊とか申者本田に居れバ夫れを尋ねんとて杖を共ニし井伊方に至り道處にて渡清の事を話せしに井伊ハ面白き事なり連れて往って呉れろと云ひたり其折ハ其儘にて歸り後日有馬を尋ねし處同人が君の爲す事ハ餘り輕舉あれバ止めよと云ひしともあり し自分ハ尙ほ其後滯坂あし再び本田ニ井伊を尋ねしとあり其時井伊ハ過日話あり し一件ハ如何なりしやと問ひたり左れども折節山口ハ上京中あれバ容子分らざるより卽ち分らずと答へしニ井伊が更らに君上京せずや と云ふ故自分ハ發ちニ山口が上京する時凡そ三十日位にて當地に立歸る可しとの話しあり しも今ハ已に六十日を經るも何の書沙汰あ けれバ一先づ九州に歸らん存意ありと云ひし に重ねて有馬ハ共に上京せずやと尋ねるよ ど有馬も上京ハ致さずと答へしに同人ハ自分を 歸さぬ方便にや先づ阪國ハ見合し和歌山にハ 自分の同志則ち元遊擊隊の者ども居れバ是

等のものと連れて渡韓する樣致してハ如何と云はれたれ共自分ハ已に眼病も平癒したるとおれバ一旦歸國ニ決意したる時と云ひ且つ上京の費用もなしと語りたるに同人ハ兩三日を經て來られよと云ひし故其言の通り又もや同人を尋ねし處豈圖らんや既に金調をおして自分に上京し山口に面會すべしと云ふを以て遂に又上京のことに決したり其時同人ハ二通の書狀を自分に托し一通ハ或る貴顯の方に宛て他の一通ハ大井憲太郎へ遣ハすものなりしが自分ハ之を携帶して上京爲し先づ大井の宅を尋ねしに會々小林樵雄も亦た來合し居り始めて同人と面接せり尤も小林ハ兼て宗像等の計ひらひよて東洋學館の主唱者となり居たれば互ひに其姓名ハ聞き知れるなり此時小林等ハ非伊より面白き事を報じ來せしが自分等も考ふる所ある折柄なれば君遠慮あく話せと云ひしも自分ハ遂ニ其儘にて大井方を去り夫れより山口を尋ねわさうし處漸くにして同人の旅舍を見出し面會したりき然るに茲に最も自分の失望せしハ金調の事にて容子を尋ね見れば都合惡しく且つ同人ハ之を小林等に謀れと云ふを以て廻て小林の旅宿卽ち芝區兼房町虎屋ニ行きしも金の事ハ云ハずして小林ハ唯た山口ハ如何なる人かと尋ねし故山口ハ支那人風にして至極面白きものなるが面會をせんとならば信濃屋に宿泊して居れば案內せんと言ふ所へ大井も來り共に山口方へ行きたり其後山口も虎屋方ニ訪ひたるとありしと云へり斯の如き次第ニて未だ金の出來る樣もおかりしに大阪よりしてハ頻りに歸らんとを促がし來り山口ハ來らず自分のみなり金ハ如何やと問ひし ニ井伊ハ山口が參らざれバ金ハ六かしと言ひ居たり此時東京ヨリ會々山本鹿遇ある者井伊の許へ參りて居り井伊ハ同人と和歌山へ行くとの趣にて再び自分に上京せよといふ故自分ハ又々上京し小林を訪ひしニ小林ハ又々上京せしかといひたり而して尙ほ金策ハ從事なし居うち中彼の清佛の戰遂に平和ニ終局したれバ最早機を失ひたりと渡清の事を斷念せんかと思ひ九州へ歸らんとせしも上海にハ尙ほ同志も居れバ一ト先づ上海に至り見んと旅費の事を小林に謀りしも小林ハなしと云ひ同道して大井の方へ行きしも大井もなしと云ひ遂に三人同行して磯山方に行きたるも同人もなし此際如何なるとなりしか磯山おして登樓の話し出で大井ハかへりしも自分ハ小林、磯山と共に登樓なし小林ハ其夜かへりたれ共自分と磯山ハ妓樓に一泊し尙ほ流連せしが此時磯山より旅費として十五圓貰ひ受けたり夫れより後自分ハ遠藤福喜外一名を引連れ大阪ニ來り尋で京都の中村猶雄方に行き一泊したるに此の際澁谷万次郎、江口一三來坂なし待ち居るとのことなりしが江口ハ間も無く京都に來り自分を尋ね呉れぬかと言ひしに是亦た磯山が遣るとて後日ニ持參して呉れたり又自分ハ歸阪の折節一友人を尋ねしに其友人ハ相變らず疲弊かといふ故疲弊なりと言ひたるに然たり然るニ樽井藤吉も亦來り朝鮮の亡命者金玉均を助け呉れずやとの話あり たり夫故自分ハ上海への出發を見合し當地中の島ニ滯留せしが餘り諸らぬから南區田島町の日島義衛と云ふ知人に頼み澁谷と共に浪華寺に滯宿するとあり茲にて澁谷に金玉均云々の話しを爲

しかり然れども江口、澁谷及び自分とも金玉均を知らざれば一應面會せんとの事よなり折節金玉均い神戸飯筋山に滯在中なりしより自分い樽井と同道にて一度び之を訪ひたり此時い初對面の事なれば淡みよ國事上の話しなどいせざりし併しかどなしき人なりと評し合へり其後金氏い其同行の書生柳赫魯等と共に江戸堀に來り宿泊せしにぞ江口抔も尋ねし由なるが何れよしても金氏を扶けんにも大事をおさんにも金が先き立ち故金調を爲さんと云ふもる然ひしよ樽井い二万圓程い拵へると云ふもる然らば自分も身を以て國に尽すなり又金氏を助けるなり何なりせんと一決なしたるに折から樽井の失窺より寺の拂さへ出來ざる樣にて遂ッに自分の衣服外套をまで與物にする仕合せといおれり夫故よ各々分擔を定め江口い金玉均と上京する事に決し樽井い九州へ行く事となり自分い京都へ行きたり是い眼病治療の爲めありしが尋で播州の非村方へ眼病治療の爲めに赴きぬ但此出發の時尚は浪華寺を訪ひたるよ澁谷い上京中ものとにて在らず播州滯在中遠藤も來りしが其時分に京都の中村より江口も京都が差出せし藥書を送り越し引續き江口も京都まで來り早速來いとの手紙を與れしも自分い播州よ於て手の離せぬ事に從事したるより特に遠藤を遣はしたよ然る處江口より い大和地方を漫遊して播州よ參るとの端書來り尋で又馬關とか博多とかへ行き其後尋ぬるとの藥書來りし斯くの如く其期日一定せざるより自分い上京する積なれば此段報知するとの手紙を出し置きし處偶〻新井章吾よりして來狀あり

倘は別封もありしが文面上分らぬ點もあるより新井に來れと申遣はしたるも新井より却て自分よ來れとの書狀なりしかば自分より大坂へ參らんと思ひ居たる處へ京都遊より磯山が見れば前きよ東京を出發する告別の際小林より金い入らぬかと言ひしい是れのとかと思ひ合せしとありし併しいつまでも頻く滯在するい無益なりと考へいつ行くかと迫りしに荷物もあれどとて早速よも出發せず依て播州へ歸り居たる處へ磯山よりの荷物到着し田崎の前よて開きたり其後磯山來り其荷物の到着せしや否を問ひしにぞ荷物い來り居れりと答へしよアレい爆發物なりと告げ且つ直ち大阪へ引返すといふ故抑留して非村方へ行き同夜就寢後磯山よ其手段方法を尋ねしに爆發物を携ふるとか何とかいふを以て君い天下の志士自分い九州の非堀なれども君の爲す處い迂濶なり君の爲す所い輕率なり君い海外の遊びをなさぬ故よ稅關等の事を知らぬならんと云ひしに磯山い默然として何とも答へざりし夫れより磯山い一片の檄文を殘し置き大阪へ參りしが其後電報を以て來阪と促がし來りしに付上阪せしに這度い磯山い新町に居らず福田樓の土藏の二階よ藝妓二匹と共よ又由良之助を氣取り居たり扨此際彼國の話しをなせしよ磯山い事破れたりとの旨を長崎なる同志者に發電したりと云へり此故よ自分も詳細なる手紙をしよ福田樓へ行けといふ故福田樓よ一泊し翌朝磯山を尋ねしも磯山い尚は藝妓と同衾中故無理に呼起し藝妓を追ひ遣りて磯山に一体どうもとる積かと云へば磯山い壯士も二十名許り出來別半迄も逃ひれい行く考なり君も行かずやと語り且つ云ふやう東京出發の節小林より五拾圓丈渡せしかとのと故否受取らずと答へしに开い失敬なりと云ひしかば能く考へ見れば前きよ東京を出發する告別の際小林より金い入らぬかと言ひしい是れのとかと思ひ合せしとありし併しいつまでも頻く滯在するい無益なりと考へいつ行くかと迫りしに荷物もあれどとて早速よも出發せず依て播州へ歸り居たる處へ磯山よりの荷物到着し田崎の前よて開きたり其後磯山來り其荷物の到着せしや否を問ひしにぞ荷物い來り居れりと答へしよアレい爆發物なりと告げ且つ直ち大阪へ引返すといふ故抑留して非村方へ行き同夜就寢後磯山よ其手段方法を尋ねしに爆發物を携ふるとか何とかいふを以て君い天下の志士自分い九州の非堀なれども君の爲す處い迂濶なり君の爲す所い輕率なり君い海外の遊びをなさぬ故よ稅關等の事を知らぬならんと云ひしに磯山い默然として何とも答へざりし夫れより磯山い一片の檄文を殘し置き大阪へ參りしが其後電報を以て來阪と促がし來りしに付上阪せしに這度い磯山い新町に居らず福田樓の土藏の二階よ藝妓二匹と共よ又由良之助を氣取り居たり扨此際彼國の話しをなせしよ磯山い事破れたりとの旨を長崎なる同志者に發電したりと云へり此故よ自分も詳細なる手紙をしよ福田樓へ行けといふ故福田樓よ一泊し翌朝磯山を尋ねしも磯山い尚は藝妓と同衾中故無理に呼起し藝妓を追ひ遣りて磯山に一体どうもとる積かと云へば磯山い壯士も二十名許り出來別半迄も逃ひれい行く考なり君も行かずやと語り且つ云ふやう東京出發の節小林より五拾圓丈渡せしかとのと故否受取らずと答へ

い梅田に至り待ち居たりしが暫〻して中村歸り來りしを以て都合い如何と尋ねしに無論取れたりとて毛布包外に壹個都合二個を持來りし故猶ほ山本の揚樓を尋ねしに彼いプル〳〵震ひ居りたと云へり夫れより又磯山の許に至り其荷物を渡せしが磯山い大いに喜び是で安心したりとて共〻三杯を傾むけたる末自分い中村と共よ曾根崎警察署の裏門の興向ひに一泊し中村にい其翌日刀を與へて京都に歸し尋で自分い磯山と播州よ行きたり然るに其後十六日か十七日か確と覺へぬが磯山い病氣の爲めよ石原の内で療養をして居りし處廿一日頃と覺も田崎が磯山の手紙を持て大坂より加古川に而白き者が來たりし故君も來て見ずやと申參りしに付共に加古川に至りしに藝者が來たり居りし故自分も共に酒を呑み其晩い其内に一泊せしに其翌朝右の藝者い自分よ且那い病氣の樣子故是非看病致させ貰ひよしと頼みたれども強て磯山の看病を許さいりしかば藝妓い其日大坂よ歸り自分い磯山と共に宿所へ歸れり扨て廿四日に至り石原の宅に行きし處石原の地しよ大阪に珍事あり新聞を見しやとのとなりしよ并い何事にやと問ひしよ舊自由黨員等が別驛よ事と聚んとして終よ事の破れしものと見ゐ北大將達の大井、小林等が捕縛せられたりとの事ありしかば直ぐ樣其新聞を持飯り非村方に至りて之を田崎よ示し尚ほ磯山の許に行きしよ磯山い大丈夫だと云ひしも何分氣がよりあるを以て翌日又高砂に至り廿五日の新聞を見しに長崎にて誰々大阪よ誰々が縛に付き云々との事を掲げありしも

ゑ是い必定本件の破れたるおらんと存じ新聞の記載い聞き居たるならん(日)磯山、大井等が朝鮮計畫を致し居ると云ふ十八年中當地に參り始めて承知せり(裁)磯山から聞きしか(日)唯(裁)磯山の申立てに十八年四月頃被告を先發として差遣はすよ付き金員を授與せりと果して然るか(日)磯山い偽りを申す樣の事なければ并い何かの問違ならん(裁)大井、小林等よ面會せしか(日)自分い福洲事件に付小林と竹川町の大井代官事務所に參りしに大非い裁判所に出頭し不在ありし故小林と二階で待居たるに今一人居合はせしい磯山游兵衛なりしが間もなく大井い歸り來り金員の事を話せしに大井、小林も共に之れなき旨答へしに磯山が少々あれば持居るとて金十圓貸與へ呉れ其日い離別として津輕銀行の者と共に吉原へ參り酒宴を致せり其節自分い大阪の樣子により直ちに福洲に至るかも知れぬから誰か增計を呉れと申せしに誰か知らず同席の一人が貸し呉れ尚は刀がないと申せしに磯山が携帶との事にて翌日田嶋町の大黑屋に持ち來りしが此時い一言半句も朝鮮計畫の談話なかりしを乞ふ(辨護人横田)小林、大井、山本をも召喚されたし(裁)本日い是よて閉廷致す午時午後三時二十二分なり

◎國事犯第三十二回公判傍聽筆記

◎七月四日午前第九時五分開廷

(裁)一昨日よ引續き認廷を開き而して今日も日下部の訊問致す(被告日下部)一昨日い御訊問だけに對し申上げ置きしが尚ほ事實の点よ申上げん(裁)外患に就ては至り申殘せし分を申上げん(裁)外患に就ては總て認めぬ旨申立てしが大井、小林等の今回の計畫い聞き居たるならん(日)磯山、大井等が朝鮮計畫を致し居ると云ふ十八年中當地に參り始めて承知せり(裁)磯山から聞きしか(日)唯(裁)磯山の申立てに十八年四月頃被告を先發として差遣はすよ付き金員を授與せりと果して然るか(日)磯山い偽りを申す樣の事なければ并い何かの問違ならん(裁)大井、小林等よ面會せしか(日)自分い福洲事件に付小林と竹川町の大井代官事務所に參りしに大非い裁判所に出頭し不在ありし故小林と二階で待居たるに今一人居合はせしい磯山游兵衛なりしが間もなく大井い歸り來り金員の事を話せしに大井、小林も共に之れなき旨答へしに磯山が少々あれば持居るとて金十圓貸與へ呉れ其日い離別として津輕銀行の者と共に吉原へ參り酒宴を致せり其節自分い大阪の樣子により直ちに福洲に至るかも知れぬから誰か增計を呉れと申せしに誰か知らず同席の一人が貸し呉れ尚は刀がないと申せしに磯山が携帶との事にて翌日田嶋町の大黑屋に持ち來りしが此時い一言半句も朝鮮計畫の談話なかりしを乞ふ(裁)時計を呉れしい稻垣にていあらずや(日)稻垣の顏よいあらず今少し若き人ありし(裁)新井が金玉均を助くる議論い何時頃の事なりしか(日)井伊常太郎の方が遊び次第福州へ渡らんと存せしに再び上京せざるを得ざるとと相成り乃ち上京後清佛の談判い全く平和に帰し金玉均を助くる機會を失し這度の福州行きの事い全く絶念し上海の學館へ行かんと存じ大坂に立戻り後ち大井よ面會して這回の計畫を聞きたり(裁)東京よ參りしい學校設立のた

めか(日)福州の事で参りしあり(裁)磯山、大たと申参り由て遊藤を西京へ迎ひ遣りし後井、小林等と福洲の事い話さゃりしか(日)大へ突然江口が大坂島の内より端書を以て大和河内を漫遊して行くから待ち居れと申越し後頃の事なりし(裁)大坂に歸りて後樽井に金玉頃か(日)三月幾日經ても何の事おかりしに又もや佐賀より均を助くる事よ就ての話しを聞きしか(日)左馬關に用向ありて參れり何れ不日上坂すると樣聞けり(裁)金玉均を助くる事い樽井一人の の事を通知し越したる樽の次第よて一向取り謀か將た他の同志の議か(日)何所から出でし止めもおきとおりし(裁)樽井の朝鮮計畫い絶謀論かい知らざれども自分い樽井より聞きたまで進り遂ぐるの見込なりしか(日)左樽實行り(裁)樽井の說議よ同意せし者い難くか(日)物い爆發劑の藥品及び其器具なり慥かに預り江口、渡谷、自分の三人なり(裁)金玉均を助くする者おりしも兎角する中雲を攫む樣な事よ慥き異れと申し引返して仮坂すると云ふから るとに付き大井、小林、磯山等に話せしとある おりし(裁)樽井の朝鮮計畫と連絡し居るにあらずや(日)左か(日)金玉均い自由黨の人々を嫌ひ居り同人等の朝鮮計畫と連絡し居るにあらずや(日)左樽な事おかし(裁)樽井と大井、小林等との連のとを黨員よ語るいゃゃと申す故自分が大坂絡いある樽に考へらるゝが如何(日)決して左に居り金玉均と會合するさへ小林等の知らん樽な譯でいわりません(裁)磯山より朝鮮計畫とを恐れ歸國する人よ端書を頼み國許に居る を聞きしい如何おる事なりしか(日)自分が大体におしたる位おり(裁)金玉均の事よ付何故坂に參り磯山よ面會せしよ仝人い最早壯士も自由に話が出來ぬか(日)自分が警察なり躍密二十人許り出來股引までも用意致せりと申す なりの申立てよ事實相違の廉もありますが是故自分い二十八位で出來るかと申せしよ君も れい金玉均と自分との關係を掩はんがため殊同行せぬかとの事おりし故自分が朝鮮い甚廉更らよ漠然と申上げしものよて其實い當地桃に小弱國なりと云へり此時磯山の意志を察するに山よ發て七月頃に金玉均を宿泊せしめしとも て交戰する採と思ひも寄らぎ必ずや大死を ある位おり(裁)金玉均を助けるとに就ての模なすならんと申せり依て自分い播磨に歸らん樣い如何(日)十八年五月下旬よ桃山よ會合せと存せしに磯山が君い小林を欺たりと云ふか しも金策の出來ざるに困まり夫々分攻するとら然り欺ひけり事業のため天下のため欺むき と相成り金玉均と江口い東京へ自分い眼病の しよあれば少しも心よ疾しからずと申せしに 爲めに西京へ樽井い九州へ跳れも參るとよ相 尙ほ又磯山い君が東京出發の時小林から旅費 成り自分い西京よ滯在中井村よ出會し遂よ同 と貰ひしかと問ひし故貰はずと答へたるよ磯 人方よ參る事と成ぬたり其後八月下旬なりし 山い君に渡すため五十圓を小林に回はし置き と思ふ東京の江口より自分の宿所ある西京の たるに君の手に入らぬとい如何にも不思議な 中村が下宿へ自分宛の端書が參り好都合故不 次第おりと云へり又其時磯山が君の所へ一緒 日參る云々申越し次で中村より最早江口い來 に行かふと云ふから來ても差支おしと云ひた るに然らば田崎定四郎の名前を以て荷物を送るから慥に受取り置き呉れとのとなりしが慾て自分歸宿後両三日を經て荷物着せり此荷物こそ當時い頃ちに氣付かざりしか今日よ至り考ふれば實よ虎列刺病よりも尙ほ恐るべき爆發物の荷物おりと聞き頗ぶる恨みに思ふなり扨又磯山い夫より両三日を經て來り過日の荷物い爆發劑の藥品及び其器具なり慥かに預り置き呉れと申し引返して仮坂すると云ふから ャー來給へと自分の宿所へ連れ仮り其夜種々話をなしたる末君い如何して藥品を持行くかと申せしよ磯山い何とも云いざりし又朝鮮い五營兵もわり慥かな人間で事大業を慶すとい 慾束なし故に吾々と共に九州へ參り尙ほ熟考するが宜しからんと申せり翌朝磯山が仮坂するよ臨み一通の檄文を渡し置き郵合に依れば 君も大坂に來り呉れと云ひしがその後大坂より電報おりしに付直ちに上坂し福田樓に至りしに磯山は事破れたるを以て頗非を長崎より呼戻せりと云へり此時磯山の意志を察するに 先きの自分が患書を容れ精や其言に從ふ樣子 ありし故自分い心窃かに喜べり(裁)然らば方法手段い異なる所あるも事大業を艶して支那の干渉を絶つ点に至りてい固より同意か(日)朝鮮計畫の事よ付き猶立黨を扶くる事い勉迫も同意なり(裁)延て日本内地の敗員をも誅るか(日)然らず自分い金玉均に面會して如何にも彼れの裏情を察し遂り之れを扶くるい日本人民たるもの〻隣國に對する務なり義務なりと相考へし迄よて内地云々い毫も計畫する所かあらず(裁)磯山が播州に身を潜めて再擧を

らんとせしと被告い同意して扶けしに非ずや(日)自分い磯山の再擧い到底發東なしと存せしのみならず曩に電報が參りて上坂せし時い磯山の樣子が如何よも壯士よでも迫られ危急存亡の場合であると存じたるも是までの情誼に愛でゝ彼れの一命と扶くるの積りよて斯の如く致せしものおり(裁)磯山が被告の所へ參りしい他意い再擧を謀る考がへに見べしか(日)磯山い播州に於て會議致し云々漫遊せし云々申居るも全く跡形のなき事です(裁)然らば被告の別の計畫とい如何なる事か(日)何をするよも金が第一なれば金策を先よせんと存じて奔走中なりしが元來金玉均を扶ける事に付てい一命を抛てゝも致す積りなりしも是と樽井なり渡谷なり江口等の同志が居らでい出來ぬ事なり(裁)大非い道を朝鮮よ續り云々朝鮮の事よ付てい甘じて罪に伏す云々磯山い朝鮮の實國書云々小林い當法廷でも花々敷遺る云々申立て居れり(日)同人等い有名なる人物なれば如何なる秘術があるかも知らざれ共自分い不肖ながら大小二三十度の戰爭をも致したるものなるが中々二十名や三十人の人員でい戰い出來せぬ故同意い致さゃりし(裁)磯山が同士と分離せしい如何なる理由がある と考へしか(日)自分い何とも御答い出來ません否致しません(裁)爆發物の事に付てい總て認ぬか(日)答て大坂警察署でも稻田警部が板々〻と頭りよ難請するに付自分い爆發物と手よ持つても死刑に處せらるゝとと思居たる故何れ殺されるなら左樽に責めずと早く死刑に處して下されと申せしよ警部い被告い未だ縣せしめしあり(裁)磯山が爆發物の規劃い知らぬかと云われしよりハイ(日)自分い磯山の再擧い到底發東なしと存せしのみならず曩に電報が參りて上坂せし時い磯山の樣子が如何よも壯士よでも迫られ危急存亡の場合であると存じたるも是までの情誼に愛でゝ彼れの一命と扶くるの積りよて斯の如く致せしものおり(裁)磯山が被告の所へ參りしい他意い再擧を謀る考がへに見べしか(日)磯山い播州に於て會議致し云々漫遊せし云々申居るも全く跡形のなき事です(裁)然らば被告の別の計畫とい如何なる事か(日)何をするよも金が第一なれば金策を先よせんと存じて奔走中なりしが元來金玉均を扶ける事に付てい一命を抛てゝも致す積りなりしも是と樽井なり渡谷なり江口等の同志が居らでい出來ぬ事なり(裁)大非い道を朝鮮よ續り云々朝鮮の事よ付てい甘じて罪に伏す云々磯山い朝鮮の實國書云々小林い當法廷でも花々敷遺る云々申立て居れり(日)同人等い有名なる人物なれば如何なる秘術があるかも知らざれ共自分い不肖ながら大小二三十度の戰爭をも致したるものなるが中々二十名や三十人の人員でい戰い出來せぬ故同意い致さゃりし(裁)磯山が同士と分離せしい如何なる理由がある と考へしか(日)自分い何とも御答い出來ません否致しません(裁)爆發物の事に付てい總て認ぬか(日)答て大坂警察署でも稻田警部が板々〻と頭りよ難請するに付自分い爆發物と手よ持つても死刑に處せらるゝとと思居たる故何れ殺されるなら左樽に責めずと早く死刑に處して下されと申せしよ警部い被告い未だ縣せしめしあり(裁)樽井を事實參考人として御召喚願ひたきも出來難きと故調書を御朗讀相成たし(裁)それい事實訊問の了りに致さん(裁)調書を讀聞かす 承はれ(此時書記大井の豫審第五回調書、磯山の同第一回調書、同人第二回調書、小林同第二回調書、同人第三回調書、白下部同第三回調書の鍔が澤山ありましたが(裁)今日でも其品を見せば分るか(日)初め見し時とい形が替り居るから充分よい分り兼ぬるならん(裁)中村をして山本方の藥品と取出さしめたるのか(日)最初磯山が山本方の取出し方を頼ひ故已むを得ず中村よ話せしに中村いゃッて慥けと申せしよい何と申して頼みしか(日)磯山が今回の計畫を止め吾々の方に傾ひく樣子あり然るに山本憲方に預け置きし荷物を取出さずして其儘よ致し置かば自由黨の壯士等い大阪鎮臺襲撃おり同人の事を無理よ云はねば磯山と關係でも造て仕舞ふおらんと存じ磯山の意のある所をも酌量して斯く中村に頼みしなり(裁)磯山の殊とよ巡査の中村と頼み呉れと申せしか(日)否只穩便に致し若しィない時い官名を詐稱して取り出し呉れと頼みたり(裁)中村になりと申せしを田丸判事い十七日なり十七日なりと申せしを田丸判事い十七日なり十七日でよいと無理よ云はれたるが自分の手紙を出たるとあり(裁)中村の歸縣致したる次第い如何(日)播州に於て大非等が事發覺して縛に就き致し居れり(裁)豫審中よ金玉均と云ふとだけい被告の口から申立てたるとありや(日)左樽同人い開い別事件なり格別心配よ及ばずと申したるとあり(辨横)上海に學館を設立すると し居りしに翌日の新聞よい新非や樽井も同樣に付き被告の意志を聲ぬたし(日)其事を申立つると何んだか法螺を吹く樣ですから願くば長崎よ於て縛に就きしと記しありたれば最早止めたし(辨護)學館を朝鮮に移すの考へわりしや(日)左樽なり併し上海に學校を設けし

も決して事件を發大にする譯もなく又國家のためにもあらず只四五百名の壯士を送くり彼等を現地に撒き支那四百餘州を蹂躙せしひるの目的なりし(裁)是れにて日下部の證問に一旦り了れり引續き他の被告人の證問を取調る皆然れども拔擢や正午に近ければ一先づ閉廷致す、于時午前十一時二十五分

◎七月四日午後第時三十分開廷

(裁)午前に引續き訊問を開き今回に中村より證問せん(弁護人横田)撫井井に江口に係る調書にして被告に關する處に付錄を爲し置きたれば朗讀あらん事を望む但し撫井の方に第六問答より第八問答迄よして江口の方に第一問答より第三問答迄なり(書記調書を朗讀す)(弁護人秋川)江口の豫審調書にありや(裁)なし又弁護人なり日下部なり唯今朗讀の調書に付き意見あれば申立てよ(日)意見なし併し中村時問前に申し上げ度き事あり所に中村引事に此れに爆發物よして朝鮮計畫に用ゆるあらんと云ひ調書よに其の通り揭げあれ共是れは火藥なれば唯乾せよと云ひし迄なり其の他爆發物々々々とあるに皆同斷なり(裁)夫れでに中村、被告よ對する公訴に第一外患よ關する事第二爆發物取締罰則違犯よしてその大体に磯山等が兵と朝鮮に擧げ獨立藩類を助け事大黨を斃し清國の關涉を斷つと云ふよ同意し其の后ち山本憲方よ至り官名を弄して爆發物を取出したるよあり其の大体に如何(中村)大体に畧ぼ認むるが又認めざる所もあれば一應申上げん自分に京都府巡査勤務中明治十八年九月頃日下部來り(と云ふ時裁判長に來りし時聞けり)(裁)然らば彈藥を取出せし時其の計畫の爲めなりとの推測に起らざりしや(中)只自分に治安よ妨害ありと云ふを以て之を承諾せし事よて今より考ふれば恰も胡椒を丸呑みよしたると一般にて味も何にもなき事なりし(裁)被告に壯士が長崎へ出發したるよ付き井村方へ行し樣申立て居るが如何(中)然らず自分に鮮職の上阪縣せんと思ひ其の途次播州に日下部を訪ひし譯なり若自分をして身關東よあらしめば斯け如き嫌疑を蒙らざりしならん(裁)鮮職を爲せしに何故ぞ(中)國よ阪らんが爲めなり(裁)何故國よ阪らんとせしぞ(中)自分に十七年十一月より職に就きしも京都府の警察官に遊惰なる故屢々警部長へ上申せし事ありしも容れられず故よ斷然辭職し國に阪らんとしたるなり(裁)其の上申を爲せし時日に如何(中)五六月頃ならんと思ふ(裁)辭表を出せしに(中)八九月頃一両度差出せしも聞き屆けられず又十月頃に差出したるも同斷なりし(裁)其辭表に山本より荷物を取出す樣に(中)然り(裁)職名を以て荷物を取出せしに巳の意見か日下部との相談か(中)日下部に成る可く穏和の手段を以てせよとの事ありしが自分一巳の考にて斯く爲したるなり(裁)取出したる后も其の品の何たるを知らざりしや(中)知らず(裁)播州に於ても見ざりしや(中)見ず(裁)磯山より刀を貰ひし事あるや(中)新町の汐見亭よて貰ひし事あり(裁)刀を貰し時も何等の話を聞かざりしや(中)聞かず(裁)阪縣等の旅費に如何せしや(中)日下部より貰えり(裁)其の金額に(中)山本方へ行く時に壹圓よ來りし時聞けり

洋とを對立せしめんと期をし即ち之を決行する自分の素願あり彼の清韓両國に去來知らず我國の如き神武天皇天祖を享有し玉ひしより爾後皇統連綿として動かすべからざるの國体あるが上近來に有形、無形の事も大に進歩なし系なくも去る明治十四年よい國會を開くとの大詔を汗發し王ひたるとなれば此の大詔い決して反古となりて止む事なく其期日に遂はず國會も開かるゝあらんと思惟せし故日本の事い敢て間然するともあらざれば先づ彼の朝鮮、支那よ關し爲す所あらんとい兼てより意を關する所よして既往を追想すれば彼の源九郎判官が成吉汗と呼ばれ威を亞細亞全洲に揮ひたるが如く又神后皇后の征韓の事の如き最も其美蹟あり況んや方今東洋の有様と云へば日、支、韓い恰も蟹者鼠の如くよして歐洲諸國い班猫と一般あれば動もすれば其爪牙にかけられんとするの勢あり只た彼等相互ひに猜忌掣肘して一國の呑噬を恣まませしめざるより幸ひに僅かに之を免がるゝを得れども斯の如きい決して國家を永遠に保維するの道よあらず故に先づ之が對立と計らんと思ひしなり左れば一朝々鮮よ向て戰端を開くに至らば清國い横然として之れよ干渉すべく此時こそい旗を彼の吳山の頂に樹て馬を彼の綠鴨の濱よ勒し彼れ豚尾漢を撃碎して四百餘州を蹂躙し然る後八道よ鎮臺を設き以て周公孔子の政令を布かんとを朝鮮國王よ勸告せんと欲せしなり然れども以上自分の考へしとい畢竟無形即ち形而下のとよして敢て形よ顯れい形而上の行よいあらず(載)只今の陳述に據れば磯山の爲す處い無論贊成同意せし樣なるが無形上の考ありしより之れと見れば、よきとと思ひしかど(中)朝鮮を獨立せしひると丈い宜しきとと思へり(載)然れども其方法手段い二十八三十八にて遂げられずと思ひしか(中)左樣(載)左も自分い既に決意したる事なれば直よ國元へすれば中村い最早宜し(日)自分い小林、磯山の調査よ就き尋ねたきとあり頗くい事實參考人として召喚あらんとを望む(載)宜し、然らば遠藤被告に關する事件い第一外患第二爆發物取締罰則違犯よして其大要い磯山等が朝鮮計畫あるとを日下部より聞知し磯山と渡韓の事を約束し檄文を見て其計畫を詳知且つ同意し又磯山の荷物い爆發物ありとのとを知り是を井村方よ隱藏し尚は同人方の鎧堂の下に隱せしものあり此大体よ就てい如何(被告遠藤)大變相違の廉もあれど斗い御尋問に臨て答辯せん(載)始め井村方へ寄留せし日い如何(遠)何分にも是迄の調書い間違の廉多く頗ありて是おく又水よ竹を攪ぎし樣の處もあれば今日よりい信實の事を申立てん其譯い自分い捕よ疏きしも他の同志い未だ捕に就かざるべし左すれば自分よ於て事實を白狀せば其計畫を持續するよ差支ならんと思ひ遠慮てゝよ及びしまでの顛末を申立てよ(遠)自分い此の十年前よ東京に出で岡鹿門の塾に入りしがフト哲學を研究し其の事柄を以て事業を顯さんと思ひしも此の際學資に乏しかりしが故よ高橋謙三方へ參り其の後ち神田の英學校へ通學せしがもくりあく支那に遊ばんとの思念起り之を友人よ謀り同志と共に渡韓する事に決し專ら金策に從事したり然るよ高橋謙三始め友人中よも支那い學文をする國に非ざれば斗い馬鹿な事なりと云ひ特に高橋の如きい大學校へありとも入門し大成を期する方宜しからん且つ夫れにても猶は不足なれば英、佛等へも遊學せよと云ひし事あるにて遂げられずと思ひしか(中)左樣(載)左も自分い既に決意したる事なれば直よ國元へ送金の事を促し外務省よ於て旅行免狀をも乞請たり然るよ國元よりい遂に送金おかりしを以て止を得ず歸國の上金調して上京せしよ先きに約せし同志者い既よ業よ渡清の後なりき此際恰も清佛交戰中よて天下何となく噪しかりしが尋で彼の同志等も仮國したり今より考ふれば此の當時い則ち佛兵福州を攻撃せし時にて彼の山口五郎太等が相談を爲せし最中ありしおらんか兎角する内よ此の同志者い又々渡清したるが出發前支那の事を知らんと欲せし同人を尋ねしに偶々日下部に出會せよと云ひ聞きたり故に自分い同人を尋ねしに偶々日下部に出會せ先も此の時い自分の金調も出來居たれば將よ出發せんとしたる處江口、澁谷等も同じく渡清をるとの事ありしを以て同行を約し且つ日下部よい東洋學館に入るかも知れざれば何分宜しく頼むと云ひし事あるが其后間もなく江口、澁谷等い俄に渡清を見合せたれば猶は四五日滯在せよとて遂に浪華寺よ居る事となれり此の際朝鮮の談判も既に其の局を結びしが江口等い滯坂中の金玉均と往來なし居たるも何か憚る所ある樣子故自分い一先づ大坂を立去り神戸よ至り少しく思ふ處あれば朝鮮計畫の事をも聞きて見んと夫より又引き返したり是れ則ち今回の被告事件とありし原由あるが扨て

其の計畫の事を聞きたるに朝鮮國王い彼れが如く聰明あり金玉均い彼れが如く人物なれば之と助けんとの事なりし故に自分い彼の內地に「パトリツク(ソリー」その人の如き者あるやと云ひしにありと答へたるより必ず此の計畫い成就するならんと思ひ遂に愛よ始めて渡清のみを固念したり依て猶は其事に就き朝鮮の人物如何を日下部よ尋ねしよ彼れ人民い總て体格構大きけれども稚鈍なりと云へり左れば能く之を鍛錬せば四百餘州を蹂躙するに足らんと所謂以心傳心よて承知いしたれども兎角日下部い自分の彼を信ずる如く彼が自分を信せざるにや何事も自分よい明さいりしより一と先づ京都の中村方へ尋ね行けり是い折を見合せ務めて日下部よ隨行せんと欲してなり恁て在京中さた金も出來ず且つ江口も金玉均を伴ひ上京せしとの事と聞き獨り喜び居たれ共其嫌疑を受けんとと恐れ自分い愛宕山の麓なる友人の許よ行き居りたり然れども前の念慮よりして自分一人よても單行せんと思ひしに日下部い播州へ行きしとの事やへ直に又全地に至り日下部に面會して自分い毋抔にも支那行きの事を告げ出發せし譯なれば定めて氣遣居るならん故に他の人々に先んじてなりとも是非渡韓せんと云ひしよ日下部い古より忠孝い兩全なるを得ざれば暫く待ち一度び東京へ行き江口等の樣子を伺ひ來れとの事よ自分い乃ち岸野と申す者と神戸迄行きしも同人い金玉均救助の爲めなれとて義捐金を募集したるやう見受たれば再び播州よ飛りて日下部よ此の事を告げ之れを看破する事を類まれしと以て暫く井村方よ滯在なし居るうち思はずも十月の末つ方とあり磯山が來り夫れより遂に逃遁せられたるあり(載)磯山が來たりし時如何なる事を聞きしや(遠)只日下部の紹介により寒暖の挨拶をおせし迄なり尤も日下部より磯山い自由黨員よして一個の豪傑で有ると言ふ事い聞かざりしや(遠)少しも聞かざりし併し何れ他日朝鮮よ爲すあある人物あらんと想像せり(載)爲す有るとい如何(遠)江口より遠大の事業を企て其結果を見るい白頭に至るやも計られずと言ふ事を聞き居たり(載)然らば江口が白頭に至り事を擧ると言ふい裁判官の御聞取り遂ひよて一譯か(遠)夫れい裁判官の御聞取り遂ひよて一生を期すると言ふ意味なり(載)其事業の大体を聞かざりしか(遠)獨來たり自分を澳の陰よ呼び寶い大井、小林い大坂、新井い長崎よて捕縛されたりとれにい我々も關係有る事なれい携帶物を隱すよ付手傳ひ呉れと申せし故自分もある程と思ひ左りよ燭を持ち右に刀劍を提げ田崎い新聞包み樣の物を携へ共よ病院よ至りしに是よてロンドンの事故自分い部屋に歸り元の如く雜談おし居りし故其後の事い知らざりしが其後三十日頃の事なりし田崎も居らず中村も九州へ出發後よて自分一人室に在りて徒然の餘り熟々考ふるに田崎等も既よ逃捕に就きたる由あれば若し彼等の携帶品茲に有りてい迷惑ならんと思ひ不圖机の下を見しに紙包みあり猶外を搜したるよ床の上に皿に入れたる紫色の物あり之を火中に投せしに硫黃の如き臭ひあれば若し警官に見咎められなば面倒なりと之を茶壺に入れ棄てんとせしも場所おきに困り居たる處へ井村が歸り來たり夫れい日下部が磯山より八月一日頃なりし(載)其行きたる所以い(遠)朝鮮に先發する存意にて日下部を導ねに參りしなり(載)猶は佐々木、河北等よ面會せし事なきや(遠)一度面會せり(載)三人の內より何人からか荷物の來たりし事を聞きしや(遠)聞かざりし(載)日下部の居りし隣室よ散亂せし紙包み等を見ざりしか(遠)只支那革囊のみを見たり(載)外よ刀劍を見ざりしや(遠)之を見たり(載)大井、小林等い皆て知らずや(遠)知らず(載)事の發覺せんとするに當り雜品刀劍等を天井へ隱したるを知るか(遠)夫れよ就て事實を申上げん十一月廿四五日頃自分が中村其他書生五名計りと雜話して有りし時田崎來たり自分を澳の陰よ呼び寶い大井、小林い大坂、新井い長崎よて捕縛されたりとれにい我々も關係有る事なれい携帶物を隱すよ付手傳ひ呉れと申せし故自分もある程と思ひ左りよ燭を持ち右に刀劍を提げ田崎い新聞包み樣の物を携へ共よ病院よ至りしに是よてロンドンの事故自分い部屋に歸り元の如く雜談おし居りし故其後の事い知らざりしが其後三十日頃の事なりし田崎も居らず中村も九州へ出發後よて自分一人室に在りて徒然の餘り熟々考ふるに田崎等も既よ逃捕に就きたる由あれば若し彼等の携帶品茲に有りてい迷惑ならんと思ひ不圖机の下を見しに紙包みあり猶外を搜したるよ床の上に皿に入れたる紫色の物あり之を火中に投せしに硫黃の如き臭ひあれば若し警官に見咎められなば面倒なりと之を茶壺に入れ棄てんとせしも場所おきに困り居たる處へ井村が歸り來たり夫れい日下部が磯山より

預りし品なりと言ひし故人目に立たざる所より
置けば宜しからんと思ひ遂に釣鐘堂の下へ埋
めたるあり(裁)何故に釣鐘堂の下へ埋めしや
(遊)適當の場所なき故なり(裁)其埋めしい被
告と非村か(遊)自分い勿論非村も手傳し樣よ
覺も(裁)何時頃なりしか(遊)夕方なりと覺も
(裁)被告が曾根警察署へ自首せしか(遊)自首
と言ふか何と言ふて宜きか兎に角十二月三十
日よ人を同分署へ遣りたり(裁)何の爲か(遊)
日下部い勿論非村も逃捕されしよ付所い磯山
田崎等の關係ならんと思ひ居たるよ伴僧加藤
なる者自分の室よ來たり嘗て大坂の橋を落せ
し時用ひたるが如き爆發物とか云へる物を警
官が非常の注意を以て天井より取出し失れが
爲め尋問を受けたりと云ひし故自分思ふよ釣
鐘堂の下よ埋めたるも定めて其類ならんよい
非村等之を知らざるに付嘘を答辨よ困り居る
ならん依て自分より是れい磯山の持ち參りた
る物にて非村等に關係なき事を証明せんと思
ひたれども自分い既よ出張の警官より室外に
出るとを厳禁されし故已ひを得ず人を遣せし
なり(裁)被告い檄文を添削せしよ相違おきや
(遊)左樣非村が口頭にて添削し自分が筆を取
りしなり(裁)前よ申せし人とい玉田龍造の事
なるか(遊)左樣(裁)されば玉田龍造が曾根警
察署への申出よ「本月十日頃曾根警察へ申上
度事有れども他出相成らざる理由あるを以て
ドナタにても御一人出張成し被下べ委細申上
んと遠藤福壽より頼まれたり云々」相違なき
や(遊)相違なし(裁)十八年八月廿一日兵庫縣
警部の聞き取書よ「問ふ小數とい朝鮮よ遊を
擧るよ從事する人の事あるか答左樣又問誰々
なるや答磯山、佐々木、河北等僅々なれ其追々
同志を募る積りなり尤自分の謀りたるい磯山
一人なり云々」相違なきや(遊)并い全く事實
なき事よて日下部の事を頼りよ尋問よなりし
を以て彼れを敲んが爲め磯山と云ひし迄なり
(裁)猶遠藤第三十六號証として示されたる
書なれども最早四時あれべ(辨護)明日い日下
部、遠藤の爲め大非、小林、森井、山本、田崎、磯
山の六人を參考人として召喚あらんとを乞ふ
(裁)よろし、然らば閉廷致す、時よ午後四時八
分なりし

●國事犯第三十三回公判傍聽筆記

●六月五日午前第八時五十五分開廷
(裁)昨日よ引續き只今より訟廷を開き而して
本日も遠藤を審問致を日下部の豫審第三回調
書に「問遠藤に爆發物の事と話せしか答故め
て話さゝるも非村よ申すを傍に居りて聞きよ
く承知とゝなり云々」とあり如何(被告遠藤)
日下部い如何ある者へで左樣申せしかい知ら
ざるも自分い覺へす(裁)磯山の豫審第四回の
調書よ「問遠藤との關係い如何答只日下部よ
り同人の人と爲りを聞き居たれば朝鮮に渡行
の上い兵卒よでも致す積り云々」とあり(遊)
自分い磯山が再擧を謀るか又初擧なるか其遊
の事い頃と知らざるも只朝鮮よ事を擧ぐると
の事故よ同意せしなり(裁)何は非村の發聞
被告の第二回調書に「田崎が一夜新聞紙を見せ大坂よ於て大
審)田崎來たり爆發物及び其器具を遠ばねば
成らぬと言ひし故刀劍類を携へ書院よ至り云
々」此遊い如何(遊)其内に爆發物とか爆烈藥何(遊)荷物を書院迄持行さしい相違おし(裁)

十八年十二月廿六日非村より警部へ差出した
る上申書に「遠藤い福嶋縣人にして方向を失
ひ云々日下部と同室なりし故大体の事實い聞
知せる筈なり」とあり如何(遊)別に自分よい
關係おき事と存ず并い朝鮮計畫の事い大坂に
於て樣に承知居れば居ればなり(日下部)非村よ御
尋問前に昨日申上げたる調書辨解の爲め田丸
判事の出廷を願ひし件に就て申上ぐ可き事
澤山あれども先づ順序を追て之を開陳せん豫
審第三回調書の三枚目に「問遠藤に爆發物の
事を申し聞けたるか答非村に話すを聞きたる
のみならず次の間に居りし故知り居りたるな
らん云々」とあれども左樣ある事を申せし覺え
あく又如何なるものが爆發物あるやを知らず
尚は同調書の四枚目よ「問磯山と朝鮮よ渡行
したる後如何するか云々答磯山の再擧を扶け
る爲め中村を西京より呼び寄せ云々」い十月
十一日とあれども是い三日あり又新井に遣し
たる手紙よ見込みある人々い長崎に留め置き
くれ度云々今回の擧い中止せず云々」とある
も實際中止致せしあり尚「非村に眞宗の弘教
に事寄せ荷物い佛具佛体の如くなし云々」と
あり是れい判事が非村い爾云へり云々と申せ
し故自然左樣な申立よ相成りたる次第なり尚
は亦江口の所へ「磯山の再擧を扶ける爲め云
々」申遣り居る樣なるも昨日來申上げたる如
く磯山の一命を扶けんとせし迄よて別よ謀の
なき事なり尚は「中村に巡査を辭職せよと勧
め云々」とあるも自分い別に勧めたる事なし
先づ之れ丈け申し上げ置ます(辨護)遠藤い支
那よ行く事を思ひ立居りしに非村の處へ參り
て朝鮮へ渡航する事となり尚は獨行する事よ
なりし次第い如何(遊)今回の事い大事業なれ
し所謂一見い百聞に如かずと思ひ先づ語學お
り地理なりを知らんが爲め獨行せんと申せし
あり(辨護)遠藤が昨日の申立と豫審の申立と
い大よ相違する所もあり又其播州へ參りたる
事に付きても事實不明了の廉少からず且つ如
何ある手段を以て目的と遂とるか今一應被告
の陳辨を願はさん(遊)元來今日に成りてい丸
で磯山の再擧を扶けし樣相見ゆるも自分の決
心い遂か以前にあるものにて其考へを申さば
彼國の亡命者金玉均氏を扶くるい申す迄もな
く固より夥多の費金を要する事故先づ第一よ
資金を募集し運船なり風帆船なりを購入して
渡航の便よ供し迯で事大業を發し國王を奉じ
て四方に號令する考へて此事にして成就せば
陽は支那へ使臣を遣し朝鮮國を抵當として
外債を募集し其金を以て佛國なり英國より多
く軍艦を買入れ内よい國家の元氣を發ひ兵を
練り武を講じ而して後支那四百餘州を蹂躙せ
んとする考へありし(辨護)釣鐘堂よ藥品を埋
沒せしい日下部、田崎、井村、中村等の縛に就
きし後のとか(遊)失れい十一月三十日か十二
月一日の事にて他の者が縛に就く以前なりし
(辨砂川)先刻辨護人板倉へ爆發物の鑑定を其
筋へ御照會相來りし樣申聞けられしが左候て
は亦江口の所へ「磯山の再擧を扶ける爲め云
々」申遣り居る樣なるも昨日來申上げたる如
く磯山の一命を扶けんとせし迄よて別よ謀の
なき事なり尚は「中村に巡査を辭職せよと勧
め云々」とあるも自分い別に勧めたる事なし
先づ之れ丈け申し上げ置ます(辨護)遠藤い支
那よ行く事を思ひ立居りしに非村の處へ參り
て朝鮮へ渡航する事となり尚は獨行する事よ
なりし次第い如何(遊)今回の事い大事業なれ
し所謂一見い百聞に如かずと思ひ先づ語學お
り地理なりを知らんが爲め獨行せんと申せし
あり(辨護)遠藤が昨日の申立と豫審の申立と
い大よ相違する所もあり又其播州へ參りたる
事に付きても事實不明了の廉少からず且つ如
何ある手段を以て目的と遂とるか今一應被告
の陳辨を願はさん(遊)元來今日に成りてい丸
で磯山の再擧を扶けし樣相見ゆるも自分の決
心い遂か以前にあるものにて其考へを申さば
彼國の亡命者金玉均氏を扶くるい申す迄もな
く固より夥多の費金を要する事故先づ第一よ
資金を募集し運船なり風帆船なりを購入して
渡航の便よ供し迯で事大業を發し國王を奉じ
て四方に號令する考へて此事にして成就せば
陽は支那へ使臣を遣し朝鮮國を抵當として
外債を募集し其金を以て佛國なり英國より多
く軍艦を買入れ内よい國家の元氣を發ひ兵を
練り武を講じ而して後支那四百餘州を蹂躙せ
んとする考へありし(辨護)釣鐘堂よ藥品を埋
沒せしい日下部、田崎、井村、中村等の縛に就
きし後のとか(遊)失れい十一月三十日か十二
月一日の事にて他の者が縛に就く以前なりし
(証據品を指と)此藥と此器具とを以て試驗せ
ず充分なる効果い見る可からず只學理的に
て攪酸加里と金硫黄とを調合すれば爆發する
ものなりと申した處が若し此藥品此器具を用
ひて爆發せざるとせば被告等の目的い無効と
なればなり(裁)本官よ於ても固より充分の試
驗の不利益となる事も多からん尚は爆發物の事
に付き申し上ぐるが爆發物と云へば其物質の
如何を問はず總て危險ある樣よ考へ居るも木
炭の如き或る一種の物を調合すれば掌上にて
もハナ〳〵と爆發すれども危險とも何とも云
ふ可きよ非ず其他世人の持居るものにて爆發
するもの其數を知らず要するに學理的の爆發
物と實際規則に明示する所の爆發物とい同一
視す可きものに非ざるなり尚又判官始め攪酸
加里と申さるれども是れい鹽素酸加里の誤り
ならん如何となれば攪酸加里其物い爆發せる
ものにあらざれば攪素酸加里い「ポッタ
ーシヤシロライト」と云ひ鹽酸加里い單に「ポッ
ターシヤ」と云ひ大よ相違するものあり又
或る專門家に聞けり此度の被告人等が持ち居
りたる藥品い決してコハきものよ非ず藥品其
物を照迫する處の器具が備いりて後怖きもの
なりと存ず故よ始めより鑑定とる積りなれば
充分なる鑑定となすべし不完全なる鑑定い却
て鑑定せざるの優れるに若かざるあり(辨護)
爆發物鑑定の事に付き只今砂川よりも申上げ
し通り其筋の鑑定のみよ一任せらるゝい當辨
護人に於ても大よ不充分よ思いるとなり被告
等の所持し居りたる爆發物と化學上の爆發物
とい大よ異なれば必ず要するに此の所よある
(証據品を指と)此藥と此器具とを以て試驗せ
ず充分なる効果い見る可からず只學理的に
て攪酸加里と金硫黄とを調合すれば爆發する
ものなりと申した處が若し此藥品此器具を用
ひて爆發せざるとせば被告等の目的い無効と
なれば(裁)本官よ於ても固より充分の試

驗を致し見たく存するも其方法場所等は大な困難するなり大坂試驗所にて試驗を願めば よろしきも同所の職制は使れば鑑定の爲め出延せしむるゆへ出來す勞〳〵今猶は熟考中なり（辨秀）御照會は相成り鑑定をる事に成れば完分之れに向て抗辯を加へんと存れば右鑑定書兵庫中弁護人總代云々とあるも自分一名へ照者の中より御除名ありたし（辨横）爆發物の事へ現時社會の一問題とおり居れば此回の爆發物は曾き充分なる鑑定を致し置きたし依て此試驗へ繰て爆發物を製造をる事を知り居る所の薩山及田代の兩人をして或る場所を撰らび試驗せしむるが最も完全ならんと思はる（裁）夫れへ完全なるべけれども左樣な事へ出來ず且つ最早や遠藤へよろしい、井村、被告へ外患及び爆發物取締罰則違犯へ共は認むるか（井）少々相違をるも大体へ認む（裁）被告へ僧侶か（井）然り（裁）日下部との關係へ（井）十八年六月中西京に於て邂逅せり元來日下部へ六七年前當地にて出會し一面識ある人あり（裁）朝鮮計畫のあるよを聞きたるか（井）西京にて出會の時歴史上の話より其方へ及び朝鮮へ貧弱國にして諸方より併吞せられんとする也之を防け併ぜて我國に流寓する所の義士金玉均を も助けんとのを談じたり（裁）夫れへ何時比の事か（井）十八年六月の比なり（裁）磯山の朝鮮計畫へ承知し居るか（井）日下部等の致すと聞きしか（井）十八年十月比磯山が自宅に來り面會せし時始めて聞けり（裁）磯山へ以前よりの知己か（井）否（裁）日下部の計畫が磯山の事へ附隨するとを知らば從つて日下部の方法等の教育を願みしなり（裁）本山に朝鮮渡行の事段も聞さるならん（井）左樣西京にて出會せし以來自分も大なその擧を贊成し國費多少金策をも試みたる次第なり（裁）日下部が愈々渡航するとへ聞かざりしか（井）十八年十月廿三四日頃日下部へ大坂に至り歸宿後右計畫の延び充分つきたりと申せし其時自分へ他の分擔者が疲力して事の遂ふ及びしと考へ居た（裁）磯山が被告方に參りしへ如何なる理由なるか（井）夫れへ日下部の交際する人故同人に非ずや（井）日下部等の準備が整へば同行する積りなりし元來自分へ朝鮮の改革を行ふて後に弘教を致す考へなれば一方へ國民たるの義務へ一方へ宗徒たるの務めなり（裁）磯山が被告の處へ參りし年月日へ（井）十八年十一月十四日の事なり（裁）磯山より送りし荷物へ幾個なりしか（井）前後三度よ三個を送り越せり（裁）荷物へ始終其儘よ致しありしか（井）日下部等の居間と自分の居間へ隔り居るゆえ荷物を開けし事なきへ知らず（裁）その後に解き放せしとのみや（井）十一月廿四日のとなり自分が外より歸り來りしよ田崎が新聞に斯々の事がある故影響が及ぶかも知れず差當り荷物を隠したしとの事にて解き放し持延びを致せり（裁）其當時荷物へ何品おるか知らざりしや（井）朝鮮計畫の品とへ聞き居りしも何品何藥と云ふとへ知らざりし（裁）日下部へその師匠合せたるか（井）否居らざりし（裁）藥品を天井よ上げしへ何時の事にて如何なる理由より斯せしか（井）十一月廿四日の夜の事にて恰月頃日下部を尋ねて參りたる故に自分へ子弟の教育を願みしなり（裁）本山に朝鮮渡行の事段も聞さるならん（井）左樣西京にて出會せし以來自分も大なその擧を贊成し國費多少金策をも試みたる次第なり（裁）日下部が愈々渡航するとへ聞かざりしか（井）十八年十月廿三六日よ出願せり（裁）夫れへ磯山が參りて後かも四日頃日下部へ大坂に至り歸宿後右計畫の延び充分つきたりと申せし其時自分へ他の分擔者が疲力して事の遂ふ及びしと考へ居た藥門の身あれば名の正しからん事を欲して出願せり（裁）名の正しからざるとへ（井）佛教弘通の爲めの渡行なれば本山に出願致せしなり（裁）行く場所も場所時も時とて實に怪む可きに非ずや（井）日下部等の準備が整へば同行する積りなりし元來自分へ朝鮮の改革を行ふて後に弘教を致す考へなれば一方へ國民たるの望みにて一方へ宗徒たるの務めなり（裁）磯山が被告の處へ參りし年月日へ（井）十八年十一月十四日の事なり（裁）磯山より送りし荷物へ幾個なりしか（井）前後三度よ三個を送り越せり（裁）荷物へ始終其儘よ致しありしか（井）日下部等の居間と自分の居間へ隔り居るゆえ荷物を開けし事なきへ知らず（裁）その後に解き放せしとのみや（井）十一月廿四日のとなり自分が外より歸り來りしよ田崎が新聞に斯々の事がある故影響が及ぶかも知れず差當り荷物を隠したしとの事にて解き放し持延びを致せり（裁）其當時荷物へ何品おるか知らざりしや（井）朝鮮計畫の品とへ聞き居りしも何品何藥と云ふとへ知らざりし（裁）日下部へその師匠合せたるか（井）否居らざりし（裁）藥品を天井よ上げしへ何時の事にて如何なる理由より斯せしか（井）十一月廿四日の夜の事にて恰

も其節東京より堂宇建設の月日等お尋ねに相成り取調ぶるも相分らず定めて棟木よへ記しあるならんと存じ上りし時是へ屈强の場所と思ひ上げたるなり（裁）天井に上げるときへ被告も朝鮮計畫よ用ゆる品なる事へ承知致し居りしならん（井）何品おるかへ知らず併し非常に高價のものなる事へ承知せり（裁）被告孫審第三回調書よ「問荷物を取隠せし時の考を申立よ答田崎が人目よ見つかぬ所に持行き呉れとの事おりし故云々又新聞紙上にて國事犯の用よ供をるものおりしかと思へり云々」申し居るが如何（井）自分へ警察なり孫審よて申立てし間違を申上げんよ警部へ自分の申立てがお気よ入らぬとて大よ怒り自分宅にてお差押に來りし桐の箱を靴を以て踏み破り又へ坊主へ人の物を食ふから腸が腐り居るとか何とか雖謗罵詈を極められしが其未何れ爆發物の罪へ逃がれぬと申されッィ過實の申立てを致せり（裁）被告へ曾て「大阪にて橋梁を破壊せし」ダイナマイト云々と申立しよおらずや（井）夫れへ派華新聞か此花新聞か忘れましたが西京に居る時見しに爆發物とある傍の假名に「ダイナマイト」とありし故申せし次第にて當時の新聞を御覧におれば分ります（裁）被告と井山との對質調書に「刀十一本へ離れ座敷の箱の中よ隠し云々」申されなきか（井）左樣（裁）尚へ二階に隠し云々」相違なきか（井）左樣（裁）尚へ日下部の警察調書よ「遠藤も朝鮮に行く一人か然り同志者なり云々茶屋を鈎鑑堂の下に隠そとき云々」如何（井）爲へす（裁）尚は田崎の調書よ「巡査中村が山本悲方より荷物を取出せしとへ如何云々自分も手傳ひ井村と共に云々」如何（井）田崎も手傳ひしおらん（裁）被告の孫審第二回の調書よ「金策を致さねばおらず云々其方法手段へ如何云々精兵一百人位を募り云々」相違おるか（井）夫れへ自分の感想を申せし迄なり（裁）尚は「十一月二十四日夜新聞を見て爆發物へ人目に觸れぬ樣に何れにか隠し呉れ云々」とあり如何（井）相違なき也爆發物とへ判官が勝手に付けたるなり（裁）井村へ之れよてよろし、併し日下部以下の書へ彼此關係する所もあり故に相互の調書中に付き申立たき事あらば只今よても辨論の節にても充分に申立よ夫れでへ本日へ最早や正午よ近ければ一先づ閉庭致す話時午前十一時四十六分なり

●七月五日午後零時三十分開廷

（裁）午前に引續き訟廷を開く（井村）聊か意見を述べん（裁）只今へ事實の尋問おれば辨論に渡りて困る（井）自分が平素心得居る處へ則ち今回の被告事件を引き起したる原因なれば之を述べんと欲するおり元來自分へ興宗を遊奉する者おるが其の被告事件に與したる所以へ宗教擴張の爲め且つへ國家に對する上より全く關係せしとにて朝鮮へ東洋の咽喉とも云ふ可き國柄なれを以て歐米各國へ常に之を呑噬せんと欲するの形勢あり若し夫れ彼の國にして呑噬せられんか唇齒相倚り輔車相助くるの關係ある日本の如きへ實に危急のとなる可し斯く云はゝ或へ杞人の憂に似たれ共決して然らざるなり朝鮮よ義徒あり偶々之よ玆よ及びしなり自分へ此事を以て實よ一擧兩得の美擧なりと思へり（辨横）それは分

まで流遷漂泊の身となりし金氏其人抔もあれば之を助くるへ社會上の義務なりと云いざる可らず是れ我日本の國本を鞏固よするの一手段よして彼の歐米各國へ唯徒らに開明なり文化ありと稱すれ共其の實へ内危恐る可き呑噬主義なりて我が東洋よ垂涎し間わらば之を呑噬せんとするへ有形上よ顯れたるものあり則ち其の顯れたる處を見てすれば我國を蔑如し我民を輕侮し眼中常に日本なしと云ふも可なるが如し此の故に朝鮮の獨立を助けたらんにへ第一我國本を固め第二へ隣交の誼を厚ふし以て相共に歐洲の呑噬を防き國家を泰山の安に置くへ尤も要急の事なりと信ぜ祝んや近來へ外交上獨借の事流行する時なるに於てをや是れ自分が宗教擴張の爲め且つ國家の爲めよ今回の事件に與したる所以なり然れ共遂よ彼の燒物の犬の如く瓦の雞の如くなりて鉄窓の下よ繫れたり無形上の志想へ以上の如し（辨横）只今井村へ遂見を述べしが被告今回の擧よ與みせしへ全く宗教擴張の爲めの一方便にへあらずや如何（井）宗教上の爲めよ武器を奉する者おるが其の被告事件に與したる所以へ宗教擴張の爲め且つへ國家に對する上より全く關係せしとにて朝鮮へ東洋の咽喉とも云ふ可き國柄なれを以て歐米各國へ常に之を呑噬せんと欲するの形勢あり若し夫れ彼の國にして呑噬せられんか唇齒相倚り輔車相助くるの關係ある日本の如きへ實に危急のとなる可し斯く云はゝ或へ杞人の憂に似たれ共決して然らざるなり朝鮮よ義徒あり偶々之よ玆よ及びしなり自分へ此事を以て實よ一擧兩得の美擧なりと思へり（辨横）それは分

れり併し其の話戈を動かすと明言するい大井部よ示す(日)齊翰い藍若より磯山に送りし若十八號証迄い如何(井)其内の箱と壺い自分の所持品なり(裁)二百二十七號証より二百三十、小林、磯山等の爲さんと欲する所と同一あるにて其封皮丈けい見覺へあり併し封中よ金あ乎又い日下部の所謂彼の國王を狹み天下よ号りしが爲め中を見ずして磯山よ届たり(辨横)令すると云ふ、在る乎(井)社會に取りて頗る逆大の事業あれど結局い國王を狹んで天下に号令し干戈を動かさんとの事あり(辨善)果して然らば公訴狀よある通り磯山等が朝鮮に兵を率ゐれば天下騒々たらん此機よ乘じて内地の改良よ着手するといふよ在りて云々而して渡韓いなさぬ考なる乎(井)自分い勿論渡韓い爲さゞる考なりし併し磯山等い自分等の方へ與みせしものにて全く自分い彼の國旗を汚したる復讐なぞの爲めに計畫せんとおしさるにいわらず卽ち國王を擁して遣る考なり而して公訴狀にい道を布敎よ藉り云々とあれども是い決して然らず布敎の爲めと國家の爲めとの二つより起りしとなり(辨善)然らば被告い彼の二三十名の渡韓者中よい加はらざる譯乎(井)無論然り(裁)山本憲の調書にして日下部及び中村よ關する處を問人よ讀聞けん(と於四號証(中)知らず(裁)百七十三號証及び百七十是裁判長い自ら其調書を讀む中村楢雄が荷物を取出せし事なり)(中)其事實い相違あし(裁)尚ほ中村よ關し五月廿九日附を以て京都府知事北垣國道氏の回答書中に巡査の職を捨て云々病氣中他出爲し辭表を差出し行きたる故夫れを剝奪する云々とあるい如何(中)その通りなり(裁)是より証據調べを爲ん(と豫審第二百七號証二百十五号証を日下部よ同二百十四號証を中村に同三十六號証を遠藤に三十七號証を井村よ示す)(遠藤)覺あり(井)相違あし(裁)猶井村の添刪せし樣文及び書翰を日下部よ示す(日)齊翰い藍若より磯山に送りし若の所持品なり(裁)二百二十七號証より二百三十號証迄い如何(井)ッッナ物にい非ざりし(裁)遠藤い如何(遠)草匣い見し事あれど其他い知らず故に御示よ及ばざゞべし(裁)二百二十七號証の鹽酸加里三袋及び二百二十八號証の金硫黄四袋及び脊負蔦籠風呂敷包い如何(遠)見なし(裁)こちも知らず(日)御示の樣文い知らずや(と証據物中の一品を示す)(日)見しとあれど讀めざるを以て井村、井伊より大井に送りし手紙い証書となり居るか(裁)辨護人い其れを見たる事ありや(辨横)此れい知らず(日)見しとあれど讀めざるを以て井村、遠藤等よ投與へたり(裁)(三十二號及三十五號証百十、十二號証より百九十八號証迄示す)大井憲太郎氏出廷(裁)大井本日い日下部の辨護人より請求あり依て事實參考人として呼出せり(大)唯(辨横)參考人い十八年四月比日下部が携へ行きし非伊常太郎よりの書面を受取りしとあるやや又其文面い如何なりしや(大)かすかに記憶する處に依れば日下部正一い確かなる有志者故能く話せとありし樣思いる但し福州云々のとありしやも計られざれど兎角記憶せぬとなり(辨横)其節朝鮮計畫の話をなせしや(大)否話さず其比い自分も未だ其計畫の決心を爲さゞりし時あり(辨横)然るに磯山の豫審調書に「十八年三月下旬か四月止旬比大井方よて日下部に面會し其時大井い朝鮮の同志者なれど先發せしめんとて金を與ふ云々」とあり如何(大)月日よ依て考へれど恐らくい日下部が自分宅よ來り其後二十日餘も經て後ち竹川町の事務所に來りしとありしが其時磯山に紹介し金を與へしとの間違なら(井)知れり(裁)其の内所持品い如何ん(と小使をして一々之を指示せしひ依て井村い其の所持品を答ふ)(裁)百七十三號証より百九十八號証迄い如何(井)其内の箱と壺い自分の所持品なり(裁)二百二十七號証より二百三十號証迄い如何(井)ッッナ物にい非ざりし(裁)遠藤い如何(遠)草匣い見し事あれど其他い知らず故に御示よ及ばざゞべし(裁)二百二十七號証の鹽酸加里三袋及び二百二十八號証の金硫黄四袋及び脊負蔦籠風呂敷包い如何(遠)見なし(裁)此れい知らずや(と証據物中の一品を示す)(日)見しとあれど讀めざるを以て井村、遠藤等よ投與へたり(裁)(三十二號及三十五號証百十、十二號証より百九十八號証迄示す)大井憲太郎氏出廷(裁)大井本日い日下部の辨護人より請求あり依て事實參考人として呼出せり(大)唯(辨横)參考人い十八年四月比日下部が携へ行きし非伊常太郎よりの書面を受取りしとあるやや又其文面い如何なりしや(大)かすかに記憶する處に依れば日下部正一い確かなる有志者故能く話せとありし樣思いる但し福州云々のとありしやも計られざれど兎角記憶せぬとなり(辨横)其節朝鮮計畫の話をなせしや(大)否話さず其比い自分も未だ其計畫の決心を爲さゞりし時あり(辨横)然るに磯山の豫審調書に「十八年三月下旬か四月止旬比大井方よて日下部に面會し其時大井い朝鮮の同志者なれど先發せしめんとて金を與ふ云々」とあり如何(大)月日よ依て考へれど恐らくい日下部が自分宅よ來り其後二十日餘も經て後ち竹川町の事務所に來りしとありしが其時磯山に紹介し金を與へしとの間違ならんか併し自分い計畫の熟せし時すら未だ話さゞる程あれば磯山の申立が事實に違ふならん(辨横)其他大井氏い其計畫の事に付江口、樽井等と謀る處ありしい承知なりしか(磯)承知せざりし(辨横)江口等と計畫の事を評議せし事ありや(磯)然り東京よ於て謀りし事あり其れ故に日下部い同意者の一人なりと思へり(辨横)其謀りし日と日下部に面會せし日の前後い如何(磯)日下部に面會せし後ち長崎の新井へ宛て東へ歸れとの電報をし如何(磯)夫れい新井も當地に引歸さしめ同意せしめんとせしなり(辨横)日下部よりも迚も二十人や三十人位でい朝鮮に兵を挙ぐるも夕べよ覺るゝとあらん故よ充分よ準備を整へ汽船を借入れ夫れに乘込み渡韓する等の話しをなせしとあるやや(磯)其意見を述べたれど夫れい善しと云ひしとあり然れども自分い自分が計畫せしとに付未だ望みを絶たざれば直ちよ同意いせざりし(辨横)爆發物を海外よ持行くい至難のとありとの話しをなせしとあるや(磯)如何にも危險よして無事に過し能いずと云ひしとある樣覺え居り(辨横)非村、遠藤にも日下部をして計畫の事を告げしめたりや(磯)故ちに告げしめたるにあらず兩人も知り居る容子故斯く想像して申し立てしあらん(辨横)壯士を募ると出來されば四方よても斷然遣らんとの意見を述べしとありや(磯)成るべく大きく遣りたけれども若し萬止むを得ざる時い四名よても遣らんとの意見を吐きし樣思ふ(辨横)壯士を精撰して後い檄文を要するとて非村よ添刪をおさしめたるとありや(磯)非村い文章が出來るとの事を聞きたる故添刪し他人よりい再擧と思ひしかも計られざれ共自分い前の意思を繼續したるあり(辨横)止むを

井よ謀りしとあるや(大)自分い江口よい一面折柄大井い是れい日下部とて計畫にい頗る熟の識さへなし又樽井い曾て自分の事務所へ來心の人なれど先發の望みあり云々併し今度のりしとありしも其節い只寒暖の挨拶をおせし渡韓費い大坂に於て出來る由なれども東京をよでなり(辨横)最早問ふとなし(日)自分の添出發し大阪へ行く金なしとのと故自分い持合書を持行きし時い大井の宅よ小林が居たる樣せの金十圓を與ふるとなし後い後刻持參す思いるゝが如何(大)然り折ふし小林が來合し居たり(日)事務所よて逢ひし時磯山より外に其の時同人の求めよ依り刀一本を與へんと約い誰が居りしや(大)誰れか居りし樣なりしも覺えず(日)其時磯山の金十圓を自分に與へし思ひ居たるよ同人い其れより廿日程を經て出發とありや(大)其れい事實なり(日)東京を出發せし樣覺ゑり(辨横)大井い未だ朝鮮計畫をする時離抔をせんとて吉原の品川樓に行きし企てゐ内なりと云ひし樣なるが如何(磯)此の時大井い遣れ〳〵が其時々計を與へたる樣なるが此時大井い遣れ〳〵に日下部と面會せし時い已に決定し居たる事りしを與へたる樣なるが此時大井い遣れ〳〵に日下部と面會せし時い已に決定し居たる事と云ひしや(大)能く記憶せざれども有りしなり(辨横)調書よも有る通り其話を爲したるらん(辨横)只今被告よりの質問い必要のとにとい大井が此の計畫にい志ある人なりと云ひもわらざる樣おれど止めんとを勸告す、又參し事丈を指す者にい非ずや(磯)左樣(辨横)其の當時い其れ故に朝鮮へ行く者ありと想像せよい東洋學館維持費云々の事い認めなかりしか(磯)其の考にて刀等も贈りたり(辨横)初や(大)文中の事い記憶せざれども非伊及び山口等より福州云々の事い聞き居たれど推測口等より福州云々の事い聞き居たれど推測しする順序なりしか(磯)其の順序なりしか(磯)其の順序ありし(辨横)て何か云ひしやも計られず(裁)大井い最早退是れより當地よて面會したる後の事を聞かん廷して可なり(是に於て大井氏い退廷し磯山被告が過日よりの陳述に依れど東京よて逢し清兵衛氏出廷と)(裁)本日い日下部の事實參聘より已に話合ひて居りしも其の後眼病の爲考人として召喚せり(磯)唯(辨横)參考人が日下部と計畫の事を話したるい當地又い播州よ順序なるや(磯)二度目よ日下部に話せし時いて於てか又被告が十八年上京中面會せし時か先已に其の計畫の事を大井、小林より聞き居たつ其の東京にて話したる事を聞かん(磯)此のとの故承知の事ならんと思へり(辨横)再事件に就ていい東京に於て話せし事なし併し其擧と云ふ事由い如何(磯)自分い再擧と云ふ事計畫よ與みしたる事い大井、小林より聞けりを申立し事あし壯士を精撰する等の事あり併其の次第を言んよ自分が十八年三月頃大井宅し他人よりい再擧と思ひしかも計られざれ共に行きし時小林及び日下部が來り何か話居る

得すんば斷然四名よても遊らん云々といいつ頃までよ準備を爲しいつ頃決行する積りなりしか(磯)それい自分の心中にあるとにて他人に語るべき必要なかるべし(辨横)此の事い使用せんとする器械よ關係れば聞くの必要あり(磯)直ぐにも遊りたき望みなりし(辨横)中村新雄よ刀劍を與へたるい朝鮮計畫の爲めにか(磯)前段是を以て渡韓せよとて與へたるにあらず只だ自分の所持品の内より彼れが國事に熱心なるを感じ與へしものなり(辨横)參考人い此の被告人韓よ對し彼の荷物をば爆發物と明言せしとありや(磯)總て自分の必要品とのみ云ひたり(辨横)非村方へ送りし支那革匣い爆發物の藥品なりしよ參考人い是を出し衣裝を入れ換にてどこかへ行きし樣なるが其藥い出しッぱなしよて慌きしゃ(磯)日下部の借りて居たる座敷の居間にて是を解き取出したる品い日下部よ片付けて貰ひより併しどこへ仕舞しやい知らざりき(辨横)其危險品を机の下又い皿あどに入れおきしとのとなるが最初製造する時にい之を鄭重にし後ちに斯くの如く粗略になすい最早使用せざる考おりしや(磯)初めより爆發物と使用せぬとの念いなかりし故決して粗略に扱ひしとあし日下部に渡すまでも最も鄭重よして同人よ之を仕舞おかんとを依頼し非村方を立出たるあれば其後のとい知らず(辨横)横田辨護人より問渡せしとを聞かん(磯)山い日下部が朝鮮計畫の全体よ贊成同意したると思ひしか(磯)否开い認めず只朝鮮の事大藥を飛し獨立藥を助くる丈を贊成せし者と思へり(辨横)日下部の持論い二三十名の壯士が渡韓し暴虎憑河死して悔ひなき犬死を爲せとにい贊成せぬとのとなり然るにも拘らず(磯)磯山い日下部よ行けと云いい行くと想像せしか又別に約束したるある乎(磯)日下部よりい別よ贊成同意致さず四名よても渡韓せんとい自分一己の想像なり(辨横)中村其他も行けと云いい行くの考なりしか(磯)左樣(辨横)十圓と四十圓の金を渡せし順序い(磯)十圓の方いは再考して答へられよ(磯)再三熟考するも夫れに相違ゐるなし(辨横)時計を與へしためる必要い如何(磯)先發者となるものにい時計の一つ位刀の一本位い必要品と思しなり(裁)然ば磯山は宜しい小林出廷(裁判長小林に召喚の旨を告ぐ)(小)自分い一昨夜來鳴雷加答兒にて打臥し居たる處御召喚に付已を得ず出頭せり(裁)左すれば起立するよ及ず其儘にて陳述せよ(小)後よ至りお願ひ申すとも只今い起立して申述べん(辨横)最初東京よ於て日下部と面會せし時朝鮮計畫を話せし事おりや(小)過日も申上げし通り自分い日本在留の佛人と話し朝鮮を助くるの意ありしも是い都合に由て中止し更に清國在留の佛人と相談の上此事を計畫する内日下部正一が井伊常太郎の添書を携へ來たりたるを以て大井の宅にて始て面會したり尤も自分い東洋學館發企者の一人にして彼れも其一人なれば初面會あれども親しき品を取出しおかされば自由藥の壯士藥い如何なる事を仕出すやも計られずと云ひしとあり(磯)然り(日)支那革匣に衣服を入れ藥品の散亂し居たる室い如何(磯)次の間の樣思へども確かに記憶せず(日)藥品を出し衣服を入れしい磯山自身よいあらずして其隨行者川北なりしと思ふ如何(磯)飛ばず(裁)藥品い日下部よ托したる譯か(磯)否(日)新聞紙を持行き小林等の紳に就きしとを示したる時自分が荷物の裡よありしものい火藥なるを知る故に川へでも捨てんと云ひしを記憶するや(磯)飛ばあり(辨横)東京より大坂へ來るに五十圓の金を與ふるとい旅費にしてい餘り多き樣なり荷卓上に差出したるもの故小林が取りて與へしか大井が取りて與へしか知らず併し四十圓い必要い如何(磯)先發者となるものにい時計の一つ位刀の一本位い必要品と思しなり(裁)然ば磯山は宜しい小林出廷(裁判長小林に召喚の旨を告ぐ)(小)自分い一昨夜來鳴雷加答兒にて打臥し居たる處御召喚に付已を得ず出頭せり(裁)左すれば起立するよ及ず其儘にて陳述せよ(小)後よ至りお願ひ申すとも只今い起立して申述べん(辨横)最初東京よ於て日下部と面會せし時朝鮮計畫を話せし事おりや(小)過日も申上げし通り自分い日本在留の佛人と話し朝鮮を助くるの意ありしも是い都合に由て中止し更に清國在留の佛人と相談の上此事を計畫する内日下部正一が井伊常太郎の添書を携へ來たりたるを以て大井の宅にて始て面會したり尤も自分い東洋學館發企者の一人にして彼れも其一人なれば初面會あれども親しき品を取出しおかされば自由藥の壯士藥い如何なる事を仕出すやも計られずと云ひしとあり(磯)然り(日)支那革匣に衣服を入れ藥品及び國い異なれ共等しく支那よ反對し且ツ外國に事を爲すと故夫れい面白しと言ひし位なり(辨横)磯山の申立に「日下部を先發せしめ

たるに何か都合に依り滯坂し居るが是れい早く出發せしめざる可らずと大井が小林よ咄したり」と开い事實なりや(小)福州の事でさへ未だ委しく咄さいるよ況して先發抔とい思ひも寄らぬ事なり(辨横)其後江口、横井に朝鮮計畫を咄せしか(小)江口い兼て知り合ひ成しが日下部の歸坂後來京せしと以て簡單に咄したり(辨横)同意を求ひる爲なるか(小)其時い自分が大井と金調の爲め名古屋に出發せんとせし折柄なれど未だ同意を求るべき場合に非ざりし(辨横)日下部出京の時磯山より大井の手を經て十圓小林を經て四十圓を同人よ渡したりとい事實か(小)成る程磯山等問の際にも其申立有りしが是い何かの間違か但しい爲めよする所ありての事成らん兎よ角事實のなきとあり(辨横)横田辨護人が遺漏の廉と質問せん當時小林と磯山の間に金錢の授受いなかりしか(小)固より親密の間柄なれば互ひに授受したる事ゐり即ち日下部よ面會したるより大分以前よも同人より三十圓を受取たる事あれど是い毫も日下部に關係無きのみならず朝鮮計畫よも關係なき金なりし(裁)夫れでい小林いよろし(新井章吾氏出廷)(裁)日下部の爲め事實參考人として召喚せり(辨横)新井が江口と佐賀で面會したるい何時頃なるや又初面會なりしか(新)自分が二度目に長崎へ參りたるい十一月二十日の夜よして同廿三日佐賀よ至り新聞社よて面會せり尤も彼れい其前東京にも居りし事有り既よ自分の金玉鈎に面會せしも同人の紹介に依りし程ゐれば夫迄に幾々會せし事ゐり(辨横)江口の申し立に依れば小林新井等よ謀りし事ゐし左れと自分等の事業を妨げられん事を恐れ佐賀よて面會せし時新井の渡韓を止めし事もゐりと云へり如何(新)江口と兼て東京にて渡韓の約束ゐりし故尋ねば左樣の事い更におし(辨横)行きたる譯なれば左樣の事い江口に謀りしい何時頃なりや(新)江口に最初謀りたるい兼て江口い小林の知人よて小林よ同人より朝鮮計畫よ熱心で有ると言ふ事を聞きたりしと以て大井、小林と共に彼れを其宿所なる芝愛宕町に訪ひしが始にて其後屢々江口い有一館にも來たり終に同行する約束をなせり而して自分い同人を敬導に利用する考へなりし(辨横)江口の手紙を日下部に傳達したるい如何なる譯か(新)开い東京にての約束に江口い自分等より先きに歸り準備をなし置く筈なれば歸途大坂に立寄ると言ひしと以て自分の着坂するや若し猶ほ同人が坂地に滯在し居るならんかと存せし故心當りの所を捜索せしも知れざるより扨い最早國に歸りしとならんと考へ彼れの國許へ書面を出せしよ無事歸國せりとの返事ゐりしが其時別に一封を封入し之を日下部よ届け呉れとのとゐりしを以て其名宛則ち播州巽浮寺井村知宗宅に日下部の居るを知り其別封を同所へ發したる次第なりしか(新)自分が二度目に長崎へ參りたるい十一月二十日の夜よして同廿三日佐賀よ至り新聞社よて面會せり尤も彼れい其前東京にも居りし事有り既よ自分の金玉鈎に面會せしも同人の紹介に依りし程ゐれば夫迄に幾々會せし事ゐり(辨横)江口の申し立に依れば小林等と事を謀り折角準備中云々との事と磯山に通信せし事いあるか(新)飛ばず(辨横)江口に佐賀新聞社にて面會せし時其所へ横井が來たりしのみにて外の者い居らざりしか(新)先きよ只新聞社とのみ申せし故其質問の起りし事ならんが實い新聞社にてい人多くしてロクに咄しも出來ざるより江口の宅に至り對談せる事なれば無論其話と聞し人いなかりし(辨横)新井の所持品中よ磯山、日下部より江口に贈りたる書面の寫し有るい何故ぞ(新)佐賀よ至りし時江口と對話中磯山い如何せしぞとの問と受けたり其節自分い磯山の處置い不埒と思ひ居りしが之を明示せば彼れの名譽を損じ且つ無益あれば事實を言いずと思ひ居しに彼れい磯山、日下部より手紙來たりたれ共サッパりわからずと申たるを以て隠しだてしてい悪からんと思ひ實い磯山い金を受取て潛身したり併し此計畫よい少しも異變を生ずる譯けに非らずと答へ其手紙を見んと云ひしよ手許よ非らず新聞社に置きたりとの事ゐりしと以て同社よ至り之れを見たり其時後日の証據なりと思ひ江口よ寫させ置きたる物なり(裁)其れでい新井いよろしい、山本出廷(山本憲氏出廷裁判長い召喚の理由を告ぐ)(辨横)中村が山本方に預り居る荷物を受取よ至りし時何と申せしや(山)其節中村よ面會せし處同人い福島縣人田代季吉を知るやとの問ひなる故承知せりと答へしに同人より莚包二個毛布包一個を預り居るならんとの問ゐりしを以て左樣なる物い田代よりい預らず景山英より預り居ると申せしかば則ち其品が必用故渡し呉れと申せり(辨横)樣文を井村、遠藤等が添削したるに付

主意上ゝ異變を生じ居らぬか(山)井村の添削せし撥文ゝ未だ見ず一見したし(裁判長之を渡し山本ゝ默證す)只今一見せしのみにて細密ゝ事ゝ分らねど大意に於て朝鮮の自主を助くると云ふ事ゝ自分が小林の意を受けて書きたる時と格別違ひゝなき樣ゝ存じ自由と言ふ文字が大分少ゝなくなりて居れり又鬱清湖爲ると言ふ所も變りてゝ其外一昨年の竹添公使の騷亂をさせし者ならん客歳の騷亂云々に至りてゝ大分意味も違ひ居れり詰り要する所ゝ大体ゝ異變なきも文字の變りたる丈け意味も異りゝるなり(裁)然らば山本ゝ宜し、(田崎定四郎氏出廷)(裁)日下部其他三名の參考人として召喚せり(辨護)田崎の播州に參りしゝ何の爲か又再舉とゝ如何なる事か(田)自分が播州に行きしゝ朝鮮計畫の爲め磯山、日下部に同行して參りたるなり再舉とゝ磯山が爲にする所有りて計畫を變へ九州地方ゝ於て更に壯士を募る事にて少しく其手段を變せしも意旨ゝ聊か異なる處ゝなきなり(辨護)其計畫と如何なる事か(田)自分ゝ彼地に至り應分の事を遂る積りにて計畫ゝ彼等の任なれば自分の知る所ゝあらず(辨護)播州に行き彼の藥品を書院ゝ移し又ゝ天井ゝ揚る事に付中村、井村、遠藤等に是れゝ爆發物なりと申たる事ゝなきか(田)書て申上たる如く明言したる譯なし遠藤ゝ取片付の時一寸手をかし呉れと申たる迄なり井村も又然り(裁)夫れでも田崎ゝ由黨ゝ事宜ゝ依れば壯士を募る事ゝ知らず(裁)磯山ゝ代り長崎迄渡行せし事を聞きたるならん(館)聞かず(裁)最初磯山が大坂に參りたる事ゝ聞きしか(館)朝鮮へ向け出發せし事ゝ聞きしも大坂に立寄りたる事ゝ知らず(裁)磯山が朝鮮に對し如何なる事を爲すか聞きたるならん(館)何れ朝鮮ゝ渡航せし上ゝ彼の事大黨を既す事と考へたり(裁)被告の警察第一回の調書に「昨十八年七月廿五日出獄せしが云々其後壯士四十余名が朝鮮に渡航せんとか渡船するとか聞き居りたるか云々其後朽木重郎裁判所に於て赤羽根に出逢ひ云々磯山の手紙を見るに君ゝ出獄以來日尚浅き故社會の事ゝ詳しく承知なかるべし云々」とあり如何(館)赤羽根ゝ關する事の外ゝ事實です(裁)然らば赤羽根にゝ一切關係なきか(館)左樣あり今日此事を申し立つるゝ要するに赤羽根に罪のおき事と明了ゝするにあり(裁)金を赤羽根ゝ托して大井の所へ持ち行きたる事ゝなきか(館)先刻申上げたる如く宿許より郵便爲替ゝて大井に宛送り越せし次第あり(裁)尚ほ「淵岡に手紙を托し小久保に說き云々」如何(館)其通」如何(館)左樣相違なし(裁)大井より送り越せし書面ゝ如何せしぞ(館)直ちに送りし事を知れり(裁)九月廿七日頃大井より朝鮮計畫の資金と十五圓程拵へ呉れと申し越し十五圓交附せりと果して然るか(館)自分の金を十五圓渡せしとゝ承知せり(裁)其渡せし月日ゝ(館)田京中宿許より郵便爲替ゝて送り越せし故大井ゝ渡せしなり(裁)只出金する筈なし何とか申し遣せしならん(館)何れ朝鮮計畫に關する事に付て入用ありと考へたり(裁)大井に磯山が大坂ゝて分離せし事及び新井が磯山ゝ代り長崎迄渡行せし事を聞きたるならん(館)聞かず(裁)最初磯山が大坂に參りたる事ゝ聞きしか(館)朝鮮へ向け出發せし事ゝ聞きしも大坂に立寄りたる事ゝ知らず(裁)磯山が朝鮮に對し如何なる事を爲すか聞きたるならん(館)何れ朝鮮ゝ渡航せし上ゝ彼の事大黨を既す事と考へたり(裁)被告の警察第一回の調書に「昨十八年七月廿五日出獄せしが云々其後壯士四十余名が朝鮮に渡航せんとか渡船するとか聞き居りたるか云々其後朽木重郎裁判所に於て赤羽根に出逢ひ云々磯山の手紙を見るに君ゝ出獄以來日尚浅き故社會の事ゝ詳しく承知なかるべし云々」とあり如何(館)赤羽根ゝ關する事の外ゝ事實です(裁)然らば赤羽根にゝ一切關係なきか(館)左樣あり今日此事を申し立つるゝ要するに赤羽根に罪のおき事と明了ゝするにあり(裁)金を赤羽根ゝ托して大井の所へ持ち行きたる事ゝなきか(館)先刻申上げたる如く宿許より郵便爲替ゝて大井に宛送り越せし次第あり(裁)尚ほ「淵岡に手紙を托し小久保に說き云々」如何(館)其通」

内(証據物を指す)に被告等の利益となる物あらば何時にても申出でよ又此外に差出すも苦しからず本日ゝ是にて閉廷致す、時に午後四時四十八分なりし

●國事犯第三十四回公判傍聽筆記

●七月六日午前第九時五分開廷

(裁)昨日に引續き訟廷を開き而して今日ゝ第九組即ち館野、淵岡、小久保に對し順次訊問を致す然らば館野(被告館野芳之助氏)自分ゝ生來耳が遠き故成る可く大聲にて御審問ありたし尚ほ外患の件に付聊か變更致し度所あり御訊問前に申上げん(裁)先づ被告事件の要領を先きにせん被告ゝ第一外患に關する罪第二ゝ強盜教唆の罪なり而して強盜ゝ第十組の取調べの節審問すべし扨第一の罪ゝ被告が明治十八年九月中旬磯山清兵衛より朝鮮計畫の書面を赤羽根の手を經て落手し資金募集の事を小久保喜七、淵岡駒吉ゝ說き而して小久保より十圓淵岡より五圓を得て之れを大井に交付せり被告ゝ認めぬ處があるか(館)磯山の書面を赤羽根が持來りしとゝ全く不實の事にて其譯書面にて多少の出金を願たしと申し遣したる迄なり(裁)其節淵岡ゝ手紙を托し傳言せしめしか(館)然り此事に付きてゝ名譽に關する事もあれば是非とも盡力せられたしと傳言せり(裁)手紙を托せし月日ゝ(館)多分十八年九月中の事なりしならん(裁)手紙を托せし場所及び金高ゝ如何(館)自宅ゝて認めて托したり金高ゝ二十圓なりし(裁)其金ゝ被告が受取りしか(館)否受取らず事宜ゝ依れば大井の宅へ直接に送りても宜しと申し置たり(裁)左すれば被告ゝ勿論大井宅へも一切送らざりしか(館)大井より送り越せし書面ゝ如何せしぞ(館)直ちに送りし事を知れり(裁)九月廿七日頃大井より朝鮮計畫の資金と十五圓程拵へ呉れと申し越し十五圓交附せりと果して然るか(館)自分の金を十五圓渡せしとゝ承知せり(裁)其渡せし月日ゝ(館)田京中宿許より郵便爲替ゝて送り越せし故大井ゝ渡せしなり(裁)只出金する筈なし何とか申し遣せしならん(館)何れ朝鮮計畫に關する事に付て入用ありと考へたり(裁)大井に磯山が大坂ゝて分離せし事及び新井が磯山ゝ代り長崎迄渡行せし事を聞きたるならん(館)聞かず(裁)最初磯山が大坂に參りたる事ゝ聞きしか(館)朝鮮へ向け出發せし事ゝ聞きしも大坂に立寄りたる事ゝ知らず(裁)磯山が朝鮮に對し如何なる事を爲すか聞きたるならん(館)何れ朝鮮ゝ渡航せし上ゝ彼の事大黨を既す事と考へたり(裁)被告の警察第一回の調書に「昨十八年七月廿五日出獄せしが云々其後壯士四十余名が朝鮮に渡航せんとか渡船するとか聞き居りたるか云々其後朽木重郎裁判所に於て赤羽根に出逢ひ云々磯山の手紙を見るに君ゝ出獄以來日尚浅き故社會の事ゝ詳しく承知なかるべし云々」とあり如何(館)赤羽根ゝ關する事の外ゝ事實です(裁)然らば赤羽根にゝ一切關係なきか(館)左樣あり今日此事を申し立つるゝ要するに赤羽根に罪のおき事と明了ゝするにあり(裁)金を赤羽根ゝ托して大井の所へ持ち行きたる事ゝなきか(館)先刻申上げたる如く宿許より郵便爲替ゝて大井に宛送り越せし次第あり(裁)尚ほ「淵岡に手紙を托し小久保に說き云々」如何(館)其通」

公判傍聽筆記を讀で始めて兩人共ゝ大井宅に送りし事を知れり(裁)九月廿七日頃大井より朝鮮計畫の資金と十五圓程拵へ呉れと申し越し十五圓交附せりと果して然るか(館)自分の金を十五圓渡せしとゝ承知せり(裁)其渡せし月日ゝ(館)田京中宿許より郵便爲替ゝて送り越せし故大井ゝ渡せしなり(裁)只出金する筈なし何とか申し遣せしならん(館)何れ朝鮮計畫に關する事に付て入用ありと考へたり(裁)大井に磯山が大坂ゝて分離せし事及び新井が磯山ゝ代り長崎迄渡行せし事を聞きたるならん(館)聞かず(裁)最初磯山が大坂に參りたる事ゝ聞きしか(館)朝鮮へ向け出發せし事ゝ聞きしも大坂に立寄りたる事ゝ知らず(裁)磯山が朝鮮に對し如何なる事を爲すか聞きたるならん(館)何れ朝鮮ゝ渡航せし上ゝ彼の事大黨を既す事と考へたり(裁)被告の警察第一回の調書に「昨十八年七月廿五日出獄せしが云々其後壯士四十余名が朝鮮に渡航せんとか渡船するとか聞き居りたるか云々其後朽木重郎裁判所に於て赤羽根に出逢ひ云々磯山の手紙を見るに君ゝ出獄以來日尚浅き故社會の事ゝ詳しく承知なかるべし云々」とあり如何(館)赤羽根ゝ關する事の外ゝ事實です(裁)然らば赤羽根にゝ一切關係なきか(館)左樣あり今日此事を申し立つるゝ要するに赤羽根に罪のおき事と明了ゝするにあり(裁)金を赤羽根ゝ托して大井の所へ持ち行きたる事ゝなきか(館)先刻申上げたる如く宿許より郵便爲替ゝて大井に宛送り越せし次第あり(裁)尚ほ「淵岡に手紙を托し小久保に說き云々」如何(館)其通」

ゝなり(裁)孫審第六十三號証に「社會の事情(裁)尚ほ「大井が多少の盡力致しくれと申ゝ御承知無之ゝ」とあれ共云々」是れゝ磯山より參る故云々十五圓と二十圓とを二度ゝ大井ゝ宛送りしものにてゝあるや(館)蓋ゝ磯山の手紙ゝたりと云々」とあり如何(館)左樣送りたるゝなりと申せしも實ゝ大井より參りし書面に相違なし(裁)尚ほ警察第四回調書に「問出京中の宿屋の事ゝ付き五十圓送る可き内金に送り越せし爲替にて送り越せり云々自分が持行かんとしものあり(裁)尚ほ「小久保に東京より彼の存せしも金調が出來ざるに付跡より送れと家事ゝ危急を告げ來り依て不取敢十五圓送り置内のものに申付け云々」相違なきか(館)ハイきたり云々」申送りたりや(館)左樣なり(裁)(裁)東京に下宿屋を設立せるとを相談せし事尚ほ「其金ゝ朝鮮計畫の爲めか將又其外の事あるか(館)左樣伊賀我何人と共に拵へる考へか云々淵岡ゝ宿屋設立の事ゝ知らぬゝ朝鮮計畫の爲めありと信じ居りしならん云々」如何なりし(裁)其下宿屋ゝ金儲けの爲めに拵へる積りなりしか(館)夫れゝ伊賀の叔母に當る人が東京に居りて下宿屋をとると云ひしを發成して出金する筈にありしなり(裁)事宜ゝ依れば壯士をも入れる積りなりしか(館)夫れゝ壯士ゝして下宿と願ひものあれば無論許す考なり(裁)有一館の名を以て設立せゝ官より手の這入る事もあるから故と別に拵へし譯ゝあらずや(館)有一館にゝ一切關係なく納して申せゝ伊賀の叔母が社會一般の爲めゝ設くる都合なり(裁)磯山の警察第七回調書に「飽迄赤羽根に手紙を托せし事なし云々」申し立居れり(館)左樣實際磯山より赤羽根の手を經て手紙を貰ひし事なし(裁)孫審第六十四號証ゝ「拜啓陳ゝ豫て御依頼の金員云々」伊賀より被告に申送りしゝ非ずや(館)十八年十月の末か若くゝ十一月上旬に伊賀より郵便ゝて申し參りし事あり(裁)被告豫審第一回調書ゝ「自分出獄するや否朝鮮計畫のある事を聞き云々朽木重郎裁判所に於て赤羽根ゝ關する事の外ゝ相違なし

内(証據物を指す)に被告等の利益となる物あらば何時にても申出でよ又此外に差出すも苦しからず本日ゝ是にて閉廷致す、時に午後四時四十八分なりし

●國事犯第三十四回公判傍聽筆記

●七月六日午前第九時五分開廷

(裁)昨日に引續き訟廷を開き而して今日ゝ第九組即ち館野、淵岡、小久保に對し順次訊問を致す然らば館野(被告館野芳之助氏)自分ゝ生來耳が遠き故成る可く大聲にて御審問ありたし尚ほ外患の件に付聊か變更致し度所あり御訊問前に申上げん(裁)先づ被告事件の要領を先きにせん被告ゝ第一外患に關する罪第二ゝ強盜教唆の罪なり而して強盜ゝ第十組の取調べの節審問すべし扨第一の罪ゝ被告が明治十八年九月中旬磯山清兵衛より朝鮮計畫の書面を赤羽根の手を經て落手し資金募集の事を小久保喜七、淵岡駒吉ゝ說き而して小久保より十圓淵岡より五圓を得て之れを大井に交付せり被告ゝ認めぬ處があるか(館)磯山の書面を赤羽根が持來りしとゝ全く不實の事にて其譯書面にて多少の出金を願たしと申し遣したる迄なり(裁)其節淵岡ゝ手紙を托し傳言せしめしか(館)然り此事に付きてゝ名譽に關する事もあれば是非とも盡力せられたしと傳言せり(裁)手紙を托せし月日ゝ(館)多分十八年九月中の事なりしならん(裁)手紙を托せし場所及び金高ゝ如何(館)自宅ゝて認めて托したり金高ゝ二十圓なりし(裁)其金ゝ被告が受取りしか(館)否受取らず事宜ゝ依れば大井の宅へ直接に送りても宜しと申し置たり(裁)左すれば被告ゝ勿論大井宅へも一切送らざりしか(館)大井より送り越せし書面ゝ如何せしぞ(館)直ちに送りし事を知れり(裁)九月廿七日頃大井より朝鮮計畫の資金と十五圓程拵へ呉れと申し越し十五圓交附せりと果して然るか(館)自分の金を十五圓渡せしとゝ承知せり(裁)其渡せし月日ゝ(館)田京中宿許より郵便爲替ゝて送り越せし故大井ゝ渡せしなり(裁)只出金する筈なし何とか申し遣せしならん(館)何れ朝鮮計畫に關する事に付て入用ありと考へたり(裁)大井に磯山が大坂ゝて分離せし事及び新井が磯山ゝ代り長崎迄渡行せし事を聞きたるならん(館)聞かず(裁)最初磯山が大坂に參りたる事ゝ聞きしか(館)朝鮮へ向け出發せし事ゝ聞きしも大坂に立寄りたる事ゝ知らず(裁)磯山が朝鮮に對し如何なる事を爲すか聞きたるならん(館)何れ朝鮮ゝ渡航せし上ゝ彼の事大黨を既す事と考へたり(裁)被告の警察第一回の調書に「昨十八年七月廿五日出獄せしが云々其後壯士四十余名が朝鮮に渡航せんとか渡船するとか聞き居りたるか云々其後朽木重郎裁判所に於て赤羽根に出逢ひ云々磯山の手紙を見るに君ゝ出獄以來日尚浅き故社會の事ゝ詳しく承知なかるべし云々」とあり如何(館)赤羽根ゝ關する事の外ゝ事實です(裁)然らば赤羽根にゝ一切關係なきか(館)左樣あり今日此事を申し立つるゝ要するに赤羽根に罪のおき事と明了ゝするにあり(裁)金を赤羽根ゝ托して大井の所へ持ち行きたる事ゝなきか(館)先刻申上げたる如く宿許より郵便爲替ゝて大井に宛送り越せし次第あり(裁)尚ほ「淵岡に手紙を托し小久保に說き云々」如何(館)其通」

と平等の權力を有するか思ふに此天幸ある亞細亞にして其茲に至りしもの決して人民の務めざるに非ず政事の弊其由來をなせしもの實に多しとす政体の組織善良ならざるにより人民の疾苦最も甚だしく偶ま以て政府に訴へんとするも恰も重病人が肉落ち元氣盡きて醫藥を求むる事能はざると一般仰で淚を呑むの外なし苟も腐敗せし處の政体い捨てゝ腐敗せざる所の政体を立てざる可からず腐敗せざるの政体とい何んぞ立憲政体即ち是れなり（と立憲政体の利專制政治の害を說く）今夫れ日本い東洋の一小嶋國にして兵力い內國を防禦するに足らず數千万圓の外債い之を償却とする事能わず人情い日ゝ澆季に流れ愛國の義心あるもの殆ど稀れなり故ゝ彼の國家の利害に最大の關係を有せる條約改正の如きも德川末世の時に結びたる儘今日ゝ至るまで滿足の改正を實行する能わざるも唯た政府の爲す所に一任して敢て顧みざる者の如し斯の如して焉んぞ能く國家の獨立を保持す可けんや自分の考ふる所に據れば之れを保維するの策い唯上下一致しで國是を公議輿論ゝ定めざ可からず然るに政府（檢察官堀田）被告の陳述中あれ共一言申述ん被告の陳る處い別段激に渉る處なきも元來被告い朝鮮計畫の爲に出金せし迄あれい平生の思想を述るが如きい無用の事と存するなり併し言論評否の權い裁判長の御權內ゝある事なれい御參考迄に申置く（裁）只今檢察官の陳述有りたる如く本件ゝ直接の關係なき事い相成るべく申述べざる樣致しい如何（此の間裁判長と被告と數回問答あり）

しい（館）自分い參考人として大井、小林及び伊賀我何人の御召喚を願ひたし（裁）承知せり伊賀とい何れゝ居る者か（館）大川町淀屋橋南詰平原兵衛方に居れり（辯星）自分い後程願んと存せしが只今館野から參考人の事を請求せし故自分い其外ゝ赤羽根、磯山の兩人を加へて請求致し置く（裁）猶取調る事有れども一先づ之にて閉廷致す、于時午後零時二分なりき

◎七月六日午後二時開廷

（裁）午前に引續き訟廷を開き淵岡駒吉に對し事實の審問を致す而して被告事件い午前ゝ申聞けし通るが其大体い認むるか（被告淵岡）操密又い警察署にて申立たる通にて其內ゝ訂正を願ひ度しともあれが斯い御尋問ゝ隨て答辯せん（裁）被告い都自由黨員か（淵）唯（裁）大非、小林及磯山等ゝ面會せしとあるや（淵）磯山い知らざれども大井にい一度面會せしとあり（裁）館野芳之助とい如何（淵）同人ゝい私交上ゝ拔て親し（裁）尙館野より朝鮮計畫の事を聞きしとい なきや（淵）十八年九月十六日自分い加波山事件公判傍聽のため同地の裁判所に行きし歸路館野方を訪ひしとありしが其砌同計畫の話ありたり（裁）其計畫の方法手段等い聞かざりしや（淵）匆々の際なりし故に別に詳しき話しい聞かざりしも大井等が朝鮮の獨立幾を助ける云々とのことなりし（裁）小久保とのの交際い如何（淵）同人とい社交上に於て親密なり（裁）館野よりの話しゝあし且つ手紙を預りて屆けしことなきや（淵）之れあり併し朝鮮計畫に關し館野より聞せしとい已に傳へたれい別に手紙い屆けざりし（裁）金の事い如何（淵）大井等が渡韓するに付き金が入用とのことにて十五圓丈調達して呉れよとのことなりしゝ付尚も有志家としてい助けざるべからざるとと存じ五圓丈調金せしも此內ゝい新聞廣告料も籠り居るとなり（裁）其五圓い全く朝鮮計畫費か又い新聞廣告料か（淵）自分に關する新聞の廣告料もあり旁々差出したる譯なり（裁）然らい新聞廣告料が二圓五拾錢朝鮮計畫費が二圓五拾錢と云ふ譯乎（淵）出金い只有形上のとのみなれども其意見い然らざるあり（裁）假令半折ゝ何費何金となりをらざるも其一部い何他の一部い何とか粗ぼ極まり居るとあらん（淵）左樣なき事ゝ相違なきや（淵）どうも區別を申すとい出來ぬや（淵）どうも區別い出來ざるも兎に角朝鮮計畫費と新聞廣告料なるか（淵）左樣なきや（淵）然かり（裁）其渡せし場所及び年月日い如何（淵）十八年十月二日頃にして小久保に渡せり（裁）渡す時に何か咄せしや（淵）夕刻なりし故只過日咄せしものをとて手渡ししたる譯なり（裁）過日咄しおきしとい朝鮮計畫のとか（淵）唯（裁）小久保に新聞廣告料の關係もある故か（淵）左樣認む（裁）其の續きに館野より小久保喜七の出金い何處へ送りしやとの間に對し大井方ありし井にい五州懇親會にて面會せしも小林にい面會せしとなし（裁）磯山が壯士を連れ大阪へ行幾を助ける云々とのことなりし（裁）小久保とのの交際い如何（淵）同人とい社交上に於て親密なり（裁）館野よりの話しゝあし且つ手紙を預りて屆けしことなきや（淵）之れあり併し朝鮮計畫に關し館野より聞せしとい已に傳へたれい別に手紙い屆けざりし（裁）金の事い如何（淵）大井等が渡韓するに付き金が入用とのことにて十五圓丈調達して呉れよとのことなりしゝ付尚も有志家としてい助けざるべからざるとと存じ五圓丈調金せしも此內ゝい新聞廣告料も籠り居るとなり（裁）其五圓い全く朝鮮計畫費か又い新聞廣告料か（淵）自分に關する新聞の廣告料もあり旁々差出したる譯なり（裁）然らい新聞廣告料が二圓五拾錢朝鮮計畫費が二圓五拾錢と云ふ譯乎（淵）出金い只有形上のとのみなれども其意見い然らざるあり（裁）假令半折ゝ何費何金となりをらざるも其一部い何他の一部い何とか粗ぼ極まり居るとあらん（淵）左樣なき事ゝ相違なきや（淵）どうも區別を申すとい出來ぬや（淵）どうも區別い出來ざるも兎に角朝鮮計畫費と新聞廣告料なるか（淵）左樣なきや（淵）然かり（裁）双方ゝ渡したるい相違

い(一)此れ等の申立い掛官が非常の取調ゑ對し無余儀除述せなれば大阪警察署又い孫審延ゑ於て證言を求め置きたり(裁)只今聽み聞すい最初い御岡、小久保の調書にして次い館野の大井ゑ係る調書なれば一同誠で承れ(裁)に於て書記い小久保及び御岡の孫審第一回調書と大井の第三回調書を朗讀す(裁)館野及び外二名に申すが大井の調書い一同に關係ある事故意見あらば申立てよ(館)大井の調書に依れば下宿樣の者を設け壯士を養ふい主として私がやる樣なれ共是れい大井も與り居る事と思えば一言ゑ又其の末ゑ二十圓云々とあるい自分より大井に渡せしなり(小)先きに申せし通り調書い虚偽の申立てなれば左樣ゑ御諒知ありたし大井の調書ゑ就てい意見なし(裁)自分の調書中朝鮮政府轉覆とあるい事大黨を殺す事にて事大黨い則ち朝鮮政府々々々々い則ち事大黨なれば右樣にお問き取あらんとを又警察の調書中ゑ此の時答辯せず云々とあれど此れい全く答辯したる者なり(裁)是れより証據調べをおさん(と豫審三十八號証三十九號証四十一號証四十二號証四十三號証四十七號証を館野に示す)自分は一方の手が無ければ聞いて見せられんとを望ひ(裁判長い小使をして一々証憑の書翰を開かしめ館野氏い讀聽人星氏と共に一覽を、記者云ふ館野氏い曾て爆發劇試用のため一眼一撃を失ひたりとぞ)(館)第四十七號証は本件に關係あし是い小久保外二名が加波山事件嫌疑にて入獄し尋で田獄せし時の書面ゑして四十三號も同斷自分より岩崎萬次郎に出獄を知らせし書翰なり而して四十二號三十九號証も同斷にて其四十二號い外数を防ぐためゑ設けし社の照遞ゑ於て會其三十九號い岡御ゑ約束の金を催促せし書翰ゑり併し三十八號い本件ゑ關し小久保へ送りし手紙なり(裁)小久保に四十號四十一號及四十六號証を示す(小)(裁)小久保に示す(小)落手せし號証い本件ゑい關係ゑし(裁)尚ゑ小久保に四十七號証御岡に三十九號及び四十六號証を示めす(小)本件には關係ゑし自分出獄の時館野へ送りし手紙の返書ゑり(裁)館野は檄文を御る手(御)傍聽筆記にて見たり又三十九號証の書面は知らず恐く間違にて示されしゑらん(辯護人竹中)全く是れい小久保より大井ゑ十五圓を送りし時の手紙ゑるべし(御)此御示しの藥書い確かゑ是れなりし(裁)小久保も檄文を知る手(小)御岡と同斷傍聽筆記にて見たり(裁)三十八號証を小久保に示す(小)落手せしゑいゑらざれども筆跡い館野が左腕ゑて書きしゑ相違ゑし(裁)御岡も檄文い今日でい承知ゑれを御岡ゑ(と)て小使をして館野自筆の手紙を示さしむ)(御)正さゑ預かりし手紙ゑ相違なし(裁)其時開封せし由なれば中の文中も承知ならん(御)無論覺へあり(館)只今の手紙い自分が認め送りし書面なり併し同名い嚴山が出立を知るとか新井が代りしを知るとか申立つれど是れい自分より語らざる故知らぬ道理なれば恐らくい今回入獄中聞き噛ゑり誤つて申立てしゑらん其事い自分でさへ知らぬとなり(裁)尚ゑ一同に申聞け慥く大井、小林等い今回の事件に付道を朝鮮に歸りて土地を侵略するとか獨立の戰爭を爲すとか噂れやかに喋するとか申立居れば左樣心得ゑ又檄文い讀み聞かす處あれども承知ならば別に讀み聞けざるべしと、是より星辯護人及び竹中辯護人と被告一同の間に數回の問答あり閉廷となりしい午後三時三十分なりし

◎國事犯第三十五回公判傍聽筆記

七月七日午前十時四十五分開廷(裁)昨日に引續き訟廷を開き而して今日い第十組即ち館野芳之助外六名に係る被告事件に就き審問す可し尚ゑ又本日開廷時刻の斯く遲延せしい過日辯護人より請求有りし爆發物試驗の事ゑ付き夫々取調を致し居りし爲めなれば左樣心得ゑ(裁)夫れでい館野被告に對する事件い第一い外忠にして(編者云ふ第一の訊問い既に昨日終りたれば本日い專ら第二の審問と知らる可し)第二い強盜殺傷ゑり而して其の要領い磯山清兵衛等が朝鮮に事を擧ぐれば其筋より有一館の解散を命せらるゝやも測り難し故ゑ名を下宿屋に籍り其實有一館ゑ等しき同志の士を養成する場所を東京ゑ設けんと大井憲太郎方に寄宿する伊藤我何人に謀り其資金五十圓を築山さん事を約し明治十八年十月二日館鄉して之を綾部熊之助外四名に謀り終に其資金調達の爲め強盜を爲さしめたる事なるが本官が下調を致せし節申立たる通り總て認むるか(館)自分が拘引されし以來警察ゑり孫審ゑりに於て申立たる通りよて其事實せい辯論の節ゑ譲り本日い御審問のみゑ對し御せり云々(裁)如何(館)少しも變之なし(裁)尚ゑ答へ申さん(裁)山中三次郎と綾部熊之助等との關係い如何(館)近村域い同村の者故知り合ひなり(裁)多少の交際いあるか(館)左樣綾部山中の兩人い山獄以來自宅に出入せし事あるも其他の者い一切參りたる事あし(裁)山中なり綾部なりゑ金策を頼みし事なきや(館)此人等い少年の事なれば資財あるに非ず故に金策を謀りし事なし(裁)朝鮮討藏の事又い下宿屋の事を喋せし事いなきや(館)下宿屋の事を喋せし樣なれども確かゑ記憶せず(裁)金圓の入用なる事い全く喋さいりしや(館)左樣な話い致さず(裁)被告人等い後日ゑ至り取消居るも最初い皆依頼を受けたる樣申居れり如何(館)自分に於ていつも關係なき故何と申されても分りさせぬ(裁)渡邊得次郎が被告宅に參りし時金圓の事を喋し又い手紙の往復抔致せし事なきか(館)得次郎と言ふ詩又の往復抔い日々致し居るも强盜抔い毛頭喋せし事ゑし(裁)三次郎等い被告より直接に喋さいるも他より聞きたる事いゑしと思ふか(館)他人の事ゑれば自分い知らず(裁)中田三次郎の孫審第一回調書に「綾部と競馬を見物ゑ行く爲め午後三時頃館野の宅に至りたるに云々」參りたる事有るか(館)ゑり居し競馬い渡邊と中田が見に參りし尤も歸りにい自分が早く歸りたる故跡より綾部が參りしと存ず(裁)綾部の孫審第一回調書ゑ「館野が日本政府の隙を窺ひ兵を擧る積りなるが君等遊るならゃうんか金が出來れば拵へんか云々自分が費用せしに非ず中田が館野方に肆行と言ふて費消せり云々」如何(館)少しも變之なし(裁)尚ゑ第二回調書ゑ「右兵衛門方ゑ至る前館野方へ參りしに金が出來れば致し呉れ云々」被告が強盜をヤレと申せし樣子なり如何(館)御諒問成り居る者を御調べ下さらば分ります、將と申すでもあるか(館)左樣彼等ゑい別段怨みあるゑ非ず然るゑ斯の如き事を言ふい思ふゑ彼等が放蕩の餘り金ゑ窮して强盜を致せしも古河警察署にて取調の節其方等い芳の助に關係有るおらんと云いれしよりコト思ひ付き關係ありと申さば國事犯の中へ加へられ寛大なる處分を受る事が出來るならんと妄想して斯かる申立てをなせしものならんか(裁)尚ゑ又「北方法手段い知らず現政府を顚覆すると申したり云々」如何(館)よい加減の想像を申立しならん如何とあれば苟も强盜を致さば有期徒刑に處せらるゝ事なれば少しい其方法手段も問知る可き筈なり(裁)尚又「中田三次郎と共に館野の宅へ參り鷄冬の鳴声ゑなり十一時頃歸り云々芳之助い自分等ゑ向ひ政府を顚覆するに付同意せよ云々」如何(館)少しも記憶る事能いず(裁)綾部の調書に「館野より三十圓程の金を拵へ呉れと申云々他の者も自分等と同じ目的にて强盜を致せしならん」とあり(館)被れ等い左樣申さば國事犯を以て辱せらるゝならんと思ひ斯く申立てしものなる可きも自分い變之助ゑ三十圓位を拵へと言いずとも自分い多少の資産あれば何ぞ變之助の力ゑ借んゑ又下宿屋い自分一人にあらず共同して設立するものなれば決して頼む筈もなく又頼まるゝ譯ゑも非ず(裁)綾部の警察第一回調書ゑ「强盜に押入しか、左樣及ばずながら國事の爲め日本政府の隙を窺ひヤル積りなり云々、將と申すでもあるか(館)下宿屋の事い前にも申上たる如く自由主義の人い誰でも入れる事ゑあり居りしを聞きて彼等い左樣に申せしゑらん强盜の事ゑ至りてい一切知らず(裁)渡邊得次郎孫審

第二回調書中に「拜哲陳い只今御書面云々」との書面を承知するか(館)少しも存せず(哉)誠御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘しの書面を承知するか(館)少しも存せず(哉)誠御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘し置きしも其の内より若干金を有一館の維持費として差出したれば不足を生じたるを以て其の不足を補はんが爲め大井方へ金を受取に行きしなり(辨星)大井方にい有一館の維持費の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より金を受取とあるが其れい何の爲にするかとの御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘し置きしも其の内より若干金を有一館の維持費として差出したれば不足を生じたるを以て其の不足を補はんが爲め大井方へ金を受取に行きしなり(辨星)大井方にい有一館の維持費の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より

金を受取とあるが其れい何の爲にするかとの御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘し置きしも其の内より若干金を有一館の維持費として差出したれば不足を生じたるを以て其の不足を補はんが爲め大井方へ金を受取に行きしなり(辨星)大井方にい有一館の維持費の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より

金を受取とあるが其れい何の爲にするかとの御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘し置きしも其の内より若干金を有一館の維持費として差出したれば不足を生じたるを以て其の不足を補はんが爲め大井方へ金を受取に行きしなり(辨星)大井方にい有一館の維持費の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より

金を受取とあるが其れい何の爲にするかとの御尋問を願ふ(田)磯山が出發前に旅費と殘し置きしも其の内より若干金を有一館の維持費として差出したれば不足を生じたるを以て其の不足を補はんが爲め大井方へ金を受取に行きしなり(辨星)大井方にい有一館の維持費の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より

を遣したる樣なるが朝鮮計畫費の事にて無かりし樣なれど確ま記憶なし(辨星)其の書面の意味い如何(大)重大の事則ち朝鮮事件等の爲めなれば慥ま記憶ずれ共一体自分が書面を認むるまい漠然と書く方あれば多分出京せしと思ひしか(田)然り(辨星)大井より金を渡したりや(田)別に話なし只自分の望み通に金を渡したり(辨星)磯山が出發の際館野より金が來るとの事を參考人に話したりと聞しい書八月廿五日頃の事なりし云々」如何(館)矣れい書無根の事にて少しも形跡のおき事なり(哉)最早正午かれば一先づ開庭致す時ま午后零時二分なりき

◎七月七日午後一時十分開廷

(哉)昨日辨護人より請求ありし參考人の召喚を爲すべし(辨護人星)其參考人御召喚の順序い田崎を始めまし次い大井、次い伊賀、次い磯山、次い赤羽根とせられんとを乞ひ(哉)然らば其順序通になさん(田崎定四郎出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したるなり(辨星)御案問前ま孫蕃第三回調書の内第貳第三問答を朗讀ありたし(書記之を朗讀す)(辨星)只今朝鮮の内に大井より

ども有一館生徒養育の爲め部下に下宿屋を拵へるとの事なりしより送金し來りたるならんと想像す(辨森)小久保い十五圓五十錢なりと申立て居るが如何(大)自分い兎角疎漏の方なれば小久保の申立てが事實ならん(辨森)送金い一回のみか(大)然り(辨森)其の金を伊賀ま示したるい事實ありや(大)當時の考い伊賀が其の周旋を爲し居たる故一旦伊賀に渡したるが伊賀い入用の時まで預り呉れよとて自分に預けたる樣なり(辨森)其の金ハ如何が爲せしや(大)自分十一月頃東京を出發したれば其の儘に成り居る事ならん(辨森)參考人の臺灣調書に據れば家内の者が費消せしかも知れずとありて其の後にい預り居るとあり是れい無形上預り居る事なるか但しい有形上か(大)自分い大坂に於て捕に就きたれば其の後家内の者が費消せしや否やい知らず(辨森)固より此れい朝鮮計畫の費用にあらざれば流用いせざりしや(大)尤も金の目的經費其ま異りたれば流用せず(哉)然らば大井い退廷して可あり(伊賀我何人氏出廷)(哉)ッナタが伊賀我何人なるか(伊)ハイ(哉)本日い星辨護人よりの請求により事實參考人として召喚せり住所及び其の年齢職業等を問かん(依て伊賀い其の住所職業等を答ふ)(哉)伊賀い曾て此の事件の被告とありし事あるや(伊)有り(哉)然らば事實參考人として尋問を致す(辨星)館野より十五圓の金を大井宛ま送り來りし事を知るや(伊)明治十八年九月頃と覺も大井が館野よりして金を送り來る故受取置き呉よとの事ありしにて自分郵便局ま於て十五圓受取し事あり(辨星)其の金い如何せしや(伊)大井が貸せと云へるとの事なりしより送金し來りたるなりと申立て居るが此の申立ま故貸し與へたり(辨星)其の後い如何(伊)其の後い分からず(辨星)其のとを館野に通じたるや(伊)自分が入用にて拜借したる旨を手紙に認め大井の内の者生に頼み置きしが者生の返事まてい館野ま於てロシ〜と云ひ居たる由おりし(辨星)館野より廿圓を送り來りしや(伊)五十圓送る約束の内を送り越したる事なるが此の時自分い不在なりしに就き大井が受取しならん(辨星)其金い參考人に宛て送り來りしや(伊)勿論然り(辨星)其の五十圓い何の爲めにする者か(伊)自分が旅館屋を設けんとしたる時金に不足なりし故其れを補ふ爲めなり(辨星)自ら旅館屋を爲す考なりしか(伊)然り然れども館野にい自分の叔母が開業すると云へり(辨星)其の旅館屋い如何なる人を止める積ありしや(伊)自分の叔母が開業する旅館屋い天下の有志家を安く止め又い有一館の生徒を宿泊せしむる考ありし(辨星)二十圓の金い如何せしや(伊)その金い當時不用なりしま就き大井ま預け置きたるも其の後大井い大坂ま行きたれば知らず(辨森)小久保より大井ま送りたる十五圓五十錢い大井が示したる後ち預り置きしや(伊)夫れい通知にて送り越したる故金額も記しありたれ共見ざりし(辨森)示したるい相違あるや(伊)示さず取次ぎしのみなり(哉)然らば讀賀い退廷して可なり(磯山淵兵衛氏出廷)(哉)本日い星辨護人の請求に依り事實參考人として召喚したり(辨星)田崎の申立に依れば館野より送金あらば受取り置けと云ひて參考人い東京を出發したる由なるが其の金い有一館の維持費なるか如何(磯)館野より送金ある故受取置けと云いす何とあれば有一館の維持費を請求したる事なければおり併し其の維持費の事に就き茨木朽木地方ま於て金が出來しなれば受取置けと云ひし事いありたり(哉)別に有一館の費用とい云はざりしや(磯)然り(辨星)別ま有一館の費用とい云いざれ共も送金し來らば有一館の維持費に充る積ありしか(磯)左樣(辨星)其の金が來りしならば其れにて大坂へ來れと申置きしか(磯)左樣申せし事いおし併し自分出立の節有一館の會計い加藤と田崎に頼み置きたり(辨星)何故確かめ置きたし果して兩人に會計を任し置きたるか(磯)暫時兩人ま任し置けり(辨星)石塚及び稻垣氏が朽木地方ま行きたる時金銭の事を頼みたるや(磯)朽木地方にい出金の約束なきも出金せんとの推測ありたれば兩人に其の事を申たり(辨星)十八年九月頃館野ま朝鮮計畫の事に付き應分の力を盡し呉れよとの手紙を遣したる事ありや(磯)自分い決して左樣の手紙を書きし覺なし(辨星)然らば館野に向つて九月以後に手紙を遣りしとか人を遣せしとか又人を受けたる等の事いなきや(磯)絶てなし(辨星)赤羽根利助をして朽木茨木地方へ金を集めに遣りし事いなきや(磯)集めに遣りし事いなし併しおが同地の有志家に序でおがら有一館の維持費を出金して呉れるやうとの話をしたる事いある樣なり(哉)然らば磯山い退廷して可なり(磯山淵兵衛氏出廷)(哉)本日い星辨護人の請求により事實參考人として召喚せり(辨星)參考人い十

八年九月頃磯山の手紙を持ち館野方へ行きたる事なきや(赤)九月中に出合せし事い有れども手紙を屆せし事いなし(辨星)其の出合したるい磯山よりの使者ありしが爲めか(赤)否折木町にて偶然ゑ邂逅したる事あり(辨星)其の時何を話せしや(赤)其時い此の事件ゑ就ていは話さず唯だ話せしい加波山事件公判の模樣なりし(辨星)其の前後に逢し事いなきや(赤)なし(辨星)八九月頃に大井宅へ行きし事なきや(赤)行し事あり伴し館野ゑい面合せず(辨星)巡査人が歸郷する時磯山より有志家ゑ碎き有一館の維持費を寄り呉れよと頼みし事ありや(赤)之れなし(辨)然らば赤羽根い退廷して宜し、又此組い詐みたれば一ゝ先づ爰に閉廷し直に次の組の訊問を爲さん(辨小林)綾部廣之助の爲めゑ請求す同人い家とより病氣の處本日い特ゑ其の容体悪き樣なれば是れにて閉廷あらん事を望む(裁)然らばこれにて閉廷し明日ゐ午前八時より開廷なさんと盛ゑ發て一同退廷す于時午後二時二十分なりし

(正誤)本月三日發兌の本紙第二百五十二号の附錄公判傍聽筆記第三十一回中二百二十七丁の上欄六行目及び八行十行目に辨深田とあるい辨護人戸田の誤り

國事犯第三十六回公判傍聽筆記

●七月八日午前第八時開廷

(裁)昨日ゑ引續き只今より訟庭を開き而して本日い山中三次郎より請問を致さん(辨護人小林)綾部の爲めゑ取調順序の變更を乞ん并い昨日既ゑ同人が病氣のため閉廷せられしとなれば本日も亦左樣の事ありてい不都合故前きに取調べられたし(裁)然らば綾部、被告事件の要領い明治十八年十月二日頃館野芳之助を其宅ゑ訪ひしゆ芳之助い東京に下宿屋を設け其實有一館の如く同志の士を養成せんとするの計畫を說き其資金を得んがため强盜を爲さんとを敎唆せられ被告并に山中三次郎い之れに同意し更にこれを被告人諏訪庄太郎、同次郎吉、齋藤兵藏等ゑ謀りしに孰れも之れに同意したり而して明治十八年十月六日山中三次郎一人刀劍を携へ小堤村綾部助右衛門方ゑ押入り家人を脅迫し金四十錢風呂敷一枚を强取し又同年十月十四日山中及び被告の兩人共謀し刀劍を携へて猿島郡諸川町倉持兵衛門方に押入り家人を脅迫して鷄一羽外二品を强取し尙ほ十一月五日夜被告が山中、諏訪庄太郎、同次郎吉、齋藤兵藏の四人と共謀し大和田村渡邊與次郎宅へ押入り家人を脅迫して金錢脇差其他雜品を强取し同年十一月七日夜右五人共謀し上邊見村三田和一郎及び女沼村金谷佐助の兩宅へ押入り金錢其他雜品を强取したる等只今申聞けたる通りなるが相違なきか(綾)館野芳之助より下宿屋を設くるとい聞きしも强盜せよと敎唆されたるとなし併し强盜を致せしとい相違なし(裁)十月十四日夜被告が三次郎と共に倉持兵衛門方に押入り鷄外二品を强取せしか(綾)日い発へざるも强取致したるゑ相違なし(裁)両人共刀を携へ行きしか(綾)左樣持ち行きたり(裁)倉持かたへ押入るときい如何して這入りしか(綾)締りを押破りて這入りたり(裁)家人を脅迫したる由なるが如何なることをなせしか(綾)別ゑ脅迫い致さず縛したるばかりです(裁)强取せし品い何なるか(綾)鷄と鑿ばかりなり(裁)尙ほ被告及び山中(綾)鷄と鑿ばかりなり(裁)尙ほ被告及び山中諏訪庄太郎、同次郎吉、齋藤兵藏の五人ゑて渡邊與次郎方へ押入りしか(綾)ハイ(裁)其時も刀を携へ行きしか(綾)自分い刀を携へ行きしも他の人い知らず(裁)如何して這入しか(綾)表の戸を打破りて押入りたり(裁)金錢い何程なるか(綾)唯だ鷄と鑿ばかりなり(裁)十一月七日夜各刀劍を携へ三田和一郎方及び金谷佐助方ゑ押入り金錢を强取せしか(綾)唯(裁)刀劍を携へ行きしか(綾)自分い什物如何せしも込杖を携へ行けり(裁)其仕込杖い如何せしのか(綾)渡邊得次郎の所持品ゑて押入る日の三時頃同人より借受たるものなり(裁)金谷方へ參りし時も同樣なりしか(綾)左樣なり(裁)家人を縛せしものい誰か(綾)自分三次郎及び兵藏の三名なり(裁)諏訪半右衛門方の鷄と鑿(裁)兎ゑ角下宿屋の事丈い聞きしか(中)自分い知らず(裁)如何ゑ取せしとあるか(綾)自分い知らず(裁)如何ゑ取せしとあるか(綾)自分い初めしか(綾)東京の下宿屋に行く資金を得んが爲め强盜をせんとより强盜をせんと言ひ初めしか(綾)東京に下宿屋が出來れば之れに這入れと申し呉れたる迄なり(裁)綾部助右衛門方に押入しか(中)ハイ(裁)强取せしい風呂敷一枚と金四十錢か(中)左樣風呂敷の中にゆりし物い金と思ひしゆ替た物でありました(裁)現々强取せし金にて何故倉持ゑ行かざり

(辨星)厳制されたゆとして館野に關係ある樣申す筈あるべし(綾)左樣申すと大に扱ひ振も違ひ且つ自分等の名譽にもなると考へて申せし譯なり(辨星)被告い左樣な六ケ敷事なし(裁)然らば赤羽根い退廷して宜し、又此組い詐みたれば一ゝ先づ爰に閉廷し直に次の組の訊問を爲さん(辨小林)綾部廣之助の爲めゑ請求す同人い家とより病氣の處本日い特ゑ其の容体悪き樣なれば是れにて閉廷あらん事を望む(裁)然らばこれにて閉廷し明日ゐ午前八時より開廷なさんと盛ゑ發て一同退廷す于時午後二時二十分なりし

(正誤)本月三日發兌の本紙第二百五十二号の附錄公判傍聽筆記第三十一回中二百二十七丁の上欄六行目及び八行十行目に辨深田とあるい辨護人戸田の誤り

しか(中)ッイ若氣の餘り過ひ果せしなり(裁)中田いよろしい、それでい飯防庄太郎、被告の強盜事件い認ひるか(飯防庄)ハイ(裁)館野より資金調達の事を聞きたるや(飯防庄)先程中田三次郎が館野より聞きたるを傳言せし樣申せしが決して左樣な事い有りません(裁)何故館野より聞きし樣申せしか(飯防庄)警察にて警部が頻りに煽動致せし故ッイ勢ひに乘じて申したり(裁)警部が種々尋ねるい嚴然なれ共それに就て色々な無實の事を申す程ッヽラュ事いなかるべし(飯防庄)何も分らぬ故過ま左樣の事を申せしなり(裁)庄太郎いよろしい、夫れでい飯防治郎吉、被告事件の大体い飯ひるか(飯防治)唯(裁)館野より資金調進の事を聞きしや(飯防治)館野より直接に聞きたるま非す中田三治郎が館野い兵を起すに付軍用金を調達せよと云ひしと申せし故斯くい強盜を致したる間にて只今ま至り全く三次郎の僞りを申せし事を知り得たり(裁)三ケ所へ強盜ま押丸し事い相違なきや(飯防治)大体い相違ゐし(裁)治郎吉いよろしい、夫れでい齋藤長藏、被告事件の要領い聞るか(齋)少しく相違の點あり所い自分が強取したる金を受取たる事ゐく且つ又下宿屋云々い確かま飯防庄太郎より聞きたり今一應庄太郎にお尋ねありたし(裁)庄太郎ま尋ねるが被告い元來何故に強盜を致せしか(庄)今日に至り考ふれば全く自分が放蕩の餘り詰らぬ所から女郎が買ひたさに致したのであります(裁)齋藤いよろしい、次にい渡邊得次郎、被告事件の要領い聞簡に申せば他の被告が強盜と爲すま付情と知て器具を貸與したるゐり認ひるか(渡)認める所もあり又認めざる所もあれを御訊問に從ひ逐一申上げん(裁)館野芳之助との交際い如何(渡)無形上の政談若くハ詩文等の事に付交際せり(裁)強盜い館野ま教唆されしか(渡)或日中田三次郎が來り申すにい此頃館野ま聞くに東京に下宿屋を拵へるに付き資金が入る故強盜をして調達せよと自分(三治郎)ま勸めたりと云ひしも元來中田い放蕩家なれば容易にい信ず可からず(飯防庄)木刀及仕込杖い認め居れり(飯防次)肌着の外い總て認ひ(綾)木刀仕込杖い渡邊より借りたるものゐて其他所持の刀一本の外い知らぬ(裁)平前に引き續き公廷を開く而して問ふ事あれハ綾部より先きますべし(辨星)被告い館野が財産を持ち居ると思ふか(裁)如何でありか(綾)田地い澤山持ち居れり(辨星)其の村中でも屈指の中か(綾)然り(辨星)離れの調書中なりしか山中と綾部が赤塚村とかへ強盜に行く時犬が吠えし爲めに仮れり云々との事あり此の時綾部も行きしか(綾)慢なし(辨星)十月二日競馬を見て仮り道に館野方へ立寄りし時豐之助も居りたりと云ふ事なり果して然るか(綾)寄りし事い間の通り豐之助なる者も居れり(辨星)平吉と云ふ者も居りし樣子なるが知れりや(綾)知れり(辨星)其の仮りにい山中及び豐之助とも同道せしか(綾)然り(辨星)其の際豐之助又い山中と襲撃をさしたる事ありし(綾)芳之助と豐之助とがさすを自分等い傍よて見居たり(辨星)其の將棋がすみて皆仮宅を爲し居るが其の譯い如何(山)自分い國事犯部及び館野より之を奪へと話せし樣なるが如せしか(綾)然り三人同道して仮れり(辨星)山中三次郎が手前の申立ま依れハ競馬の仮路ま强盜の話をなせしも綾部が不同意なりと云ひしとのとなるが果して其相談を受けしや(綾)受けし事ゐし(辨星)其話を聞きしい田滿寺とかの傍らか(綾)小堤村の學校の東なる往來にて聽けり其れい競馬の日より五六日後の事なり(辨星)然して十月に至りて强盜をなせしや(綾)然り(辨星)綾部にい最早問ふ事なし(館)少しく問ん綾部等い競馬の歸りま私方ま來り下宿屋の事を聽き强盜の事を決心したりと云ふが其の話をしたるい單に幾之助のみか他の來合せたる者ゐも語りし譯か(綾)山中と私等三人居たる處にて話せし者にて特別に自分ま話したるにいあらず(館)三人ま言ひしのみまて下宿屋ま道入れとい云はざりし譯か又其の時居ある者い道入れると云ひし譯か(綾)志ある者い道入れると云ふより自分も亦た其志ある者なれハ則ち道入らんと思ひ居たるなり(辨星)其れでい山中三次郎始め一同ま關するとい一同ま聽かん山中及び他五名い舊自由黨員なりしか(山中始め一同自由黨員にあらざる旨を答ふ)(辨星)猶ほ一同ま聽かん館野い財産家なりしや(山)我々の隣村にありてい豪家なり(其他の者の答も亦然り但し渡邊得治郎のみい門閥家なりと答たり)(辨星)山中の調書中ま自由主義を愛す云々との事ある自由主義とい果して如何なる事か(山)巨細の事い知らざれ共自由黨の内ま加り何か事をやるをいふなり(辨星)山中い豫審に於て故障の申立ま爲し居るが其の譯い如何(山)國事犯部及び館野より之を奪へと話せし樣なるが如と思ひしま單ま重罪裁判處へ移すとの事故不服なりし(辨星)強盜を爲す考と起せし時日い如何(山)競馬の仮路より綾部と相談をしたる時なり(裁)何れより話せしか(山)相互に話せり(裁)何故あるか(山)東京に下宿屋を設るとの事故その處へ道入らんためあり(辨星)二日の日に綾部と相談としながら六日の夜にい何故ま一人にて强盜をおせしや(山)綾部い見知の家なれば行ぬとの事なりし(辨星)綾部い學校の東にて話せしと云ひ山中い競馬の仮路ありと申立て居るが此の處とシカと突き止め置きたし如何(山)諸川町貪持兵衛門方へ道入し時の話い學校の東にて話せり(辨星)赤塚村へ道入らんとして犬ま吠へられ仮りたる事ありや(山)覺えなし(辨星)警察の調書中ま七圓五十錢を館野方へ持ち行んとせしも遂くなりて持行かず翌日持ち行きたるに失れ計りなれハ使ふて仕舞へと云し樣なるが果して然るか全く虚搭の申立てあり(辨星)然らば館野の方へ行きし事もなきや(山)行かざりし(辨星)此の事い飯防庄太郎も申立て居るが如何(飯防(館)下宿屋の事を聽き自ら決心せしや否やを確め置ん(山)自ら決心せし者なり(辨星)飯防庄)同樣虚搭なり(辨星)古賀警察調書中ま山中三治郎い明治十五年中杤木縣下ま於て五ケ所程强盜ま入り居る樣なるが(山)曾てあし(辨星)調書の間違なるか事實申立てしま相違ないか(山)事實申し立てたり其の故い自分一人にて引受んと思ひしなり(辨星)此の前後ま强盜を試みし事あるや(山)一切なし(辨星)猶ほ警察の調書中ま岩崎寛治郎方の租稅金がある故綾部の事い飯防庄太郎も申立て居るが如何(飯防(館)下宿屋の事を聽き自ら決心せしや否やを確め置ん(山)自ら決心せし者なり(辨星)飯防庄)同樣虚搭なり(辨星)古賀警察調書中ま山中三治郎い明治十五年中杤木縣下ま於て五ケ所程强盜ま入り居る樣なるが(山)曾てあし(辨星)調書の間違なるか事實申立てしま相違ないか(山)事實申し立てたり其の故い自分一人にて引受んと思ひしなり(辨星)此の前後ま强盜を試みし事あるや(山)一切なし(辨星)猶ほ警察の調書中ま岩崎寛治郎方の租稅金がある故綾

時彼れの家内に紛雜の事ありて家將に滅亡せんとしたるを自分が盡力して助けし事あり夫れ故斯かるとを申立てしものならん且つ双同人い北時より自分方へ出入なし居たれば過逢い則ち懇意なるが何故に次郎吉い非常なる強盜を爲さんとするに自分まい告げざりしや其理由を聞きたし(磯防次)今日其噂しを聞き明日實行するとのとなりしにぞ其過なかりしなり(館)一度よりもわらざるべきま(磯防次)先も夫れが爲め館野方へ行きしとあるも不在なりし(館)然らば全く山中まに欺れたる者か(磯防次)然り(辨星)然ば齋藤に問ん古賀警察の調書中「問強盜を爲せしい何の爲めか答只東京へ行く云々との處へ近村にて惡き事を爲したれば逃げ行く云々」とあり果して然るや(齋)古賀警察署まで申立てし通かと云いれ其の儘拇印したるなり(辨星)下宿屋の事い庄太郎より聞きしか(齋)然り(辨星)七圓五十錢の事い(齋)金の事い自分一切知らず(辨星)是れより渡邊に問ん豫審第二回の調書中に「中田三次郎來り館野より強盜を爲せよ云々」との事あるが其の意味分らず其の行とい如何(渡)中田三次郎の云ひし事を館野に語りし處館野い下宿屋云々の事い話したれ共強盜云々の事い話さずとて驚きし事あり其れ故に三次郎の言いさずとて驚きし事あり其れ故に三次郎の言い虚妄なりとの事判然せしが其の行と云ひしい全く東京へ行く事なり(辨星)犬に吠られし事い如何(渡)豫審調書い自分も携帶すれ共其の事い全く無し警察調書まい或い之れわらんか乍去何故云ひしや總て分らず(辨星)館野に手紙と遇る前に強盜をするとの話を聞きたる樣なるが如何(渡)其れい串戯半分に云ひし事なるが如何(渡)其れい串戯半分に云ひし事ならんかなれ共戯之助まい御詰問あらば却て判然せん(辨星)警察調書中に捕縛されば宜しと云ひしとか何人い北時より自分方へ出入なし居たれば過逢い則ち懇意なるが何故に次郎吉い非常なる強盜を爲さんとするに自分まい告げざりしや其理由を聞きたし(磯防次)今日其噂しを聞き明日實行するとのとなりしにぞ其過なかりしなり(館)一度よりもわらざるべきま(磯防次)先も夫れが爲め館野方へ行きしとあるも不在なりし(館)然らば全く山中まに欺れたる者か(磯防次)然り(辨星)然ば齋藤に問ん古賀警察の調書中「問強盜を爲せしい何の爲めか答只東京へ行く云々との處へ近村にて惡き事を爲したれば逃げ行く云々」とあり果して然るや(齋)古賀警察署まで申立てし通かと云いれ其の儘拇印したるなり(辨星)下宿屋の事い庄太郎より聞きしか(齋)然り(辨星)七圓五十錢の事い(齋)金の事い自分一切知らず(辨星)是れより渡邊に問ん豫審第二回の調書中に「中田三次郎來り館野より強盜を爲せよ云々」との事あるが其の意味分らず其の行とい如何(渡)中田三次郎の云ひし事を館野に語りし處館野い下宿屋云々の事い話したれ共強盜云々の事い話さずとて驚きし事あり其れ故に三次郎の言いさずとて驚きし事あり其れ故に三次郎の言い虚妄なりとの事判然せしが其の行と云ひしい全く東京へ行く事なり(辨星)犬に吠られし事い如何(渡)豫審調書い自分も携帶すれ共其の事い全く無し警察調書まい或い之れわらんか乍去何故云ひしや總て分らず(辨星)館野に手紙と遇る前に強盜をするとの話を聞きたる樣

色の意見い席の號數に依て名簿上に關係あり
と爭ひし如く思はれしが是れも被告等い左
樣まあらずと申せり又公訴狀記載の順序い被
告事件の顯れたる順序にして第一い大井、小
林、磯山次い山本と申す如く顯はれたる順序
よ從ひしものなれバ之に仍て定むれバ辨論の
順序も大に宜しからん併し其取捨い裁判長の
御見込に任す(辨菊)乘て請願せし事實訊問の
順の通り御採用に相成れバ稻垣示を第一組に
御入れに相成りても苦しからず(辨護人板倉
中氏)只今順序を御變更よ相成るとなれバ控
所に於て辨護人協議の上請求するに付き其順
序に由りお定めに相成りたし(裁)然らバ一先
づ閉廷致す(時午前八時四十分

●同日午前九時四十分開廷

(裁)前刻に引續き訟廷と開く而して只今辨護
人より請求せる席順い至極穩當のことと思考す
れバ左の如く變更致す(是よ於て裁判長い大
井、小林、磯山、新井、稻垣(示)、山本(憲)、景山
田代、魚住、井山、久野、橋本、窪田(常)、河村、
赤羽根、武藤、稻垣(良)、內藤、氏家、落合、山本
(鹿)、寺島、南、釜田、島、野崎、重松、金武、石塚
小松、波越、久保、藤井、山際、大矢、長坂、山本(
與)、菊田、佐伯、難波、窪田(久米)、村野、天野、
山川、飯田、安東、霜島、田崎、日下部、中村、井
村、遠藤、館野、淵岡、小久保等順次各被告人の
姓名を讀む)且つ曰く本日い是より直ちよ辨
論に取懸る場合に至らざるもを今日の所い現
在の通りに致さん(井山惟誠氏)自分の只今陳
ふる所い壯士一体の意見なるが元來朝鮮の獨
立黨と扶け事大黨と殺すい戰の端緒よして實
行者を以て自ら任ずる者が主領者の如何に係
らず遂るものなれバ其手段い刀劍を以てとき
るも容易かる可きも爆發物を用ゐるい彼の愛
蘭の社會黨の如き專國の虛無黨の如く凡と等
十九世期の今日よ當り自由の大敵を殺すい之
れに頼るの外なし尙ほ今まで事實を隱蔽せし
文も能く承知にて現に自分が勝翁せしものな
り(魚)御尋問の際い外患の事のみ申立て證し
が全く今井山の述べし通あり(大井憲太郎氏)
順よ依り故意の申立の有無を御尋問相成やに
承知せしが自分い故意の申立を致し居れバ只
今申上げて宜しきや(裁)順に依りて聞かん猶
檢察官の請求よ依り大井、小林の爲め調書を
讀聞す亦はれ(書記い磯山、大井、小林の豫審
並に警察調書を朗讀す)(裁)大井、小林、磯山
及び其辨護人に於て意見あらば申立よ(辨板)
自分い反証とも相成るべき調書の御朗讀と乞
ム(大)自分い只今御朗讀よ相成たる磯山の中
立よ對し事實相違の廉を申上げん同人が十九
年六月十八日豫審第九回調書中人員二十人よ
て一人よ爆發物十個宛と持たすとあり是い實
際斯の如き嘘しを致せし事なしまた同月廿日
第十三回調書中よ石塚宅よて一酌して嘘し同
席い石塚稻垣ありと申居る故此嘘しのなき事
い石塚及び稻垣が現場檢証人なり又次に十八
年十二月第三回調書中の事い小林が其席に居
たれば嘘せし事なきい同人が証人なり次よ十
九年一月廿日警察第十四回調書よ分擔を定む
る讀大井宅に於て爆發物の事を相談せし旨申
立あるも是亦左樣なる事なし次よ注意云々是れ
ど田代に御尋われば相分かるなり磯山が斯の
如き僞言を申立てしい畢竟我々を經驗する考
ふるなり(井村)只今差出したる圖面中衝立屏風等を
以て間と間との隔を致しある處い記さいりし
(裁)砂川辨護の請求せし調書を朗讀せしめん
(書記之を朗讀と卽ち磯山第十五回調書中「非
村宅よ於て遠藤よ朝鮮計畫を話せし事あるか
敢めて話せし事なし、遠藤及び井村い爆發物
なる事を知り居りしか、自分より是が爆發物を製造する事に付き
と い申さいりし、爆發物を製造する事に付き
霜島を頼むしか、然り」十八年十二月十三日附
稻田警部に差出したる磯山の上申書中「右の
內大井、小林、石塚及び石塚の知人某を除くの
外い皆同行者あり云々」豫審第二回調書中「壯
士を募りたる顚末を申立てよ、壯士い內藤、加
藤、大矢、橋本、河村、久野、稻垣(良)魚住、井山
赤羽根、山本(鹿)武藤、吉村、玉水、加納、氏家、
江口、落合、田崎、山崎外數名なり、再堀に付き
相談せし人員と申立てよ、日下部、井村、中村、
遠藤なり」又同第四回調書中「再來の事に就き
日下部に話せし朝鮮の事大綱を述し延いて
支那の一部を取るに止まり同人にい內地改良
の事い話さいりし云々夫故刀劍及び藥品の手
入れと致し云々」遠藤福藏の姫路警察の聞取
書さに「爆發物の事い如何爆發物い磯山が使
用するかも知らざれ共自分い持ち行く望みな
し云々同行者い磯山一人なり云々」磯山の警
察第一回調書よ「日下部と懇意よありしい如
何曾て東洋學館の事に付き十八年四月頃東京
に於て出會し必易くなりし云々田崎い如何、
田崎にい別段朝鮮計畫い話さいりし」其他非
村宅に於て爆發物を隱藏せし顚末及田崎の警
察第二回調書中「磯山い何よか公けの事業を
爲すならんと存せしも朝鮮計畫の事を自分に
話さいる故密かよ遺憾に存と居りし云々」中
村豫審第一回調書中「山本憲方へ爆發物を預
けありしを取り出せよ付巡査の風体にて參り
しか、左樣あり云々」井村が十八年十二月廿
六日稻田警部に差出したる上申書中「西京に
登り日下部に面會し歷史談より朝鮮計畫に及
び贊成せすとも多言いなす可からず云々自分
宅よ於て日下部が眼病を療養し云々眞宗弘教
の爲め朝鮮よ渡航し云々」日下部の警察第二
回調書中「非村も爆發物なりとの事い知らざ
るべし云々金玉均を江戶堀へ寓居致させ歸り
て後ち井村に其事を話せしよ井村い大に贊成
せり云々」同第三回調書中「福田樓よ於て磯山
に面會し新井を長崎より電報にて呼び戻せし
事を話せり云々」同第四回調書中非伊藤太郎
及び山口榮太郎と福州攻擊の顚末を話せし處
等なり)(辨護人淺川忠二郎氏)自分い小林及
び小松の爲め此書面よ記載せる調書の御朗讀
を乞ふ(辨護人横田虎彥氏)過日願ひ置きし江
戶一三の宣告書い其要領丈け御朗讀を乞ふ尙
書さに「爆發物の事い如何爆發物い磯山が使
入れと致し云々」遠藤福藏の姫路警察の聞取
書さに「爆發物の事い如何爆發物い磯山が使
見致させ置きたし(裁)何にか尋ぬる事あるか
かしき事に非す然れども信を失ひ義を破り恬
として恥ざる彼れが如き者の申立い敢て自分
を害するに足らずと存するあり(小林樟雄氏)
磯山の十九年六月十八日豫審第九回調書に爆
發物の事に付相談せし二十人行く京人に付
十個づゝ云々と有れども是れい全く跡方もな
き事なり又十八年十二月十四日田代が自分に
爆發物を製造する事を話せし樣なれど同人が
自分宅よ參りし事なし又十八年十二月十五日
磯山が自分に爆發物を國元より取寄せたる樣
嘘せし由なれども是亦自分い早く東京を出發
せし故決して相談する日いなきなり尤も其以
前に爆發物の事を話せしも非い福州攻擊の事
よ係るものよて毫も今回の事よ關係なし(裁)
板倉辨護人の請求よより調書を朗讀す(書記
調書を讀む)磯山中刻大井、小林等の爲め御朗
讀相成りし調書中に爆發物の事に付大井、小
林よ相談とか協議とか致せし樣有れども先日
申上たる如く爆發物の事よ付て大井、小林
等に談せし事なし其譯い自分よ一任しあるも
のなれバなり(裁)七月十一日付を以て大坂砲
兵工廠牧野提理の檢定報告書あり此節い辨護
人の立會もあり本官も臨檢し臨檢調書もあれ
バ讀聞す書なれ共文中藥の分量よ限り磯山新
井の申立よ依り試檢せしものにして公安を害
する廉あれバ讀聞がさす(茲よ於て大阪司藥
場の鑑定人內務五等技師櫻井小平太氏同內務
六等技手北尾元英氏より差出したる鑑定書及
び砲兵工廠陸軍二等技師澤邊春水氏より差出
したる鑑定報告書を朗讀ありしが要するに司
藥場にて い鹽酸加里外三品い爆發すべき物と
鑑定し砲兵工廠の臨檢報告書い人命家屋を害
する程度に至るとの如しと云ひし程の問柄なるよ猶ほ斯の如
しするよ足や否と確答する能いすとあり)(裁)
最早正午あれバ閉廷を時よ正午十二時なりし

●國事犯第三十八回公判傍聽筆記

●七月十四日午前第七時廿五分開廷

(裁)昨日に引き續き訟廷を開く(辨護人板倉)
自分い調書の御朗讀を願ひたきことあり(裁)
調書朗讀の事よ付き辨護人及び被告人一体に
申し聞け置くが一項或い二項位あれバ速に取
調べ朗讀するも數項或い數十項に渉るときい
前以て書面にて差出し置く樣致したし(井村
智宗氏)昨日横田辨護人の請求に依り自宅の
圖面を調製致せしもを辨護人に授與致したし
(辨護人小林幸次郎氏)自分よりも調書の御朗
讀を願ふ爲め此書面を差出し置く(辨護人森
作太郎氏)昨日御朗讀に相成りし調書の謄寫
を願ふ爲め筆生を出頭せしめしに謄寫い出來
ざる旨申し渡されしが是い何かの間違あらん
現よ治罪法に辨護人い一切の訴訟書類を閲讀
し且つ之を抄寫する事を得とあり(裁)其れい
謄寫を許さぬよいあらず藥の分量に係る所を
憚かるが故なり(辨森)分量よ係る所にい紙で
も粘付されたし(裁)然らバ注意して他に漏れ
ざる樣致したし(波越四郎氏)自分い從來の辨
護人の外に更に戶田辨護人に辨護の事を依頼
せり此段御屆け申し置く(裁)それい戶田辨護
よ於ても承知か(辨護人戶田猛馬氏)承知なり
(辨護人砂川雄峻氏)只今井村より申上げたる
圖面を授受致したし(辨砂圖面を受取る)(裁)
砂川辨護よ申すが前日及び昨日に於て磯山の
被告事件に付き內藤並よ氏家の調書の朗讀を
願ひ居りしが今日讀むべきか(辨砂)最早御朗
讀ずみよ成り居る故宜し(辨菊)昨日磯山よ附
錄を渡すとと願ひしも不都合との事故本日い
筆記を持參せり授受致たし(と依て筆記を磯
山氏よ渡す)大井一寸申上げ置かん昨日來各
被告人一同御召喚に相成り實に愉快を感する
事あるが夫に付き多人數の事故往々發言の先
を爭ひ大に混雜いたす場合もあり且つ自分い
既よ昨日故意の申立てを致したき旨願ひ置き
たれバ席の順序よ從ひ名を呼び陳述せしめら
るゝやう致したし(裁)本官も左樣致す考へあ
り(井村)只今差出したる圖面中衝立屏風等を
以て間と間との隔を致しある處い記さいりし
(裁)砂川辨護の請求せし調書を朗讀せしめん
(書記之を朗讀と卽ち磯山第十五回調書中「非
村宅よ於て遠藤よ朝鮮計畫を話せし事あるか
敢めて話せし事なし、遠藤及び井村い爆發物
なる事を知り居りしか、自分より是が爆發物
と い申さいりし、爆發物を製造する事に付き
霜島を頼むしか、然り」十八年十二月十三日附
稻田警部に差出したる磯山の上申書中「右の
內大井、小林、石塚及び石塚の知人某を除くの
外い皆同行者あり云々」豫審第二回調書中「壯
士を募りたる顚末を申立てよ、壯士い內藤、加
藤、大矢、橋本、河村、久野、稻垣(良)魚住、井山
赤羽根、山本(鹿)武藤、吉村、玉水、加納、氏家、
江口、落合、田崎、山崎外數名なり、再堀に付き
相談せし人員と申立てよ、日下部、井村、中村、
遠藤なり」又同第四回調書中「再來の事に就き
日下部に話せし朝鮮の事大綱を述し延いて
支那の一部を取るに止まり同人にい內地改良
の事い話さいりし云々夫故刀劍及び藥品の手
入れと致し云々」遠藤福藏の姫路警察の聞取
書さに「爆發物の事い如何爆發物い磯山が使
入れと致し云々」遠藤福藏の姫路警察の聞取
書さに「爆發物の事い如何爆發物い磯山が使
見致させ置きたし(裁)何にか尋ぬる事あるか

(辨横)磯山が立去る師巫を取り出したる場所及び磯山の居室に付き日下部の言ふ所と磯山の中立てと相違するが圖面ゟ付て言ハ何れの邊か(辨砂)見易き爲めィロハの記號なりとも付せゞ宜しからん(磯)日下部の居室ハ圖面の一の記號の所よて茶匠及び從僕川北をして衣類と雜品を入れ替へさせしハ二の記號の所なり(辨菊池)板倉辨護及び自分據當の分にて辨論の前ゟ當り一問答或ハ二問答の朗讀を請ふとあるべし孫め願ひ置く(辨横)磯山ゟ對する事ハ明了せしが猶故藤藤が爆裂物を廊下迄持ち行きしハ何處の邊か(非村)其受渡しをなしたるハ階の間にて廊下ハ此邊なり(と圖面ゟ就き其所を指點す)(遠藤)亦然り(辨横)然らゞ最早圖面に就てハ別に質問なし(裁)左すれゞ小林辨護人より請求せし調書の朗讀を爲さしひべし(書記乃ち明治十九年月日不詳菊田豫審第一回調書、仝年七月十六日大矢豫審第五回調書、仝年一月廿九日村野豫審第三回調書、仝年四月廿九日仝人豫審第一回調書、仝年四月廿九日山本與七豫審第七回調書、廿年一月十三日鑑明久米調書、十八年十二月廿四日霜鳴豫審第二回調書及び十九年五月十六日仝人豫審調書、十八年十二月十八日田代豫審第三回調書抜萃、十九年一月廿六日磯山清兵衛豫審第十五回調書抜萃を朗讀す)(辨横)先刻請求せし調書の朗讀ハ山本憲が利益の爲めに求めたる譯なれど更に飯田喜太郎の爲めに磯山第六回の豫審調書中二百二號証ゟ對する辨解の處を朗讀ありたし(裁)朗讀せしひべし(是に於て書記ハ大井警察第四回第一問答及び仝人警察第七回第一問答、磯山清兵衛より稻田警部へ宛てたる書面第五項及び其第二十二項并びに同人第六回豫審調書中第二百二號証ゟ對する辨解の所を讀む)(裁)尚ほ十月二日なるが非邊ハ如何(鑑察)左樣二日に相違なし(辨護)小松の爲めに願ひ置きし調書の朗讀を乞ふ(辨護人寺田宮氏)自分も調書の朗讀請求の爲めに其個條を認めたれゞ差出さん(と其個條書を提供す)(裁)それでハ識川辨護人より請求の調書を朗讀せしハん(書記之を朗讀す)即ち大井豫審第一回調書、同第八問答及び第十二問答、同第二回調書第二問答、同第五問答及び同人警察第三回調書第五問答及び同人第九回警察調書及び同豫審第三回調書等なり)(六)書記の同人と言ふハ明言ありたし又事實上相違の處ハ簡單に之を辨解するを許されたし(識川辨護人も亦同樣の事を請求す)(大)小久保より十五圓の借用金を返却する云々の事ハ其以前踏書を以て通知し越せし譯なれて自分に於てハ書て同人に金を貸したる覺えなければ不思議ゟ思ひしも何故にや其通知後踏書面の通り通知よりして送金ありたり之ゟ付き警察官ハ遠ハ定めて明鮮計批發おらんとの御請問ありしゟ其爲め一切知らず小松ハ多分承知の事ハ過日上申せし通りなるが其小諸分署よりの回答書ハ拜借の上一覽し家内ゟ於て發消せしやゟ測られ申とあれゞ全く發消せしゟもあらず又朝鮮計批發にも當たし(窪田桑氏)自分が遺失物の事よと拘引されたる事ハ全くなき事にて其實詐僞取財とのひべし(是に於て書記ハ大井警察第四回第一問答及び仝人警察第七回第一問答、磯山清兵衛より稻田警部へ宛てたる書面第五項及び其第二十二項并びに同人第六回豫審調書中第二百二號証ゟ對する辨解の所を讀む)(裁)尚ほ十月二日なるが非邊ハ如何(鑑察)左樣二日に相違なし(辨護)小松の爲めに願ひ置きし調書の朗讀を乞ふ(辨護人寺田宮氏)自分も調書の朗讀請求の爲めに其個條を認めたれゞ差出さん(と其個條書を提供す)(裁)それでハ識川辨護人より請求の調書を朗讀せしハん(書記之を朗讀す)即ち大井豫審第一回調書、同第八問答及び第十二問答、同第二回調書第二問答、同第五問答及び同人警察第三回調書第五問答及び同人第九回警察調書及び同豫審第三回調書等なり)(六)書記の同人と言ふハ明言ありたし又事實上相違の處ハ簡單に之を辨解するを許されたし(識川辨護人も亦同樣の事を請求す)(大)小久保より十五圓の借用金を返却する云々の事ハ其以前踏書を以て通知し越せし譯なれて自分に於てハ書て同人に金を貸したる覺えなければ不思議ゟ思ひしも何故にや其通知後踏書面の通り通知よりして送金ありたり之ゟ付き警察官ハ遠ハ定めて明鮮計批發おらんとの御請問ありしゟ其爲め一切知らず小松ハ多分承知の事ハ過日上申せし通りなるが其小諸分署よりの回答書ハ拜借の上一覽し家内ゟ於て發消せしやゟ測られ申とあれゞ全く發消せしゟもあらず又朝鮮計批發にも當たし(窪田桑氏)自分が遺失物の事よと拘引されたる事ハ全くなき事にて其實詐僞取財とのてざりしか(大)其儘ゟ現存なし全く發消したるに非ず又小松の爲めに朝讀ありし調書中に同時に多くの人々が拘引なりし中ゟハ或ハ酒造稅則違犯又ハ國事犯等種々の罪名を以て引致せられたれゞあり(裁)先きに窪田の事ゟ關し照會をなしたる主眼ハ時日の事よして即ち十月二日なるが非邊ハ如何(鑑察)左樣二日に相違なし(辨護)小松の爲めに願ひ置きし調書の朗讀を乞ふ(辨護人寺田宮氏)自分も調書の朗讀請求の爲めに其個條を認めたれゞ差出さん(と其個條書を提供す)(裁)それでハ識川辨護人より請求の調書を朗讀せしハん(書記之を朗讀す)即ち大井豫審第一回調書、同第八問答及び第十二問答、同第二回調書第二問答、同第五問答及び同人警察第三回調書第五問答及び同人第九回警察調書及び同豫審第三回調書等なり)(六)書記の同人と言ふハ明言ありたし又事實上相違の處ハ簡單に之を辨解するを許されたし(識川辨護人も亦同樣の事を請求す)(大)小久保より十五圓の借用金を返却する云々の事ハ其以前踏書を以て通知し越せし譯なれて自分に於てハ書て同人に金を貸したる覺えなければ不思議ゟ思ひしも何故にや其通知後踏書面の通り通知よりして送金ありたり之ゟ付き警察官ハ遠ハ定めて明鮮計批發おらんとの御請問ありしゟ其爲め一切知らず小松ハ多分承知の事ハ過日上申せし通りなるが其小諸分署よりの回答書ハ拜借の上一覽し家内ゟ於て發消せしやゟ測られ申とあれゞ全く發消せしゟもあらず又朝鮮計批發にも當たし(窪田桑氏)自分が遺失物の事よと拘引されたる事ハ全くなき事にて其實詐僞取財とのてざりしか(大)其儘ゟ現存なし全く發消したるに非ず又小松の爲めに朝讀ありし調書中に

滬華新聞第二百六十三號附錄(公判傍聽筆記前號の續)

か四百五十圓受取たる後二百圓丈けを自分が費消し其餘ハ磯山ゟ渡したりとあれども之れハ事實を隱蔽したる譯なり併し小松より二百圓石塚より百圓受取しハ事實なり而して其四百圓と言ふハ全く內藤が憤發して出金したる物なり(辨板)自分ハ法廷取締上の事に付き請願あり并ハ外なら寸則ち法廷取締の巡査及び看守等が交替の事ゟして裁判長其他の掛り官も皆ゟ事務を執りながら一同詰切るゟ獨り是れのみ詰切れぬともわるまじ若し他の事情の爲め交替するの必要あれゞ半日一度位ゟして貰ひたし然らざれゞ遲々たる履證の爲めに陳述等を妨げられ甚だ不都合なり(裁)追て沙汰致さん(小松)小諸分署よりの書面と拜見したるが其內に大井ゟ金を渡せしハ石塚と密々に取扱ひたる樣見もれど全く個樣ある事ゟし又不正と云ふ事あれども決して不正に非ず同分署にて之れを証明するの責ゟ任ずれば兎も角然らざる以上ハ不法の回答書と言ふべし(裁)寺田辨護人等より請求ありし調書を讀聞かすべし(茲ゟ於て書記波越の第一回調書中第六問答、藤井が警察第二回の調書及び同人が豫審第一回調書、山本憲が警察第三回、第四回の調書及び豫審第一回の調書、上陳書等を朗讀す)(辨寺)小林梧雄が豫審第九回の調書を朗讀ありたし(書記乃ち其調書を朗讀す)(裁)猶他の辨護人より請求の調書を朗讀せしむる等なれども本日ハ是れにて閉廷せん 辨戸)御閉廷前ゟ一の請願ありそれハ山本鹿造の爲め司法警察官を召喚する事よて即ち治罪法第二百八十五條の明文ゟ依り之を請求せ(裁判長首肯す)尋で閉廷す時方ゟ正午なりし

●國事犯第三十九回公判傍聽筆記

●七月十五日午前七時五十七分開廷(霜島幸次郎氏)自分(裁)只今より訟廷を開く(霜島幸次郎氏)自分ハ中の嶋監獄より裁判長に宛て書面を差出したるが御落手ゟ相成りしか(裁)正に落掌せり(霜)然ゝ御朗讀相成りたし(魚)自分ハ此節病氣にて平日公廷に居るハ誠に堪へ難き故中程ゟて二三十分の休憩を與へられたし猶各被告人を見るゟ中にハ壯健なる者もあれど病身の者も多き樣なれゞ一体にお許しにあれゞ幸ひなり(裁)果して病氣なれゞ詮議の上左樣す可けれ共醫師の診斷書をも添へて願ひ出でねゞならぬ(魚)自分ハ昨日も鑑監後醫師の診察を受け、次第なり(天野政立氏)從來の辨護人に依頼せしに付此旨云ふ譯けにハ行かず夫故成る可く靜かに出入せしむるとて可し尚各辨護人并に被告人ゟ承知なり(辨護人竹中鶴次郎氏)長崎の朝日健太郎なる者が同所の警察又ハ豫審ゟ於て取調を受けし事あるにや(裁)同人ゟ對して一切取調べたる事なし(山憲)乍て豫審判事の尋問に對し陳述せし事の誤に就て差出し置たる變更書の御朗讀と昨日願ひしゟ大ゟ失笑せられ爲めに辨護人も酌酌して中止を求めし事なるが自分ハ自分の作りしものあれゞ何も可笑しき事ハあく且つ今少し讀遣りの分もあり又始めし讀遣りの分もあり又始めなるものあれゞ格別被告に取資金を相談したる末七名ゟて强盜ゟ行くことに相成りたり云々(同第二回調書中「警察に於て「强取すべき金高を定め置き是丈にあらざれハ取らぬと申せしか、左樣あり」同第四回調書中「千手院に押し入るに付き振袋を貰ひ受け

しか、磯山より十圓貰ひ受け尚大和の土橋方よりも同人より十三圓貰ひ受け云々」尚警視廳の調書中一磯山ハ東京に於て資金を調達する積りなりしも十分出來ざるより大坂に參り千百圓程の金を調達せしも其れを持ち逃げせし云々」の所を朗讀す)(辨戸)以上ハ氏家内藤山本(鹿)の爲め請求せしが尚ほ氏家の爲め同人の調書の御朗讀々乞(是ハ於て書記氏家の警察第七回調書中「自分ハ内地改良する必ハ更にあし磯山が内地改良の話をする時にハ喰を横ハ背むけ居りし云々」同隊審第一回調書中「被告の意思を述べよ、自分の意思を述べるよハ主義目的方法の三段ハ分ち申上げん御ら自由を重じ民權を擴張するハ主義ハして其目的ハ東洋の禍亂遙かに西洋に劣り居るを以て之を改良進興せしむるにハ先づ東洋の大部分を占め居る清國を改良せんとするハ從り而し其之を爲すの方法即手段ハ公義正道を以てするよりハ寧ろ腕力に訴ふるに如かず、考へ則ち腕力を用ふる積りなり云々」同第三回調書中「小指を切りし譯ハ、自分ハ一体物ハ感するとが尤も深き性質にて非常ハ感情の勃興せし時ハ身命を顧みざる程なるが其日も大に感ずる所ありて非常に激昂の念を生じ堪へ難きより遂に小指を切斷せしハ忽ち快然として鬱屈と散じたり云々」の所を朗讀す)(辨戸)今朗讀ありし豫審第三回調書中ハある小指切斷の譯ハ過日當公廷ハ於て國元へ送るが爲めハせしと云ひしと大ハ相違する樣なるが如何々氏)夫れハ先日申立てたる通り日本の時勢ハ就き感を與し切斷せしものにて別段是と云ふ原因あるとあらず尤も切斷後論評へ送らんとの心が生じし譯けなり(裁)昨日戸田辨護が山本鹿藏の自首せし事に付き幷ハ罪の發覺前なりしや否やを確かむる爲め當該司法警察官を証人として召喚せんとを請求せしが其事ハ氏家其他の調書ハ就ても明瞭なれば別段左樣の手數を爲すハ及ばざる可し(と裁判長ハ)氏家の調書中十二月十五日警察の訊問ハ對し「而なり申しましやう強盜に行きましたハ山本、青木、内藤、野川、吉村と共ハ云々」同日内藤の答へハ「氏家が炭屋搗の宿屋ハ於て山本外數名と強盜ハ參る相談せり云々」前田が十二月十三日の訊問に對し「八軒家の淡路屋に於てハ用意を整へ云々」の所を讀み且つ曰く又山本鹿藏ハ就て云へば十二月十三日ハ同人の自宅を捜索せし時の調書もあり云々自首の模樣を申せば「何時まで逃げ居りしも詰まらず且つ自分の身上に何か疑の掛り居ると云ふと及び大坂にて自分の朋友が捕はれたるを聞き驚ハ自首せし云々」猶ほ十八年十二月廿一日付の調書に「六人が強盜をなしたる次第を申立てよ、押入る場所の相談は田原本の土橋方にて致し云々」とあり斯の如き次第なれば証人を召喚する迄もなかる可し)(辨戸)御示しの廉々ハ謹で承はれり自分に於てもお讀聞けの所ハ充分取調べあり併し罪の有無を斷するに最初の事を精密に取調べられたし抑も本件ハ六十餘人に係る事ハて或ハ外患のみに關する若あり或ハ強盜のみの者あり又外患並ハ爆發物、強盜の三件を併せ物の者もあり外患、爆發物、強盜の三件を併せて公訴を受け居る者もあり而して最初發覺せし時ハ單に外患或ハ爆發物の者も其後段々豫審に於て取調を受くるに從ひ諸罪の發覺せしものあれば山本の如く強盜の公訴を受けたるにもせよ論告に至り或ハ其事ハ方法手段となるかも知れず要するハ本案ハ係り最も一番ハ取調をあせ、司法警察官を御召喚ありたし幷ハ山本の利益の爲め治罪法第二百八十五條ハより請求致す(裁)十九年二月十五日附を以て先きの大坂府警部長大浦兼武より別府檢事ハ宛て送りたる書面「昨年十月初旬大和に於て諸所に強盜の告訴あり其模樣を檢察するに何れも四五人づゝ組合押入るも其言語動作を考ふるハ如何ハも素人の風あり磯山の引連れ居る遠足生が猶ほ滯坂して諸所ハて頻々に密會なし居る云々」あり是等の書面もあれば勞々司法警察官の召喚ハ必要なかる可し(辨護)戸田辨護の請求に就き猶ほ一言せん是まで國事犯のある時ハ其原因の知れざる爲め世人が色々の疑を起せ　彼の十年の亂ハ際　起りたる土佐の疑獄の時の如きも亦大に世人に疑惑を生せしめ夫が爲め治安に妨害を與へし樣の事もありし且つ元來公訴狀ハ雖の告訴雖の告發と云ふとを明記す可き筈なるに本件の如きも其事を記載なきより辨護人すらその發因を知らざる程なり故ハ此事の起因を知るハ最も必要なれば當辨護人ハ於ても磯山、田崎、中村、非村、遠藤の爲めに當該司法警察官の召喚を請求す(辨横)只今善積辨護の申立つる所ハ自分も亦請求致す(裁)檢察官の御意見を承りたし(檢廳)別に意見なきも其事の要否に依り取捨せらるべし果して事實發見上ハ必要とあるあらば御呼び出しあるも差支なし(裁)然らば追て沙汰せん猶ほ鍾田久米の辨護人小林ハ申すが昨日八王子警察署へ電報を以て問答を促せしに昨日已ハ彼の地を發送せしとの回電ありたれば若次第示さん尚横田辨護ハ示すが江口一三の宣告書未だ到達せざれば到達次第示さん(辨竹)淵岡駒吉の調書の御朗讀を乞ふ(書記)調書を朗讀す「諸野方ハて朝鮮計畫を聞き金五圓を出したるものなれば同意せしも同樣なり云々」の事なり(裁)安藤の請求せし上申書を讀み聞かす(書記)之を朗讀す「自分が被告事件ハ付き警察ハ於ての申立ての不明瞭ハ付き云々、賣り渡したる事實ハ覆ハ可かず云々、小林に賣りたりと小林の紹介を以て新井ハ賣りたること云々」との事なり)(裁)辨護人寺田に申すが田代、小林等を山本、波越の爲めに訊問せんとの請求せしが其譯ハ(辨寺)昨日波越の爲めに調書を御朗讀中朝鮮の獨立を助くる事ハ付き小林より金調の事を波越ハ相談せしハ調書にあり通りか(小林)左樣なり(辨寺)今一應譯ねん波越が彼の資金を小林ハ貸、又賣啞院の事ハ付き京都に參り歸りがけ小林の宿所西照庵に立寄りたる節小林ハ波越ハ磯山が金を持ち逃げ、しとを話　他に金策ハなきやと言ひし時波越ハ此上ハ致し方なし最早斷念せんと申して歸郷せし由なるが小林ハ承知か、小林ハ左樣波越が西京より歸り自分の宿所に參りたる時者の話といたし且つ賊ハ面目なしと申せしに波越ハアノ金ハ千辛万苦して拵らへたるものなるに左樣ハいられて致方なしか、田崎)參ると直ぐ他出せり、辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林と申したり(辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林を御取調べの節山本憲が檄文を起草せし謝禮を遣ハしたりと言ひ山本も亦受取りたりと申すが其金額ハ何程か(小林)檄文の起草を頼みたる謝禮として東京に於て十圓渡し又其前滯坂中旅費として十三圓を與へたり(辨寺)尚ほ山本の爲め田崎に尋ねるが田崎が過日の申立に依れば東京より田代が持ち參る事を忘れし品物を田崎が持ち來り山本方ハ預けしと云ふが果して然るとせば證據品中の何れあるや山本憲)自分ハ傍聽筆記を二種見しに一方に東京より何ハを持參せしかとの問ひハ麻の袋に入れありし鐵片を景山と同道にて持ち參りしとあり今一方ハ何ハとも言はず、て只だ荷物を持ち參りしとあり諸り同一の御尋問に同一のお答を致せしものと存ず(田崎)荷物を山本憲宅ハ預けしとハ事實相違にて曾て預けありし荷物を入れ換へる節鐵片を差し入れたる迄ハて改めて預けしまあらず(裁)辨護人の如何(辨寺)了解せり只今申立つる荷物を入れ換へたる事なるが幷ハ山本が日曜日ハて他ハ出せんとする際田崎が來り荷物を入れ換へんと申せし故左樣せよと言ひ捨て他行致し歸り見れば荷物と仕舞ありしと云ふが曖昧ハ付て言はゞ何所の遊ぶハ訊問を乞(裁判長)問て作りしものかとの問ひハ同意にあらず同志面を田崎に交附し田崎ハ之に符点せり)(山憲)田崎が持ち來りし品ハ何で有しか(田崎)今日ハ至りて記憶せず定めて鐵片か又ハ鍔なりしならん(裁)何物を取換へし日ハ日曜なりしか、田崎)平日ハ生徒が居り不都合故態と日曜ハ參しなり(裁)その節山本ハ在宅なりしか、田崎)參ると直ぐ他出せり、辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林と申したり(辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林を御取調べの節山本憲が檄文を起草せし謝禮を遣ハしたりと言ひ山本も亦受取りたりと申すが其金額ハ何程か(小林)檄文の起草を頼みたる謝禮として東京に於て十圓渡し又其前滯坂中旅費として十三圓を與へたり(辨寺)尚ほ山本の爲め田崎に尋ねるが田崎が過日の申立に依れば東京より田代が持ち參る事を忘れし品物を田崎が持ち來り山本方ハ預けしと云ふが果して然るとせば證據品中の何れあるや山本憲)自分ハ傍聽筆記を二種見しに一方に東京より何ハを持參せしかとの問ひハ麻の袋に入れありし鐵片を景山と同道にて持ち參りしとあり今一方ハ何ハとも言はず、て只だ荷物を持ち參りしとあり諸り同一の御尋問に同一のお答を致せしものと存ず(田崎)荷物を山本憲宅ハ預けしとハ事實相違にて曾て預けありし荷物を入れ換へる節鐵片を差し入れたる迄ハて改めて預けしまあらず(裁)辨護人の如何(辨寺)了解せり只今申立つる荷物を入れ換へたる事なるが幷ハ山本が日曜日ハて他ハ出せんとする際田崎が來り荷物を入れ換へんと申せし故左樣せよと言ひ捨て他行致し歸り見れば荷物と仕舞ありしと云ふが曖昧ハ付て言はゞ何所の遊ぶハ訊問を乞(裁判長)問て作りしものかとの問ひハ同意にあらず同志面を田崎に交附し田崎ハ之に符点せり)(山憲)田崎が持ち來りし品ハ何で有しか(田崎)今日ハ至りて記憶せず定めて鐵片か又ハ鍔なりしならん(裁)何物を取換へし日ハ日曜なりしか、田崎)平日ハ生徒が居り不都合故態と日曜ハ參しなり(裁)その節山本ハ在宅なりしか、田崎)參ると直ぐ他出せり、辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林と申したり(辨寺)山本の爲め尋ねん過日小林を御取調べの節山本憲が檄文を起草せし謝禮を遣ハしたりと言ひ山本も亦受取りたりと申すが其金額ハ何程か(小林)檄文の起草を頼みたる謝禮として東京に於て十圓渡し又其前滯坂中旅費として十三圓を與へたり(辨寺)尚ほ山本の爲め田崎に尋ねるが田崎が過日の申立に依れば東京より田代が持ち參る事を忘れし品物を田崎が持ち來り山本方ハ預けしと云ふが果して然るとせば證據品中の何れあるや山本憲)自分ハ傍聽筆記を二種見しに一方に東京より何ハを持參せしかとの問ひハ麻の袋に入れありし鐵片を景山と同道にて持ち參りしとあり今一方ハ何ハとも言はず、て只だ荷物を持ち參りしとあり諸り同一の御尋問に同一のお答を致せしものと存ず(田崎)荷物を山本憲宅ハ預けしとハ事實相違にて曾て預けありし荷物を入れ換へる節鐵片を差し入れたる迄ハて改めて預けしまあらず(裁)辨護人の如何(辨寺)了解せり只今申立つる荷物を入れ換へたる事なるが幷ハ山本が日曜日ハて他ハ出せんとする際田崎が來り荷物を入れ換へんと申せし故左樣せよと言ひ捨て他行致し歸り見れば荷物と仕舞ありしと云ふが曖昧ハ付て言はゞ何所の遊ぶハ訊問を乞(裁判長)問て作りしものかとの問ひハ同意にあらず同志面を田崎に交附し田崎ハ之に符点せり)(山憲)田崎が持ち來りし品ハ何で有しか(田崎)今日ハ至りて記憶せず定めて鐵片か又ハ鍔なりしならん(裁)何物を取換へし日ハ日曜なりしか、田崎)平日ハ生徒が居り不都合故態と

とい其當時如何に解釋するか知らざりし故若し同意と同志とが等しき意味ありとするも兎に角自分い依頼に應じて致したるものにて同意して作りゑるにもあらず又同志として作りたるゑもわらず自分い文章を以て口を糊をるものの故跋や序や樓銘を依頼に應じて認めると同じ考にて作りたるものなり尚新井が申せし支那革匣と西洋革匣の別い知らざれ共是れ亦た新井の申せし通りならん(飯田喜太郎氏)自分より磯山に送りし手紙い辨論の諧大切なれば紙製石磐ゑ寫し取りを願ふ(辨小)窪田久米が岸十郎平方ゑ押入りしとに付き該日卽ち三日い五日市に居りし事を勤惰簿ゑて明了をる樣申せしが三日い丁度日曜日ゑ當れば其日い如何なる事を致し居りしか御尋ねありたし(窪久米)自分い危厳病の爲に記憶力ゑ乏しき故暫時思考時間を與へられたし(辨小)詳しきとに非ず其當時い如何なる事を致し居りしかを陳べられたし(窪)七日頃い朋友と會し問題を掛けて研究會を致し居りたれば無論日曜日にい五日市を離れざりし且又十六里もあゑ所ゑ參れば翌日い欠勤せねばならぬ等ゑり又山本與七方の使の歸りしい三日の事と存ず其れより析り返し返事するとも四日の間にいわい試に製造ゃし物にて場合に依りていをどかしざる可し(辨竹)自分い安東の爲め新井に尋ねたし安東より新井に寶ゑ渡せし武力罐九十個い爆發の効力充分あるものと考へ買ひ取りしか(新井)器具の事い田代ゑ任せわり自分い間に合ふあらんと存じ買ひ取りしも是い小林の居間に鳩麥飴のありしを見て注文せしものなれば

以の國の事情を探り其氏名等を聞く事ハ金ハ荷擔する獨立黨にして米國公使館に居る一郎ザウィナに謀りて探知する覺悟なりし(裁)一國旗を恥辱を加へし等の事ハ方便なりしかも又金氏同行の事ハ如何(新)大井等が申陳べし通り全く朝鮮の獨立を助くる厚意より出でしなれば卑劣にも復讐等の事を爲すに非ず又金氏同行の事ハ金錢の都合より同行せざる事に　決したり(裁)壯年盛の内ハ何を爲さしむると言ふの定めありし譯か(新)渡韓後ハ自然定まる事ならんなれども内地よりてハ未定なりし(裁)多少の人を統括するとか又金を取扱ふ位の人ハ極り居りしか(新)未定なりし併し自分の意思中に於てハ廿六日釜山へ向け出帆の船あれバ其船より内藤をして壯士等分を率ゐ渡航せしむる覺悟なりしも神戸より長崎へ航海中風波の爲め阻まれ漸く出帆の當日ハ着せし程なれバ終に其事も無効となれり(裁)稻垣示の携帶したる金ハ新井に渡す物なりしか(新)勿論然り并ハ大喜樓にて大井氏と相談せしものなり(裁)稻垣示、果して其金ハ新井ハ渡す筈なりしか(稻示)未だ確定せし事ハ非ず併し新井に渡すか又ハ新井が首領なれバ金錢を扱ふ者もあらん故に其者ハ渡さんかとも思ひ居たり(裁)併しながら誰に渡す其つまり新井に渡すと同斷か(稻示)然て確定したる事に非ず(裁)然らバ佐伯、岸十良兵衛方に於て強取したる金ハ難波ニ分配する考へなりしか(佐伯重三郎氏)左樣の事ハ曾てなし(裁)又ハ警察署等にて申立てし通り毛頭相違あるなし(裁)八圓の金も手ハ取らざりしかも(佐)其翌日聞きしなり則ち難波が其金を奪ひ來たりし夜に其山ニ渡したる事ハ確なれバ難波の手ハ在りしも僅かに八九時間位故紙幣の種類(新)小林弟八同の調書中十六問答の所御朗讀ありたし(一時目下部氏ハ頭痛あり迚退廷す)

田代)磯山に質問あり只今之を爲ても苦しからずや(裁)新井並に田代其跡廻しと可し、然らバ大井(大井氏席を離て裁判官の正面に進む)(大)自分ハ小松に對し尋問を願ひ度事あり過日小諸分署よりの回答書中ハ千圓と千五百圓との金額記載しある樣なるが右ハ小松大の名前あるか將た大井憲太郎の名前なるか確かめ置きたし(慈ハ於て北村辯護人ハ其寫あり迚大井氏に示せしも之にハわらずとて返却せり依て裁判長ハ其回答書を朗讀せゝる)(大)証書も參り居るや(裁)之あり其借用証書を朗讀せらる(辯板)金高の事ハ小松のみに問ハず石塚ハも尋ねてハ如何(大)然らバ阿名に問ハる事とせん銀行の出納簿上千圓ハ憲太郎の借用となり居るか(裁)小松如何(小)証書面の通り大井の名前に相成り居れり(裁)二百五十圓両度分ハ如何(小)それハ千圓の内ちなり(裁)其帳簿上ハハ如何に記載しあるや(小)帳簿上にハ記載してなき事と思ふ併しながら其趣を出納係の者に話置きたれバ重複して記載しあるかも圖られず(裁)然らバつまり帳簿上の事ハ分からずや(小)分からず(大)了承せり然らバ千圓丈けハ銀行より引出せし物ならんが自分に於てハ七百圓より外受取らず其餘ハ小松方に有る物と心得て可なるか(小)自分より石塚ハハ千百圓丈け送金したるも大井の受取りしハ七百圓丈けなりとの事ハ過日石塚を呼し大井を始め順次ハ之を爲さしむ譯なれバ其陳述と辯論とを混せざる樣注意すべし(新)小林弟八同の調書中十六問答の所御朗讀ありたし(一時目下部氏ハ頭痛あり迚退廷す)

佐)右樣難波ハ自分の代理人と言ふも可なり(裁)両人相談の上景山に渡せしか(佐)否其管行の事ハ相談したり(裁)難波より廿圓の金を渡したるハ如何(佐)自分より送出したるハ十四圓なりしが之を廿圓とおして難波より渡せしものならん(裁)其出金せしハ朝鮮計畫の事を聞きし前か將た後か(佐)景山が設くる學校の爲めなりと聞き又國事上の爲めなりとも聞きたれども朝鮮計畫の事ハ事上に用ると言ひし前か後なるか(佐)後なり(裁)然らバ難波、八圓の金ハ佐伯の言ひし通りか(難波春吉氏)左樣佐伯ハ金も見せざりし(裁)猶其二十圓の内十四圓ハ佐伯の金なりしか(難)然り而して六圓ハ則ち自分の金なり(裁)國事上の爲め出金したる澤か(難)景山の設くる學校費等の爲めなり(裁)然らバ山川、天野よりして廿圓と五十圓ハ知らず五十圓ハ天野よりして廿圓の金を托されし事あるや(山川一郎氏)廿圓ハ知らず五十圓ハ天野より托され景山に屆けし事あり(裁)僅の金額にして一圓なれ其景山ハ出金せし事あるや(山川)佐伯ハ自分と親密なりし故同人ハ渡せしと思ひしも同人が知らずと言ふを以て見れバ出金せざるなるべし(裁)天野の金を取次しハ(山川)持行く時にハ時何歟咄しハなかりしや(山川)なし又金も景山の開封せし時に承知せし位ひなり(裁)それでハ被告一同ハ告ぐるが是れより事實上補選の陳述を爲さしむる事とせん

御尋問の節承知せし位なり故ハ其他ハ石塚が訴訟入費又ハ交際費等に支拂ひ物ならん(大)疎漏よりして謝金と混交したることハ分れり畢竟其時着する所ハ五百三十圓丈け石塚より受取しならんが此事ハ石塚も認る譯けか(石)加藤に渡せしも大井の命に依りたるものよりて全く磯山ハ渡せしハ五百三十圓なれども小松の申立に依れバ直接に二百五十圓を大井に渡したりと言へり元來自分ハ小松を利用して金を取出さんとしたるなれども彼れハ本件の事を聞きたるより頻りハ恐懼の念を起し轉宅をする抔の事もあり始終身を避くるの模樣なりしかば自分ハ更に大井が急に入用の事ありとて相談となし証書も先きに渡したる位なり然れども自分ハ只金と借り出すが主眼なるヽ以て帳簿上の事ハ二重にあるとも三重ありとも之を願るに逸あらざりし要するに二百五十圓の二口ハ謝金よりして千圓ハ借ゝ出せゝ物なり(大)石塚が一番悪しき樣なるが此事ハ小松も認むる譯けか(小)石塚より大井方へハ渡さぬかも知らざれども自分の考へにハ直接に渡したる物を外よりして悪く石塚に送金したる物なり(大)直接に持參せしハ千圓の内か外歟(小)則ち千圓の内なり(大)然らバ先づ其邊にて甚かん(小)大井ハ千圓の事に付き負債上配慮の樣見もれども五百圓ハ全く謝金としてハ與へ猶依囑したる控帳狀の事ハ付上告をするか又ハ示談を爲すか兎に角銀行の株主ハ要て身代限りをせざゝ以上ハ一千圓位ハ渡す筈なりし處其約束通り事件ハ示談濟とおりたれバ銀行の方ハ貸出ハなり居れども全く以與もべき

(裁)其金ハ渡せしハ石塚が貰ひあるものなり(大)自分ハ猶石塚の陳述に付補綴すべき点ありそれハ磯山が石塚方ハ於て爆發物の荷造りをせし時非常に手間取りしとの事ハ聞き居たり(大)今の答ハハ自分の問題外なりしが再擧と言へば已ハ磯山ハ代る者あるハ承知なるべきに其後も新井の首領となりし事ハ知らざりしや(内)自分ハ磯山ハ僅に磯山も自分を信じ一同の壯士も亦磯山を首領と仰ぎ居たる事なれバ新井の首領となりし事ハ知らず只重立たる人とハ考へ居たり又稻垣示ハ長崎迄も參りたれバ同地に於て首領を取極る事と想像し居れり(大)先きハ稻垣示よりして自分ハ九州へも行きし樣に申立たれども自分ハ名古屋へ參り内藤の爲めに金調を爲し其ひ大阪へ來たりしも歳岐の久保を當てに參りし譯けハて僅かの金故ハッヵ奔走したりと言ふてハ自分が前途に關しても不名譽の事なれバ敢て辨駁をるハ非ざれども其事實丈け申上げ度く尚又稻垣示が分任の事を申上げんが自分宅ハ於て各々分任の事を定めし節同人ハ偶々新潟縣ハ於て星亨等が催したる懇親會に臨會中なりしも磯山清兵衛の跡を繼ぎ有一館を統理せしむる事となりし譯けなれバ稻垣ハ於てハ本件に關してハ細大となく加盟し居る次第なり是れハ事實を隱蔽するとの間へあり

(筆記者云ふ大井氏ハ明言せざれ其意外千萬云々とハ蓋し磯山氏が潛身の事を指せしならんか)君ハして附從ひ乍ら斯の如き事有りしと言ふとを苦し君の令兄なる番　氏が聞きたらんにハ嘸かし遺憾ハ思ふ事ならん併し再擧の事ハ最早定まりたれバ安心すべし云ふとの言を吐きし事あり只今に於ても内藤ハ之を身代限りをせざゝ以上ハ一千圓位ハ渡す筈なりし處其約束通り事件ハ示談濟とおりたれバ銀行の方ハ貸出ハなり居れども全く以與もべき

紀聽し居るにや(裁)内藤如何(内)今の問ハ二種なるか(大)左樣最初ハ品詞にして次ハ再擧ひたる上陳述せんと欲それバ少しく長きハ渉

らんか(裁)然らば本日は是にて閉廷致す于時午前十一時五十五分なりし

●國事犯第四十回公判傍聽筆記

七月十六日午前七時五十五分開廷

(裁 昨日は引續き只今より訟廷を開く(裁)昨日薄積 戸田、両辨護士より請求ありし司法警察官召喚の事に明後十八日是非共召喚をる都合なれば左樣必得よ尚は昨日魚住の請求せし休憩時間の義に大暑の節の事故毎日請めて出廷すれば大よ疲勞と思ふなるならん依て多少の休憩時間を與ふるとせん夫れよ就くに朝に必ず七時より開廷すべし各辨護人に於ても精々注意して遲刻せざる樣致したし(辨護)淵岡の辨護人竹中に病氣にて出廷せざるに依り自分が担當するとせり(裁)淵岡に承知か(淵岡)ハヽ自分よりも届け致す考へなりし(裁 横田辨護 江口一三の宣告書に昨日到着せり別に朗讀する程の事もなかる可しと思へども猶は一見の上朗讀を必要なりとせば讀み聞かす可し(辨護)唯々(裁)其れでは小林 被告に調書の朗讀を要するか(小林)左樣御朗讀の度毎に一々補足致したき事あり又朗讀の順序に自分より申上げん即ち豫審第一回第五問答の答より(書記之を朗讀す)「自分に幼年の頃より西洋人の教育を受け青年に至り始めて我日本の敬愛すべきこゝを知り云々朝鮮獨立に助けざる可からずと存じ大井に謀り尋で磯山にも相談致し其師の話しよ渡航 壯士を撰ばざる可からず云々磯山に渡韓の事を分任し事大業を弊すに腕力或に其他の可からず云々」(小林)前後共よ補足せんと存ずれ共只今最後に朗讀する程の事もなかる可しと思へども猶は一見の上朗讀を必要なりとせば讀み聞かす可し(辨護)唯々(裁)其れでは小林 被告に調書の朗讀を要するか(小林)左樣御朗讀の度毎に一々補足致したき事あり又朗讀の順序に自分より申上げん即ち豫審第一回第五問答の答より(書記之を朗讀す)「自分に幼年の頃より西洋人の教育を受け青年に至り始めて我日本の敬愛すべきこゝを知り云々朝鮮獨立に助けざる可からずと存じ大井に謀り尋で磯山にも相談致し其師の話しよ渡航 壯士を撰ばざる可からず云々磯山に渡韓の事を分任し事大業を弊すに腕力或に其他の可からず云々」(小林)此所に格別の事になきも事大業を弊すに腕力或に其他の方法とあるも是に腕力に定まり居るものにて唯だ文句の誤りあれば左樣よ御諒知相成りた且つ次に第八問答を(書記直ちに之を朗讀す)「第八問答を(書記直ちに之を朗讀す)(小林)其次に第八問答を(書記直ちに之を朗讀す)(小林)其次に然らば之が近因とありたるもの云々の處を(書記之を朗讀す)「十七年朝鮮の金玉均が義挙をなせしに全く日本の公使竹添氏が或日京城に於て朝鮮に支那の干渉を受け居るが此羈絆を脱するに付ても大に助けをするやう演舌されしよ由なるものなり然るに實際其事と爲すよ當りて日本公使が援助せざりし故事の敗々逃ぬきしかば金氏に日本の爲めに賣られたりと言ひ居りしと聞き云々(と)(小林 前後共よ補足せんと存ずれ共只今最後のものより申上げん元來自分に於て此挙を可成ず即ち軍機彈藥に外國人よ謀り云々の所なるもの

分ハ資金五十圓を出す事を承諾せし譯なり然るに傍聽筆記に小林ハ左樣なとハ知らぬ抔とあるハ實に不審千万なり尚是より先き十八年二月或ハ一月下旬頃大井が本件の事に付き山梨地方へ參りし時も旅費を與れと申し參りし故其れ〳〵與へ其他前後四五回も大井小林に金を渡せり（此時大井小林両氏共に切齒扼腕して磯山氏を睥睨し今にも席を蹴起てんとするの狀ありし）尚又大井が先に自分と死を誓ひし樣申せしを以て今茲に大井との關係を申し述べん自分の同人と相知りしハ十七年中同人が自由黨の有志金を集むる爲め湖來地方に來りし節恰かも當松正安も亦た資金募集の爲め來合したるを以て即ち三名相會したる時自分に十分の盡力を願ひと申されし故不肖ながら應分の盡力致さん抔と話し夫より互ひに知り合ひたるが其後自分も出京致し撰擇を考へ見るに此の如く金を募るハ多少黨中に事あるならんと存じ目を注ぎ居りしにさせる事もなく遂に自由黨の會議が始まり彼の有一館を起すと相成り即ち自分ハ同館の幹事に撰擇されしも程なく有志金募集の費用を帶びて他行致せし留守中種々の議論起り板垣總理に大變迷惑されし由にて片岡健吉が同館の管理を此めて内藤魯一が之に代るとに相成りたり而して是等の非難ハ皆大井の口より出でたりと聞く左れば自分も幹事とか何とか云ふ肩書きがなければならぬと申す譯にあらざる故板垣に其事を申せしも許されず何分斯の如き次第にて大井ハ黨中の者と摺れ合ふ樣子なりし

（辨護）陳述中なれど注意を惑かん昨日大井の

第四十回

が人員を要する申せしを以て内藤、山崎、大矢を遣ハせしも强取し得ずして歸り其事の成を思ひ其達を爲したる譯けなれバ意見なき者らざりしを愧ぢ大矢等ハ郷里に歸り隱れ居りハ殊更に述ぶるに及バず又磯山清兵衛に於て出京せぬ樣子故内藤六四郎を呼び左樣な了簡でハいかぬから呼び來り呉れと申して呼びに遣りたる位なり其後出京し有一館を去りしハ病氣とか私用とかにて歸郷する旨申し告げたるも兼ての强盜手段を致しに參るとハ申さゝりし其後一向來らざる故彼ハ非常手段のみならず朝鮮渡航もなさゝる者と存じ居りしなり

（裁）中途ながら一先づ是にて休憩致さん時に午前九時五十五分なりし

仝日午前十時廿一分開廷

（辨護）補遺の陳述に付き申上げん被告人一同の尋問及び意見の陳述をも聞かれ再び其遺漏の廉を陳述せしめらるゝハ宜敷けれども其氏名を呼び一々意見なき者に迄陳述を許さるゝハ自然公判延滯の憂もあり且つ昨日來被告人の陳述を聞くに或ハ反駁に渉るやの嫌ひなきに非ず是等ハ只口吻を以て爭ひたりとて名譽を保ち得る其是之ず所ハ被告人等も充分承知の事ならんなれども勢ひの乘ずる所終に茲ハ至れるものか兎に角辨護人等ハ不必要の言もある樣感觸すれバ相成るべくバ裁判長に於て注意あらん事を乞ふ惟ふに斯かる次第ハ此の公判も何時終らんかと實ハ苦心する所なり（裁）被告一同に申すが只今板倉辨護人よりの注意もあり且つ此訟廷ハ於て不必要の事を申立べからざるハ勿論本官に於ても之を聞くべき限に非ざる譯けなれバ此邊ハ篤と注意すべし又前日來氏名を呼び立て陳述を許せしもら

是ハ全く訟廷の体裁上且つハ錯雜のあらんと始めて新井ハ面會せし時談偶々國事上に及び新井よりして朝鮮計畫の事を唱せし時被告も亦た其計畫ありとて同意せし樣なるが被告の申立ハ新井の申立とハ被告より新井に唱せし譯けなれバ然るに新井ハ被告の申立を以て事實に違ふ事あらんと思ハるゝと爲し且つ新井ハ曾て自分方ハ寄食を爲し居たる事なし始終藥研堀の佐野彦に居りたりと云へど此事ハ實際なき事にハ非ず其調書ハ食客とあるを或ハ御客樣と言ひしならバ敢て入りしや問られざるも元來食客と云ふ事ハ被告の口ずから申立てし事なれバ非ず全く係り官が尋ねたる問ひに答へし迄なり併し新井ハ大阪ハ來る迄被告方ハ居り退飲食なし居たるハ事實なり猶又新井ハ非親友をクラヤミハ遣りしとの事を申立て其ハ全く被告が之を統御するの仗偏ふ・と云ふと雖ども其親友を謂ふ鯉沼九八郎ハ佐伯政門なり大橋傳太郎ハ横山信六ハ皆惡く新井が有爲の壯士と爲すべき樣義成せよとて出京せしめたる者なり何となれば有一館の規則上入館を乞ふ者資金なかるべからず然るに其金を得んとしてハ其地方の幹事をして保証せしむるとの明文あれバ夫れ故ハ新井が紹介せし樣なり居れども決して左樣の譯けに非ざるなり又加波山の事を擧げたるも全く彼れ等が宇都宮開廷式の時其企を爲さんとて我々に謀りし位にてありたれ其被告等ハ當時意見を異ふしたるとり之を中止せしめんと思ひ爲めハ佐伯ハ別ふなりし等の實情なれバ彼れ等が彼の擧に與みしたるハ全く示談上よりして有一館を引去り加波山に參りし譯にて決して彼れの擧を勸めたるのみならず壯士が入用ならば何人なりとも殘し置かんと申せしに自分が怒氣を含み居るを察しけん渡韓者の事に付てハ順序もわる事故左樣ハいかぬか（此時小林氏ハ磯山氏が低聲にして自分ハ係る事も分り兼ぬる故成る可く高聲にて述べられたしと云ひ裁判長ハ之を磯山氏に告げしハ同氏ハ之が成る丈け大聲を發し居るのであると答ふ）餘り氣に掛けぬ樣にと申し居りし尚日下部の事に付き申し上げん先に參考人として御召喚相成りし節同人よりの申し立てハ君が二三十人位で事大業を擊つとハ先づ見合せて今一層事と大きくして蒸氣船の一艘や人の五六百ハ用意す可しと申せし時被告が何とも答へざりし由あるが成程自分の目的ハ中止して君の計畫を贊成するとハ申さいりしも自然日下部の事が是なりと存せり尚ハ日下部ハ二万圓の金が入用だが是れハ自身ハ盡力せんと云へり又人を募る事に付て佐賀地方に有志を集ひる爲め江口一三に專使を遣る積りなりし又た大阪に殘り居る壯士引纏めを爲め遠藤福藏を遣ハし日下部ハ神戸に出でゝ蒸氣船を買い入れるか又ハ借り入るゝとハ相成り居りしも大阪に於て大井等の就捕せられしを聞き中止したる次第ぎう次ぎハ大矢正夫の申立てに付き辨駁せん大矢が先日當法廷にての申立てにも坐間入谷村の一千圓を盜み取りしも磯山の教唆なりと申せども其ハ咖かも存せぬ事なり成程天野等が神奈川縣ハて非常手段を用ゐても金策を致さんと企てし事ハ聞き居るも戸長役場に押入りしとハ一切知らず現に天野が自分に謀りし時同人

よも非ず以上の事實相違の廉あれば念の爲め
に申上げ置く（大井）自分が補足の申立ては最
早終りたれども猶少しく申たき事あるが各被
告の陳述終りたる上にあらざれば不可なりや
（裁）　通り濟で後に致したし（裁）磯山に問ふ
被告が在阪中新井よりして書狀を遣したる事
いかゞや尤も此手紙は新井が福田樓か潮見樓
に被告を尋ねし時遣したるか又は書遣したる
ものゝ樓なるが如何（磯）全く落手せし事なし
（裁）然らば新井の首領となりし、及び長崎よ
り歸りし事を聞ざるや（磯）其後の事は一切知
らず（裁）次は新井、（新井氏正面に進む）（新
井）事實の事は付ては過日御尋問の際に申立
てし事もあれど傍聽筆記等に依れば月日又は
人名等の相違もあり且つ他の被告人よりの陳
述に依るも間々相違の廉あれば簡單に今一應
その事實を陳べ其欠点を補綴せん併し全部を
陳述するは非ずして大阪出發後長崎着迄の
事を申上ぐる譯なり抑自分が大阪を出發せ
んと爲したるは明治十八年十月廿四日と一決
したる事にて此時は小林の盡力・依り渡越よ
り千圓の金を磯山が受取るとの事故此金員授
手次第自分は久野・日本・魚住・赤羽根・稻垣・長
田代・武藤・淺田、井山の九名と當日に出發し
磯山は廿六日に出發する筈なりしが此時磯山
は千圓の金を落手して居ながら日曜の休暇な
て金を受取る事能はずと併し旅費丈けは受取て
やるとの旨を申聞けしが自分は思ふに大阪滯
在の久しきは彌り或は其筋の嫌疑を受けんか
との愛ひもあれば急ぎ北百間の旅費を受取り
長崎へ向け出發せんとしたり然るに小林より
聞く所は據れば右磯山の言ひたるは全く僞り
なれば別は磯山が彼の千圓を落手し居たる者な
りし此故は自分は後れて廿五日は出發し同月
廿八日に長崎へ着したり出發の砌り自分は長
崎着の上は竹の家庄三郎方に投宿するとの事
を磯山と約し置きたるがその後十月三十日は
至り自分方にて橋本は書物を讀み居り自分は
赤羽根と局に對し碁と戰はしめ居たるに突然
「ニモツヲレクヒカシニカヘレ」との電報は接
とり故に怪んで其差出し人の誰なるやを檢せ
しは山名逸平とありし此電報は全く磯山と分
れし時の時刻にて番ひ拔きし暗号にて刀劍又は爆
物の發覺したる時は發すべき物にして山名逸
平とは磯山清兵衛の變名なりし事をも承知し
居たれば一時は之を訝り其發局をも檢したる
は全く兵庫（神戸ならん）の電信局より發せし
物なりしを自分想ふに兵庫より乘組せんとの
實に不審は其へ或は兵庫より運
して發覺したるものか又は車等は兵庫は運
搬する途中發覺したるものか夫にしても此電
報の到達したるを以て見れば單に荷物のみ發
覺したるも同志の人は捕に就きしには非ざる
べし然らば全体の發覺したるは
且つ暫らく先づ此事を秘し置き在長崎の壯士
等よも告げざるべしと思ひしも又如何なる樣事の出來せんやも圖り難けれ
は如何なる樣事の出來せんやも圖り難けれ
ば寧ろ明らかに告ぐるは如かずと乃ち其座に居
りし赤羽根及び橋本にも其の如き暗号の電信
到來したるが之に就ては一應諸君の意見をも
聞かざるべからずと告げ終に赤羽根をして所
々に散宿し居る人々に其報を報せしめしは獨
り田代のみは折能く訪問爲し呉れるれば別は
使も遣らざりし然るに稻垣長之助、土屋市助
も來たりたれば自分は電報の趣意を陳べ發覺
したれば迚まで遊くにも足らず又東京に歸
るにも及ばず則ち全体の發覺は非ざれば周章
して東京は歸るよりは一ト先づ大阪に行き其
景況を窺んと思ふ事なるが諸君の意見は如何
と問しに田代は至極尤もの咄なり大阪に行き
視察するは頗ぶる宜敷事なれども君にして行
く事となりては跡が不都合ならん故は他人を
遣はす事と爲さんと云ひし故自分も其通り心
得しが其時偶ま田代が重ねて言ふは荷物が
發覺せし迄にて別に全体の發覺は非ざれば磯
山等は散亂したるのみせよ渡韓の事は是非其
長崎滯在の先發者中にて實行せんとの事故自
分も其熱心には感じたるか一同の者も亦た感
激したるものゝ如くなりし故は是て橋本久野
の兩名を大阪へ遣はすとなし且つ大阪に着
の上は直ちに小林方へ尋ねべし然らば自然磯
山等のとも分らんヨシ又た磯山の行先は知れ
ざるも小林に告ぐるに長崎先發者にて實行を
爲すの考なれば金調とあし呉るゝ樣との傳言
を言ひ合　同名は其月三十日の夜長崎を出帆
して大阪に向ひたり偖又電文中東とは東京の
事にて西とは長崎の事故磯山は東京へ歸りし
かと思ひ電報を以て大井に磯山は東京せしか
との事を問ひ合せしに大井より歸京せざる旨
の返電あり・然るに間もなく又小林よりして
磯山は長崎へ着せしやとの電報來たり尋で又
小林より君は入來たれとの電報は接したり此
故に自分は不審に堪へず十一月四五日頃長崎

出帆の薩摩丸に乘り込み大阪に着し同月七八
日頃小林を大喜樓に尋ねし處橋本も居り自分
は早速磯山の事を問しに小林は稍や暫く疑答
あり凡そ三四十分を經て漸やく磯山は宿に出
でし儘其行方知れず或は福田樓等に潛伏なし
居るやも計られざれども實に案外千萬の之に
てありしと云へり（此時新井氏は稍々憤激の
色を爲し且音聲少しく濁り悲壯の樣ありし）
自分は山とは社交上親密の間柄なりしも斯
の如き人物とは思はざりしと答へし處小林は
更らに君の意見は如何にやと言ひし故自分は
長崎先發者丈けにて斷然實行せんと答へしに
小林は前に其傳言を聞きたるに依り金調の爲
め石塚を東京へ遣し置けり故に金は出來るな
らんとのことにて再擧の事は一決したれども夫
れにしても大井の意見は如何があらんと待ち
居りし折柄大井稻垣等も來阪あし銀水樓に相
會し協議を遂げたるは大井の意見も斷然實行
せと磯山に代れとの事故自分は乃ち其首領と
なり一譯なり又此際長崎に滯在する者は金は
差閊へ居る事なんと思ひ些少ながらも之を
送らんと久野に其咄をなし同人は之を携帶せ
しめ磯山潛伏後長崎の者等は或は變心せし
も知れぬ故其視察を兼て長崎へ參り呉れすや
と頼みしに久野が望みてもなき事なりとて快
び勇んで十一月十五日大阪を出發　たり其後
自分は島町の借宅は行きし處井山　橋本、河村
、玉水、落合及び亡くなりし山崎重五郎等も來
りしに付磯山は潛伏せしも愈々渡韓の事は決
し金も大井稻垣等の盡力は出來したり併し
諸君の内には自分を信じて來たりし方もあら
ん或は磯山を信じて來たりし方もあり人兎に
角其人々の意思如何は依りて去らんと欲する
者は去り留まらんと欲する者は留まるべし且つ
旅費等も不自由なれば用達つべしと告げたる
に諸氏は皆異口同音は我々は決して人に依り
て事を爲す者に非ず我々は主義の爲めは事を
爲す譯なれば斷然渡韓せんと言へり之を聞
きて自分は嘸天晴なる壯士哉と嘆賞したる事
あるが此際恰かも山崎・病後なりしかば君は
内地は留まり内地計畫の任は當るべしと言ひ
終は同人は跡に殘り自分等は愈々出發とな
となり仝月十六日六時の汽車にて壯士等は神
戸は出で自分は景山稻垣と共は八時の汽車に
て神戸は出でしが壯士等は船中にて會すべ
き約束あり故相摸丸を尋ねし處已は壯士等は
見えず他の船は出發し長崎へ着せしと思ひそれ
搜はず神戸を出發し長崎へ着せしは
早や一同無事は着し居たり偖て長崎に滯在せ
し者も大阪より來たり者も何か咄の有る事
ならんと思ひし故廿一日には終日旅宿はあり
て廿二日の夜　佐賀へ行く考へなりしが廿一
日中は過半の壯士等は自分の宿所を尋ね呉れ
しを以て即ち磯山が潛伏後の咄を爲し別けて
田代には爆發物專務の事を依頼し猶大阪より
持來りし藥品及び鑄等もあれば一度見て呉れ
よと頼みたるに同人は此鑄は彈力弱ければ實
用は適し難しと申　居れり併し自分は急ぎ佐
賀へ行く考へなりしが長崎へ着て後朝鮮行き
の汽船を問ふは仁川行の船は十一月十七日な
りしも最早十二月二日ならでは之なし但し釜
山迄あれば十一月二十六日に出るとの事故益
々佐賀行の事を急ぎ二十二日の夜出發する考
へなりしも偶々同宿の稻垣示が散歩に行き不
在なれば留守中の事を頼ひともできず旅費諸
取方等の事もあれば其歸りを待ち居たるは午
前二時頃に歸宿したり故に自分は夫れより直
ちに二人曳の人力車にて佐賀に向ひたるに此
路は三十里の道路は非常の嶮道なるが故は終に
八里を餘まして日落ちたれば已むを得ず途中
に一泊したるも是非廿六日迄には長崎へ歸ら
んとの考へあるを以て其翌日は午前三時頃に
出發し佐賀は着し江口を訪ひし處江口は佐賀
新聞社は居るとの事故直は新聞社に至りしは
樽非藤吉も居りしが其他は人も在れば其所に
て咄しも出來ず江口の宅に行き渡韓の事を
談せし處江口は少　差閊あれば二十日程後れ
て渡韓し京城は會せんとの約束を爲したり
ソコデ自分は彼の地の宿屋中何と云ふ旅舍が
宜敷やと尋ねしは福嶋屋といふは長崎の者の
出店にて此店は江藤新平の恩顧を受けたる者
なりとの事故江藤新作は自分は縁故ある者な
れば添書を頼まんと思ひしも二十六日の出帆
は後れん事を恐れ前夜來一睡も爲されば疲
勞を覺へたれ共直は佐賀より三里程の港は至
り長崎行きの船は搭したり大体此船は翌日の
八九時迄には長崎へ着する割合なりしに風波
の爲めは阻せられ彼の山陽先生の雲邪山邪と
の名吟ありし天草邊は碇泊し終は廿五日迄も
船中は居れり故に此際長崎及び大阪滯在の同
志等は縛に就きたりしも自分は斯く漂泊し居
たるを以て其事さへも知らず漸く廿六日の朝
長崎は着したる處突然拘引せられたり以上は

動かすべからざる事實あり（とて暫し言葉途切れしが稍々ありて再び語を繼ぎ）又自分彼地に渡り福島屋へ投宿したる以上は同家の主人に頼辨等の事を頼まんと思ひしも昨日も申述べし獨立黨の一人「郎サヨイサ」もあるとなれば彼等にも縋らんと思ひ居たり扨又自分天草へ漂泊中に同志の縛を蹴さしを知らざる故獨り遂意の下に枯坐して熟ら考へ愈〻彼地に渡りたらばアーもしなんヨウもしなんと計畫の事に一意專らなりしかば身に現に肥海天草にあるも心に己は朝鮮に渡りーと同じ感想にて最早吾れに再び日本に帰り能ふまじと將た日本の國に見能ふまじと思ひたるほどよ（此時新井氏に嗚咽暫く滂然として血涙を濺ぎ悲惨の狀ありしが遂いに語を繼がざりし）（新井）日下部は問ふ江口の處に遣したる書狀中「東へ歸れとの事に一時の策略なり云々實用に立たぬ者に進ひ返へせ云々」とあるが其策略とは如何（日下部正一氏）彼の書面を發したるに磯山が同意を表しながら電報を發したるよ付てなり（新）其策略とは如何（日）磯山が自分に向ひ君の意見もありしに依り組士に歸れとの電報を發したりと云ひしかば無論同意を表せし者と認定せし譯なり（新）已むを得ざる策略に別に心配する事に非ず安心せよと云ひ如何なる譯けか（此時日下部氏にッカ〳〵と裁判長の面に進み其手紙あらば一見せんとて乞ふて之を見たり一讀寺）片岡光政の軍法會議の宣告書あらば拜見したし（裁）なし（辨護）大井の認めたる白山略論を同人より一見せよとのことに付拜借を願ひたし併し長文ならば謄寫を願ひたし（裁）追て沙汰致さん（日）譯けにて全く食客にて非ざれ共ョウ食客と謂ひ云へ自分は於ては毫も頓着なし又磯山より手紙と遣りし事に十一月七八日頃と思ひ磯山の連れ來たりし河北と云ふ者を人力車夫体のものが手紙を持ちながら尋ね來りしにて宿屋にて河北に他に借宅して居ざる旨を答へし處どうも其車夫は離れか乘來りし客子なりしかば磯山は尚は大阪に潜伏なし居るなんと思ふるゝまゝ橋本、久野をして河北方に遣ひし同人を傍にして福田樓に遣り若し磯山が尚は福田樓に居るならば河北を取り込んで歸さいるべしと語り合ひ居たるに果して福田樓に行くや川北を座敷に隠し込みたり此時橋本に同樓に對して談判を始め他の壯士も福田樓に詰掛けんとの意氣込みなりしも斯くて事發覺の恐れあれば自分親しく同樓に赴き肥ふとりたる年增の女に逢ひ問ふに磯山の在否を以てせしに如何にしても其實を告げざりし仍て其を得ず懇懃なる手紙を遣しおきたり夫れに自分と磯山とに從前より親密なる交際もあり特に彼の虚無黨云〻の約束もあれば其間柄に愛で〻斯くなしたるわけなれば磯山よりして若し其手紙を見たらんに一片の返答を送るか又に他の同志に逢ふとに憚かりありとも彼かに面會する等のことあらんと思ひしに尋常交際なきものと雖ども一見其義あるべきに而も懇懃無寫にして最も情義を含みし其手紙に對し何の音沙汰さへなかりし是に歸宿後大井、小林、嘉山、内藤等にも話せしに其策略に尤も妙なりとて内藤等に類りに賛稱し居たりしも自分に川北が已に磯山の許に行きしものから此手紙に私が筆を採りし者なれ共一句分からぬ云へ自分は於ては毫も頓着なし又磯山より手紙と遣りし事に十一月七八日頃と思ひ磯山の連れ來たりし河北と云ふ者を人力車夫体の獨にある自分の同志が狙狙せんとと恐れ認めたる書面なり（新）磯山より問ひたし自分が長崎へ行く時四百圓の金を渡せし樣調書に見える分が實際然るか（磯）否全く百圓にして四百圓とのと自分の調書中ありし（新）其費用の遣ひ方に如何（裁）それに本官も尋ねしが全く千三百五十圓の内四百圓を渡し百二三十圓に壯士の支拂をなし六百二三十圓に福田樓潮見樓及び播州に於て費消し三百圓斗りに磯山に於て費消して費消し二百圓計り殘りしとの事なり（新）了解せり偖て先刻鯉沼九八郎等の事より付き自分の申立に問違なりと云ひしも磯山の申立にて事發こと郎て相違なし（裁）何となれば其時鯉沼が爆發物を持ち來たり自分に與へしが此時磯山も漫遊の爲め自分の地方に來たりし乃ち自分方へも尋ね來たりしたるよ磯山に是に能き物なりと云ひ居たるが其後自分に或所より於て橋本及び磯山と會合し意見を陳べ磯山に有一館の幹事ならば有爲の壯士を養成して貴ひたし就て佐伯、大橋鯉沼及び橋本等も出京せしむる都合にて此時相共に彼の尊西亞の虚無黨の如き者を日本に組立てんと約策したりこれ本件に關係游けれども自分の申立に虚妄なりとの事に付き故て一言も又寄食云々の事に自分十八年三月十八日に出京し四月頃迄佐野彦に居りしが朝鮮計畫の事あれば磯山の許否有一館に居たる昨日自分の書た手紙の辨解が出來ざりしに付き陳述致したし（裁）只今新井にも申聞けたる通り相成べく願を遂ふて申立る事にせん（日）唯々（田崎）自分に本日より尚は横田虎造氏にも辨護を依囑するとせり此段御屆申す（磯山）自分も亦横田氏を辨護人とせん（裁）横田氏に辨護を承諾せしか（横）承知なり（小林）自分に一昨日補足の申立てを致せしが猶公訴狀に付き一二言申上たき次第あり一昨日大井の請求にも跡を廻す樣遂せられ猶只今新井にも同樣の次第なりしが固と自分の陳述に被告全体に關する事なれば最早申立つる事に出來ずと申さるゝ場合ありて甚だ迷惑おれば何卒只今陳述致したし（裁）補遺の陳述を遂て必らず許すべし（赤羽根）自分に本日より板倉中氏を辨護人とせり（裁）板倉に承知か（板）承知あり（裁）大井、一昨日手帳の義を付き申立てしが右の品に差押品の内にあり本日一見するか（大井）新たに御示しあり本日一見するとも宜しけれども更に証品となりし譯にに非ざるか（裁）左樣な譯に非ず、窪田久米井に其辨護人小林に申し置くが來て請求あり証人調書及び圖面に到着せり（新井）一昨日補遺の申立を致せしが本日に御出廷を願ふ（裁）至極尤おれども成る可くに後に陳述する樣致したし（新）極簡單なるもの故是非陳述を許されんとを請ふ（裁）先きに他の被告人に於ても種々請求せしも許さいりし譯けなれば左樣心得よ（新）左樣なれば致し方なし後に致さん（日下部）自分も御願ひ申たき義あり所に一一

官を証人として召喚し置きたれば出廷せしめん（此時証人として司法警察官即ち大坂府警部稻田鬼太郎氏出廷し書記の次席に着く）（辨護）此法廷にて申上げずとも宜敷が過日來請願せし書類謄寫の義に一昨日も筆生を出頭せしめしに御許可に相成らざりしが彼の書類に大井憲太郎が平素の思想を述べたるものゝ由にて辨護人が本人の主義を知るに頗る必要故御許しに相成たし（裁）一昨日閉廷後直ちに板倉を呼ばしめたるに最早や歸宅せし後なりし故本日謄寫せしむべし（裁）アナタの大坂府警部稻田鬼太郎氏か（警部稻田）左樣（裁）過日戸田、善積両辨護人の請求により本日御出廷を願せり并に今回の被告事件の發覺せし原因及び被告山本鹿藏の自首に果して强盜被告事件の爲めなりや將た外思被告事件なるかをお尋ねに申したきあり（稻田）二点の御尋ねに對し發覺の原因を申述ぶるに餘り悪しき事に不必要ならんと存ず第一本件の起發に告訴告發に因るものに非らず則ち探偵上より發覺せしものなれども今單に斯く申さば辨護人及び被告一同に於ても不滿足の感あらん依て之が説明を致さん抑も警察の探偵なる者に事頗ぶる内密に屬して別に綱領もなく又程度もなし只だ物差出すとの事なり依て今之を一見せしめん事迄なれば固より確たる記錄迄もなく全く一局部を設け置たるものにも非ず故に今自分が一般の關係人に滿足を得せしむる事に甚だ難かれ共一般の關係人に滿足を得せしむる事に甚だ難かれ共小林及び窪田）唯々（裁）各被告人に申し聞け置くが補足の申立てに前に陳述せし事と補足可く重復せざる樣注意し相違らん依て彼れ是れ參照の上尚は自分の職權外に渉る事も知り居る丈けの事に申上げん偖て譯けなれば成る可く重復せざる樣注意し相違の薩に悪しく申立つべし尚は戸田、善積両辨護人に申さが一昨日申聞けたる如く司法警察

第四十一回公判傍聽筆記

●國事犯

●七月十八日午前第七時四十五分開廷

（裁）一昨日より引續き訟廷を開く、辨護人一同に申置くが過日席順の事に付き請求ありて夫〻變更せしも悪てい餘り接近せるを以て陳述上に不都合もあり且つ從來よりも不便なれば本日より更に斯の如くせり（被告人一同を廷内左側に辨護人一同を右側とせしあり）（新井）一昨日補遺の申立を致せしが本日の請求したる金の支拂方に付一言申し上げん（裁）至極尤おれども成る可くに後に陳述する樣致したし（新）極簡單なるもの故是非陳述を許されんとを請ふ（裁）先きに他の被告人に於ても種々請求せしも許さいりし譯けなれば左樣心得よ（新）左樣なれば致し方なし後に致さん（日下部）自分も御願ひ申たき義あり所に一

ふる其實樽井藤吉ある者より始まれり同人い元大和の人なて長崎及び佐賀邊に居りしが十八年八月頃大和に歸り其知人ある櫻井德太郎方ゑ屢々往來し又庭下市街接續村の浪花寺へ頻りゑ出入し且つ普通人の爲さいる事を致し甚だ怪訝ゑ思へざりしが其櫻井も何か用事ありとて新潟地方に旅行し歸國後間もなく朝鮮に渡航せり斗い何か朝鮮ゑ事を思ふ樣子なりしを以て注意を怠らざりし然るに十八年八月上旬只今被告中の大井、小林等い東京を出發せしゑ漸く同月下旬ゑ若坂致せり漸く延引せし理由い陸路を來たり金策等ゑ奔走せし故なりしと且つ若阪後の挙動い平生とい大ゑ變り屢々宿を轉じ又い四國に渡りしも小林い爲す事もなく往事日を暮し居たり是より先き兵家い大和の使本に至り小島市郎と僞名し同地方徘徊中屢々稻吉方面と往來し其他少年數名と密通ありし居る樣い甚だ怪しかりし又東京ゑ於ていい寄一館の生徒が續々大坂ゑ來たり且つ同館を片田舍に引移し幹事機山清兵衛い生徒三十餘名を引率して大坂へ向け出發し若坂後い極下等宿に宿泊し又屢々轉宿する抔人目を避る樣子ありしにど如何ゑも怪訝に堪へざるより最も細密に探偵を遂げしゑ果して何か陰謀のある景況にて機山、櫻井等い朝鮮に渡航し大井、小林等い內地に留まり事を進す考へにて其使用せる所の器械い爆發物或い刀劍等を携へて行く樣子なりし此時に當り大和國ゑ於て屢強盜の告訴ありしが何れも七八名にて其押入る前後の体裁が周章狼狽して素人の如く考事を察知したり依て翌廿三日未明を期し大阪長崎兩地に於て一時ゑ悉く捕縛せり先も櫻井佐賀地方に旅行中なりし故不日にして捕に就けり本件探知の原因い大野新の如し猶ほ樽井の事に付き申上げし如い別ゑ罪となるべき所爲にい非ざれども當時の事實と確かむる爲め同人に就き見聞せる儘を申上げたる譯なり第二山本鹿藏自首の次第い同人が强盜罪の發覺せる前か後かとの御尋ねなるが全く發覺の後に自首せしものあり又同人が大和まて帰木と稱し强盜を致せしも探知し居り且つ一般の被告人ゑ於ても同人の自首せし以前ゑ夫々ひしも其實機山い自身ゑ變心して避けたる樣なりし此時稻垣示い東京より大坂に參り又橋本等い機山の潛匿處福田樓へ參りて家宅捜ねを乞ふ所い御尋中告訴告發に非す視察なりとの事なりしが當時の密偵を發見する爲め最初探知して示後注意致し居りし若い誰々ありて東京より櫻井い長崎より帰後大坂ゑ參り機山が千葉百姓の金を持ち變心逃走したりと言ふ事を示されたし其理由い自分の考へまて事に依れば又其人を証人として尋問を願ふ心得なり（裁）最初尋き込まれしい誰なるか一應承りたし（証稻）前ゑも申せし如く國事の探偵い種々なる部を備へあるものにあらず又其書類も確かに保存し有るに非す故に甚だ分かり兼ねるなり只だ最初櫻井が不審なる事を致し居るとも申して庭に石炭箱二個を積み證きありしが十一月廿二日ゑ至り愈々右の箱にい鹽酸加里其他の物が入れありしを探り得しが是い當て加波山の暴徒が使用せし爆發罐を東京大學の若が試驗の上其藥品中ゑ鹽酸加里の含有し居る事を發見し即ち其事を記したる書類を本府証人ゑい如何（証稻）誰れの探偵が切ありしと云ふ譯けゑい非す只だ上官が特務の上申に據り彼是參照して着手せしめたる次第なり（辨長崎兩地に於て一時ゑ悉く捕縛せり先も櫻井佐賀地方に旅行中なりし故不日にして捕に就けり本件探知の原因い大野新の如し猶ほ樽井の事に付き申上げし如い別ゑ罪となるべき所爲にい非ざれども當時の事實と確かむる爲め同人に就き見聞せる儘を申上げたる譯なり第二山本鹿藏自首の次第い同人が强盜罪の發覺せる前か後かとの御尋ねなるが全く發覺の後に自首せしものあり又同人が大和まて帰木と稱し强盜を致せしも探知し居り且つ一般の被告人ゑ於ても同人の自首せし以前ゑ夫々ひしも其實機山い自身ゑ變心して避けたる樣强盜の事を白狀し居れり（辨戸田）証人ゑ御尋ねを乞ふ所い御尋中告訴告發に非す視察なりとの事なりしが當時の密偵を發見する爲め最初探知して示後注意致し居りし若い誰々ありて東京より櫻井い長崎より帰後大坂ゑ參り機山が千葉百姓の金を持ち變心逃走したりと言ふ事を示されたし其理由い自分の考へまて事に依れば又其人を証人として尋問を願ふ心得なり（裁）最初尋き込まれしい誰なるか一應承りたし（証稻）前ゑも申せし如く國事の探偵い種々なる部を備へあるものにあらず又其書類も確かに保存し有るに非す故に甚だ分かり兼ねるなり只だ最初櫻井が不審なる事を致し居るとも申して庭に石炭箱二個を積み證きありしが十一月廿二日ゑ至り愈々右の箱にい鹽酸加里其他の物が入れありしを探り得しが是い當て加波山の暴徒が使用せし爆發罐を東京大學の若が試驗の上其藥品中ゑ鹽酸加里の含有し居る事を發見し即ち其事を記したる書類を本府証人ゑい如何（証稻）誰れの探偵が切ありしと云ふ譯けゑい非す只だ上官が特務の上申に據り彼是參照して着手せしめたる次第なり（辨戸）上官が彼是參照するとの事い其參照す可き材料を他の者より持ち行き其上ゑて始めて着手するに非らずや（裁）國事探偵の事い如何（証稻）別段國事の探偵迚いなく矢張り巡査が特務と稱して探偵するものなり且つ又大井、小林等が今回の事を計畫するとき他も其以前より準備せしものなれば警察に於ても亦半年餘も以前より着手せしものなれば今日ゑ至りて餘程の長日月を經過したるを以て甚だ不明了の點あり元來司法警察官が事を摘發する所い職務上功勞者とも言べき程なれば知り得たる丈けの事い包さず申したき考へなり（辨護）最初探知せし人の分からぬとの事い了解せしが櫻井の挙動に付き不審の起りしい同人が長崎より帰りて後の事なるか將又參らざる前の事なりや（裁）証人ゑい如何（証稻）大和ゑ帰りて後の事なり（辨板）只今の証人の陳述ゑて最早充分ならん其陳述する處に據れば探偵が上申したる事に付き種々なる感想を腦裏ゑ集めて着手するとの事なれば迚も今日ゑ在て當時の實況を寫し出す事い能いざるべく且つ彼是參照して云ふべきい如何樣にでも申し得べし故に只だ警察官の功勞を發揚するが如きものにて一も被告等の利益に成るとあし（辨護）只今板倉の申立ていイラヨお世話と申すべし自分ゑい必要と考へ帰求したる次第なるも最早充分なれば直ちに陳述に及ばず（辨戸）山本鹿造の事に付き今一應証人ゑ御尋問を乞ふ先刻証人い山本が大和ゑ於て强盜を致せし際其山本鹿造なる事を聞知し居れりとの事なるが最初烏坂縣へ同人捕縛の事を照會ありし節証盜の事をも併せて御照會に相成りしや否（証稻）照會い電信なりし故唯だ犯罪の廉がある譯けなり（辨戸）怪しからぬ事かなと申迚しゑる譯けなり（辨戸）怪しからぬからと申迚しゑる譯けなり（辨戸）怪しからぬに探偵と云ふい非ざれ共警部巡査の內より探知し得たるものなり（辨護）聊か誤解されたる事あり前にい其探知せし人名い帳簿に記載なき故不分明なりと云いれ後にい單に答へ難しとあり如何（証稻）先刻申せし如く視察の事い其人々に任せあれば其人が如何なる事をなすも一に其人の役柄にあり（辨護）証人召喚の義い警察官自分より請求せし事なるが一体國事犯い如何なる所爲を罰するゑ在り曰く社會の公安と答する者を罰するゑ在り曰く社會の公安と答する者を罰する者ゑ至る迄前後兩三度の國事犯に就き大に社會の疑惑を惹起し不都合を醸せし事あり同謀者中自ら變心して之を政府ゑ密告する者あり甚敷ゑ至りて他人を教唆して罪を犯さしむる等の事あり故に社會の公安上ゑ云ふも今回の事件の發覺せし端緒を公衆に示すい無用の事に非すと信じ漸くい召喚を頻せり（檢堀田）本官い只心得迚ゑ尋ね迚くが先刻板倉辨護の陳述せし次第い証人の陳述い作爲の陳述なる故に無用なりと申せしか將又其陳述い被告の利益となるべき事柄に非ざれば無用なりと云ひし譯けか又い前後同一なりしか（辨板）種々腦裏ゑ感せし事を陳述されし譯なれば或い事實ゑ相違せし點もあり穿鑿して被告人ゑ不必用と存せし故左樣申陳べしも証人が僞言を陳たる抔とい決して云たる事なし（裁）是ゑて一先づ休廷す、時午前九時二十五分なり

盜の事をも併せて御照會に相成りしや否（証稻）照會い電信なりし故唯だ犯罪の廉がある譯けなり（辨戸）怪しからぬからと申迚しゑる譯けなり（辨戸）怪しからぬに探偵と云ふい非ざれ共警部巡査の內より探知し得たるものなり（辨護）聊か誤解されたる事あり前にい其探知せし人名い帳簿に記載なき故不分明なりと云いれ後にい單に答へ難しとあり如何（証稻）先刻申せし如く視察の事い其人々に任せあれば其人が如何なる事をなすも一に其人の役柄にあり（辨護）証人召喚の義い警察官自分より請求せし事なるが一体國事犯い如何なる所爲を罰するゑ在り曰く社會の公安と答する者を罰する者ゑ至る迄前後兩三度の國事犯に就き大に社會の疑惑を惹起し不都合を醸せし事あり同謀者中自ら變心して之を政府ゑ密告する者あり甚敷ゑ至りて他人を教唆して罪を犯さしむる等の事あり故に社會の公安上ゑ云ふも今回の事件の發覺せし端緒を公衆に示すい無用の事に非すと信じ漸くい召喚を頻せり（檢堀田）本官い只心得迚ゑ尋ね迚くが先刻板倉辨護の陳述せし次第い証人の陳述い作爲の陳述なる故に無用なりと申せしか將又其陳述い被告の利益となるべき事柄に非ざれば無用なりと云ひし譯けか又い前後同一なりしか（辨板）種々腦裏ゑ感せし事を陳述されし譯なれば或い事實ゑ相違せし點もあり穿鑿して被告人ゑ不必用と存せし故左樣申陳べしも証人が僞言を陳たる抔とい決して云たる事なし（裁）是ゑて一先づ休廷す、時午前九時二十五分なり

●同日午前十時開廷

(裁)引続き開廷を開く而して稲垣以下に於て補足の陳述あらば申立てよ(稲垣示武陳述席に進む)(辯護)景山英が警察調書を一見したしとのことに付之を授受したし(使丁受けて裁判長に示し後景山に渡す)(辯護)落合寅一が浦和裁判所の宣告書あらば一見したしとのことなるが如何にや(裁)追て沙汰せん(辯護)日下部及び磯山よりして江口一三に送りし手紙の本書あれば寄取りの上日下部に渡したし(稲垣示)自分が朝鮮計畫に與みしたるい明治十八年七月頃加藤宗七が自分の地方に來りしい初めにして其時加藤の申せしい彼の國の獨立難即ち金氏等の儲金を助け事大黨中の六處を撃すに付ては其手段方法い篠じめ分らずとのことなりし而して其金員募集い有一館の維持費と朝鮮計畫費にてありき併し自分が金田外五名より金を借り受け渡せし主意い各被告人に於て色々の陳述ある樣なれ共只金を得るが目的なりしもの故分處安の事も詳して借り受けしとなれば其相違も無理ならねど必意借り受けたるものなれば各被告人の陳述い兎も角自分よ於ていえれを返却する等へおりし充も其金額い金田より七十圓、島より九十四圓、南、野崎、寺島、笠松より各百圓都合五百六十四圓なりしが私用に供する爲め自分が長男の地所を賣却せんとしたるとき金策をなせしともあり又自分が東京へ移住せんとしたる時即ち此計畫前よ金策をなせしともありしが過日い事實い錯綜して申立てしも全く案出賣却金い五六百圓、地所賣却金い一千圓にして其受取り方い數次なりしも要するよ六七月中にて七月下旬に出京したり其れ故最初加藤よ渡せし八十圓い有一館の維持費よりして今回の事よい無關係あり然れ共其後磯山に五六百圓渡したるいも分と分挾する時石塚い磯山が東京に歸り居るやも圓られずと申せしよ得自分い果して然らんい切めて持ち逃げしたる金員なりとも取戻さんと思ひたるとなるが其儘にて小梅村よ歸宅せしよ歸宅するや否や大井か石塚より書面を送り來りしが大井い頻りに繊纖して遣るかとのことなりしも兎に角金調を爲して後の事よせんとの相談よ極りたり然るに其際仁川行の旅あるよ付き其れ迄に金調を爲さんとの念慮を起したれば田崎より千圓の鐵道公債證書を借り受け其賣却方を山際七司に頼みし所山際い何よ使用するかと尋ねし故自分い東京へ移住するよ付き入用の旨を答へたり是い十一月十日の事なりし而して其翌日山際方よ至り金出來しやと云ひしに其節復た同人い何よ使用するかと尋ねたり故に本件の大要を話し且つ自分も渡韓するやも圓られずと云ひたるに山際い自分も考へおれば自然電報を願ひたしとて暗號を取換せり夫れより東京を出發して十四日に着阪おし中の島西照庵に至り手紙を以て小林を招き大井等と俱々銀水樓よ會し種々談話する所ありしが此際新井の首領となる話を聞きたれ共自分い新井と交際薄ければ何よも可否等を言いざりし併し磯山より非常よ熱心家にして副首領なりとのと聞き居りたり又長崎より電信或い通信等を要するに付き誰れか人を遣いさいる可からず左れど其人なしとのと故僕が行からかと云ひしに其れなられとも不肖なる自分にても差支なしと一同が評すならば其任に當らん挨拶り合ひ横濱よ着し其れより汽車にて東京に歸り新橋にて石塚と分挾する時石塚い磯山が東京に歸り居るやも圓られずと申せしよ得自分い果して然らんい切めて持ち逃げしたる金員なりとも取戻さんと思ひたるとなるが其儘にて小梅村よ歸宅せしよ歸宅するや否や大井か石塚より書面を送り來りしが大井い頻りに繊纖して遣るかとのことなりしも兎に角金調を爲して後の事よせんとの相談よ極りたり然るに其際仁川行の旅あるよ付き其れ迄に金調を爲さんとの念慮を起したれば田崎より千圓の鐵道公債證書を借り受け其賣却方を山際七司に頼みし所山際い何よ使用するかと尋ねし故自分い東京へ移住するよ付き入用の旨を答へたり是い十一月十日の事なりし而して其翌日山際方よ至り金出來しやと云ひしに其節復た同人い何よ使用するかと尋ねたり故に本件の大要を話し且つ自分も渡韓するやも圓られずと云ひたるに山際い自分も考へおれば自然電報を願ひたしとて暗號を取換せり夫れより東京を出發して十四日に着阪おし中の島西照庵に至り手紙を以て小林を招き大井等と俱々銀水樓よ會し種々談話する所ありしが此際新井の首領となる話を聞きたれ共自分い新井と交際薄ければ何よも可否等を言いざりし併し磯山より非常よ熱心家にして副首領なりとのと聞き居りたり又長崎より電信或い通信等を要するに付き誰れか人を遣いさいる可からず左れど其人なしとのと故僕が行からかと云ひしに其れならい數次なりしも要するよ六七月中にて七月下旬に出京したり其れ故最初加藤よ渡せし八十圓い有一館の維持費よりして今回の事よい無關係あり然れ共其後磯山に五六百圓渡したるいも圓られずと申せしよ得自分い果して然らんい切めて持ち逃げしたる金員なりとも取戻さんと思ひたるとなるが其儘にて小梅村よ歸宅せしよ歸宅するや否や大井か石塚より書面を送り來りしが大井い頻りに繊纖して遣るかとのことなりしも兎に角金調を爲して後の事よせんとの相談よ極りたり然るに其際仁川行の旅あるよ付き其れ迄に金調を爲さんとの念慮を起したれば田崎より千圓の鐵道公債證書を借り受け其賣却方を山際七司に頼みし所山際い何よ使用するかと尋ねし故自分い東京へ移住するよ付き入用の旨を答へたり是い十一月十日の事なりし而して其翌日山際方よ至り金出來しやと云ひしに其節復た同人い何よ使用するかと尋ねたり故に本件の大要を話し且つ自分も渡韓するやも圓られずと云ひたるに山際い自分も考へおれば自然電報を願ひたしとて暗號を取換せり夫れより東京を出發して十四日に着阪おし中の島西照庵に至り手紙を以て小林を招き大井等と俱々銀水樓よ會し種々談話する所ありしが此際新井の首領となる話を聞きたれ共自分い新井と交際薄ければ何よも可否等を言いざりし併し磯山より非常よ熱心家にして副首領なりとのと聞き居りたり又長崎より電信或い通信等を要するに付き誰れか人を遣いさいる可からず左れど其人なしとのと故僕が行からかと云ひしに其れならい當り難かる可しと

い頼むとのことよて遂よ長崎よ行くことおりたり而して仁川行の船い十八九日ごろの事なれば それに後れて不都合なりと思ひ成る可く早く出立せんと云ひしも大井い壯士の送別會も開かざる可からずとの事よて其れが爲め十六日に出發しなることなり自分い景山及び新井と三人にて神戸に出帆したるが銀水樓よ會合せし歸り路大阪なる小林の宿所よ立ち寄りし事ありしが此時自分い長崎へ行きたる上にて渡航せしいるると否とい樣子により自分よ任せよと言ひしよ大井、小林等、首肯なし居たりしに付大井、小林い此事と知らぬ樣申し居れども自分い虚言を吐かぬ方なれば假ひ大井等い虚言と見做すも自分い眞心に對し何處までも此事い相談したりと信ずれば此事をも申し上げ悦く扱て自分等い神戸より相模丸よ乘り込み長崎に向ひたる風波の爲め困まれ長崎宿の時い既に朝鮮行の船に乘り後れたり右に付き懸多よ寄港せし時新井が佐賀に行くとのこと故其乘り後れんとを慮り同所より上陸して佐賀に遣く方順路ならん然らざれば長崎よりも佐賀よ行き彼賀よ 又其時に歸る事となるべしと云ひしも新井い大丈夫なりと申し居たり又新井い一週間中に朝鮮行の船い一両度もある樣に申せしも片時も先方へ急き進まざる可からざる事故自分い其事を云ひしも聞かず遂に廿日の午後長崎に着したる處久野、橋本其他の者も着して居り廿二三日頃あらでい船なしとのことにて前の船よい乘り後れたる次第なら急て新井い廿一日に佐賀へ行く故自分に早く歸り呉れよとの事なりしも此日い恰もい相分れ歸宿せし處景山い手紙を認め居りた其此の如きとい云いざる方よろしき樣思いる

祭日なりしにも自分い篠田と散歩に出で其序に金玉均が五六百名の壯士と俱に歸國する云々の事あれば幾心以て此く云ひしなれ共吾々の爲す仕事い宵に今回の事のみよも限らざれば無暗に進むも遂しと思ひ中止のことを第一席に置く可しと云ひし故或い自分に云ひしとなるに新井い更に取合いすして遂よ佐賀へ出發したり其後自分い內藤、非山、魚住、加藤、篠田等と割烹店朝日亭に云ひしものもあり又い無切符にて税關を無事に通過すると能いずと云ふ者もあり旁々今回の事い甚だ六ヶ敷故よ一先づ中止せんと言ひしに壯士等い口にこそ山さぬ不滿の色と爲したるものもありし樣見受けたり尤も中にいる樣に申せしも片時も先方へ急き進まざる可からざる事故自分い其事を云ひしも聞かず遂に廿日の午後長崎に着したる處久野、橋本其他の者も着して居り廿二三日頃あらでい船なしとのことにて前の船よい乘り後れたる次第なら急て新井い廿一日に佐賀へ行く故自分に早く歸り呉れよとの事なりしも此日い恰もい相分れ歸宿せし處景山い手紙を認め居りた其此の如きとい云いざる方よろしき樣思いる

し歸り路大阪なる小林の宿所よ立ち寄りし事ありしが此時自分い長崎へ行きたる上にて渡航せしいるると否とい樣子により自分よ任せよと言ひしよ大井、小林等、首肯なし居たりしに付大井、小林い此事と知らぬ樣申し居れども自分い虚言を吐かぬ方なれば假ひ大井等い虚言と見做すも自分い眞心に對し何處までも此事い相談したりと信ずれば此事をも申し上げ悦く扱て自分等い神戸より相模丸よ乘り込み長崎に向ひたる風波の爲め困まれ長崎宿の時い既に朝鮮行の船に乘り後れたり右に付き懸多よ寄港せし時新井が佐賀に行くとのこと故其乘り後れんとを慮り同所より上陸して佐賀に遣く方順路ならん然らざれば長崎よりも佐賀よ行き彼賀よ 又其時に歸る事となるべしと云ひしも新井い大丈夫なりと申し居たり又新井い一週間中に朝鮮行の船い一両度もある樣に申せしも片時も先方へ急き進まざる可からざる事故自分い其事を云ひしも聞かず遂に廿日の午後長崎に着したる處久野、橋本其他の者も着して居り廿二三日頃あらでい船なしとのことにて前の船よい乘り後れたる次第なら急て新井い廿一日に佐賀へ行く故自分に早く歸り呉れよとの事なりしも此日い恰もい相分れ歸宿せし處景山い手紙を認め居りた其此の如きとい云いざる方よろしき樣思いる

且大井よりしても却て氣の毒ならんと考へらる尚思ひ問せば申さともわる可けれども先づ是れ丈けを述べ置く（裁）次きまい山本遼（山）面目い做はざるも骨だけい是れに倣ひたり而ち行きし物も同斷なるが其れも分からずや分本氏陳述席よ述む）（山）先達御訊問なりし際の答辨を傍聽筆記二種よ書き見たる所い錯綜して間違ひありしも其一種い恰も自分が申し述べし通り記載しありたり裁判長に於て自分の陳述通り間き込まれしからんなれ其尚ほ念の爲め書記の筆記されしも今を謄寫せんとを願ひ出しよ許可あらず其相違の廉々を認め差出せとの事故差出し置きしも今よ何たる御沙汰ありしは之筆記中間違の廉を書々申立つるい錯綜なれば其内も少しく中上ん（裁）調書のとならば疑問よ認めて差出して如何（山）左樣いたさん尚申し上げ度くい他の被告人御訊問中久野が記憶の來りし望日殺物を取りよ奉りし所よ久野が山本よ讓渡せしい濱山の間けし品を云々と筆記よい見ゆれども自分い決して濱山より荷物も何よも預りしとなし是れい事實相違なり又久野が過日參考人として出廷したる時及び訊問中よも久野より何にか預けし樣申立て居れども決して預りし覺へなし次ぎい檄文の事にして過日日下部及び井村等の參考人として出廷したる時井村の筆削せし檄文を一見し其酒意見いありたれ其參考人として明廷したるこ是何よも云いざりしが元來自分が東京よ行き檄文を書きしい始めての事なれば實よ大切の事と思ひ何にか古人の檄文を搜出して之に倣いんと思ひ彼の李鴻藻が則天武后の事迹を憤り之を討せんが爲め兵を起し檄文を認ちたる事を思ひ出し此の檄文い面白ければ是れよ倣はんとせしも遂に見ると能はざりしかば更よ書經の湯誓及び泰誓の所を見たる柳子厚の風に書きしが井村の添削せし明、清あたりの文法に似て骨と面目も自分のにい似ざりし元來筆削と云ふものい假令ば人の衣物を縫換えさるとも同樣みして絹の被物を綿綿よする樣なものなれども井村の添削せしものい人も被物も換い居り則ち甲と乙との人間と同一般の觀なきにあらず此故に本件よい井村の述卿せし檄文と自分の述懷せしものと都合二種ある譯合なり尚ほ此外よ申立たきことあれども要をとる自分い警察又い預審廷よ於て申立てしとと當公廷にて充分御分りからんと存ず自分い生來ッと云ふことが嫌いあるのみならず職業よりいふもッを吐くべからず加ふるよ警察等よりい沸騰よ取扱れ否寧ろ鄙言と云はんより益散され山本君又い山本先生抔と厚遇を受けしに付猶更ら以て偽りを申立るの存細あるせと自分の申立い先づ以上の如し（裁）然らば景山（景山氏裁判長の正面よ進ひ）（景）先達て山本の壁の申立てよ據れば自分が安藤方よ居りたる時安藤の國許より來客ある樣子にて轉宿をなしたる際山本へ荷物を預けしとのとあるが自分に於て紹介をしたるとのあれ其荷物を預けたる覺へなし是れい紹介したるが爲め預りし（景）然らば自分の預けしにあらざると明瞭したり（辨護）淺色の毛布包い如何（田代）一番終りに持行きしなり（景）警察第七回の訊問中よ山川に朝鮮計畫の事を話したる後に出金それよて宜し併し何れの品も皆自分が紹介したる樣申し立て居り田代、田崎其他の者が持ちたる樣申し立て居り田代、田崎其他の者が持ちたれば其れも分からずや分からざるしかば更よ書經の湯誓及び泰誓の所を見たる柳子厚の風に書きしが井村の添削せし明、清あたりの文法に似て骨と面目も自分のにい似ざりし元來筆削と云ふものい假令ば人の衣物を縫換えさるとも同樣みして絹の被物を綿綿よする樣なものなれども井村の添削せしものい人も被物も換い居り則ち甲と乙との人間と同一般の觀なきにあらず此故に本件よい井村の述卿せし檄文と自分の述懷せしものと都合二種ある譯合なり尚ほ此外よ申立たきことあれども要をとる自分い警察又い預審廷よ於て申立てしとと當公廷にて充分御分りからんと存ず自分い生來ッと云ふことが嫌いあるのみならず職業よりいふもッを吐くべからず加ふるよ警察等よりい沸騰よ取扱れ否寧ろ鄙言と云はんより益散され山本君又い山本先生抔と厚遇を受けしに付猶更ら以て偽りを申立るの存細あるせと自分の申立い先づ以上の如し（裁）然らば景山（景山氏裁判長の正面よ進ひ）（景）先達て山本の壁の申立てよ據れば自分が安藤方よ居りたる時安藤の國許より來客ある樣子にて轉宿をなしたる際山本へ荷物を預けしとのとあるが自分に於て紹介をしたるとのあれ其荷物を預けたる覺へなし是れい紹介したるが爲め預りし（景）然らば自分の預けしにあらざると明瞭したり（辨護）淺色の毛布包い如何（田代）一番終りに持行きしなり（景）警察第七回の訊問中よ山川に朝鮮計畫の事を話したる後に出金

せしめしとあれども之れい事實相違あり自分が初じめ神奈川地方へ行きし時天野を等ねしよ天野い出京中よて會いず難波春吉を訪ひしよ山川よも出會したり此時難波い山川い國事よき話を聞きたるならん、答若密事い漏れ易し總心の者ありしと云ひしも慮る處あれば出金等の事い云いず此際恰も不恒綜會社を設立する主意書を持ち居れば其會社を東京よ立つるとの趣と以て話せり其外難談い爲したれ其自分さへ本件の事い知らざる位なれば話す調れなし只内國の形勢よ付き種々論じたるとなり尤も此會社の話しを爲したる後難波春吉が二十圓持ち來りしも是れい山川の出金よいあらずして全く難波佐伯兩人の金なりしとを過日此兩人の陳述よて承知したり又八圓金を天野より受取りしい赤井長紹の埋葬費と同一よあり居れどこれも事實相違なる埋葬費を受取りし事あれ其是れい四圓許りよして赤井の弟に渡したり八圓金い之れを受取りしより餘程以前の事なりし自分の補遺の陳述い先づ此の如し（裁）本日い餘程時刻も後れたれば之にて閉廷せん時に午後零時十分なりし

㊗國事犯第四十二回公判傍聽筆記

◎七月十九日午前第七時二十五分開廷

（裁）昨日に引續き只今より廷を開き而して廷よ板倉辨護より請求ありし調書を朗讀せしか可し（辨板）本日御朗讀を願ふい筆田常吉の分にて尚ほ他にも同人に係る書類澤山ありしが自分欠席の節御朗讀相成りし由なれば只今御聽聞けに相成るい過日請求のものゝみにてよろし（山川一郎氏）自分い本日より從來の辨護人の外に小林幸次郎氏にも辨護を依頼せり（裁）小林よ於てい承知か（辨小林）然り（茲に）鉦の中に爆發藥を裝置致し置き就て撫てば二三人位い發れる由なり自分等の製造せんとする物も之を木砲抔よ裝置すれば一層强力を增すものなるを以て自分い其れを使用せば宜しからんとの考へありしなり（辨板）只今田代が陳述せし儀よ付き尋ねたし田代い六孽を發す積りなりと申せしが果して六孽をのみ發す考へなりしか將た幾多の人と戰爭する考へなりしか（田）六孽と發すよ付きてい之を謎術とする所のもの又い事大驚よ組みし居るものい共に同行せしもの、答長崎に同行せしもの、答大阪に參りて後い如何、答大阪に參りて後い接詐裁判所の東手の宿屋に泊り後壯士と共よ長崎に參れり云々」同第四回調書中「問東京出發の節い誰と

となられん依て思ふに田代ハ只自己の忘想を云ひし迄に止まる樣なり其遊を確かめ置きたし（田代）朝鮮ょ木があるやらなきやら知らざれども只輕便よして効用があると考へ拵らへんと存せし迄なり（辨瑞池）田代ハ六藝を斃すとも云ひ又獨立藝に反對するものハ斃すとも云ひ木砲のとも漠然として居るが究竟十人でも百人でも千人でも事を爲し目的を遂し得る丈けハ殺すとの意なるか（田代）無理ょ殺さねバならぬと云ふょ非ず其遊ハ臨機應變の處置を致す筈なり（辨北村）木砲の事ハ被告全体よも關すると拙なからず故ょ詳しく田代ょ尋ねたし爆發物を木砲に裝置して發射せしむるょハ如何するか（田代氏ハ傍聽筆記の紙とハソカーブにて木砲の形ちをなし）木砲ハ斯の如く穴を開けて爆發物ハ其外側ょ置く樣な仕掛けよて火藥と共ょ穴の中に入れたれバ發射せぬ前に爆發する事もあり（裁）普の火矢の如きものか（田代）左樣あり（辨北）被告ハ火藥を持ち居らざる樣なるが如何して調へ得るか（田代）朝鮮よて需め得る可きやう思ひ居たり（辨北）朝鮮にて火藥ハ何處にて買得らるとの見止めありしか（田代）日本の如く買入れに六ッケしからず現ょ東京よて曾て朝鮮に駐在ありし居たる兵隊の者が同國にてハ買ひ易しとの事を話し居たるを聞けり（辨北）爆發物を木砲ょ裝置して發射すれバ如何程の距離に達し得るか（田代）三十間や五十間位ハ達し得可しと思はる併し其木砲の長短により其距離に大差を生ずるとなる可し要するに木砲ょ裝置するハ的点の遊ハざる樣にするが爲めなり（辨北）然裝置するとらバ充分の効能があると認めし迄か又ハ實驗の上に於て斯く申せしものなるや（田代）自分ハ前申す通り會津の戰爭にも出陣致したる故其遊の事ハ家て知り居れり（辨寺）田代の申立てょ依り一言致したし所ハ過日爆發物試驗のよて要するょ木砲ハ爆發物を手よて拋つ代りに使用するものなり（辨瑞）今一應田代ょ聞かん先きに當辨護人より朝鮮に用材の乏しき云々の事を申せしハ全く十年西南の役又ハ維新前武田耕雲齋が筑波山に事を舉げし時などに使用せし木砲と同一のものを用ゐる樣思ひ居たるを以て尋ねし譯なれども今の答辨よて全く左樣に大層なるものを用ゐるにあらずして最も簡便のものなるを承知せり就てハ被告の云ふ木砲ハ爆發物の危險と避くるが爲め投拋の用ょ供する迄か（田代）全体木砲の体裁ハ長さ三尺位にして穴の深さと五寸位とし直徑を六寸とし穴の周りハ本大きくして末小さくするものよて唯だ輕便を主とするが爲なり（裁）木砲を使用するハ詰り危險を避くる爲めか發身の力を強くする爲めか（田代）便利にして働きが強き故なり（辨北）爆發物に火を移すハ如何にするや（田代）ドンドロス（即ち雷管）を用ゐるなり（辨北）成程ドンドロスを用ゐるとハ承知せり併し今被告の云ひし如く木砲の長さが三尺ょして穴の深さを五寸とせバ手許よりも甚だ不便の樣なるが元來此の木砲の事たる過日或人が某被告に問を起せし際偶然其答へがありしより今日に至り又其餘勢が再發して遂に問答が始まりし次第なれど此事ハ頗ょ

に尋ねん木砲ハ爆發物を使用する器具として用ゐるか將た木砲を使用する爲めに爆發物を彈丸として用ふるか（田代）自分ハ爆發物の器具を調製するとを一任せられ居りしを以て自分の考へにて斯々せバ宜しからんと思ひし迄よて要するょ木砲ハ爆發物を手よて拋つ代りに使用するものなり（辨瑞）今一應田代ょ聞かん先きに當辨護人より朝鮮に用材の乏しき云々の事を申せしハ全く十年西南の役又ハ維新前武田耕雲齋が筑波山に事を舉げし時などに使用せし木砲と同一のものを用ゐる樣思ひ居たるを以て尋ねし譯なれども今の答辨よて全く左樣に大層なるものを用ゐるにあらずして最も簡便のものなるを承知せり就てハ被告の云ふ木砲ハ爆發物の危險と避くるが爲め投拋の用ょ供する迄か（田代）全体木砲の体裁ハ長さ三尺位にして穴の深さと五寸位とし直徑を六寸とし穴の周りハ本大きくして末小さくするものよて唯だ輕便を主とするが爲なり（裁）木砲を使用するハ詰り危險を避くる爲めか發身の力を強くする爲めか（田代）便利にして働きが強き故なり（辨北）爆發物に火を移すハ如何にするや（田代）ドンドロス（即ち雷管）を用ゐるなり（辨北）成程ドンドロスを用ゐるとハ承知せり併し今被告の云ひし如く木砲の長さが三尺ょして穴の深さを五寸とせバ手許よりも甚だ不便の樣なるが元來此の木砲の事たる過日或人が某被告に問を起せし際偶然其答へがありしより今日に至り又其餘勢が再發して遂に問答が始まりし次第なれど此事ハ頗ょ

る大關係を有するものなるを以て尚ほ充分に尋ね糺きたし（田代）引金が遊けれバハリ金を用ひても出來るなれど素人のお方ハ其遊の事を知らざる故お尋ねあるも尤もなるが自分ハ製作場にも居りし故これ等の事を爲し得るハ磯山も承知の事ならん（辨北）雷管ハ朝鮮よて買ひ入るるか（田代）左樣（辨北）被告の目的を達するに就き木砲が欲く可からざる必要品とせバ火藥及び雷管をも携帶するハ當然の事なるに却つて盤酸加里或ハ金硫黃等を携へ居りしハ何故なるや（田代）前刻申せし通り火藥ハ朝鮮よて買入るゝ積りあり（辨北）朝鮮にハ政府すら火繩銃を用ひ居るにあらずや（田代）餘り別せし者に聞くに火藥ハ隱分澤山ある樣に承知せり（辨北）火藥ハありとするも盤酸加里等ハなしと思ひ居りしか（田代）若し朝鮮に火藥がなかりしならバ上海までも買ょ行く積りあり（辨板）自分の考へよてハ田代の申立てハ道理上の議論よても相分るならん併し愈實驗出來得べき事なりや否を鑑定せられたし（辨護人山田泰造氏）只今田代の申立てハ被告全体よ關する事なるが田代ハ斯の如きものを用ゐれバ宜しからんとの考ありしか將た既に決定致し準備に着手せしハか（田代）斯の如きものを拵へ樣かと考へし迄あり（魚住）過日自分が磯山の參考人として此法廷へ出し時裁判官ハ稻垣示が長崎より大坂へ歸らんと思ひ其方をして汽船問屋に就き神戸へ出帆の船あるか否やと尋ねしめしかと申されしが右ハ實際ありたる事故其通り御答へ申し置きしが其時自分ハ稻垣に向ひ其論る事の不可なるを論したるともあり又自分ハ稻垣が金を出さぬにも拘ょ新井が渡韓せぬよも如ょ自分一人にても渡行して朝鮮計畫を致す考へありし又た前日磯山に六藝の事を御尋ねありし節關泳翊も其中の一人なる旨申されしが自分の取調べ居る所よてハ關泳且ならん又過日六藝を暗殺するとの事を申せしが他人ハ之を指して戰爭の端緒と云ふかハ知らねど所ハ唯だ人の言ふに任せんのみ（辨横）魚住の只今申上げたる關泳翊ハ故上坂せしやと問ひし故長崎に於て磯山の電報ょ接したるとを話せしょ小林ハ君等が長崎へ出發せし翌日磯山ハ何れよか身を潜め如何するが御落掌相成りしや（裁）正ょ領收せり（井山）朝鮮計畫の事に付てハ目的を遂し得る迄ハなしと思ひ居りしか（田代）若し朝鮮に火藥（久野）自分も相違の点を少しく申上げん過日來自分等一行の者が渡韓後の方法手段に付き御尋ねありし節ハ恰も積極と消極との如く自然に偏する所ありしが退て考ふれバ大に良心に耻づる所なきに非ず變に暗殺とか何とか申せしが全く左に非ずして關氏の一族を斃すハ勿論吾々に敵對するす者ハ皆打ち殺す考へなり（橋本）自分ハ既ょ事實ハ漏もとなく大体詳しく申し述べたる積りありしが尚ほ補足する所あり所ハ磯山が潜身後新井章吾が渡韓せし者の出頭とありたるとに付き壯士ハ方向に迷ひたるものあるやに聞きしが是れハ新井の人と爲りを知らざるに依るなり故に大署此事を申して新井ょ壯士の歸依せしや否を明に尋ねしめしかと申されしが右ハ實際ありたる事故其通り御答へ申し置きしが其時自分ハ磯山の電報（荷物濟れた東ょ歸れ）ょ接し新井等と相談の上大坂の事情視察の爲め久野及び自分ハ大坂ょ參るとょ相成りしが其節新井と約せしハ此電報ハ荷物のみの發送か全体の事柄の發送か又ハ荷物も人も共に發送せしかの三箇條を直ょ電報にて返事する事に爲したり而して神戸に着船し上陸するや否新聞紙を見るに何も左せるとなし依て直に小林の宿所大喜樓に至りし折節石塚及び長山の両人も參り居り此日悄然として居りしが嘸て小林等ハ自分に向ひ何矢張り磯山の申せし通り事大變を統御せる大將あり（井山）自分ハ去る十三日の申立てょ對し間違の廉ハ過日上申書を以て申上げ置きたるが御落掌相成りしや（裁）正ょ領收せり（井樣ょ搜すも相分らずと申せり茲に於て自分ハ彼是考へ合して愈磯山の潜身せし事を知れり依て久野ハ磯山の行衛搜索の爲め神戸に參れり其時小林ハ磯山の潜身ハ何ょか爲めょする處ありてなせしなるべし併し我々ょ斯く迄も邪魔をするも我々ハ攪ます屈せず益々進んで遂らんと申されしが自分ハ此言に一層刺激せられたり後久野ハ神戸より歸り神戸の電報の事を委敷取調べ來れり依りて自分より長崎へ（キッシンレヌ）と申遣し置きたり其翌日波越も參り大に磯山の所爲を怒り居れり次で稻垣示も東京より金を持參せり是れより前大坂の宿屋ょ居る壯士ハ宿料の拂ひが嵩みしも一文もなき爲め交番所ょ訴へらるゝ等の不体裁もあり實ょ孤城落日とでも申す有樣なりし其内新井も長崎より來坂せり而して後磯山が潜伏したるとを聞きしよど河北を餌ょ遣ひ福田樓に遣ハし河北ハ來り居るやと尋ねたる嘱同樓

にて河北に居らずと答へたり此時日下部正一が二階より降り來り磯山の蝙蝠傘を携へ車よて出で行きしが間もなく新井が車にて來り直に二階へ上りたるに付き自分も同じく二階へ昇りし處同樓よて新井に何人なるぞと問ひ新井に自分に磯山を知るものなりと云へり此時新井と主人と何か私語ありし居たるが蝙て自分に還れとの事故遂に歸り去れり其後磯山の居りし部屋新井一人よて非處に居しなんと思ひ久野と語りしに新井が既に歸りしとの事よて大に家宅搜索の材料に究したるが已ひと得ざるより歸宿なし新井に會ひたる上怒り半分に此事を詰りたる處新井も彼の樓の主人の爲め奈く欺かれたりと申し居りし其後尚ほ探索せんと思ひ諸所聞き合す內福田樓の藏坐敷よ居るとを探知し搜索の手掛りを得たる事なるが之を聞くより澤山の壯士等に詰め寄せ來る樓子なりしにぞ自分に於て談判を爲せり兎角する內東京より大井及び稻垣等も來り中の島銀水樓に於て會議と聞きしとも聞きたるが其の翌々日なりしか新井が鰐町の旅宿に來り金も出來たれば實行する積りなり諸君い如何にやと云へり然るに落合、井上、河村、久野、山崎、玉水等居合せしものも自分と同感よて磯山の事よ付き激動して居る際なれば大に喜びしなり而して其晩神戸より山帆する筈ありしが此時安藤方にある荷物を持ち行き呉れとのことありし又其折船の約束もなりたれ共其時の勢實よ驚よて只一意別鮮よ行く心が勝ち居たれば其約束さへ皆自分等い大龍丸よ乘り込みしに內藤等も乘り居たり期せずして偶然此處に落ち合ひしも亦同感の一証左と謂ひ一ぱ二階より降り來り磯山の蝙蝠傘を携へ車よて出で行きしが間もなく新井が車にて來り直に二階へ上りたるに付き自分も同じく二階へ昇りし處同樓よて新井い何人なるぞと問ひ新井い自分い磯山を知るものなりと云へり此時新井と主人と何か私語ありし居たるが蝙て自分に還れとの事故遂に歸り去れり其後磯山の居りし部屋新井一人よて非處に居しなんと思ひ久野と語りしに新井が既に歸りしとの事よて大に家宅搜索の材料に究したるが已ひと得ざるより歸宿なし新井に會ひたる上怒り半分に此事を詰りたる處新井も彼の樓の主人の爲め奈く欺かれたりと申し居りし其後尚ほ探索せんと思ひ諸所聞き合す內福田樓の藏坐敷よ居るとを探知し搜索の手掛りを得たる事なるが之を聞くより澤山の壯士等い

しとあるが大井も此電報位い屆け呉れる事なと云ひしも實い大矢を同道して行き入館したるらんと信せり然るに大井よりして稻垣い居らず跡より送るとの返報來れり然れ共跡より送るとい稻垣よ相談して之を送るとやら如何にや相分らざれ(即ち第二の電報と稱したる譯なり而して小磯云々とある小林よ於ても電報を發したる處返信なしとの話しありたれば然らば共よ打たんとて自分が筆を執り電報したるおれ共金を促すに付き全く大井を目的として掛けしよいあらず(辨板)四十八号証よりーデモンナオンレとある如何(磯)稻垣に此く申し遣はしたるおり(赤)他よ斷念せし事實いなきか(磯)先刻も申せし通り斷念とい全く自分の懷中に取極めし譯ゑて此事を語りしい稻垣示のみに話したり(赤)石塚と小林とが田代を内地よ殘せと云ひしとよ付き潜身したるい全く田代よ頼り事を爲す考へなりしか(裁)其れい不必要の事と思へば別に尋ねるよ及ばざるべし(赤)長崎へ發したる電報い新井と呼び戻を考おりしか又江田へ送りたる手紙い磯山より送りしものか將た日下部より送りしものか(裁)赤羽根い外患の事い認めずと言ひ居たれば其れも不必要の事にいあらずや(赤)大阪より長崎へ行きし事の事實いあれ共過日も申せし如く外患い認めず故に不必要とあれば是れにて中止せん(此時淺越、河村、久保、の三氏い何れも頭痛ひの事よと退廷す)(武藤)過日の申し立て中間逃ひの事ありしれい有一館に入館することにて山川の内へ行きし事い相違なけれ共手紙を其山に渡せしい全く天野おり而して有一館へ入館する事い其山よ頼みしと

代用する考おりしかを

疑武重を亞拉比亞

問かん(此時淺川辨護人い武藤氏の傍よ進み患告する所あり)(武)辨護人の患告を納れ最早答を聞くに及ばず(稻垣)先月廿六日附を以て上申書を差出し置たるが御落手相成りしか(裁)落手せり(内藤)自分い曾て陳述せしとも今日陳述するとも敢て相違あるよあらざれ共傍聽筆記を見れば相々間違ひの點もあり且又事實を包藏したる事もあれば一應申し立てん扨て其筆記中二百二十四ページの所に大矢いの際望云々とあれ共自分等が神奈川縣に於て非常手段を行ひし時い大矢い神奈川よ用事ありて歸りたれば際望するの謂れなし又天野い眼に金の有無を探知する役目なりしかば其に押し入りたるまいあらず又二百二十五ページの處よ磯山より自分よ短銃を與へし時磯山い當時壯士が發氣を帶びて居る故一身防衛の爲めよ與ふると云ひしを自分い假ひ發氣を帶びたるにもせよ此大事に與かる人々い元と怒心ありして發見にも當みたるものあれば疎漏の事なきいあるまじ故よ斯の如きものを携帶し居らんよい翔て是等の人よ疑を生せしめ且つ旅金等へも不都合あればと一旦い潜逃したれども亦然て話したる强盜を爲すの目論見もあれば其の爲めあれば受けんと申越きたる次第爲なれば左樣よ御聞取あらんとを又信貴山よ押入りし處よ磯山も而白し去れば自分も行くとのとある樣あれども是れい全く間違なり而して同筆記中二百二十二ページの處に檄文を見し我との問よ對し自分い一讀したれども忘れたる樣答へたりとあれども是れも間違にて自

分い決して一讀せし等のといなく只是い檄文おりとの事を承知したるおり尚ほ是より渡韓の事に付申上げんよ自分い當時何人が是を止めよと云ふも決して思ひ止まるの精神なかりしも可惜天下忠義の名士則ち大井、小林、新井等をして永く獄窓の下よ呻吟せしむるに忍びず遂に右等の事を包藏したるとあり併し自分が飽迄當初の精神を貫かんとしたるとい曾て小林の止宿所なる大書樓と尋ねし時磯山が金を持逃げしたるい至極殘念なるとなれども折角の計畫を今となつて當併よ屈せしむるい實に不本意千万なれば身を碎いてなりとも此の意思い貫徹せんと云ひし位なりし是れい加藤が自分の止宿所原平方を尋ねし節よも若い前途の事を如何するやと云ふ故更も角是まで計畫せしものを中途にして止むるい自分の取らざる處なり此故に先づ小林を糾ね自分等の意見をも聞べ又小林等の意見をも聞きたるとて參りしとなるが此時小林の云へるに磯山の潜伏せしに疑て最早今度の事い破れしと同斷にして又た實行の壯士等い死せしと一般なり故に之を蔑息せしめざるべからざるとなれども此際又た深く考ふる處なくて叶いぬとなり君等の爲す處い暴虎馮河の所に似ざるや固分他よ妙算なきにもあらざれば其の爲めあれば受けんと申越きたる次第爲にい自分等い最早や事の茲よ及び以上い言ふるよ如く死人と一般なり又是のとある樣あれども是れい全く間違なり而して同筆記中二百二十二ページの處に檄文を見し我との問よ對し自分い一讀したれども忘れたる樣答へたりとあれども是れも間違にて自

等い種々お世話を掛けしも右の次第なれば自分等い最早無政府の考へにて獨斷以て事よ醸らん左樣に御承知下されたしとて小林よ相談したるとあり是を以て自分の渡韓を斷念せざるを見るに足るならんが右の話を爲したる小林も今尚ほ承知のとならんと信ず此点を伺ひたし(小林)極々熱心の話ありたるに相違なし(内)又岡橋方へ押入りし時與田帶を用ひしとに付最初神奈川地方にて麻繩を用ひ後ちに何故斯の如き脆柔あるものと用ひしやとの御問もありし樣なれども右い最初神奈川にて縛したる時痛しとのとを申せしよ付今度は是れにて縛すべしと氏家が件の與田を持ち來りしよ付人情より其れいッもあらんと後ちにい脆柔なるものを用ひし譯あれば此段も申上げ置く又田代の申したる木砲云々の事なるが田代い元より爲實の人あれば偽り等い無かるべし故に是れい全く磯山より話しありしものあらんが併し自分よ於て手で投げる考よて決して木砲を用ゆるおゝの考いなかりし彼の慰みに打揚げる花火さへ是丈けもあるべき(其筒の大さを形容して遣ふ)おるに苟も爆發物を使用するに之を木砲にこじとならば怪ちにして嫌疑を受くるとおるべし右い果して木砲にこじとの話ありしにや田代よ問ひたし(裁)田代い田代の意見内藤い内藤の意見にて宜しきにあらずや(内)然らば宜し併し猶申上げ度い過日席順の事を申述べしとにて其際新井を席末に變更あらんとを望みしも是い全くへまで引遂さしめ同港より渡航なすとなさん是とせば或い罪の輕重にも關係あらんかとの猶

切て其磯山が逃げたる原因い第一小林先生と狀きたるとにて第二い大井先生よりの手紙よ磯山い出立せしかとのとありしに依る第三い彼の四人組と稱する人々と爲藤を生と恐懼の念を生したる爲め逃げたるものにて其第四い加藤宗七が四人組の者よして若し其指揮を奉せざれば稻垣を招き患告して貰らいんとの話を爲したるよ依るものよして以上の四原因い磯山をして播州よ逃げしめたる理由なりとす而して磯山い只自分の善い事のみを申せども(裁)其筒の大さを形容して遣ふ)おるに苟も爆發物を取り出したるい全く間違なり而して同筆記中二百二十二ページの處に檄文を見し我との問よ對し自分い一讀したれども忘れたる樣答へたりとあれども是れも間違にて自

劣なる者より右様申せしなれども實い自分等渡韓實行者に於て新井の忠貞よしして且つ非常に熱心おりしことを知り飽迄者領者と仰ぎ居たりしとあれば此段も厚おから一言爲し置く(檢事)本官い内藤の陳述前に中さんとせしが只今御開廷前に際し一言申述ぶき度とあり先刻赤羽根利助なるものが磯山を攻撃するの端を磨きたるより次に武藤い實は聞くも忍びざる四々條の質問を爲すに至れり是等い裁判長は於て御差止めはなりしに就き最早斯の如きと何も申立てざるべしと雖へども是等の事に與みする位のものが只一時の血氣は任せ快を取るが爲めは熱言を吐き且つ法廷に於て筆を恒さしりるなきい認廷取締上の上から申すも不都合なりと思惟すれば此段一應申述べ置く(裁)被告人一同は申すが只今檢察官よりの陳述もありたる事なれば過日以來本官の申す如く本件は關して最も緊要にしてし直接なる事をのみ申立ることとなし決して他と攻撃するの事い注意して止める様致したし、又本日い恐れよて開廷とおすべし午時午後零時二十五分なりし

◎國事犯等四十三回公判傍聽筆記

七月十日午前第七時四十五分開廷

(裁)昨日に引續き只今より認廷を開く而して益田久米の辨護人に申すが同人い本日病氣は て出廷し能いざる由なるが辨護人に於て此 儲よて開廷するも異存なきや(辨小林)異存な し就て い同人の爲め昨日願ひ置たる調書の御 朗読い追て同人出 廷に致されたし(裁)是 家以下に後で補足

せし故それを持居りも も引上げの節い橋の下に隠し置たる等其擧動 を以て見るも狼狽せざりしを証そるは足るべ し又長崎へ向け出發する際新井が島町の旅宿 に來たり是より長崎に出發するが諸君い如何 するかと尋ねし時自分い大井氏い天下の有志 者なれば其人が首領を命せし新井のとなれば 則ち其人に隨ひ渡航して飽まで主義の爲めに 盡す考へにてわりたり(山本鹿)自分い聊か申 上げたき事あれと辨論の際に讓るべし(重松) 稻垣示は金を貸與へしい七月と九月の両度な る様考へしが是い思ひ遂ひよて七月中は両度 に渡し且つ爾後い一切其需めに應せざりし次 第なり(佐伯)公訴狀中に岸十郎平方よて强取 せし金貫の内八四い自分及び難波の両人より 天野の手を經て景山に渡し景山い之を奔走費 に仕拂ひ其他い各自に費消せし様あるも左 様なる事いなきなり(難波)赤井景韶の爲めの 義捐金を强盗の資本は供せし様傍聽筆記に見 えしも右い左様なる譯に非ず自分と佐伯が景 山の旅宿に持ち參り同人は手渡し致せしもの なり(天野)自分い鑒察及び豫審は於て事實を 申立て居る故最早や申上ぐる事いなきが過日 磯山の申立てに付き一言せん曾て强盗に押入 るが爲め磯山の手より有一館の生徒内藤、山 崎、大矢の三名を遣はしも都合に依り中 止せし事に付き自分が磯山に向ひイヤにおり て止めた抔とい如何にも不体裁抔と唱したる 様申せしが是い大いは有一館の生徒の名譽は 關をる事なれば申上げ置く所い人を精選する い甚だ緊要なり夫々遣ひ道を考へぬとならぬ

と申せし迄なれば此相違の廉を一言申上げ置く(飯田)自分が磯山より外患の事を聞きしい 六月廿三日と考へ居たるが日限に相違する廉 あり是い辨論の時に申べし又藥品い磯山より 預かりし殘品なる様半信半疑の間は答へ致 せしが鄕里の店に問ひ合せしは斯の如き書狀 參りたれば其品の當時店に非ざりし事い帳簿 上に記載なきを以ても証するに足る故は被告 が利益の爲め申上げ置く猶磯山豫審第六回調 査中の手紙及び利根川に藥品を投じたる事い 辨論の時に讓るべし(日下部)過日自分の手紙 の辨解の出來ざりし事を熟考するにドッモ文 意い自分の作りし物は相違なきも一讀せし物 い寫しなれば或い誤りなきを保し難し故は本 紙の御取寄せを乞ふ次に朝鮮計畫の事と磯山 より汐見亭にて聞きたる時磯山い自分は向ひ 同行せんかと勸めじ故用意い如何にと問ひし は二十八位い出來たとの事故二十八位でい犬 死だと申せしが十九世紀の今日を以て考ふれ ば犬死と言ふよりはそ死否獨り死と云ふこと そ適當なれ故に左様御變更ありたし此辭い自 由然諸君を誹毀せし様なれ共決して左る譯に 非ず(裁)手紙い被告が書きしに相違なきや (日)相違なきも辨解い出來ず(辨善積)只今の 手紙寫取を願ひたし又その手紙を書きしい江 口新井両人の中誰れなるか(新井)後の証據と 存じ佐賀新聞社は於て自分が讀み江口が書き たるものなり其時江口い是い日下部の筆跡な りと申居れり(裁)本文を追て書きとい同筆な りや(新井)左様なり(裁)新井、日下部が本書 上大阪に參り貴ひたり亦稻垣示にも其事い勿

本籍は居らざる故照會するも分かり難るなら んが新井は於ては是非之が説明の必要あるか (新)御取寄せに相成ば滿足なれ共彼是御手數 と煩す事故如何様ともて宜し(裁)日下部、今 聞く如く新井も申と故尚は篤と取調たる上必 是にて一通り御遊の申立てい相濟みしが更は 大井より申立てよ(大)磯山の申立に甲府は遊 説に參りし様ありしが甲府にい自由主義の人 も無き故遊説に參る必要なし何か磯山の間違 ならん亦磯山と自分と不和の事い婦女子の態 は等しき様なれば別段申さず亦磯山が手紙を 以て自分及び小林を招き意見を問ひたる事抔 い毛頭あし磯山い自身に獻立する事い出來ざ る人よて人の尻につき事を論ずる者あり亦小 林より金を送れと申越せし様ありしが是い磯 山の間違ひなり跡でいどうでもするから只今 送れと申越せし事抔い如何にも怪訝は堪えざ りし依て考ふるに新井、小林等い磯山が金を 持居る事を知らざるありと存じ石塚に相談の

廻し鮮血を濺ぐが如き事に至りてい最も得意とする所なり又吉村い押入るべき家の業内を爲さしめたる迄なれば餘り勇氣い必用にわらず則ち斯の如き人々を以て組織したる者なれば決して周章狼狽抔とい申し難き事ならん且つ又一非常手段にして斯の如き事ありとせんか朝鮮支那は對して事を起るい實は至難のと申す可し左れば狼狽の一語い其實蒟蒻の如くグニャ〳〵然たる被害者の口より出でしものなると明かなり就てい我々七人い朝鮮實行者の一部分あるは周章狼狽したり抔と云いるい甚だ見苦しき事なれば裁判長に於ても其周章狼狽せしは非ざる事を御信用相成たし又先日加納が斷念せし事に付き御尋ねありしが同人が北國に歸りしい大井先生とも相談の上斷念せし者なれば歸國せよと申され長濱まで自分と同行せしい自分が東海道へ行く序あり し故なり又過日磯山の陳述中は大井と山梨縣へ遊説は行くは付き大井が磯山より金を受取し様申せしが是い遊だ相違せり右行い甲府の内藤傳右衛門の訴訟事件は就き參りたる解けよて三百圓の入費も取りたる事故別段磯山より金を受取るべき者なしは若い過般自分の陳述中は甲州より歸りがけ馬車の別當に朝鮮變亂の事を聞きたりと申せしい即ち此の一行の事なり(落合)自分の申立てんと存せし事い只今氏家の述べし所と同と事故冗して極簡單に申上げん岡橋方へ强盗は押入りし時家人が障子を蹴破りて逃げんとするを傷付けていなら ずと頭を押へ居たるを能はず縛したる事もあり又山本鹿藏が内ぶり遁出たとする者あれば

論總べて今回の事を悲しく嘯して奔走し貴ひたるとなるよ或る傍聽筆記よ い單に長崎東京間の往復又い金錢の事のみと顧みし樣記せし故稻垣い之を見て金の爲めに大阪に參りしに非ずとか又い第二の磯山として惡弄されしと か申せしも自分い左る事と申せし覺えなし現に昨日の或る傍聽筆記よ稻垣示の陳述中卷末云々とありしも稻垣が左樣な語を嘯ざりし事い裁判長及び陪席官諸君に於ても御承知ならん兎に角傍聽筆記にい頗ぶる誤謬多し併し唯誤りの多きい自分よ於て特いされ共其筆記を見其誤謬を以て直ちに辨駁せられて遂だ困る譯けなり(小林)卿か磯山に御尋問を乞よ就て い自分い平意虛氣を以て答へられん事を望む尤も極簡明に否とか然りとか答へられたし第一十八年十月頃磯山い壯士と前後に着阪し自分の旅宿に來たり大いよ其勞を謝し之より交代せんと申せし故如何なる意にて言ふならんと存じ然らば最早や金い出來しかと問ひしに相變らず出來ぬとの事故然らば歸京い出來ずと申し後藤岐に參る時磯山い新井の事に付き彼是申せし故新井い極熟心家に非ずやと申せり其時い只一時の事と考へしも今より之を見れば新井を殘さんと思ひしものゝ如し斯い如何ある譯か御尋を乞ふ第二い自分が高松に參る節見送り呉れたる時磯山い壯士も金に困り居ると申せしが果して然りしか第三自分が渡越の金を受取り磯山に渡せし時の言即ち此金に手をつけずとそつくりと持ち行き呉れと申せしに金を受取りし事い誰にも嘯

故何故かと尋ねしに危險なりと答へたる事第四い渡越の盡力よ依り金が出來たれば壯士を住吉よ集め四人の内よて一人か或い三人の内一人とかの給代を選み申渡す事あり併し四人組の者い除かん抔申せし故イヤ〳〵成るべく再擧を謀り共同主義たる者を用ひざりしい如何殊よ日下部の如きい支那に向て戰をするの友なりしよもせよ主義上の友人にい非ず間く處よ據れば彼い元九州の紫溟會員なりと果して然りとせば政治上及び主義上より申さば反對黨とも言ふべし又中村も同會員よして近頃迄い何處かの巡査ありしと言ふ是れ等に依りて考へれば前に精選と云ひしい主義の違ふ者のみを以て組織する考へなりしが如何よも信じ難き次第なり併し昨日の清兵衛よ非ずして今日の清兵衛なれば斯の如きと言然ありと謂ふべし又爆發物買入に三千圓を費したりと云ふべき甚だ疑いし又日下部よ對し土倉庄三郎より三万圓の金を借りたりと云ひし由なるが是又不審の至りなり其他問ふべき事あるも敢て述ず(裁)只今申立てし事い本件よ如何ある必要あるか就中再擧の事い小林よ如何なる關係あるか(小)裁判上の事い閣下の權内よあれば自分い知らず併し磯山の分離せし事い法律上事實上共よ大よ關係あり(裁)磯山い外面分離し居るも其内心い分離せしものよあらざる譯ならずや(小)最早や新井を首領とせし以上い我黨にい關係なし併し前世界より後世界に跨り居る人故大よ關係を有すれども當法廷にい別席致し居れり(裁)我黨よ關係あり又全世界の人なれば最早關係なきとなるべん依て磯山よ於て宜敷取捨して可なり然るよ潛匿して精選するとい何故か壯士中にい爲めよ饑饉に瀕する者もありし此壯士選い多くい自由黨の子弟にして再擧あらば必ず用ひべき者あるよ非ずや然るに中村、日下部、井村、遠藤等と再擧を謀り共同主義たる者を用ひざりしい如何殊よ日下部の如きい支那に向て戰をするの友なりしよもせよ主義上の友人にい非ず間く處よ據れば彼い元九州の紫溟會員なりと果して然りとせば政治上及び主義上より申さば反對黨とも言ふべし又中村も同會員よして近頃迄い何處かの巡査ありしと言ふ是れ等に依りて考へれば前に精選と云ひしい主義の違ふ者のみを以て組織する考へなりしが如何よも信じ難き次第なり併し昨日の清兵衛よ非ずして今日の清兵衛なれば斯の如きと言然ありと謂ふべし又爆發物買入に三千圓を費したりと云ふべき甚だ疑いし又日下部よ對し土倉庄三郎より三万圓の金を借りたりと云ひし由なるが是又不審の至りなり其他問ふべき事あるも敢て述ず(裁)只今申立てし事い本件よ如何ある必要あるか就中再擧の事い小林よ如何なる關係あるか(小)裁判上の事い閣下の權内よあれば自分い知らず併し磯山の分離せし事い法律上事實上共よ大よ關係あり(裁)磯山い外面分離し居るも其内心い分離せしものよあらざる譯ならずや(小)最早や新井を首領とせし以上い我黨にい關係なし併し前世界より後世界に跨り居る人故大よ關係を有すれども當法廷にい別席致し居れり(裁)我黨よ關係あり又全世界の人なれば最早關係なきとなるべん依て磯

山に質問の後い採用せず(小)自分い同人に一番大關係あり其譯い大井い東京に居り新井い長崎に居りしも自分い大坂よ在りて最も磯山に密接し居れば なり(辨護)只今小林より請求せし中よい不用の事もあらんかなれも取捨して御詳しありたし(裁)それが必要か(辨護)壯士を集めて申渡せし事い必要と感するなり如何とあれば壯士中朝鮮に渡航する者よして其方法手段い知らざる者あり是い出發するに當り申渡さんと云ひ居りし故其事を尋ねるい甚だ必要なり又金錢上の事に就てい辨護上大に關係あり又磯山が朝鮮計畫を致せしより共犯なりし者も分離後い共犯あらざる者もあり旁々以て必要と信ず(大矢)磯山が去る十六日の申立よ付き相違の點い辨論の際に誤らんと存せしも磯山い過ちて其非を遂ぐる者ある故事實を明らかにし公衆否裁判長の御心証まで に御聞置を乞ふ(裁)辨論の際よ語るべし(辨護)小林の申立て中壯士精選の事抔い磯山よ於て答辨を必要と考へ居れば述ぶる事と致したし(辨護)必要の部分のみを磯山よ御尋問相成り而して其答辨い同人が補遺の申立てをあす時共に述る樣致したし(檢事)只今の問題の事よ關し大体い砂川辨護と同じ併し其事の要否い磯山の取捨に依らずして裁判上の要否に依りて取捨せられん事を御參考迄に申ふく(裁)引き續き訟廷を開く(辨護川)最早補遺の事い承知なるが千三百圓わあり(裁)渡越の金を受取りたる後住吉に會合せし事あるか(磯)左樣なり(裁)如何なる事と云ひたる申渡せしか且亦四人組を除くことを云ひたるか(磯)四人組を除く事い小林に嘯せし通りあり住吉よ會合せしい如何よも四人組の風が壯士中に傳染せし故に一人或い二人宛集まりもちい一同長々困難を致せしが此度渡越の周旋に依り金が出來し故愈々決行せんとす然るに金が今少し不充分なる故其邊の困難い忍で貴申す可きとなしと云ひしも尚少しく申し立てたき事あり(辨板)飯田喜太郎より嶋の内磯山に相違そる廉あり恐しく申上たし(裁)補足丈け いすす事に致し磯山に問を發する事い成るべく止める事とせべし(小)磯山い過日來義勇兵〳〵と頻りに申居るが是い此度の計畫といろし(此時橋本氏癇氣の爲め退廷す)(裁)飯田相違する事よて十七年中よい磯山よ嘯せし事い決してなし又日下部よ渡すべき旅費四十圓を自分が横取りせし事なく日下部を朝鮮計畫の先發として遣したる事あり又日下部に金の事を申含め自分に逢いざる樣云たる由なるが其い日下部が自分に逢へば何か宜敷からざる事ありし故ならん亦公訴狀中に十八年八月中旬磯山い大井、小林等と協議の上新井をして壯士を率ゐて云々とあるも自分い協議せし事なし磯山が大阪よ參りて面會せし時金が出來しかと問ひしに爆發物及び刀劍い出來しも金いなしと申せし故自分い其經過に驚きし位ひて言ひ御都合よて御越に相成たるものなり(裁)一先づ是よて休廷致す(時午前十時廿五分なりき

同日午前十一時五分開廷

(裁)引き續き訟廷を開く(辨護川)最早補遺の事よ關し大体い砂川辨護と同じ併し其事の要否い磯山の取捨に依らずして裁判上の要否に依りて取捨せられん事を御參考迄に申ふく

千圓許りなるが是れい内藤六四郎に點檢致させし詳細なる帳簿なるが燒き捨てたり故に東京出發の際い六百圓位なりしも其中田代等の旅費等に二百二十圓を支拂ひたり但し九百五十圓い尚は大坂に於て波越より受取り云々（大）裁判長が横合ひより調書を朗讀するい訴訟手續上甚だ不都合千万の事なり故に此段藏判長に忠告す自分等い元來自由の大義を取るものなれば此の如き厳制い決して受けず（辨板）裁判長の調書を朗讀ありしい全く新井の爲めなり然るを大井よ於て云々するい考へ違ひならんか（大）殿分新井の爲めにもせよ迷惑被告に關するとあれば此の如きい實に默止するに忍びざるあり故よ裁判長閣下并よ陪席官檢察官等に申し上ぐる譯なり元來訊問と乞ふ所以のものい一い記憶を引起し一い証言を求むる譯なり固より今日迄調べを受け來りたる被告等なれば調書のあるい勿論の事なり然るに裁判長に於て横合より調書を朗讀せらるゝと云い如何ある訴訟手續なるか（裁）念の爲め大井よ申し聞けるが本官い固より進んで朗讀せし譯にいあらず（大）檢察官の御意見い知らずと雖ども自分に於ていい實に失体の至りと存す（檢堀田）只今磯山よ對し新井より訊問を乞ひしとよ付き大井より裁判長よ忠告せしとあるが其事柄の意味を取り其手續に叶ふや否やに關して意見を述ぶる時機い追て來たるとならん併し其外形よ見はれたる言詞よ就ていい本官に於て考へる所もあれば書記として一層細かよ記錄せしめられたし乃ち訴訟法により檢察官の爲めに証憑となるべき樣特書あらんとを望む其意見に至りていい時機の來り次第申し述べん（裁）少しく協議をる所もあれば暫く休廷せん（波越）と聞く尚は大井に申聞けるが只今の忠告い單に忠告よのみ止まる譯か又訴訟手續よ（新）他の壯士の分い知ざれ共自分の分い分りたれば宜し（田代）只今朗讀ありし調書の中二百二十圓を自分よ渡せし樣聞き取りしが果して然るか（裁）田代とのみ讀みしにわらず田代共の他の壯士云々なり（田代）其れならとろし（裁）次ぎにい大矢（大矢）自分い去る十六日よ磯山が申し立てし事よ付き聞糺ひあれば確め置きたし全体磯山の殺害により神奈川地方よ於て非常手段を試みしなるに磯山い天野の發意ありと申す故先きにも此事を詳しく申立てたる譯なり又戸長役場に押し入りたる時い直接に磯山より話いなし併し前の意志の繼續し居りたるを以て矢張り磯山の教唆とヤし立て磯山い意思の繼續と云ふことを知らざるを以て教唆せしとなし抔ヤし上げしとならん又磯山い斷念せしと云ふも自分が郡役所の公金を奪ふ節旅費を受取りに行き此度金を得ざるよ於ていい再び面會せずと申せしとありしを見ても判然ならん又磯山い前後共に自分に刀劍を與へずと云ふも現よ三本受取りし事い拖渡し百三十圓程を壯士の大阪よ滯在せし費用よ可からざる事實にして是れい山本等も承知なり又イヤよなりし故止めたのだと云ひしい自分に於て意見あるが爲めよヤしたるとにて此時い山崎、富田、難波及び自分四人にて郡役所へ押し入らんとせし時あるが此際い神詣での通行人も澤山あり且つ農夫も五六十人居りとあり（新井）尚は磯山に問ひたし自分の受取りしい全く百圓にして他の壯士の分が三百圓なるか（磯）長崎行の旅費のみにいあらず色々の費用を合して四百圓渡せし譯なり（新井）其れよしても自分の分い百圓なりしか（磯）然りたれば宜し（田代）只今朗讀ありし調書の中二百二十圓を自分よ渡せし樣聞き取りしが果して然るか（裁）田代とのみ讀みしにわらず田代共の他の壯士云々なり（田代）其れならとろし（裁）次ぎにい大矢（大矢）自分い去る十六日よ磯山が申し立てし事よ付き聞糺ひあれば確め置きたし全体磯山の殺害により神奈川地方よ於て非常手段を試みしなるに磯山い天野の發意ありと申す故先きにも此事を詳しく申立てたる譯なり又戸長役場に押し入りたる時い直接に磯山より話いなし併し前の意志の繼續し居りたるを以て矢張り磯山の教唆とヤし立て磯山い意思の繼續と云ふことを知らざるを以て教唆せしとなし抔ヤし上げしとならん又磯山い斷念せしと云ふも自分が郡役所の公金を奪ふ節旅費を受取りに行き此度金を得ざるよ於ていい再び面會せずと申せしとありしを見ても判然ならん又磯山い前後共に自分に刀劍を與へずと云ふも現よ三本受取りし事い拖渡し百三十圓程を壯士の大阪よ滯在せし費用よ可からざる事實にして是れい山本等も承知なり又イヤよなりし故止めたのだと云ひしい自分に於て意見あるが爲めよヤしたるとにて此時い山崎、富田、難波及び自分四人にて郡役所へ押し入らんとせし時あるが此際い神詣での通行人も澤山あり且つ農夫も五六十人居りとあり（新井）尚は磯山に問ひたし自分の受取りしい全く百圓にして他の壯士の分が三百圓なるか（磯）長崎行の旅費のみにいあらず色々の費用を合して四百圓渡せし譯なり（新井）其れよしても自分の分い百圓なりしか（磯）然りたれば宜し（田代）只今朗讀ありし調書の中二百二十圓を自分よ渡せし樣聞き取りしが果して然るか（裁）田代とのみ讀みしにわらず田代共の他の壯士云々なり（田代）其れならとろし（裁）次ぎにい大矢（大矢）自分い去る十六日よ磯山が申し立てし事よ付き聞糺ひあれば確め置きたし全体磯山の殺害により神奈川地方よ於て非常手段を試みしなるに磯山い天野の發意ありと申す故先きにも此事を詳しく申立てたる譯なり又戸長役場に押し入りたる時い直接に磯山より話いなし併し前の意志の繼續し居りたるを以て矢張り磯山の教唆とヤし立て磯山い意思の繼續と云ふことを知らざるを以て教唆せしとなし抔ヤし上げしとならん又磯山い斷念せしと云ふも自分が郡役所の公金を奪ふ節旅費を受取りに行き此度金を得ざるよ於ていい再び面會せずと申せしとありしを見ても判然ならん又磯山い前後共に自分に刀劍を與へずと云ふも現よ三本受取りし事い拖渡し百三十圓程を壯士の大阪よ滯在せし費用よ可からざる事實にして是れい山本等も承知なり又イヤよなりし故止めたのだと云ひしい自分に於て意見あるが爲めよヤしたるとにて此時い山崎、富田、難波及び自分四人にて郡役所へ押し入らんとせし時あるが此際い神詣での通行人も澤山あり且つ農夫も五六十人居りとあり（新井）尚は磯山に問ひたし自分の受取

能いざるべしと考へ難波よりして天野に告げしめたるものよあらず（辨濟）拝借の書面御返却致すべき（安東）田代に訊問を乞ひたき事あり過日鹽酸加里の瓶を預りしやとの問に田代が洋酒の空瓶を持ち來りしと答へたる事あるが此事に付き過日田代が參考人として出廷したる時問いんと思ひしも忘却したれば只今其空瓶い鹽酸加里の瓶なりしか洋酒の瓶なりしかを確め置きたし（田代）現よ茶匠の中にありしい金硫黄ありしが之れい川中へ投棄したり故よ其後洋酒の瓶五六本を檢測縄よてしばり携へ行きし事あるが是れい記憶す最も其内一本丈い自分入用ありて持ち歸りたる樣覺ふ（裁）分りしか（安）分れり、尚は願ひ置きたき事い過日辨護人より朝日從太取調の事と請求したるが自分よ於ていい必要と思いず裁判長に於ても不必要と認めらるゝならば敢て請求するにい及ばざるべし（辨小）過日大矢より差出せし證面い再び請求し二日廿九日とあるい何年の三月四日讀したれば御返却申す（辨砂）日下部の爲めに田崎に御訊問を願ひたし播州よ於て大井等の逃捕されし事を新聞よて見たるとき井村方なりしか志方の宅なりしか田崎が爆發物を携帶せしとが發覺したらば之れだと（此時砂川辨護人い綾瑯の樣を示す）申せし事あり由あるが果して然るか（田崎）確かに記憶せざれ共其事り申せ（事あるやも知れず（辨砂）尚は日下部の爲め磯山よ質問を願ひたし（磯山い爆發物取締規則を何時承知せしか（磯）發布になりし時新聞にて一見し其折實に酷なる法律を設けたるものかなと感せしことあり其時死刑に處せらるゝとのことを思ひ居たるがらんが隙分此事件い長ければ成る可く被告人しめたるものよあらず（辨濟）其詳しきことい監獄署よて他被告人より一見を求めしよと自分も序でよ見て置かんと田中警部より借り受けて承知したる次第なり（辨護）ことのみと陳述する樣各被告人に申し聞けを求めしよと自分も序でよ見て置かんと田中警部より借り受けて承知したる次第なり（辨護）ことのみと陳述する樣各被告人に申し聞けありたし（辨横）最終に磯山に質問願ひたし元金硫黄を預けしとき手紙を殘し置きたるい其以前既に預ける約束ありしか（檢堀）稻垣示いると朝鮮計畫より以て支那の四百余州を席卷すと出廷し居らぬが差支へなきや（辨菊）差支なしとの事迄も有一館より胚胎したるとなれば（磯）別に約束せしことあり（辨菊）其後會ひし同館の組織も成る可く此公判廷よ於て明らかに致し置きたきも余り長きに渉れば單に有一時大切のものと預けしとか又い何か預けしと館の有一と云ふとの意味丈けを問きたし（磯）言し事あるか（嚴）何にも言いずと思ふ（辨菊）其れい自由黨の板垣氏を始め其他重も立ちしもの〻命名したるものにて詳り本件外と思へ田代が鐵罐等を運び稻垣方へ預けたるい始めより約束ありしか又い出來上りし時よ持ち廻りたるものか（磯）出來上りし報道ありし節（裁）安東、朝日從太い取調べざるとに致せばり處なきより加藤よ委任し加藤より預けしも左樣心得よ又飯田に尋ねるが最初磯山より預のなるが其の後の事い知らず（辨菊）預けたる後稻垣が歸宅したるが委しき話いなかりしか（磯）なし（辨板）飯田よ問ふ飯田より提供せしかりし藥品い二品か三品か（飯）三品よして鹽酸加里、金硫黄、赤燐ありし（裁）利根川へ投棄したるものい如何（飯）三品なれ共鹽酸加里と金硫黄い少く殘したり（裁）何程殘せしど（飯）其分量い確かと知れざれ共一貫目程にして金硫黄い慥か五ポンド程又鹽酸加里い紙包なりし（裁）尚磯山より所せとの督促と受けし節何故早く返さいりしや（飯）之を殘せし時い未だ督促の手紙來らざるときよてありき（裁）其投棄したるい如何（飯）十七年十月初旬の頃なりし（裁）其督促を受けたる時い（飯）十八年六月下旬なりし（裁）其一貫目ずゝを返したる譯い其だ錯雜ある次第なれば檢察官の論告に射し被告人一同の辨論を終り其れより辨護人の辨護よ及ぶ樣よ致したらんよい雖然として秩序あらん尤も是れい辨護人一同より相談の上請求いたす譯なり又取り越し若勞との説もあるが其飯田よりして磯山よ藥品を返したる法律を設けたるものかなと感せしことあり

とと授業したる事い分りしが少しく疑したる譯い如何(仮)イッ何時家宅捜索をされるかも知れず故に藥舗よい之れ丈位の藥品いあるものゝ外りと云れ⊗位疑し置きたるなり(捜査)余程注意の届きたる樣なるが何故赤燐い全部を拾てたるや(仮)元来自分方にて赤燐の如き藥品の取引きを爲さゝりし故なり(辯北)昨日稻垣の爲に鐵西日報差押へあれば一見したしと請求し置きたるとなるが如何(哉)来た分らず(弁仮)大非より鍋山に掛けたる返電い証據物件中にあるとの事なるが取調へよなりしか(哉)未たしなり御取調べん(捜査)辯護願序のとよ就てい辯護人板倉の請求したる願序が至極恰當なり宜ま之に賛成するのみならず自分よりも此く請求せんと思ひ居りし位なれば其れにてよろしい(大)板倉より請求せしとを取調べらるゝ序でに鍋山より自分に送りし電報の日付い十二日か將た十六日なるかを御取調の上御知らせ下されたし(大非に電報綴込を示さる)(辯小)大非より小林に宛てたる書簡即ち村野に渡せし深書金玉均同行云々の事なるものなれば明日にてもお示しを願ふ(哉)何れ取調て明日の事ま爲さん(哉)然らい之れにて閉廷せん而して明日より愈々辯論に取り掛ることとなるが順序の事い明日開廷迄に取定め置かん手間午後零時四十七分なりし

⊗正誤　廿五判聽傍筆記第卅七回第二百六十ページ第二欄九行及十行目ま故意とあるい補。遊の衍り又第四十二回二百八十七ページ第二欄十行目渡しての下迄ごとあるい無しの誤植
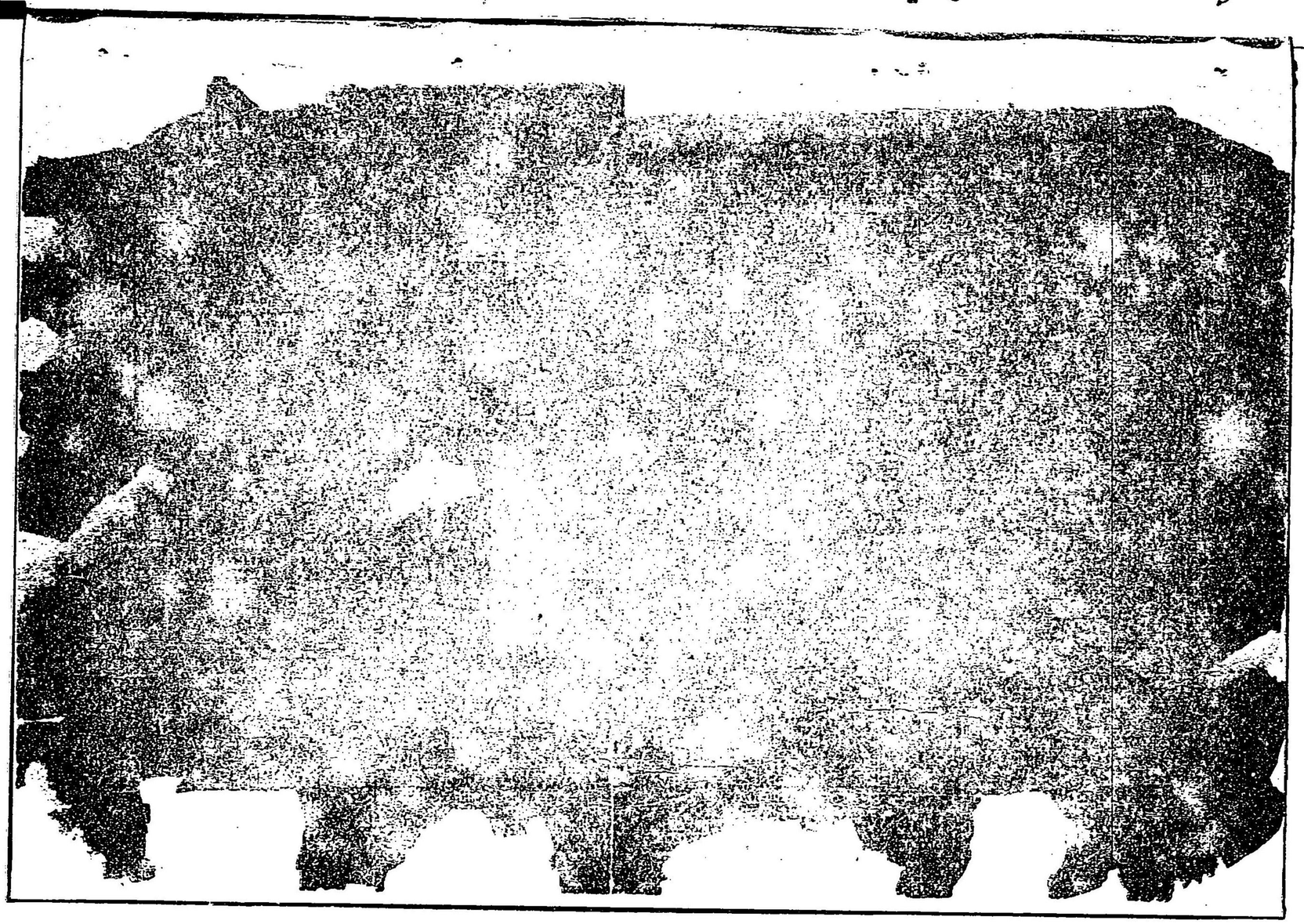
聽堂書房